



Title	アメリカ会計基準の研究
Author(s)	米山, 祐司
Citation	北海道大学. 博士(経営学) 乙第5512号
Issue Date	1999-09-30
DOI	10.11501/3159807
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28092
Type	theses (doctoral)
File Information	thesis1999.pdf



[Instructions for use](#)

アメリカ会計基準 の研究

米山祐司

目 次

序章 研究の意義と対象	1
-------------	---

第一部 アメリカの会計基準設定過程

第1章 セグメント情報の基準設定過程	6
1 連結財務諸表制度の展開における会計基準設定構造	6
1-1 会計基準設定構造の概観	6
1-2 連結財務諸表制度の生成と発展	7
a. 連結財務諸表制度の生成（第一段階）	7
b. 連結財務諸表制度の発展（第二段階）	9
2 セグメント情報をめぐる基準設定構造（第三段階前期）	10
2-1 セグメント情報を求める時代的背景	10
a. コングロマリット合併を通しての企業経営の多角化	10
b. 会計に対する社会的関心の高まり	17
2-2 SEC 主導での基準設定機構	18
a. 議会と SEC の対立	18
b. SEC の民間会計団体への同調	21
2-3 1969 年の SEC 改正規則に対する批判	22
a. SEC 規則の性格	22
b. SEC 規則に対する議会、政府の批判	24
2-4 FTC 独自の LB プログラムの開始	26
a. FTC の SEC 批判	26
b. FTC の基準設定機構からの離脱	28
3 セグメント情報をめぐる基準設定構造（第三段階後期）	30
3-1 SEC の FASB 支援体制	30
3-2 FAS 14 の設定過程	31
a. FASB による基準設定活動の開始	32
b. 特別専門委員会の調査活動と討議資料の作成	32
c. 公開草案に対する批判	34
d. FAS 14 の性格	34
3-3 SEC による FAS 14 の追認	35
第2章 外貨表示財務諸表換算会計の再編過程	45
1 企業の多国籍化と外貨換算会計	45
2 固定相場制下の外貨表示財務諸表換算会計	46
3 変動相場制下の外貨表示財務諸表換算会計	48
3-1 ヨーロッパ向け海外直接投資の急増と外貨換算問題	48
3-2 外貨換算会計の新展開	52
4 変動相場制下の外貨表示財務諸表換算会計の再編	55
5 海外経営戦略と外貨表示財務諸表換算会計	60

第二部 アメリカ会計基準と国際的調和の動向

第3章 SECのディスクロージャー政策	68
1 SECの政策転換	68
2 証券市場の国際化とSEC	68
3 SECの国内証券規制	69
4 SECの国際的証券規制	70
5 「健全な開示制度」を求めて	71
5-1 1985年コンセプト・リリースとMJDS	71
5-2 IAS改善へ向けて	73
第4章 会計基準の相互承認の可能性	
—アメリカとカナダの多法域間開示制度をもとに—	80
1 開示制度の国際的調和へのアプローチ	80
2 MJDSの制定過程	81
2-1 第一案の内容	81
2-2 第二案での変更	88
2-3 施行規則での変更	90
2-4 修正規則での変更	90
3 アメリカとカナダの会計基準の相違	91
4 相互承認の可能性	96
第5章 セグメント情報における国際的調和の動向	100
1 セグメント情報の国際的環境	100
2 日本におけるセグメント情報の段階的導入過程	100
2-1 セグメント情報の導入段階	101
2-2 セグメント情報の完成段階	104
2-3 日米交渉とセグメント情報	104
3 セグメント情報の比較（日本・FAS 14・旧IAS 14）	105
3-1 セグメント決定のアプローチと重要性基準	105
3-2 開示情報の比較	108
3-3 セグメント情報の修正	113
4 「管理アプローチ」による新しいセグメント情報	116
4-1 FAS 131でのセグメント情報	116
a. セグメント決定における「管理アプローチ」	116
b. 統合基準と重要性基準	117
c. FAS 131での開示情報	119
4-2 改訂IAS 14でのセグメント情報	120
a. 改訂IAS 14でのセグメントの決定	120
b. 改訂IAS 14での開示情報	122
4-3 FAS 131と改訂IAS 14の調和化	123
5 セグメント情報の国際的調和の現状と課題	124
参考文献	133
索引	146

図表目次

図 1-1	連結財務諸表及びセグメント情報の展開における会計基準設定構造	7
図 1-2	1895 - 1978 年における鉱工業での被買収企業数	11
図 1-3	1947, 1960 年及び 1968 年におけるトップ 200 製造企業の総資産が全製造 企業の総資産に占める割合と成長の累積的要因	12
図 1-4	1948 - 1968 年の合併態様別被買収総資産の推移	13
表 1-1	1960, 1965 及び 1968 年におけるトップ 200 製造企業が事業活動を行う 産業の平均数	14
表 1-2	1950 及び 1968 年におけるトップ 200 製造企業が事業活動を行う産業数	14
表 1-3	1963 年のトップ 100 製造企業が有している 5 桁品目群内の主導的地位 - 4 社集中度による分類	14
表 1-4	トップ 100 製造企業が上位 4 社以内の市場占有率を有する産業数	15
表 1-5	1950 年のトップ 1,000 製造企業のうち買収された 327 社が産業内で 有していた位置	15
図 1-5	1950 年と 1962 年におけるトップ 1,000 社の有する 5 桁品目群数別にみた 企業の分布状況	16
表 1-6	トップ 200 社が報告する産業部門数	26
図 1-6	FTC の Line of Business の構成	29
表 1-7	1969 - 1972 年における 600 社の株主向け年次報告書にみるセグメント 情報の状況	33
表 2-1	1973 年において貸借対照表及び損益計算書の換算に用いられた方法	48
図 2-1	アメリカの海外直接投資累積額の推移	48
図 2-2	1950 年と 1982 年におけるアメリカの地域別海外直接投資累積額	49
図 2-3	1950 年と 1982 年におけるアメリカの産業別海外直接投資累積額	50
図 2-4	主要通貨のドルに対する為替相場の変動と外貨換算会計基準の展開	51
図 2-5	換算方法と為替相場の変化による為替リスクのパターン	57
表 2-2	テンポラル法の下での ITT の換算差損益	58
図 2-6	FAS 52 による換算方法	59
表 2-3	多国籍企業の海外子会社に対する本社の四志向形態	61
表 4-1	Form F-7 (株主割当発行での 33 年法による登録)	82
表 4-2	Form F-8 (交換買付及び企業結合での 33 年法による登録)	83
表 4-3	Form F-9 (投資適格・非転換債券及び優先株式の 33 年法による登録)	84
表 4-4	Form F-10 (一般的な 33 年法による登録)	85
表 4-5	Form 40-F (34 年法による継続開示)	86
表 4-6	Northern Telecom 社の調整表	92
表 4-7	Alcan Aluminium 社の調整表	93
表 4-8	Inco 社の調整表 (1)	94
表 4-9	Inco 社の調整表 (2)	94
表 4-10	MacMillan Bloedel 社の調整表	95
表 5-1	日本のセグメント情報の制度化	102
表 5-2	日本のセグメント情報の段階的導入過程	103
表 5-3	日米における導入段階のセグメント情報 (開示省令と SEC 規則)	103
表 5-4	開示するセグメント情報の比較 (現行日本基準・FAS 14・旧 IAS 14)	109
図 5-1	日本における事業の種類別セグメントの決定	110
図 5-2	日本における所在地別セグメントの決定	111

図 5-3	旧 IAS 14 による産業別及び地域別セグメントの決定	111
図 5-4	FAS 14 による産業別セグメントの決定	112
図 5-5	FAS 14 による地域別セグメントの決定	112
図 5-6	FAS 131 による業務別セグメントの決定	118
図 5-7	改訂 IAS 14 による事業別セグメント及び地域別セグメントの決定	121
表 5-5	改訂 IAS 14 で開示するセグメント情報	122

略語表

AAA	American Accounting Association	アメリカ会計学会
AcSB	Accounting Standards Board	会計基準審議会 (カナダ)
AIA	American Institute Accountants	アメリカ会計士協会
AICPA	American Institute of Certified Public Accountants	アメリカ公認会計士協会
APB	Accounting Principles Board	会計原則審議会 (アメリカ)
ARB	Accounting Research Bulletin	会計研究公報 (アメリカ)
ARS	Accounting Research Study	会計研究叢書 (アメリカ)
ASR	Accounting Series Release	会計連続通牒 (アメリカ)
CAP	Committee on Accounting Procedure	会計手続委員会 (アメリカ)
EMS	European Monetary System	ヨーロッパ通貨制度
FAF	Financial Accounting Foundation	財務会計財団 (アメリカ)
FAS	Statement of Financial Accounting Standards	財務会計基準書 (アメリカ)
FASB	Financial Accounting Standards Board	財務会計基準審議会 (アメリカ)
FRB	Board of Governors of the Federal Reserve System	連邦準備制度理事会 (アメリカ)
FEI	Financial Executives Institute	財務担当幹部協会 (アメリカ)
FTC	Federal Trade Commission	連邦取引委員会 (アメリカ)
GAAP	Generally Accepted Accounting Principles	一般に認められた会計原則
GAAS	Generally Accepted Auditing Standards	一般に認められた監査基準
GAO	General Accounting Office	会計検査院 (アメリカ)
IAS	International Accounting Standards	国際会計基準
IASC	International Accounting Standards Committee	国際会計基準委員会
ICAEW	Institute of Chartered Accountants in England and Wales	イギリス勅許会計士協会
ICAS	Institute of Chartered Accountants of Scotland	スコットランド勅許会計士協会
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IOSCO	International Organization of Securities Commissions	証券監督者国際機構
IRS	Internal Revenue Service	アメリカ国税局
MJDS	Multijurisdictional Disclosure System	多法域間開示制度
MOU	Memorandum of Understanding	情報交換覚書
NAA	National Association of Accountants	全米会計士協会
NYSE	New York Stock Exchange	ニューヨーク証券取引所
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算庁 (アメリカ)
SEC	Securities and Exchange Commission	証券取引委員会 (アメリカ)
SIC	Standard Industry Classification	標準産業分類

要旨

本論文は、現代における会計基準設定構造の研究である。現在、一国内における個々の会計基準の設定や改訂ばかりでなくどのようなディスクロージャー制度を構築するかも、開示情報に対する社会的要望と国際的関係の両面を考慮することが求められている。企業が開示する情報は社会の幅広い経済活動の上で必要不可欠なものとなっており、企業を取巻く多くの人々の意思決定に重要な指針を提供している。それゆえ、企業活動や経済環境の変化は新たな情報の開示あるいは既存の開示情報の修正を要求する圧力を生み出している。一方、連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への転換や時価主義会計の導入の検討など、国際会計基準等の動向を勘案しながら現在わが国で「金融システム改革」の一環として行われている会計制度の抜本的見直しにみられるように、各国の会計情報及び会計制度も国際的な枠組みのもとで考えざるを得ない状況となってきた。本論文はこのような会計基準及び会計制度の現代的特質を多くの議会等の原始資料を用いながら解明してきている。本論文は国際会計と財務会計の研究である。

本論文は二部構成となっており、第一部でアメリカにおける会計基準設定過程を、第二部で会計の国際的調和化の動向とアメリカの関わりを多面的に分析している。第一部の第1章では、会計基準設定の過程とその時代的背景を会計基準設定構造としてとらえ、アメリカにおけるセグメント情報基準の設定構造を分析している。アメリカにおけるセグメント情報は、今世紀初頭からの長い連結財務諸表制度の経験を土壌に、1960年代から1970年代にかけての強い時代的及び社会的要望を具現するものとして誕生している。すなわち、セグメント情報は、1960年代後半にピークを迎えるアメリカの合併運動で登場したコングロマリット合併に対する反トラスト規制の観点からアメリカ議会で連結財務諸表情報の改善として要請されるようになり、その後SEC及びFASBにより会計基準として制度化されてゆく。本章では連結財務諸表情報自体が時代的要請により実務と基準の整備により定着してきた歴史的経緯を押さえ、そのうえで企業活動と経済的環境の変化に応じるために新たな会計情報としてセグメント情報が要求されることになった点を、議会、政府機関、産業界、会計団体等の利害関係者団体のセグメント情報に対する意向を分析することで明確にしている。さらに、会計基準設定が社会に対して大きな影響を及ぼすがゆえに、その設定過程が政治的色彩を帯びてくる傾向があり、そのため設定過程において広く社会的合意を得る仕組を完成する必要がある経緯を会計基準設定機関の変遷を通して明らかにしている。

第2章においては、外貨表示財務諸表換算会計の基準改訂を対象としている。現在の変動相場制の下においては国外子会社を含めて連結財務諸表を作成する際に用いる換算方法により企業業績が大きく変動することになる。これは企業の海外事業戦略と密接に関連するゆえに、一度設定された会計基準もそれに準拠して作成、開示される情報が企業の海外事業活動の実態を適正に表していないと判断した産業界からの強い圧力を受けて再編されてゆかざるを得なかった。この再編過程を、アメリカにおける経済環境及び企業の海外事業戦略の変化と新旧各基準の論理構造を対応させて分析している。この会計基準の再編は会計基準設定機関であるFASBの権威を脅かし、その存続のためには外貨表示財務諸表換算に対する産業界の要望を取り込みながら、その会計基準の論理構造を再構築する必要があったのである。

第二部では、会計の国際的調和化の動向に深く関わるSECの証券規制政策の転換の意味と影響を分析し、SECが模索した新しい開示制度の試みを検討している。さらに現在の会計基準が国際的枠組みのもとでいかに設定されているのかを、具体的に日本、アメリカ及びIASCでの実例をもって分析している。1980年代も後半になると、アメリカをはじめ世界の会計基準の設定環境に大きな変化がみられる。すなわち、国際的な企業活動及び投資活動の展開により一国の内だけで開示制度を考えることができなくなり、国ごとに大きく異なる会計基準および開示規定の国際的調和が図られる必要が生じてきたのである。

第3章では、SECが国際的配慮を重視する証券規制政策をアメリカの国内及び国外で展開することになった背景を探り、その具体的な政策の内容を広く検討している。SECはアメリカの証券市場の相対的な地位の低下のために証券規制政策を国際的な領域まで拡大してアメリカ市場の活性化を図ろうとしたが、その基本方針は常にアメリカの投資者保護にある。そのため、良質なディスクロージャーを提供するという姿勢は現在まで一貫して維持されてきており、そこには安易な妥協はみられない。IASの改訂プロジェクトがほぼ終了した現在、IOSCOがコア・スタンダードを承認しIASが多国間証券公募で用いられるようになるか世界の注目を集めているが、ここではSECによるIAS受け入れの決断が大きく影響すると考えられている。本章での分析により、SECはこれまで国外の企業に対する種々の規制緩和を行いながらも自国基準以外の受け入れには厳しい条件を付けてきていることがわかる。本章では、このようなSECの証券規制政策における基本方針を明らかにすることで、会計の国際的調和化の現在と将来を考える際の重要な指針を提供している。

アメリカはカナダの間で互いの開示書類を相互承認する多法域間開示制度を1991年に導入した。SECは国際的に健全な開示制度を築くために、二国間あるいは複数国間での開示制度の相互承認と国際的に統一された会計基準設定のふたつの方向の可能性を探ってきたが、MJDSはこのうちの前者の試みである。この制度のもとでは相手国での証券発行において一定の要件を満たすならば自国での開示書類が受け入れられることになる。アメリカにとっては外国企業の証券発行が促進されることで証券市場が活性化することが期待されていたのである。第4章では、この制度の詳細な検証を行い、SECのディスクロージャー政策の基本姿勢を再度確認し、同時に会計の国際的調和化の方向のひとつとして考えられていた相互承認方式が持つ限界を指摘している。すなわち、かなり会計基準が共通するとみられていたカナダの間でもその差異の存在により全面的な開示書類の受け入れには至っておらず、たとえIASをミニマム・スタンダードとしても相互承認方式では現在の会計実務の多様性を削減することには繋がらないとされるのである。

第5章では、セグメント情報の国際的調和の動向を検討している。現在会計基準設定は国際的な動向を無視したり、他国との協調を図らずに国内での会計基準設定を進めることは難しくなってきたところに時代的特質がある。わが国の場合は、連結財務諸表情報を国際的レベルにすることを目的に、当初からアメリカの基準を目標にセグメント情報の導入と制度的完成が図られてきた。アメリカではカナダとの間で共同プロジェクトの形で共通の基準改訂を行っている。IASCの基準改訂はIOSCOとの合意にもとづくIAS設定・改訂のプロジェクトの一環であり、最終的な基準の承認にあたってはアメリカとカナダのプロジェクトの内容に歩み寄る姿勢をみせている。しかし、国際的な差異を解消することには困難が伴い、現在でも完全な調和化は達成されていない。本章ではその状況がどこに起因するかを明らかにし、基準設定にあたっては国際的な動向との調整を図りながらも情報開示の目的を明確にすることの必要性を指摘している。

以上、本論文では現代の会計基準と会計制度の特質をアメリカを主たる対象としながら幅広く検討している。現代の会計情報は、社会の会計情報に対する要望を取り入れる仕組みをその設定機構の中に持つ必要があり、同時に国際的調和への配慮も求められてきている。会計情報及び会計制度を取り巻く状況が国際的に大きな変革期を迎えている現在、その時代的特質を把握することは重要であると考えられる。

序章 研究の意義と対象

今日の会計情報及び会計制度は国際的に大きな変革期を迎えている。わが国でも、1996年11月に「金融システム改革」で取り組む課題のひとつとして「会計基準の国際化促進」が掲げられ、連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への転換が決定し、時価主義会計の導入が検討されるなど、会計制度の抜本的ともいえる見直しが急速に進められている。また、1998年12月16日に国際会計基準委員会（IASB）理事会は国際会計基準第39号「金融商品－認識と測定」（IAS 39）を承認し、これにより証券監督者国際機構（IOSCO）との間で1995年に合意したIASの設定及び改訂のプロジェクトをほぼ完了した。これを受けてIOSCOでは多国間証券公募での財務報告に用いる会計基準として完成したコア・スタンダードの検討を公式に開始することになっている⁽¹⁾。このIOSCOによる承認の可能性は、世界各国の今後の会計基準及び会計制度に大きな影響を及ぼすと考えられている。今や各国の会計情報や会計制度は国際的な枠組みの中で考えなければならない状況となってきた。

現在の高度に発達した情報化社会の中にあつて、企業が開示する情報は社会の幅広い経済活動の上で必要不可欠なものとなっており、企業に関わる多くの人々の意思決定に重要な指針を提供している。それゆえ、企業活動や経済環境の変化は新たな情報の開示あるいは既存の開示情報の修正を要求する圧力を生み出していく。近年、わが国のディスクロージャー制度は大幅に拡充されてきているが、そこでは企業活動や経済環境の変化への対応を図りつつ、同時に会計情報及び会計制度における国際的調和への配慮が強く打ち出されている。現在、国内における個々の会計基準の設定や改訂ばかりでなくどのようなディスクロージャー制度を構築するかも、開示情報に対する社会的要望と国際的関係の両面を考慮することが求められているのである。

本論は二部構成となっており、第一部でアメリカにおける会計基準設定過程を、第二部で会計の国際的調和化の動向とアメリカの関わりを分析している。ここでは、わが国での開示情報にも大きな影響を与えている会計基準がアメリカでどのような設定過程を経て生み出されてきたのかを詳細に検証し、あわせて今まさに新たな展開を見せようとしている会計の国際的調和化の動向にアメリカがいかに関わってきているのかを多面的に検討した。これにより、現在の企業の開示情報を規定する会計基準の時代的特質を国際的な枠組みの中で明らかにしようと試みている。

第一部では、アメリカにおける会計基準設定過程を分析しているが、このアメリカの会計基準設定では、その時々の企業情報に対する多方面からの要望を、会計基準の設定過程における圧力構造の中で個別会計基準に反映させてゆくという時代即応的傾向が強いという性格を持っている。従来、アメリカの会計基準設定においては、基準内容の論理適合性よりも、会計基準設定における利害関係団体間の政治的バランスが強い影響を与えてきた。1960年代から1970年代にかけての投資税額控除の論争、原油・ガス生産会社のコスト処理をめぐる論争など、その例は枚挙にいとまがない。アメリカの政治は、「衝突と妥協（conflict and compromise）」と「力の均衡（balance of power）」の上に成り立っているとされる⁽²⁾、その言葉はむしろそのままアメリカにおける会計基準設定の場には当てはまるといえよう。

このような会計基準設定過程の性格により、アメリカの会計基準はその時代的あるいは社会的会計問題を迅速に反映してゆく面がある一方で、利害関係の複雑さゆえに選択基準の統一化が難しい。それゆえ、その会計基準設定過程の理解と把握なしに個々の会計基準を検討することは不可能であり、「社会的批判や社会的影響力の審議分析を通じて（会計基準が）設定・改訂されていく姿を浮き彫りにしようとする努力が必要である」⁽³⁾と考える。そこで、第一部では、このような視点から個別会計基準の設定過程の詳細な検証を試みているのである。

そもそも、アメリカの会計基準はわが国と異なり、統一的あるいは体系的な集大成としては存在していない。「一般に認められた会計原則（GAAP）」の名の下に表わされる会計基準は、日々追加、修正がなされている。それは、ある特定の時代に会計専門家の間に広まっていたことが、その時代の「認められた」会計原則あるいは実務となってきたからに他ならない⁽⁴⁾。

会計基準設定の権限は、1933年証券法 Section 19 ならびに 1934年証券取引法 Section 13 (b)に基づいて証券取引委員会（SEC）に属している⁽⁵⁾。SECはその権限により SECに提出を義務づけられている財務諸表、脚注及び附属明細書の様式と内容を規定している。しかし、SECでは Regulation S-X が規定していない領域については、「有力な権威の支持」を有する GAAP に従うことを求めているのである。

GAAP としては最も権威を認められている会計研究公報（ARB）、会計原則審議会意見書（APB Opinion）及び財務会計基準書（FAS）⁽⁶⁾は、民間会計士団体であるアメリカ公認会計士協会（AICPA）ならびにその前身であるアメリカ会計士協会（AIA）が、会計基準設定機関として設置した会計手続委員会（CAP）、会計原則審議会（APB）及び財務会計基準審議会（FASB）の各々が公表してきている。

CAP、APB 及び FASB は、GAAP の充実に重要な役割を果たしてきたが、その仕事は単純にこれらの機関だけが担ってきたとはいえない。特に近年においては、会計基準に利害関係を有する多くの集団が、その基準設定過程に介入してくることにより、その集団間のパワー・バランスの上に会計基準が設定される傾向が顕著となってきた。しかも、これらの諸集団の活動は、その時代的背景のもとで、各々の利益を会計基準に最大限反映させることを目的としている。第1章と第2章では、アメリカ会計基準設定過程にみられるこのような性格のもとで具体的に会計基準がどのように設定・改訂されていったかを検討している。

第1章では、会計基準設定の過程とその時代的背景を会計基準設定構造としてとらえ、アメリカにおけるセグメント情報基準の設定構造を検討している。アメリカにおけるセグメント情報は、今世紀初頭からの長い連結財務諸表制度の経験を土壌に、1960年代から1970年代にかけての強い時代的及び社会的要望を具現するものとして誕生している。すなわち、セグメント情報は、1960年代後半にピークを迎えるアメリカの合併運動で登場したコングロマリット合併に対する反トラスト規制の観点からアメリカ議会で連結財務諸表情報の改善として要請されるようになり、その後 SEC 及び FASB により会計基準として制度化されてゆく。本章ではその基準設定過程を原始資料を駆使して克明に描き出すことを目指している。

その作業を通して、連結財務諸表情報自体が時代的要請により実務と基準の整備により定着してきた歴史的経緯を押さえ、そのうえで企業活動と経済的環境の変化に応じるために新たな会計情報としてセグメント情報が要求されることになった点を、議会、政府機関、産業界、会計団体等の利害関係者団体のセグメント情報に対する意向を分析することで明確にしている。さらに、会計基準設定が社会に対して大きな影響を及ぼすがゆえに、その設定過程が政治的色彩を帯びてくる傾向があり、そのため設定過程において広く社会的合意を得る仕組を完成する必要がある経緯を会計基準設定機関の変遷を通して分析している。

第2章においては、外貨表示財務諸表換算会計の基準改訂を対象としている。現在の変動相場制の下においては国外子会社を含めて連結財務諸表を作成する際に用いる換算方法により企業業績が大きく変動することになる。これは企業の海外事業戦略と密接に関連するゆえに、一度設定された会計基準もそれに準拠して作成、開示される情報が企業の海外事業活動の実態を適正に表していないと判断した産業界からの強い圧力を受けて再編されてゆかざるを得なかった。この再編過程を、アメリカにおける経済環境及び企業の海外事業戦略の変化と新旧各基準の論理構造を対応させて分析している。この会計基準の再編は会計基準設定機関としての FASB の権威を脅かすほどの挫折でもあり、その存続のためには外貨表示財務諸表換算に対する社会的要望を取り込みながら、その会計基準の論理構造を再構築する必要があったのである。

1980年代も後半になると、アメリカにおける会計基準の設定環境に大きな変化がみられる。従来アメリカでは、SECの証券規制政策は国内中心に向けられ、FASB等での会計基準設定も第1章及び第2章で検討するように基本的に国内的な配慮しか必要としていなかった。しかし、この時期から会計の国際化というファクターを無視することができなくなったのである。すなわち、国際的な企業活動及び投資活動の展開により一国内だけで開示制度を考えることができなくなり、国ごとに大きく異なる会計基準および開示規定の国際的調和が図られる必要が生じてきたのである。現在、具体的に各国あるいは国際的な諸機関がその活動を開始してきているが、アメリカ、特にSECは従来の国内中心の証券規制政策の方針を転換し、積極的に会計の国際的調和化の動きに関与する姿勢をとってきている。これにより、アメリカのディスクロージャー政策は新しい局面に入ったと考える。第二部では、このような会計の国際的調和化の動向に深く関わるSECの証券規制政策の転換の意味と影響を分析し、SECが模索した新しい開示制度の試みの内容を検討する。さらに現在の会計基準がいかに国際的枠組みのもとに設定されているのかを具体的に日本、アメリカ及びIASCでの実例をもって分析している。

第3章では、SECが国際的配慮を重視する証券規制政策をアメリカの国内及び国外で展開することになった背景を探り、その具体的な政策の内容を広く検討している。SECの証券規制政策は国際的な領域まで拡大されたが、その基本方針はアメリカの投資者保護にある。そのため、良質なディスクロージャーを提供するという姿勢は現在まで一貫して維持されてきており、そこには安易な妥協はみられない。IASの改訂プロジェクトがほぼ終了した現在、IOSCOがコア・スタンダードを承認して各国に受け入れを勧告することにより、IASが多国間証券公募で用いられるようになるかが世界的に注目を集めている。ここではSECによるIASの受け入れの決断が大きく影響すると考えられている。IOSCOによるIASC支援の動きにもSECは当初より関与してきているが、SECがアメリカの会計基準以外の基準を認めることは大きな方針の転換となる。すなわち、SECでは今まで国外の企業に対する種々の規制緩和を行ってきたが自国基準以外を受け入れることには頑なまでに拒否の姿勢をみせてきており、IAS受け入れを検討することを表明したものの、そこでの受け入れには厳しい条件を課しているのである。これは次の第4章においても再度確認される。このようなSECの証券規制政策の全体を把握することは、現在の会計における国際的側面を考えるにあたって重要であると考えられる。

第4章は、アメリカとカナダの間で互いの開示制度を相互承認する多法域間開示制度(MJDS)の詳細な分析を行っている。SECは国際的な証券規制政策として国際的に「健全な開示制度」を築く努力を払う意向を表してきていた。当初は、二国間あるいは複数国間での開示制度の相互承認と国際的に統一された会計基準設定のふたつの方向の可能性を探っていたが、MJDSはこのうちの前者の試みである。この制度のもとでは相手国での証券発行において一定の要件を満たすならば自国での開示書類が受け入れられることになる。アメリカにとっては外国企業の証券発行が促進されることで証券市場が活性化することが期待されていたのである。当時、わが国においてもアメリカとの間での相互承認を期待する声も聞かれ、実際に大蔵省とSECとの交渉の中でも取り上げられたが実現することはなかった。それは、SECが受け入れることが可能と考える他国の開示情報は監査や証券規制制度も含めてアメリカの開示情報と同程度の質を求めているからに他ならない。かなり共通するところが多いと考えられていたカナダの会計基準に対しても持分証券の発行ではアメリカ基準に対する調整を求めると、アメリカの会計基準との相違には特に厳しい態度で臨んでいる。本章では、MJDSの内容を実施に至るまでの制定過程をもとに検討し、あわせてカナダとアメリカの会計基準の相違の実態を検証することで、SECのディスクロージャー政策の基本姿勢を確認しながら同時に国際的に会計の国際的調和化のひとつの方向として考えられてきた相互承認の実行可能性を検討した。

第5章では、セグメント情報の国際的調和の動向を検討している。セグメント情報はアメリカではじめて開示が求められるようになったが、その後続けてわが国やIASなどでも基準設定が進められてきている。しかし、現在は国際的な動向を無視したり、他国との協調を図らずに国内での会計基準設定を進めることは難しくなっているところに時代

的特質がある。わが国の場合も、連結財務諸表制度における国際的差異を縮小させる方向の中で、アメリカの基準を常に視野におきながらセグメント情報の導入と制度的完成が図られてきた。アメリカでは連結財務諸表情報の有用性の再検討の中で過去に公表したセグメント情報基準の改訂を決定し、カナダとの間で共同プロジェクトの形で共通の基準設定を行っている。IASCの基準改訂はIOSCOとの合意にもとづくIAS設定・改訂のプロジェクトの一環であり、最終的な基準の承認にあたってはアメリカとカナダのプロジェクトの成果を重視してそちらに歩み寄る姿勢をみせている。本章では、このような国際的調和への配慮が重視される時代における会計基準の設定をセグメント情報を事例として国際的な視点から考察する。ここでは、わが国におけるセグメント情報の導入と制度的完成の過程を分析し、その基準の内容が目標としたアメリカ及びIASの基準と比較してどのような類似あるいは相違が存在するかを検討する。さらに、アメリカ及びIASにおける新しいアプローチによるセグメント情報の基準設定においてどのような調和化の努力が払われたのかを検討する。

以上、本論では現代の会計基準の特質をアメリカを主たる対象として検討した。現代の会計情報は、国境を越えた企業活動の拡大により国際的枠組みを無視して研究することはできなくなっている。本論では、会計基準設定及び開示制度の国際的現状の分析を研究の対象としてきているが、今現在もその状況は刻々と変化している。また、現在のアメリカ及びIASでの会計基準設定では、第5章でのセグメント情報の会計基準改訂にみられるように概念フレームワークが基準設定の論理的支柱として重要な役割を期待されるようになってきている。会計情報の適正さと有用性を考える場合、国際的状況の把握と分析及び概念フレームワークの機能と適用の可能性については今後の研究の課題として続けていかねなければならないと考える。

-
- (1) IASC, "IASC Approves Standard on Financial Instruments to Complete Last Major Project on the IOSCO Core Standards Programme," *News Releases*, Dec. 17, 1998 (http://www.iasc.org.uk/news/cen8_59.htm; 以下、オンラインで入手した資料については入手時のURLを付す)。
 - (2) 山田正喜子『ロビイングー米国議会のパワーポリティクス』日本経済新聞社、1982年、7ページ。
 - (3) 早川豊『米国企業会計制度の研究』北大図書刊行会、1982年、iページ。
 - (4) John Dearden and John Shank, *Financial Accounting and Reporting*, Prentice-Hall, Inc., 1975, p. 187.
 - (5) John W. Buckley, Marlene H. Buckley and Tom M. Plank, *SEC Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1980, p. 111.
 - (6) 現在、アメリカのGAAPの構造は、AICPAの監査基準審議会(ASB)が1991年に公表した監査基準書第69号「独立監査人の報告書において『一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示されている』との用語の意味(The Meaning of 'Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles' in the Independent Auditor's Report)」(SAS 69)で示された階層構造が広く受け入れられている。このようなアメリカのGAAPの意味及び階層構造については、広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、第2章、Paul B. Miller, Rodney J. Redding and Paul R. Bahnson, *The FASB - The People, the Process, and the Politics*, 4th ed., Irwin, McGraw-Hill, 1998, pp.60-63, Donald E. Kieso and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting*, 9th ed., John Wiley & Sons, Inc., 1998, pp.13-14を参照されたい。

他方、Buckleyはこの階層を3層に分けている。最上位はARB, APB Opinion, FAS及びFASB解釈指針(Interpretations)としているのは同じであるが、第2上位のGAAPにSEC及び他の規制機関の諸規則を含めているところでSAS 69と異なる。Buckley, Buckley and Plank, *op. cit. supra* note (5), pp. 113-114.

第一部 アメリカの会計基準設定過程

第1章 セグメント情報の基準設定過程

1 連結財務諸表制度の展開における会計基準設定構造

1-1 会計基準設定構造の概観

アメリカにおけるセグメント情報は、1960年代後半から企業合併運動が急激な高まりをみせる中で、連結財務諸表による企業情報が企業の財政状態及び経営成績を適切に表わしていないとの強い批判が生じ、その改善を図るものとして求められてきた。しかし、連結財務諸表も、正確で適正な企業情報を求める社会的要望のもとで、アメリカの会計基準及び企業ディスクロージャー制度の充実化の歴史と対応しながら、長期にわたる制度化の努力を経て誕生してきたのである。

ここで、連結財務諸表制度及びセグメント情報における会計基準設定構造の簡略な図式化を試みて、どのような時代的要請の下で、いかなる組織ないし機関がその達成に向けて活動してきたか、そしてその成果としての会計実務及び基準がどのような発展を辿ったかを段階的に示してみる(図1-1)。

この図1-1では、会計基準がいかなる組織ないし機関の影響を受けながら設定されるかが、下段において会計基準設定機構として表わされている。この会計基準設定機構は、公表され、企業の会計実務において反映される会計基準の設定に影響を与える集団の構成が変化することにより、第一段階前期から第三段階後期の5つに分けられる^①。この会計基準設定機構内では各集団が自己の利益を会計基準に反映させようと活動するが、その活動を促す時代的な背景も考えなければならない。

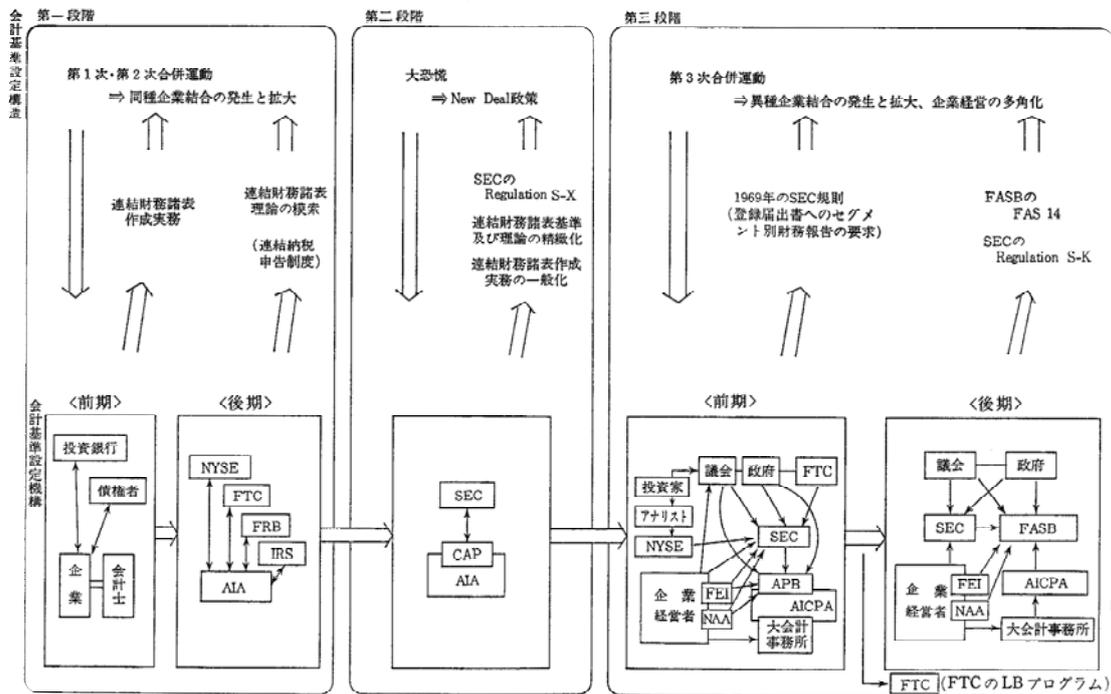
図1-1の各枠組の上段において、その時代ごとの特徴的な背景を示している。この時代的背景の下で、各会計基準設定機構において誕生してくる連結財務諸表及びセグメント情報の諸基準は、図の中段にみられるが、これらの諸基準は実務を通して、その設定を求めた時代的特質に対応することになるのである。ここでは、これら全体を含めて会計基準設定構造としているのである。

連結財務諸表ならびにセグメント情報の会計基準設定構造は、時代的特質から第一段階、第二段階、第三段階に分けて示してある。連結財務諸表は、企業集中としての合併運動と切り離して考えることはできない。セグメント情報が、連結財務諸表の限界を補足すべきものとして登場する契機もそこに求められる。しかし、連結財務諸表制度の生成及び充実化への過程である第一段階及び第二段階と、セグメント情報がそこに組み込まれていった過程である第三段階では、合併運動の性格に違いがみられるのである。第一段階及び第二段階が、大きく同種企業結合の時代とするならば、第三段階は異種企業結合の時代といえよう。この会計基準設定構造の各段階の特徴をまとめてみると、次のようになる。

第一段階は、19世紀末の第1次合併運動期から1920年代の第2次合併運動期を経て、1934年にアメリカ証券取引委員会(SEC)が設立されるまでの期間である。この第一段階では、2つの合併運動による大企業の出現などに伴い、19世紀の不完全な会計実務に対し、近代的な意味での会計報告が求められてきた。特に、持株会社の拡大は、不完全な情報のもとでの企業破産をも続発させ、連結財務諸表に対する要請を呼び起こすことになったのである。この時期の連結財務諸表は、企業及び会計士たちの実務の中で展開されてきており、その基準化もまだ端緒にすぎたばかりであった。会計基準設定機構の面からいうところの段階は前期と後期に分けられる。

第二段階は、SECの設立後から、民間会計士団体の会計基準設定機関である会計手続委員会(CAP)が1959年に会計原則審議会(APB)に改組されるまでの期間である。この時期では、大恐慌とその後のNew Deal政策によって、会計基準設定機構内に会計基準設定の法的権限を有するSECが重要な役割を担って登場してくることになった。それ以降のSECの活動は、連結財務諸表を含む会計基準ないし企業ディスクロージャー制度の発展に大きな影響を及ぼしていった。企業の会計実務として定着してきた連結財務諸表は、政府機関であるSECの規則及び会計基準の両面で制度化が完成され、社会的承認を得る

図 1-1 連結財務諸表及びセグメント情報の展開における会計基準設定構造



ことになったのである。

第三段階は、民間会計士団体の会計基準設定機関として、APB 及び財務会計基準審議会 (FASB) が活躍した期間である。この時期には、第 3 次合併運動が展開されるが、合併運動における質的変化が生じてきた。さらに、議会、政府あるいは産業界などが会計基準設定機構内に介入してくることになり、第二段階で制度として定着した連結財務諸表実務が、新たな状況に対応した展開を求められることになったのである。すなわち、セグメント情報をめぐる激しい論争が、その制度的完成まで続けられてゆくことになるのである。第三段階での会計基準設定機構も、前期と後期に分けられる。ただし、本章では APB 及び FASB の時代を、セグメント情報の基準設定の過程に即して、その始まりから完成までの 1965 年から 1977 年の期間に特に焦点をあててのべてゆく。

この第三段階については節を改めて詳細に扱うこととし、以下会計基準設定構造の第一段階及び第二段階での連結財務諸表の制度化過程を検討する。

1-2 連結財務諸表制度の生成と発展

a. 連結財務諸表制度の生成 (第一段階)

世紀の転換期から SEC 設立までの時代には、2 度の合併運動を経験することで連結財務諸表の必要性の認識が広まり、徐々にその基準化への努力が始められてきた。この第一段階を、図 1-1 における会計基準設定機構からみて、会計士の支援を受けながら企業が外部からの要望に応じて連結財務諸表を作成し始めた前期と、民間会計士の団体がその会計基準化の整備に着手し始めた後期とに分けてみてゆきたい。

第一段階前期における第 1 次合併運動は、連邦取引委員会 (FTC) の調査によると、1897 年以降急速に拡大して 1899 年にはその最盛期となっている。この時期には、数多くの生産者同士が企業結合を行うことによって、Standard Oil (1899)、U. S. Steel (1901) のような巨大持株会社の出現をみた。あるいは、General Electric, American Can, International Harvester, American Tobacco, U. S. Rubber, Du Pont などの現在に継続する企業の登場がみられた。そこでは、一連の大規模な水平あるいは垂直合併により、鉄鋼、農業機械、タバ

コ、銅、化学、タイプライターといったアメリカの基幹産業の幾つかで高度の市場占有が進展したのである⁽²⁾。しかも、そこでは持株会社形態の採用が特徴としてみられる。1900年から1903年の4年間に、主要な企業結合29のうち16が持株会社形態を採用した⁽³⁾。

持株会社の輩出は、1890年のSherman法の制定を契機とした。Sherman法は不当な価格形成を禁じ、トラストあるいは他の形態による一切の契約や連合、秘密合作を違法としたが、1888年から1893年にかけてNew Jersey州法が改訂され、他社の財産の購入、株式、社債の保有及びその権利の行使を可能としたため、Sherman法の解釈として「競争企業間での不当な価格形成は禁じられたが、他社の株式を購入しそれ等の会社を支配することは可能であるとの気運が一般化していった」⁽⁴⁾のである。

この19世紀末から20世紀初頭の頃の会計報告は、不完全なものであったが⁽⁵⁾、早くも持株会社による連結財務諸表実務の導入の例がみられる。すでに1892年のNational Leadや1894年のGeneral Electricでの採用例もあるが、特に有名なものとしては1901年からのU. S. Steelがあげられる。

連結財務諸表が企業に採用され始めたのは、債権者からの要請や投資者の批判が高まってきたためであった。銀行側は、「持株会社の経理公開に対して非常に細心になり、その結果、自然とよりすぐれた経理公開方法をとっている企業に優先的に与信が行われるようになり、かかる事情を背景にして会計士がその得意先たる持株会社をして連結財務諸表を採用せしめてきた」⁽⁶⁾のである。このような傾向は後にも継続され、連邦準備制度理事会(FRB)では、そのメンバー銀行に対し、子会社を有していながら連結財務諸表を作成していない企業の財政状態は、適切に理解されえないと通達を出していた⁽⁷⁾。一方では、投資銀行家協会も、不正な証券発行に対する社会的批判に直面したため、1920年には特に持株会社の場合において、投資者に対する連結財務諸表の提示を勧告せざるを得なくなっていたのである⁽⁸⁾。

会計士側でもその必要性が強く認識され、1904年のSt. LouisでのCongress of Accountantsでの主張、Dicksee, Montgomery及びDickinsonらの論文で連結財務諸表が取り上げられるようになってきた⁽⁹⁾。

第一段階後期の時期において、連結財務諸表の必要性和その普及はさらに拡大していった。それには、1920年代を通じ1929年にピークとなる合併運動の高まりが拍車をかける働きをしていった。この合併運動期には、電力、ガス等の公益事業での大持株会社の登場と、直接的競争者を買収し、市場占有率を高めようとする企業結合が中心となることに特徴がみられる。1926年から1930年にかけての合併や買収の70%は直接的競争者に向けられたものであり、1920年代では「新しく登場してきた多くの産業と、既存の基幹産業での寡占的構造を強固にした」⁽¹⁰⁾といわれる。

この時期、会計士は財務公開の充実化という会計に対する社会的要望の拡大に対し、既存の会計士団体の統合を図り、1916年にアメリカ会計士協会(AIA)が誕生した。AIAは、ニューヨーク証券取引所(NYSE)やFTC、FRBなどの要請に応じ、連結財務諸表の基準を含む会計基準の整備の努力を始めていったのである。

NYSEは、上場企業に対する影響力を発揮することを通して、企業の財務報告の適正化に大きな役割を果たしたといえる。1910年以降の積極的改善努力により、1916年にはGeneral Motorsが連結貸借対照表及び連結損益計算書を年次報告書として提出し始めている⁽¹¹⁾。AIAも、特別委員会(Special Committee on Cooperation with Stock Exchanges)を設け、NYSEとの協力体制をとっていったのである。この中で、1932年にAIAがNYSEに企業の財務報告内容の改善に関する勧告案を送っているが、これはいわゆる「会計5原則」として有名なものを含み、そこで連結財務諸表における利益剰余金表示の原則を取り上げている⁽¹²⁾。

AIAは、他方でFTC、FRBとの協力で1917年には統一会計(Uniform Accounting)を作成した。これは当時の最も包括的で権威あるものと評価を得た。FTCの関心は、産業の状況を調査してゆく上で、貸借対照表の監査、財務報告における統一性の欠除が著しく情報をゆがめていたことを憂慮したからである。FRBの場合は、メンバー銀行の与信業務にとって財務諸表の質的改善の必要性を感じていたからである⁽¹³⁾。

この時期の連結財務諸表の発展にとって、アメリカ国税局（IRS）の連結納税申告書の導入とその実施の影響を見落すことはできない。この制度は、1917年の戦時歳入法（War Revenue Act）において、戦時特別税として戦時超過利得税（War Excess Profits Tax）が導入されたことからその採用を検討され、1918年には強制適用とされた。この戦時超過利得税は、かなりの累進性を有していたため、企業グループ内での内部取引を通して合法的租税回避を図る可能性が残されていた。連結納税制度は、このような企業側の租税回避手段を予防するために導入されたのであるが、AIAもその実施を強く支持していたのである。一般にこの制度の実施は、会計士たちの実際上の必要とも係わり、連結財務諸表制度の普及と研究を促進したのである⁽¹⁴⁾。

以上みてきたように、会計基準設定構造の第一段階においては、連結財務諸表は企業により導入され始め、会計士や研究家がその理論化と基準化を模索し始めた時期といえるのである。

b. 連結財務諸表制度の発展（第二段階）

1930年代は大恐慌による不況を克服すべく New Deal 政策が開始され、連邦政府による規制強化が図られた時代であるが、会計の領域においても、連邦諸法の制定と SEC の設立を通して、会計基準設定構造の中に連邦政府が介入してくることになり、以後その動向は会計基準の設定において無視しえないものとなるのである。さらに、この圧力の存在は、会計士の団結強化と責任及び職務の拡大を促し、SEC の権限のもと、民間会計士が会計基準を表明するという現在に続く会計基準設定の骨組を確立することになるのである。それは、第一段階までの会計基準設定における会計士の完全自治の終焉でもあった。

1933年証券法は、Franklin Roosevelt 大統領の指示のもとで、証券発行に際して完全な真実を公表することを企業経営者、投資銀行家さらに会計士に求めるものであった。1932年のクロイゲル・トル事件に代表されるような、1930年代に入ってから企業の破産の続発が、制定の契機となっている。その前文では、この法は「州際及び外国取引において、あるいは郵便を通して売渡される証券の特性の完全で公正な開示を規定するため、その売渡しにおける詐欺行為を禁ずるため、及びその他の目的のため（傍点は筆者）」⁽¹⁵⁾に制定されたと明記され、アメリカの開示制度を統轄することになったのである。

SEC は、1934年証券取引法の成立に伴い設立され、これら 2 法の施行監督機関となった。その翌年に設けられた主任会計官室（Office of the Chief Accountant）が、会計問題を担当することとなった。その初代主任会計官 Carman G. Blough は、その任務を会計実務の基準化を促進することにあると考え、会計士に対し、会計基準の体系化と多様な会計実務の存在の改善を働きかけていった⁽¹⁶⁾。しかし、AIA などの会計士団体の対応は消極的であった。SEC がより積極的になったのは、1937年に会計問題に対する SEC の政策を会計連続通牒（ASR）として公表し始めてからである。特に、ASR 4（1938）の公表により、会計士側で「有力な権威の支持」にあたる会計基準を用意できないならば、SEC 自身がその基準設定に乗り出すことを宣言したのである。

AIA の側でも「証券諸法、1936年歳入法、ロビンソン＝パットマン法、ボーラ＝オマホニー法案（1937年連邦会社法）が会計士業の発展に対する政界の高い関心と影響を示すものである。」と考え、「実務家が統一できなければ、専門業の自治は危険にさらされる」⁽¹⁷⁾との危機感を抱いて、1936年には分裂していた会計士団体の統合を図るためにアメリカ公認会計士会（American Society of Certified Public Accountants）と合併し、会計士側の態勢を整えていった。

さらに、AIA は 1938 年秋になって、1936年に設置された CAP を、委員数の増加及び権限の拡大を通して強化し、本格的な活動を開始させたのである。CAP は当初包括的会計原則体系を作成することを検討したが、早々と断念しており、その成果である 51 の会計研究公報（ARB）においてもむしろ選択可能な手続きを限定し、現行実務の反映としての性格をもつ実践的、実用的な基準設定へと向かうことになったのである⁽¹⁸⁾。

CAP が APB に改組するのも、このような CAP には完全に欠落していた理論研究を会計基準設定の土台としようとしたからに他ならない。しかしながら、APB はそのための会

計研究部による会計研究叢書（ARS）を 15 まで発行しているが、APB の公式見解である意見書（APB Opinion）にそれを反映するという政策は早い段階で取り下げってしまった⁽¹⁹⁾。この結果として、アメリカの会計基準は常に個別かつ時代即応的な会計問題に対するものの集合体的性格が強く表面に出てくることになった。

この第二段階において、連結財務諸表は広く社会の一般的承認を受けて、実務の中に完全に定着していったといえよう。特に SEC 規則は連結財務諸表を前提としており、その Regulation S-X あるいは多くの ASR によって登録企業に強制力を発揮しているのである。CAP の 1959 年発表の ARB 51 の他、多くの研究成果によって会計基準としての制度的完成を果たし、1950 年代には連結財務諸表が個別財務諸表に代わり主要財務諸表の形態として一般化してゆくのである。

このように、一応の完成をみた連結財務諸表制度であるが、次の第三段階に入るとその財務報告の適正さに疑問が生じ、新たな基準設定の必要性が論議されるようになる。ここでは、第一段階、第二段階と時代的特質が異なり、会計基準設定機構の変革がみられるのである。次にそのセグメント情報をめぐる会計基準設定構造を、時代的特質と会計基準設定機構の両面から具体的にみてゆきたい。

2 セグメント情報をめぐる基準設定構造（第三段階前期）

本節でははじめに、セグメント情報の基準設定過程である第三段階での時代的特質として、合併運動の質的变化と会計基準設定機構内の特質を検討する。その後、第三段階前期での設定過程を検討する。

すでに図 1-1 で示したように、第三段階での会計基準設定機構を前期（1965 - 1973）と後期（1973 - 1977）に区分している。この節で対象とされる第三段階前期は、合併運動により企業経営の多角化が進み、連結財務諸表での企業情報の不適切さが議会、政府機関あるいは財務アナリストにより批判され、SEC が企業ディスクロージャーの改善としてセグメント情報を企業に求めることになる過程である。しかし、APB による会計基準設定は行われずに終わっている。この時期は、1965 年に議会の公聴会で初めてセグメント情報の必要性が主張されてから、1973 年に会計基準設定の任務が APB から FASB に移行するまでの期間である。

2-1 セグメント情報を求める時代的背景

a. コングロマリット合併を通しての企業経営の多角化

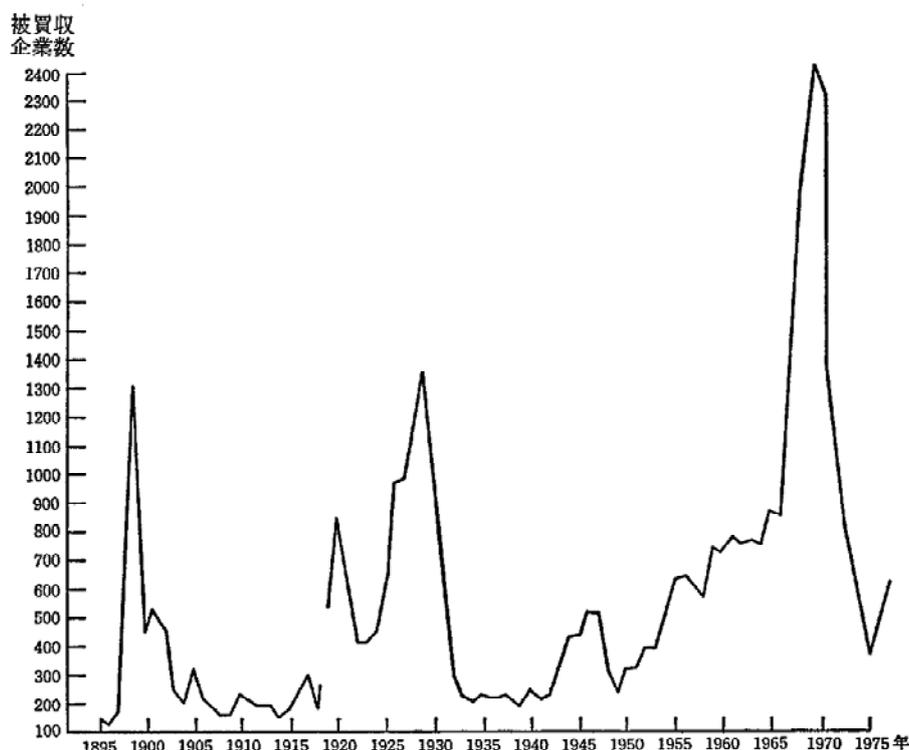
セグメント情報をめぐる会計基準設定構造を知るためには、合併運動における特質を見落す訳にはゆかない。

アメリカの第 3 次合併運動は、1950 年代から拡大し続け、1968 年には被買収企業総数で約 2,400 件となり、そのピークを迎えることになる（図 1-2）。このような大規模な合併運動は、アメリカの経済社会に大きな影響を与えることになった。ひとつには、アグリゲート集中と呼ばれる少数大企業への資産集中をもたらした。Blumberg によると、1948 年から 1972 年の間に「製造業及び鉱業に属する企業の『大型買収』（すなわち 1,000 万ドル以上の買収）は、1,746 件あり、その資産総額は 769 億 8,200 万ドルに」⁽²⁰⁾ 上ることとなった。

より詳しくみると、資産規模でトップ 200 社以内の製造企業が、1948 年から 1968 年までに 3,864 件の買収を行った結果、その被買収資産総額は全資産成長分の 20.6 % を、そして 1968 年の全 200 社自身の保有する資産総額のうちの 16.9 % を占めることになったのである⁽²¹⁾。そのような大型買収の結果、1969 年初めまでに 100 億ドル以上の資産を有する 87 の大企業が全製造企業での資産総額のうち 46 % を占めることになるのである⁽²²⁾。

これが、1968 年のトップ 200 製造企業では、全製造業の資産総額に対し 60.9 % の保有率となり、1947 年時点での 42.4 % と比較すると約 18.5 % の増加となるのである（図 1-3）。

図 1-2 1895 - 1978 年における鉱工業での被買収企業数



出所) Malcolm S. Salter and Wolf A. Weinhold, *Diversification through Acquisition*, The Free Press, 1979, p. 10.

このような集中の増加は、ほとんど買収活動によって達成されたのである。すなわち、1968年の60.9%のうち、買収活動による部分が15.6%にもなり、内部成長の5.2%を大きく上回っており、1947年に比較して増大した18.5%のかなりの部分を占めることになるのである⁽²³⁾。

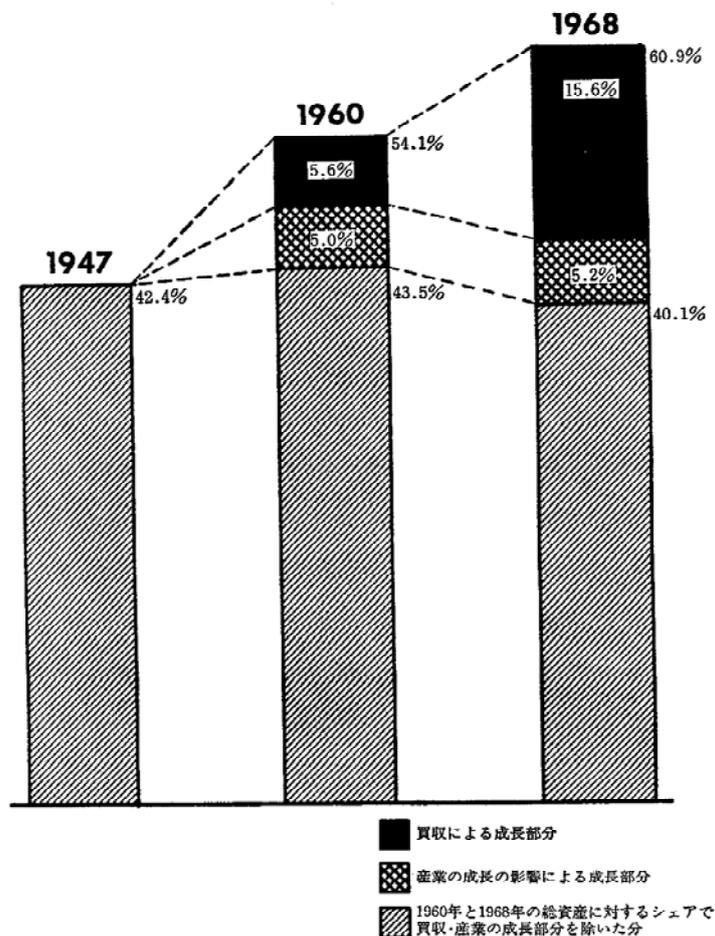
しかも、このような傾向は、買収活動が最盛期を迎える1968年頃に最も強く現われてくる。いま、1,000万ドル以上の被買収企業の総資産額を、鉱工業における新投資額あるいは既存資産額と比較してみると、1948-1953年では年平均で新投資額に対して2.8%、既存資産額に対しては0.18%であった。これが1960-1966年では、14.5%と0.92%となり、1967-1969年になると37.2%と2.47%と急激な増加をみせることになるのである⁽²⁴⁾。

このような買収を通しての集中の増大に伴い、1969年にはトップ200社が全製造業の資産総額の5分の3以上、すなわち1941年時点でのトップ1,000社がもっていた資産保有率以上を占めることになったのである⁽²⁵⁾。

しかし、このようなアグリゲート集中ばかりでなく、この時期ではコングロマリット合併態様の増大により、企業経営の多角化傾向が急速に進展することになるのである。しかも、アグリゲート集中の増加による少数大企業の経済活動全体への影響力増大と同様、特定産業内におけるその役割の重要性も増してきたのである。

コングロマリット合併態様の普及は、この合併運動期の大きな特質である。すなわち、以前の合併運動期には水平あるいは垂直合併が中心であり、同種企業結合的性格が強かったのに対し、この期では異種企業結合的合併態様がほとんどを占めるようになったのである。合併態様は、大きく水平(horizontal)、垂直(vertical)及びコングロマリット(conglomerate)の3つのカテゴリーに分けられる。コングロマリット合併はさらに、地域拡大(geographic market extension)、商品拡大(product extension)及び純粋コングロマリット合併態様である「その他(other)」に分けられる。FTCの説明を引用すれば、

図 1-3 1947, 1960 年及び 1968 年におけるトップ 200 製造企業の総資産が全製造企業の総資産に占める割合と成長の累積的要因



出所) Federal Trade Commission, *Economic Report on Corporate Mergers*, USGPO, 1969, p. 192.

「水平合併は、同じ地理的市場内で同一のあるいはより緊密に関連した製品を生産している会社同士の合併であり、例えば Washington D.C.内の2つの牛乳会社間の合併である。

垂直合併は、合併以前から販売者—購入者の関係にある会社同士の合併であり、例えばアルミニウム地金製造業者とアルミニウム製品製造業者間の合併である。

地域拡大型のコングロマリット合併では、買収会社と被買収会社は同じ製品を製造しているが、異なる地理的市場において販売活動を行っている時の合併であり、例えば Washington D.C.のパン屋と Chicago のパン屋の合併である。このような合併は、かなり水平合併と似通っているため、しばしば『チェーン』型水平合併と呼ばれることもある。

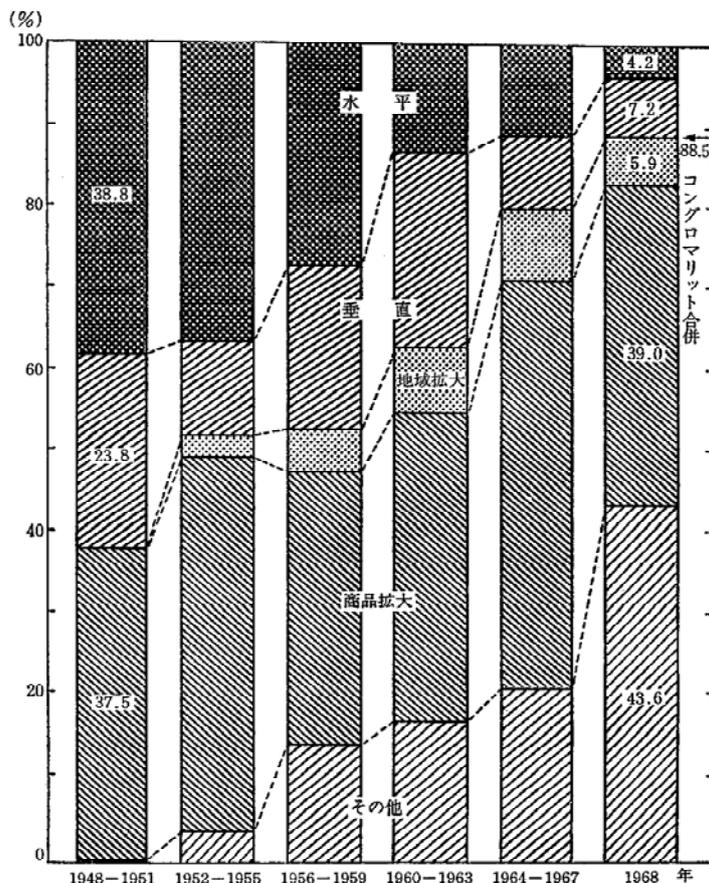
商品拡大型の場合は、買収会社と被買収会社は機能的に製造ないし流通において関連しているが、互いに直接的競争関係にはない製品を販売しているような合併である。例えば洗剤製造業者と漂白剤製造業者間の合併である。

『その他』のコングロマリット合併には何ら販売者—購入者の関係も、製造あるいは流通においての機能的関連性もない。ここには造船業者とアイスクリーム製造業者のような2つの会社の合併が含まれる。」⁽²⁶⁾

と説明されている。

この合併態様の変化は、図 1-4 に顕著にみることができる。水平及び垂直合併の急激な減少に対して、コングロマリット合併は増大し続け、特に純粋コングロマリット合併態様

図 1-4 1948 - 1968 年の合併態様別被買収総資産の推移



出所) *Ibid.*, p.61. 早川豊「米国における 1960 年代後半の買収活動と会計」『経済学研究 (北大)』第 30 巻第 3 号 (1980 年 11 月), 83 ページ。

である『その他』が 1968 年には全体の 43.6% も占めるようになったのである⁽²⁷⁾。

このような合併態様の転換は、1950 年 12 月の Clayton 法第 7 条の改正による。これは一般に Celler-Kefauver 法と呼ばれ、その目的は「実質的に競争を減少させ・・・、独占を発生させる傾向をもつという特殊な効果を有する全ての型の合併や買収、すなわち水平同様、垂直ないしはコングロマリット合併に適用される」⁽²⁸⁾ ことにあった。

Clayton 法は、価格差別や排他的拘束契約及び他社の株式取得などによる企業集中を規制するものとして 1914 年に登場してきたが、そこでは支配的な大規模新設合併 (consolidation) に用いられた株式取得を禁ずるのみであったため、企業は資産取得による抜け道を見出すことができた⁽²⁹⁾。その結果、1946 年には企業数で 0.1% しか占めない 1 億ドル以上の資産をもつ企業群が、総資産の 49% をもつという状況になっていた⁽³⁰⁾。FTC の報告 (1969) によると、Celler-Kefauver 法制定以来、反トラスト機関は 800 以上の合併に対し挑戦し、250 以上の訴訟を提起してきた。しかし、そのほとんど全ては水平、地域拡大あるいは垂直合併に対してであり、これらの態様を減少させたが、逆に商品拡大あるいは「その他」純粋コングロマリット合併を増大させる結果を生んでしまったのである⁽³¹⁾。

これは同時に、大企業における経営の多角化を進展させた。表 1-1 は、1960 年、1965 年及び 1968 年におけるトップ 200 製造企業の平均産業数を標準産業分類 (SIC)⁽³²⁾ による 2 桁産業中分類 (major industry group), 3 桁産業小分類 (Industry group), 4 桁産業細分類 (Industry), 5 桁品目群分類 (product class) 別に示している。各産業分類において、1960 年代にこれら大企業がかなり関連領域を拡大していったことがみてとれる。

表 1-1 1960, 1965 及び 1968 年におけるトップ 200 製造企業が事業活動を行う産業の平均数

産業分類	トップ 200 製造企業 ⁽¹⁾ が事業活動を行う平均産業数		
	1960	1965	1968
5 桁品目分類 (product class)	21	27	33
4 桁産業細分類 (industry)	13	16	20
3 桁産業小分類 (industry group)	9	11	14
2 桁産業中分類 (major industry group)	4	5	6

注 (1) 各年度における資産規模による。

出所) *Ibid.*, p. 221.

表 1-2 1950 及び 1968 年におけるトップ 200 製造企業が事業活動を行う産業数

企業が事業活動を行う産業数	4 桁産業細分類		5 桁品目群分類	
	1950	1968	1950	1968
5 以下	56	16	26	3
6 - 10	55	38	37	16
11 - 20	51	70	71	49
21 - 30	28	37	32	45
31 - 40	6	19	18	29
41 - 50	3	11	8	26
50 以上	1	9	8	32
計	200	200	200	200

出所) Federal Trade Commission, *Economic Report - Conglomerate Merger Performance: an Empirical Analysis of Nine Corporations*, USGPO, Nov. 1972, p. 64.

表 1-3 1963 年のトップ 100 製造企業が有している 5 桁品目群内の主導的地位 - 4 社集中度による分類

品目群別の 1. 4 社集中度	2. 品目群数 ⁽¹⁾	トップ 100 社 ⁽²⁾ が 1 位の シェアを有する品目群		トップ 100 社 ⁽²⁾ が 1 - 4 位の シェアを有する品目群	
		3. 品目群数	4. % (3 ÷ 2)	5. 品目群数	6. % (5 ÷ (2 × 4 社))
20%未満	147	45	31 %	66	11 %
20 - 39	370	180	49	304	20
40 - 59	279	171	61	312	28
60 - 79	148	103	70	215	36
80 - 100	87	70	81	155	45
全品目群	1,031	569	55 %	1,052	26 %

(1,052 ÷ (1,031 × 4 社))

注 (1) 品目群は 5 桁センサス分類による。それらは一般に、4 桁産業細分類よりも狭く限定された生産活動からなる。1963 年にセンサスは 417 の産業細分類とさらにそれを細分して 1,031 の品目群を決めた。しかし、1963 年の 417 産業細分類の 1/3 以上はただひとつの品目群からなる。

(2) トップ 100 社は 1963 年の製造業での付加価値によって決められた。

出所) FTC, *Economic Report on Corporate Mergers*, p. 218.

表 1-4 トップ 100 製造企業が上位 4 社以内の市場占有率を有する産業数

企業が上位 4 社以内の シェアを有する産業数 ⁽¹⁾	企業数	
	1958	1963
20 以上	2	3
10 - 20	5	14
7 - 9	14	21
4 - 6	22	32
4 以上計	43	70
2 - 3	34	23
1 つのみ	18	7
なし	5	0
総 計	100	100

注 (1) 4 桁産業分類による。

出所) *Ibid.*, p. 216.

表 1-5 1950 年のトップ 1,000 製造企業のうち買収された 327 社が産業内で有していた位置

(1) 被買収企業の 産業内での位置	(2) 企業数	品目群数					
		(3) 1 社平均 (4 ÷ 2)	(4) 総 数	(5) 1 位のシェ アを占める 品目群数	(6) 2-4 位のシェ アを占める 品目群数	(7) 5-8 位のシェ アを占める 品目群数	(8) 9 位以下
総 数	327	6.7	2,193	158	461	480	1,094
1 つの品目群内で 1 位のシェアを 占めていた企業	111	8.8	965	158	218	185	404
1 つの品目群内で 2-4 位のシェアを 占めていた企業	126	6.5	817	—	243	193	381
1 つの品目群内で 5-8 位のシェアを 占めていた企業	56	4.5	260	—	—	102	157
重要な位置を占めて いなかった企業	34	4.4	151	—	—	—	151

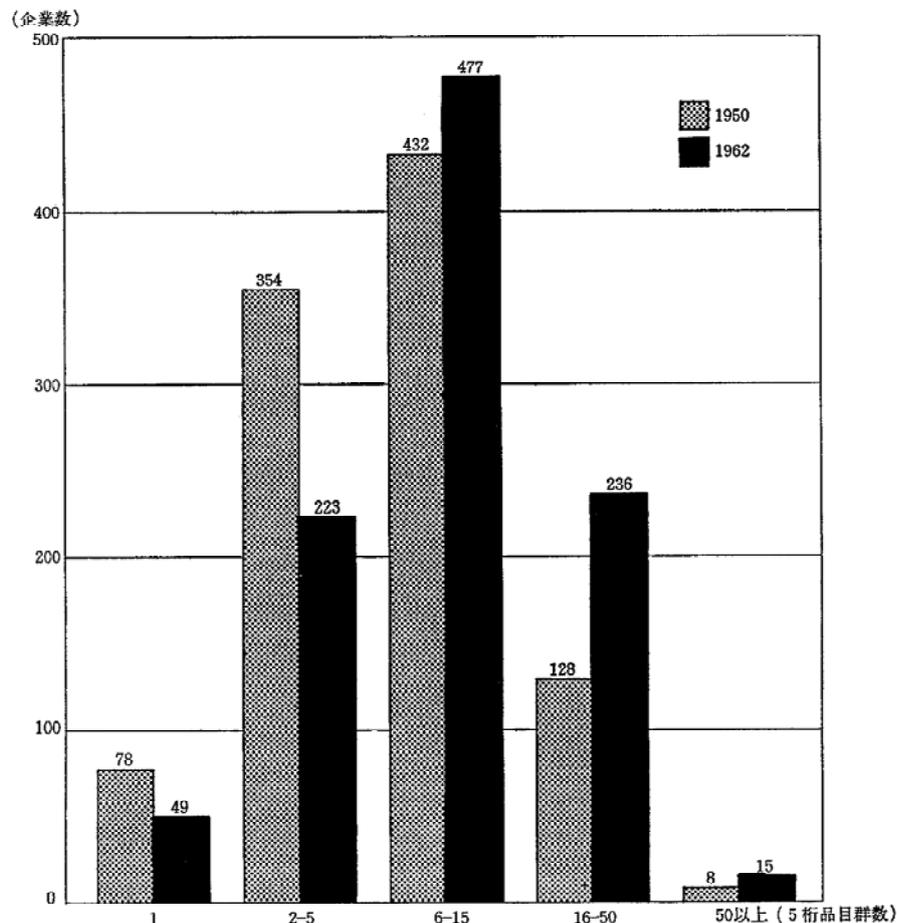
注 被買収企業の関係した 5 桁品目群数とそのシェアの順位は 1950 年度のものである。これらの企業は 1951 年から 1968 年の間に買収された。

出所) *Ibid.*, p. 53.

これを平均数ではなく、個別企業の関連産業数別に分類してみたものが表 1-2 である。産業分類は、4 桁と 5 桁のものが用いられている。1950 年から 1968 年にかけて、両産業分類とも企業の関連産業数の増加をはっきりと示している。4 桁では、1950 年に 11 以上の産業に関連する企業が 89 社 (44.5 %) であるが、1968 年になると 146 社 (73 %) となる。5 桁でも 137 社 (68.5 %) が 181 社 (90.5 %) となる。5 桁の方がより細かい分類となるため、さらに 21 品目群以上の企業数でみると 1950 年には 66 社 (33 %) であったものが、1960 年には 132 社 (66 %) と 2 倍の増加をみせている。しかも、4 桁、5 桁とも 50 以上に関連する企業は 1968 年には各々 9 社、32 社へと増加してきたのである。

これら大企業は、単に関連領域を拡大したばかりでなく、関連する各産業内での重要度

図 1-5 1950 年と 1962 年におけるトップ 1,000 社の有する 5 桁品目群数別にみた企業の分布状況



出所) U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration - Hearings before the Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary*, Part 1, USGPO, 1964, p. 157.

を増してきている。表 1-3 は、製造業でのトップ 100 社の市場占有率と市場集中度を関連させてみている。5 桁品目群分類において、全 1,031 品目群のうち上位 4 社による市場占有率が 80 - 100 % と高い 87 品目群では、内 70 品目群 (81 %) でトップ 100 社が第 1 位の市場占有率をもっている。これを上位 4 社以内の地位 (87 品目群 \times 4 = 348) をトップ 100 社がどのくらい占めているかでみると 45 % となっている。すなわち、市場集中の進んだ産業における大企業の影響力は大きかったのである。

しかも、表 1-4 にあるように、その影響力は拡大する傾向にあった。すなわち、企業が上位 4 社以内の市場占有率をもっている産業 (4 桁産業細分類) 数をみると、4 つ以上となるのが 1958 年で 100 社中 43 社、1963 年では 70 社に上っているのである。

上にみられるような大企業における多角化傾向、しかも多数の産業内でその重要性が拡大するという傾向は、活発な合併、買収活動によるとされるのである。1950 年にはトップ 1,000 製造企業としてランクされていた企業のうち、1968 年までの 18 年間に 327 社が吸収合併されていた。そのうち 190 社は、1968 年のトップ 200 社に買収されている。特に大企業がに大企業がに大企業に買収される傾向が強かったのである。

このような被買収企業にはひとつ以上の産業で重要な役割を果たしていたものが多かった。表 1-5 にあるように、吸収合併された 327 社中 3 分の 1 の 111 社は少なくともひとつの産業 (5 桁品目群分類) において第 1 位の市場占有率を有しており、さらにもう 3 分の 1

の 126 社は同様に第 2 位から第 4 位の位置にいたのである。これらの企業は、1 社あたり平均 7 品目群に関連していたため、327 社全体ではのべ 2,193 品目群に係わるとことになる。そのうちこれらの企業が市場占有率で第 1 位にあったのは 158 品目群であり、第 2 位から第 4 位では 461 品目群となったのである。一方で、この 2,193 品目群中上位 4 社の市場占有率が 30 %以上となるのは 1,403、50 %以上では 615 ほどあったが、このような集中の進んだ品目群において、被買収企業 327 社がその上位 4 社内に入るものは 619 品目群にも上るのである⁽³³⁾。

ここでさらに、企業の多角化傾向がすでに 1950 年代からかなり一般的となっていた点を見てみたい。図 1-5 では、1950 年と 1962 年を比較して、トップ 1,000 社が有する 5 桁品目群数を示している。ここからも、全体的な多角化傾向の存在が読みとれるであろう。ただ、企業規模が大きいほどその傾向が強いとはいえる⁽³⁴⁾。

このように、この時期の合併運動、特にコングロマリット合併の一般化は「産業構造に変化をもたらし、その結果単一市場企業は多市場企業に取って替わられた」⁽³⁵⁾のである。しかも、大企業が合併、買収を通して経済集中の度合を高め、同時に多数の産業内でその影響力を拡大していったことを議会、政府機関では非常に重要視していったのである。

b. 会計に対する社会的関心の高まり

以上ではセグメント情報の基準設定が進められる第三段階の合併運動の特質を検討したが、ここでは基準設定機構における時代的性格をみてみたい。

1960 年代から 70 年代にかけて、会計基準をめぐる状況は著しく厳しいものとなってきた。会計基準及びその設定段階に対する公的機関や民間の関心の高まりと彼らの強力な介入は、会計を過度に政治的色合の濃いものにしてしまったのである⁽³⁶⁾。会計基準の設定は「完璧な論理や経験的発見 (empirical findings) と同様、政治的活動の産物である」⁽³⁷⁾とみられるようになったのである。

特に 1960 年代にわたって会計基準設定の任に当たった APB では、議会、産業界などからの圧力構造を無視してはその公式見解の権威を維持できなかった。APB はその公式見解を遵守させる権限を持たず、そのためには強制よりも説得に頼らねばならなかったのである⁽³⁸⁾。

それは、1960 年代早々に起こった投資税額控除 (Investment Tax Credit) 論争に顕著にみられる。1962 年には Kennedy 政権が景気回復を目的として、一定の要件を満たす設備投資については投資額の一定額に相当する額を法人所得税額から控除するという、いわゆる投資税額控除を 1962 年歳入法において採用した APB はこの会計処理法を検討し、同年 12 月に Opinion 2 を公表し控除分を取得資産の耐用期間に期間配分する方法 (繰延法) を主張した。しかし、政府はそれでは経済に与えるインパクトが減少するとして反対し、一括してその年度の控除とすること (フロー・スルー法) を主張した。産業界の同調、さらに SEC が 1963 年には ASR 96 を出して両方法を認めたことにより、Opinion 2 は完全に無視されることになったのである。結局 APB は「率直に古い諺『力は正義なり』を認め」、妥協的な Opinion 4 を出して両方法の使用を認可したのである⁽³⁹⁾。その後も、1971 年に Nixon 大統領がこの投資税額控除を復活させた際に、今度は SEC の支持を得て再度繰延法を唯一承認された方法として認めさせようとしたが、上院の介入により再び挫折することになる⁽⁴⁰⁾。議会が両方法の選択適用を立法化を通して認可したことで、会計基準領域に介入してきたことは、他の問題でも同様の立法化が可能であることを示したのである⁽⁴¹⁾。

APB は、このような現状に対する他団体の意向に注意を払う必要を痛感し、草案の公開や公聴会などを実施したが、APB の見解に反対する者はその再検討を促すために、議会や SEC へのアピールを展開していったのである⁽⁴²⁾。結局、APB は外貨換算、リース、原油・ガス生産会社の会計⁽⁴³⁾、有価証券⁽⁴⁴⁾、セグメント情報の論争などの重要な問題を解決し、適切な会計基準を公表することができなかった。買収会計と持分プーリングの論争に結着をつけるものとして公表された Opinion 16 (1970.8) にしても、公開草案 (1969.12) の段階では持分プーリング法の採用に厳しい枠を嵌めていたのが、産業界からの反発に会い、その姿勢を後退させていったのである⁽⁴⁵⁾。

このような APB の苦悩は、その公式見解を会計基準として一般的承認を得させる強制的権限を有していなかったからに他ならない。APB の母体であるアメリカ公認会計士協会 (AICPA) は、APB Opinion の権威を高めるため、1964 年には「一般に認められた会計原則からの乖離を監査証明書に開示することを要件とする」ことを決議した。しかし、その「乖離を開示しない会計士に対して課する有効な制裁手段をもっていなかった」のである⁽⁴⁶⁾。

会計基準設定の最終的権限は SEC が有している。しかし、SEC は 1938 年の ASR 4 において、SEC に提出される財務諸表が「有力な権威ある支持 (substantial authoritative support)」をもたない会計原則に従って作成された場合は、誤解を招き、不正確なものと考えられると表明することで、会計基準設定の責任を民間部門に委ねたとみなされるのである。SEC のこの方針を受けて、CAP あるいは APB が会計基準設定機関として活動してきたのであった。SEC の主任会計官であった John C. Burton は、SEC が法的権限をもちながらも、APB とはパートナーシップの関係にあることを強調している⁽⁴⁷⁾。SEC 委員の Byron D. Woodside も、投資税額控除論争に関し、「我々は会計士や APB を拒絶する積りはなかった。反対に、我々は彼らの仕事を激励してきたし、今もそれを継続している」⁽⁴⁸⁾と、APB 支持の方針を主張している。しかし、SEC は rule や regulation あるいは release などで、会計基準に対する考えを強制的に適用させることができるのであり、しかも実際にそのような行動を起こすことで、好むと好まざるとにかかわらず APB の仕事を制約してきたのは否めない。

しかも、この時期には SEC が会計基準設定を民間部門に委ねていることへの批判、あるいは会計基準の不合理性や会計士の倫理性などへの批判が強まっていることも見落すことができない⁽⁴⁹⁾。会計基準設定の任務を民間部門から取り上げ、パブリックセクターの監督下に置くようにとの主張は、1970 年に原価計算基準を連邦政府の側で設定するための CASB の設置⁽⁵⁰⁾、会計領域に対する議会の直接的介入を勧告した 1976 年のメトカーフ委員会報告書⁽⁵¹⁾などにより、一層現実的なものとして会計基準設定の任に当たる会計士たちに脅威を与えてきたのである。

セグメント情報の基準設定過程は、このような会計基準設定機構での強力な圧力の存在の下で展開されていった。SEC はこの基準設定過程の中では、従来の民間部門へ基準設定を委ねるという方針を一貫して維持してゆこうという姿勢がみられる。しかし、APB は結局その責務を果たすことができなかった。したがって SEC 自身が議会あるいは産業界との直接的対応を迫られるなかで、規則作成を行ってゆくことになった。ゆえに、FASB の設立後は、積極的にその基準設定を支援する方向を辿ったのである。FASB の登場も、APB がその基準設定機構内で課された役割を十分に果たせなかったためであり、FASB は未解決として残された会計問題を早急に解決する必要があったのである。

2-2 SEC 主導での基準設定機構

a. 議会と SEC の対立

アメリカにおける第 3 次合併運動に対しては、議会や政府機関、特に司法省や FTC という反トラスト規制機関が深い関心をもっていた。上院司法委員会反トラスト独占小委員会が開始した「経済集中 (Economic Concentration)」と名づけられる一連の調査活動 (1964.7 ~ 1970.2) もそのひとつの表れである。同小委員会の主な任務は、当時の企業買収や合併の急増が、経済集中及び市場集中をもたらし、市場経済の基盤としての自由競争を阻害していないかを調査することにあつた⁽⁵²⁾。セグメント情報の論争は同小委員会の公聴会に端を発したといえる。しかも、この 1970 年まで続けられた調査活動の中での同小委員会の追求が、SEC を動かして SEC 規則を作成させてゆくことになったのである。

反トラスト独占小委員会が、セグメント情報を主張するようになったのは、大企業による市場集中の情報が得られなくなったためである。すなわち、大企業が買収や合併を繰り返して経営の多角化を進めたため、大企業が公表する連結財務諸表だけでは個々の産業に関する情報の量と質が急速に悪化してしまったのである。これは、買収や合併がなければ公表され続けていたであろう各企業の個別財務諸表が親会社の連結財務諸表の中に吸収されてしまうためである。したがって、同小委員会が特定産業の市場集中の状況を分析しよ

うとしても、その産業内で高い市場占有率を有する企業から適切な産業情報が得られなくなったのである。これらの大企業は、多くの異なる産業に携わっているため、特定産業のみに関連する収益率、資産総額、売上高及び原価などの情報は提供されないのである。

同小委員会の 1965 年 3 月から 4 月にかけての公聴会では、この時期から急速な拡大をみせるコングロマリット企業に対処するため、コングロマリット合併への反トラスト政策の適用を検討していた。すでに前項でみたように、コングロマリット合併は 1950 年の Celler-Kefauver 法の施行以来急増していた。そこで、その直後から買収や合併の規制を目指す反トラスト規制法案が Adams 教授及びそれを引き継ぐ Kaysen, Turner 両教授らにより提唱されてきていたが、いずれも実現されなかった⁽⁵³⁾。このような規制への動きはこの公聴会において反トラスト政策立案の前提となる大企業の財務諸表情報の量と質の改善、すなわちセグメント情報の制度化要求となって現われた。1965 年 4 月 5 日に開かれた公聴会で、Joel Dirlam 教授がこの問題を真っ向から取り上げた。

「反トラスト政策の拡大が必要かどうかは、現在の情報を基礎としては決定することができない。」

すなわち、彼の主張では、

「経営の多角化を用いる競争的戦術 (competitive tactics) を明らかにするには、各事業部 (division) と製品系列 (product line) 別に相対的収益率が明らかにされるべきである。我々は、多くの大企業での異なる製品系列別の売上高すら知らずましてやこれらの製品系列で発生した利益率や損失など知らない。我々はこの領域ではほとんど全く無知なままで行動してきているのである。我々は公共政策における法律の制定や修正の提案の支えとなる正しい判断に達することができないのである。」⁽⁵⁴⁾

このような反トラスト政策面での主張は、以降の議会、政府機関側の考えの核となるものである。

一方で彼らは証券、投資業界に支持者を得た。多角経営を行う大企業の連結財務諸表だけでは、各事業の収益率や経営能力の詳細がわからない。例えば、一事業部で全体の 5% の売上高しかないのに、利益では 30% も貢献しているという情報を得ることができた場合でも、これは必ずしもその事業部の際立った経営成績を示しているのではなく、主力事業での不振を表わすのかもしれない⁽⁵⁵⁾。しかし、その詳細は連結ベースでの財務諸表では外部に知らされることはない。それによる一般投資者及び機関投資家の投資リスクは増大せざるを得ないのである。ゆえに、反トラスト独占小委員会がセグメント情報問題を取り上げてきたことには強い期待をかけてきたのである。同小委員会に投資業界としての意見を書簡で送った Dreyfus 社の Yura Arkus-Duntov 投資担当役員は次のようにのべている (1965.5.26)。

「『コングロマリット』企業への投資問題に私は長い間関心を払ってきた。事業別業績を開示しない『コングロマリット』企業を扱う時、伝統的な投資分析の手法では投資者や株主に適切な解答を提供できないところに困難さがある。」⁽⁵⁶⁾

ゆえに、コングロマリット企業にセグメント情報を課す動きは、投資業界にとっても望ましい方向だったのである⁽⁵⁷⁾。投資分析におけるセグメント情報の有用性の主張は、Dirlam 教授や反トラスト独占小委員会も積極的に取り上げ、SEC に規則作成を促す有力な論点ともなったのである。

Dirlam 教授は、先の証言の中で、セグメント情報を企業に義務づけるためには 1934 年証券取引法の改正が必要だと主張した。これを受けて、小委員会の Hart 委員長は、証券取引法の執行機関である SEC にこの問題に対する調査を行い、法改正の是非を答申することを求めた。SEC 委員長 Manuel F. Cohen は、これに対し早速調査を始め、同年 6 月 4

日には Hart 委員長に宛てて法人金融部が作成した SEC 側の回答を送付した。

その論旨は大きく 2 つの主張から構成されている。すなわち、その第 1 点めは、Dirlam 教授の主張する形でのディスクロージャーの拡大は、証券取引法の改正を必要とせずに現行の規定で十分可能であること。第 2 点めは、現在のところ SEC としてはセグメント情報を求めるつもりはないということである。結局、SEC の回答は小委員会側の主張とは真っ向から対立するものとなったのである。

証券取引法改正問題に対する SEC の主張によると、現行の 1933 年証券法 Schedule A(8) で「証券発行者が実際に携わっている、あるいは将来携わる予定でいる事業の一般的特質」についての情報を求めており、その Section 7 では SEC に対して「投資者保護に適切だと思われるディスクロージャーが今とは異なる方法により登録届出書中に含まれる必要があるとみた場合には」rule や regulation によって、より詳細なディスクロージャーを要求する権限を与えている。同様に、1934 年証券取引法においても、Section 12(b)及び 12(g)(1) の規定により、証券取引所及び店頭市場で取引される証券について、より詳細な情報開示を求め得るというのである⁽⁵⁸⁾。

それゆえに、「もし、投資者保護に必要と思われるならば、Dirlam 教授の勧告のようなディスクロージャーをも含めて、SEC はより詳細なディスクロージャーを要求する権限をすでに有している」⁽⁵⁹⁾と主張するのである。

しかし、当時の SEC はセグメント情報に関心を抱きつつも、なお製品やサービス別の営業利益あるいは純利益情報の開示には慎重であった。Hart 委員長への SEC の回答ではその理由として以下の 6 項目をあげている。

- (1) 投資者にとって、そのような情報のベネフィットが、付随するコスト、特に会計士による監査証明を要求する場合のコストに見合うか疑問である。
- (2) 管理費、研究開発費及び諸税等を製品間で配賦し、原価算定する方法には、不正確さと多様性が伴い、情報の信頼性ならびに有意性に疑問がある。
- (3) 企業の競争的地位を損ってまで製品原価や利益情報の開示を求めることが、当企業の投資者や一般大衆のベネフィットとなるか疑問である。これは、特定の製品が全売上高の 10% にも満たなく、全社的な重要性が相対的に小さい大企業と、同製品で競争関係にありながら企業内での相対的重要性は大きくなる傾向にある小企業とに同一基準を課す場合に問題となるのである。
- (4) 全ての企業から有意義な情報を引き出す基準を作成することは困難を伴う。例えば、報告単位を決定する際には、事業部、法人、製品系列あるいは産業グループのいずれを基本とすべきかのような問題があるからである。
- (5) 証券諸法の下では、情報開示にあたり、登録企業及び会計士に法的責任を課しているが、セグメント情報の開示の場合でも同様な責任問題が生じる。
- (6) 企業が株主向け年次報告書の中に、自発的に製品系列別の情報を含める傾向がみられる。SEC としては、このような傾向を促進すべきだと信じている⁽⁶⁰⁾。

このように SEC は自己の企業ディスクロージャーを規定する権限を主張しつつも、セグメント情報において自らその権限を発揮することは拒否してきたのである。

SEC のこの消極的姿勢は、小委員会側の強い反発を招いた。この結果、小委員会側では引き続きこの問題を取り上げ、追求してゆくことになるのである。この公聴会での一連の動きを注自していた Washington Post 紙でも、「SEC は完全なディスクロージャーに反対することで、コングロマリットの側に与することになった」⁽⁶¹⁾と、SEC の態度を批判している。

SEC としては、このようなセグメント情報要請の声を無視し続けることができなくなってきた。このため、翌 1966 年 5 月 24 日の財務アナリスト連盟の総会で、Cohen SEC 委員長は従来の姿勢を改めて、現状におけるセグメント情報の必要性を認め、規則作成に向けての活動に入ることを公式に表明することになったのである⁽⁶²⁾。

Cohen 委員長は、同年 9 月 20 日に反トラスト独占小委員会の公聴会で、この SEC の方

針変更を説明し、独立企業が大規模コングロマリット企業に吸収併合される傾向が強まったことで、それらの企業の財務諸表が非公開となってきたため、投資者の意思決定が不利となり、ひいては健全な証券市場の維持が困難となってきたためだとのべている⁽⁶⁵⁾。これは、連結財務諸表の限界の認識でもある。同年10月5日のAICPAの総会での演説において彼はこの点に触れて次のようにのべた。

「過去において、子会社を含んだグループでの財政状態及び経営成績の適切なディスクロージャーとしての連結財務諸表の発展は、長い困難な闘いを通しての投資者側の勝利であった。そして、コングロマリットの問題は、新しいものである。それは、コインの裏と表である。関連会社数の増大は、全く異なる事業活動への拡大となり、これによりもはや投資者が、連結したもものとして全体的業績を知るだけでは十分でなくなってきたのである。」⁽⁶⁴⁾

ただ、SECでは反トラスト独占小委員会が関心を示すような財務諸表情報の反競争的問題についての責任に一切関心を払っていないことには注目しておく必要がある。その後のセグメント情報の内容に関する議会、政府側の批判はこの点に集中するからである。SECの関心は、「証券市場で証券取引を行う企業についての情報、それも意味ある情報を提供するという（証券諸）法の下での責任を果たすこと」にあったのである⁽⁶⁵⁾。

しかし、SECの活動は積極的とはいえず、セグメント情報がSEC規則として公表されるまでにその後3年間を要するのである。

b. SECの民間会計団体への同調

1966年5月にSECがセグメント情報への取り組みを初めて公けにした後、SECが採用した方針は民間会計団体への協力要請であった。SECはセグメント情報の会計基準設定の場において、証券諸法によって与えられた権限の直接行使を極力避け、基準内容の研究及び調査を民間の会計団体に委ねてゆくのである⁽⁶⁶⁾。

その夏以降、SECは産業界、財務アナリスト、会計士たちとの話し合いを進め、APBの「コングロマリットに関する小委員会」にはセグメント情報に対する準備研究を要請している。一方では、財務担当幹部協会（FEI）が始めようとしている『多角化企業の財務報告』の研究を支持し、その成果が出るまで一年間待つことを伝えている⁽⁶⁷⁾。

このSECの意向を受けて、民間会計団体ではむしろ積極的に調査研究活動を進めていった。特に、作成されたSEC規則の骨組みを与えることになる重要な研究としては、先のFEIの『多角化企業の財務報告』（1968.6）⁽⁶⁸⁾、全米会計士協会（NAA）の『企業のセグメント別外部報告』（1968.4）などがあげられる。

FEIの研究プロジェクトの実施は、早くも1966年に決定され、その12月にRobert K. Mautzに委ねられた⁽⁶⁹⁾。FEIがこのようなプロジェクトを組むことになったのは、「関係当局がかかる報告の必要性及び限界について適切な調査を行うことなく、コングロマリット企業に追加的情報を求めることを懸念したから」⁽⁷⁰⁾である。すなわち、議会側の会計実務に対する批判の高まり、SECの姿勢変更に対し、企業側が実態を踏まえた上で早急に自らの意向をその基準設定の場に反映する必要があると感じたのである。これは、他の民間団体においても同様である⁽⁷¹⁾。

NAAの研究は、Morton BackerとWalter B. McFarandによって進められたが、これはすでに1964年に『証券投資及び信用供与の意思決定のための財務報告』として行われていた調査研究の一環として急遽取り上げられることになったものである。彼らの調査研究は、どのようなセグメント情報が、資金供給者としての投資者や債権者にとって、最も役立つかを研究することを目的としていた⁽⁷²⁾。

これらFEIやNAAの調査研究では、財務アナリスト、商業銀行家、大企業経営者たちのセグメント情報についての意識調査も行っているが、財務諸表の利用者側ではこのような情報を強く期待しており、大企業の側でもこの成り行きに高い関心を払っていた⁽⁷³⁾。内容に関する勧告では、セグメント別報告利益、監査の必要性等で意見の相違はみられるが、重要な報告セグメントの決定に関しては、各企業の経営者の判断を重視し、かなりの自由

裁量を認めているところでは一致している⁽⁷⁴⁾。この点は、議会や政府側の主張と対立しつつ、SECの規則やFASBのFAS 14にまで継承されてゆくのである。

FEIの研究は、広範な実務調査を踏まえた具体的な勧告案を提出するところで評価されるが、セグメントが何を意味するかを明確化することを避け、報告内容でもその勧告を「関係者による判断と弾力性をもたせて採用」⁽⁷⁵⁾することを主張し、特に監査証明を求めないとするなど、企業ディスクロージャーにおける経営者ならびに会計士の責任を軽減する性格をもっていることは否めない。

FEIやNAAの積極的な対応に比べ、会計基準設定の中心的役割を果たすべきAPBの基準設定に対する逡巡は、その苦しい立場を表わしていたのである。APBは、1967年9月に他団体の研究よりも早く、APB自身のセグメント情報に対する見解を表明しているがそれは公式の意見表明の手段であるOpinionではなく、強制力をもたないStatementの形式を採ったのである。しかも、そのStatement 2 - Disclosure of Supplemental Financial Information by Diversified Companies（多角化企業による補足的財務情報の開示）では、単に、当面多角化企業には、「その各産業別セグメントについての補足的な財務情報を、自発的に開示する方向で各社の状況を注意深くかつ客観的に調査すること」⁽⁷⁶⁾を勧告することと、今後研究すべき問題領域をリストアップするに止まり、何ら具体的なガイドラインも提示しなかったのである。

APBは、このStatement公表に先立ち、コングロマリット小委員会で検討を加えていたが、当時のAPBの立場としては、セグメント情報が企業の財政状態や経営成績の公正な開示に必要な否か疑問をもつとし、財務アナリストや政府機関等にとっての必要性や有用性を評価できないとしていた。しかし、その実施の可能性を研究し、その後最終的な意見を公表することを付け加えていた⁽⁷⁷⁾。それは、「議会、SEC、アナリスト、証券引受業者等の圧力によってAPBは現在の多角的企業による財務内容の開示の完全な見通しを早急に考えざるを得なくなっている」⁽⁷⁸⁾からであった。

ところが、結局APBはその活動期間の最後までセグメント情報の基準設定には成功しなかったのである。議会や財務アナリストからの圧力やSECの要請に対し、いち早くStatementは発表したが、この政治的な論争の場で会計基準設定の最終的責務を担うことはAPBにはできなかったのである。この結果、SECは会計基準の設定を民間会計士に委ね、その追認を行うという基本方針を維持することができなくなった。それゆえ、セグメント情報の開示は、SEC自らが主導的役割を果たして、財務諸表にはよらずにSECへの提出書類のForm中の要求事項として実現されることになったのである。そのために、1960年代も終わりに近づくにつれ過熱化してくる合併運動を憂慮する議会や政府機関からの批判は、SECが一身に引受けなければならなくなったのである。

2-3 1969年のSEC改正規則に対する批判

a. SEC規則の性格

SECは、1968年9月にセグメント情報をその規則に盛り込むための修正案（第1次修正案）を公表した。すでに民間会計団体はその研究を終了して、彼らの勧告を提出している。SECは、それらの研究を受け入れて規則改正を行っていたのである⁽⁷⁹⁾。これはさらに1969年2月の修正（第2次修正案）を経て、1969年7月に最終決定（改正規則）となった。

この規則改正の対象となったのは、企業が証券発行時にSECに提出する登録届出書のFormであった。1933年証券法でのForm S-1⁽⁸⁰⁾、S-7⁽⁸¹⁾、1934年証券取引法のForm 10⁽⁸²⁾がそれにあたり、各Formで財務諸表とは別に開示しなければならない項目（Item）のひとつにおいてセグメント情報が要求されたのである。これは1969年8月14日以降に効力が発揮されることになった。

改正以前のFormでは、Form S-1、S-7、及び10のそれぞれItem 9、5、3の場所において、企業に事業の説明を求めている。そこでは、企業及びその子会社の現在及び将来計画している事業の説明を求めているが、もしその事業が異なる製品、サービスからなっているならば、「前年度に全事業活動に対し15%以上を占めている各製品ないしサービス、あ

るいは類似する製品系列，サービス系列ごとの相対的重要性を実施可能な限りにおいて」示すこととなっていた⁽⁸³⁾。改正規則ではこの規定を修正し，各 Form の Item の内容を以下のように改めた。

(a) 事業の概略説明

(b) (1) 事業系列 (line of business) の情報

(2) 製品系列ないしサービス系列の情報

(c) 顧客についての情報

(d) 国外での事業活動の情報

(e) 事業を行っている産業の一般的競争状態の情報

このうちセグメント情報に重要な(b), (c), (d)について概説したい。

(b)(1)の「事業系列の情報」では，企業及びその子会社が2つ以上の事業系列を有しているならば，各事業系列の(i)総売上及び収益，(ii)臨時項目，税引前の損益を額か比率で表示することを求める⁽⁸⁴⁾。ただ，これらの情報を開示する事業系列は，最近2年間のいずれかで(A)総売上，収益額の10%以上，(B)損失計上した事業系列の損失額を含まない臨時項目，税引前の利益総額の10%以上，(C)(B)の利益総額に対し損失額が10%以上を占めるという条件のいずれかを満たすものに限られる。さらに，この条件は，過去2年間のいずれかで，総売上，収益額が5,000万ドル以下の場合は，10%でなく15%の比率が適用される。しかも，情報開示を求められる事業系列は，最も重要な10個まででよいとされるのである。

(b)(2)の「製品系列ないしサービス系列の情報」では，事業系列よりも小さな分類で，関連する製品系列やサービス系列ごとに同様な10%か15%テストを適用して，それぞれの売上，収益及び利益情報を求めている。

(c)の「顧客についての情報」は，企業活動が重要な顧客に依存する場合，その顧客名とその関係，さらにその取引の重要性を報告することを求める。

(d)の「国外での事業活動の情報」では，国外での事業活動が企業にとって重要であれば，その事業の重要度とリスクについて，「適切な開示」を求める。また「可能であれば」との条件付で，利益額及び相対的利益率の開示を指示しているのである。

ここで，SEC規則の性格をより明らかにするため，第1次修正案から改正規則に至る修正経過をみてゆこう。

第1次修正案の段階では，セグメントごとの開示情報がかなり詳細となっていた。すなわち，収益，利益の他に資産も「可能ならば」の条件付ではあるが同じく開示を求めており，さらに政府関連取引の開示を特別に分離し，単一の顧客や国外での事業活動と併せて，事業系列と同様の収益，利益及び資産情報を要求していた。その時には10%テストを適用する細則が付けられていた。報告すべきセグメントは，「関連性を有するあるいは類似する製品またはサービスのそれぞれのクラス」という表現が用いられていた。

この第1次修正案に対し，関係団体からは300通に及ぶ意見が寄せられたが，そこで批判の対象とされたのは，「製品あるいはサービスのクラス」との表現，10%テスト，資産情報の開示，重要顧客情報や国外事業活動情報の開示，セグメント情報公開による競争上の不利益，単一業種企業や垂直統合企業にとっての不利益及び過去5年間にわたる情報公開の不利益などであった⁽⁸⁵⁾。

例えば，General Motors (GM) ではセグメント情報の実施自体を経営者の判断とすることを主張している。特に「製品あるいはサービスのそれぞれのクラス」との表現では詳細に過ぎると反発し，FEI 研究における Mautz の勧告にある「幅広く規定された産業」のような弾力性をもたせた表現を採用することを主張している。GM はさらに，10%テストがあまりに狭すぎるとし，GM のような垂直統合企業に対する規則適用の緩和を明記するよう要請している。情報内容についても，資産情報の困難性，地域分割の競争上の不利益をあげてこの第1次修正案を批判したのである⁽⁸⁶⁾。このような批判は APB, FEI, NAA の意見においても同様にみられる⁽⁸⁷⁾。

SEC は，このような意見を大幅に採用し，翌1969年2月に第2次修正案を公表した。ここではセグメントの表現を「事業系列 (line of business)」と改め，報告すべき事業系列

の数を 10 までとしたのである。この事業系列が何を意味するかは漠然としている。SEC では、各企業ごとに、提供する製品、サービスや合併以前の企業の経歴の違い、あるいは市場、使用原材料、製造工程及び競争状態という事業活動における特徴に差異が存在することを考慮し、個別企業ごとに事業系列を決定するのが実際的で望ましいと説明するのである。さらにその決定においては、企業構造を熟知している経営者が合理的判断基準に従ってその事業活動を分割できる最も適した位置にいるという立場を採用した⁽⁸⁸⁾。その結果、第 1 次修正案に対する批判に沿う形で、経営者に対し自由裁量の余地を大きく残すことになったのであり、先の GM ではこの修正を満足をもって支持するようになったのである⁽⁸⁹⁾。

一方、この第 2 次修正案では、全ての資産情報や政府関連取引の開示要求を削除し、地域、顧客別の情報規定も大きく緩められることとなった。

最終的に 1969 年 7 月に公表された改正規則では、さらに規模における競争上の不利益を考慮して、5,000 万ドル以下の総収益しかない場合の 15 %テストを採用し、規則の緩和を図っている。

また、第 2 次修正案からは、垂直統合企業に対する規則適用の批判に応じて、製品、サービスの移転が 2 つのセグメント間で大きい場合、両者を単一のセグメントと認める規定を追加していた。そこで第 2 次修正案では、このような垂直統合企業あるいは単一の事業系列しかない企業に対し、事業系列とは別に製品系列ないしサービス系列ごとの情報公開を迫った。しかし、改正規則において、単一の事業系列であるとか垂直統合企業に対する限定を解除した反面、この情報は事業系列と結合して報告することを認めたため、実質的には単独で公開されることはなくなったのである。

このように、1969 年の SEC 改正規則は、その作成過程において産業界や民間会計団体の意向を重視し、報告企業の負担を軽減するより弾力的な内容へと第 1 次修正案を変更していったのである。議会や政府機関では早く規則作成を進めることを SEC に要求していた。SEC はその圧力を受けて、改正規則を作成したが、それは登録届出書にのみ適用される限定的なものであった。これと同様のセグメント情報の要求が、SEC 向け年次報告書の様式、Form 10-K⁽⁹⁰⁾にも拡大されるのは 1970 年 10 月であり、さらに株主向け情報⁽⁹¹⁾では 1974 年 10 月になってからである。しかし、SEC のセグメント情報規則の完成は、後に 3-3 でみるように 1977 年末の Regulation S-K まで待たねばならなかった。

b. SEC 規則に対する議会、政府の批判

SEC がセグメント情報の規則を公表した 1969 年になると、合併活動そのもの及びその情報に関心を寄せる議会、政府機関の活動が急速に活発化してきた。その過程で、財務報告の問題が多く取り上げられてきている。

1969 年 5 月に提出された Johnson 大統領の反トラスト政策調査班報告書 (Neal Report) では、その調査活動の過程で企業情報の質を問題にしている。

「経済政策の立案には種々の財務的、経済的情報を必要とする。それらは、例えば諸産業での競争の構造、価格と原価の関係、各産業の利益率、買収活動、工場建設、そして経済的あるいは反トラスト政策の立案に必要なその他多くの要素に光を当てる情報である。このような情報の多くは (商務省の) 国勢調査 (Census) に集められているが、その国勢調査は個々の企業に関する情報公開を禁ずる法に縛られている。」⁽⁹²⁾

それゆえに、新たに政策立案や調査に活用できる情報を求めるように行動すべきであるとし、セグメント情報の規則作成を手掛けている SEC に対して FTC や司法省反トラスト局と共同して反トラスト的視点から利用可能なように、開示する利益情報の拡大を勧告したのである⁽⁹³⁾。

この 1969 年 6 月には、下院司法委員会反トラスト小委員会がコングロマリット企業 6 社をサンプルに集中審議を開始したが、そのスタッフレポート (1971) では、セグメント情報の法制化の努力を小委員会レベルで推進すべきであると勧告している。彼らの主張によると、連結財務報告では一般投資者同様、証券アナリストにとっても多数の事業に携わ

る企業を適切に評価することは不可能であるとしている。しかし、企業の内部管理においてはプロフィットセンターごとの詳細な財務情報がすでに用いられているため、それらの情報が公開されるならば、事業状況についての追加的な情報として競争を刺激できると考えていた⁽⁹⁴⁾。

それゆえ、「国内外で年間 2,500 万ドル以上の売上をあげるか、同額の資産を有する企業に対し、彼らの事業活動で普通に維持されているプロフィットセンターについての損益計算あるいは貸借対照表の情報を公開する報告書の提出を義務づける法制化について、小委員会はこれを支援すべきであると勧告する。」⁽⁹⁵⁾のである。

さらに、同 1969 年 7 月には、上院中小企業特別委員会独占小委員会（委員長 Gaylord Nelson 上院議員）が、アメリカの巨大企業の役割についての一連の公聴会を開始した。この小委員会では、「長年にわたり、垂直的に統合されたり、多角化した大規模な競争者、すなわち巨大企業の公表財務諸表での業種の連結から生じる小規模、単一ライン事業企業にとっての問題に関心を払ってきて」⁽⁹⁶⁾いたのである。

Nelson 上院議員は公聴会に先立ち、SEC に、作成を進めているセグメント情報の規則がこの小委員会の関心である競争市場の維持に役立つか尋ねている。それと同時に、企業経営の多角化が急速に進展しているこの時期に、SEC の規則修正作業が遅すぎ、時間を要するため、小委員会でその法制化を考えていることを伝えていた⁽⁹⁷⁾。そこで 7 月 9 日の *Journal of Commerce* では SEC が第 1 次修正案をかなり緩和してきたことに対し、「Nelson 上院議員は提案中の SEC 規則（本章での第 2 次修正案－筆者）を『はるかに越えた』（厳しい）法案をつくると脅してきている。Hart 上院議員（反トラスト独占小委員会）は、最近の意見の中で、SEC の提案の内容とその進展の速度に不満足だとおべている」と報じている⁽⁹⁸⁾。

SEC の Harmer A. Budge 委員長はそれに答えているが、SEC の作成する規則は小委員会の目的に沿ったものではないとし、小委員会の法制化が競争の公平さを求める目的を満たすのに必要であるか否かを決定する権限をもっていないと、SEC として反論している⁽⁹⁹⁾。

1969 年 7 月 14 日には、SEC の改正規則が公表されたが、同日の *Wall Street Journal* や *Washington Post* などの各紙では、SEC が「事業系列」を限定せず、その判断を各企業の経営者の判断に委ねたことを特に報じていた⁽¹⁰⁰⁾。

このようなセグメントの決定に関する批判としては、すでに同年 1 月に提出された Johnson 大統領の物価安定閣僚会議の報告書が SEC の採用する 10 %テストの不適切さを主張していた。同報告書中の『スタディペーパー No. 2－産業構造と競争政策』（1968.12）はその「コングロマリット企業による公表財務報告」の項で、SEC の第 1 次修正案の 10 %テストを批判している。

すなわち、企業経営のコングロマリット化は、企業内部に数多くの異なる製品系列を持たせるようになったが、その結果、個々の製品系列は企業内での相対的重要性が低下してしまった。ゆえに、SEC の 10 %テストでは余りに大まかに過ぎ、その情報はほとんど無意味なものとなってしまおうというのである。

いま、国勢調査（Census）による産業分類を用いて SEC の 10 %テストを適用すると、アメリカでのトップ 50 社の 756 部門中 105 部門（14 %）についてしか部門情報が得られなくなってしまう。ただ、これでも国勢調査の「産業分類」は、SEC の第 1 次修正案での「製品系列」よりもかなり広いため、割合は過大なものとなっているという。これを総売上に占める割合を 5 %とするか、売上高が 2,500 万ドル超の部門というように規則を強化すれば、317 部門（42 %）に拡大するというのである（表 1-6）。

そこで、このスタッフレポートでは、(1) 10 %テストのレベルを 5 %あるいはそれ以下にする。(2) 売上高がある一定の額、例えば 2,500 万ドルを超える全ての製品系列に対してその売上、収益の報告を求める。(3) 重要な合併、買収の後、コングロマリット企業は一定の期間採用した会計基準を変更することなく、被合併企業の財務的業績を分離して報告させる。(4) 投資者や競争市場に関心がある反トラスト規制機関にとって、コングロマリット企業の重要性が高まってきたため、SEC は投資者と同様、FTC や司法省の意見を聞くようにすべきであると、勧告したのである⁽¹⁰¹⁾。

表 1-6 トップ 200 社が報告する産業部門数

	報告されることになる企業内部部門数							
	トップ 50 社		51-100 位の企業		101-150 位の企業		151-200 位の企業	
	部門数	%	部門数	%	部門数	%	部門数	%
企業内の部門総数	756		604		461		399	
企業の総売上に対し 10%以上を占める部門	105	14	117	19	120	26	158	40
企業の総売上に対し 5%以上を占める部門	189	25	176	29	169	36	186	47
企業の総売上に対し 5%以上を占めるか 2,500 万ドル超の売上 の部門	317	42	228	38	170	36	186	47

出所) *Study Paper Number 2 : Industrial Structure and Competition Policy, by the Staff of the Cabinet Committee on Price Stability*, Dec. 1968 (U. S. Congress, Senate, *Role of Giant Corporations in American and World Economies*, Part IA, USGPO, 1969, p. 821).

しかし、SEC は産業界や会計士の意見を尊重し、議会、政府機関からの意見には極力抵抗していったのである。この SEC の姿勢や改正規則に対し、議会、政府機関を代表して強く批判していったのが FTC であった。そこで次に FTC の主張、さらに SEC 規則への不満からついには独自の権限において企業にセグメント別報告を要求するようになる経緯をのべてみたい。

2-4 FTC 独自の LB プログラムの開始

a. FTC の SEC 批判

FTC は、1914 年の設置当初から企業や産業情報の収集の任にあたってきており、「情報収集と公表の必要欠くべからざる手段として」⁽¹⁰²⁾機能することを求められていた。その系譜は今世紀初めのトラスト企業の情報収集の必要を主張する Theodore Roosevelt 大統領が設置した企業局 (Bureau of Corporation) にまで遡る。この役割は FTC に引き継がれ、1930 年代には臨時国民経済調査委員会 (Temporary National Economic Committee) の調査研究を担い、第二次世界大戦後は 1947 年からの QFR (Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations) プログラムによって産業別利益、原価情報の集計を行ってきた⁽¹⁰³⁾。

当然ながら、1960 年代における合併運動は FTC の強い関心となっており、1969 年 8 月には上院反トラスト独占小委員会の要請を受けて、当時の企業合併の実態を広範に調査し、“Economic Report on Corporate Mergers” をまとめている。また、1972 年には代表的コングロマリット企業 9 社⁽¹⁰⁴⁾をサンプルにし、その合併活動の経済的効果と会計報告の実務を、“Conglomerate Merger Performance : an Empirical Analysis of Nine Corporations” として報告している。

前者の調査の結果、「競争上の脅威となるようなコングロマリット合併に対する Celler-Kefauver 法の施行にもかかわらず反トラスト機関の現在有する権限の及ばない諸要因が経済的効率性には関係なく買収を刺激している。」⁽¹⁰⁵⁾との認識をもつようになった。それゆえ、大企業の財務活動についてのより完全な外部報告を求め、買収活動に対しての税制面での優遇を是正するなどの行政的、さらには立法的な行動を起こす必要性を主張するのである⁽¹⁰⁶⁾。特に、買収を通して加速化された企業経営の多角化が、連結財務諸表の下では企業の財務情報、さらに産業情報の質の低下をもたらしていることを主張し、その改善を強く勧告することになったのである⁽¹⁰⁷⁾。

このような主張は、1972 年の報告書において、具体的に実際のコングロマリット企業

の報告実務の調査報告を通してより一層明確にされている⁽¹⁰⁸⁾。産業内の個別企業が買収によってその情報を公表しなくなることは、全業評価にあたり、その継続的利益情報を産業内他企業と比較検討することを不可能にしている。

例えば、Gulf & Western は 1965 - 1968 年の間に、1,000 万ドル以上の資産規模の企業を 10 社買収した。その中には、特定の産業内で主導的な位置にある企業があり、Consolidated Cigar (1968 年買収) は買収時においてアメリカ最大の葉巻製造業者であり、South Puerto Rico Sugar (1967 年買収) は砂糖精製業における第 3 位にランクしていた。1965 年時には、公けに入手することができたこれらの企業の情報は 1970 年には入手不可能となったのである。他産業においても同様であり、食肉缶詰業界ではトップ 4 社中 3 社 (Armour, Wilson, John Morrel) はすでに独立企業ではなく⁽¹⁰⁹⁾、レンタカー業界では 3 つの代表的企業 (Hertz, Avis, National) の全てが吸収合併されてしまっていた⁽¹¹⁰⁾。電気機器の分野でも大企業が重要な役割を担っており、General Motors は Fringidaire 部門を通して、Ford は Philco 部門を通して、さらに White Consolidated Industries は Kelvinator 部門を通してアメリカにおける冷蔵庫の大生産者となっていた⁽¹¹¹⁾。しかも、実際の企業の財務報告実務においては、これらの産業情報はほとんど得られない状態だったのである⁽¹¹²⁾。

企業の財務報告に対する FTC のこのような不満は、当初 SEC 規則への期待として現われてきた。SEC が 1968 年から 1969 年にかけてセグメント情報の規則作成を進めていることを評価しつつも、その内容については多くの不満をもっていた⁽¹¹³⁾。ゆえに、再三 SEC に対し、「FTC の協力の下に、多くの製品を有する企業の製品系列別報告の規定を拡大するように」⁽¹¹⁴⁾要請してきたのである。しかし、SEC は終始一貫してそのような申し入れを拒否している⁽¹¹⁵⁾。SEC では反トラスト政策目的での利用に適するセグメント情報を採用する意向はなかったのである。

FTC が SEC のセグメント情報に不満をもつ最大の点は、そのセグメントの決定をほぼ経営者に委ねている点であり、政府機関がより厳密に決定した産業分類に準拠させることを望んでいたのである⁽¹¹⁶⁾。すなわち、SEC の事業系列では大規模なコングロマリット企業になればなるほどその情報の意味を失うと主張する。

FTC は 1970 年に SEC 改正規則にもとづいて提出されたデータを検証したが、そこでサンプルとした 19 社のうち売上高が 15 億ドルを超える最大 6 社となると、その売上高の 60 %が SIC 2 桁産業中分類以上のかなり広い分類のもとに報告され、4 桁産業細分類のようにより詳細な分類で報告している部分は 9 %にしかならなかったという。これが、2,000 万ドルから 5,000 万ドルの売上規模の企業 6 社では各々 23 %、63 %と逆転していた。これはセグメント情報の企業間比較を不可能とし、中、小企業に、より詳細なデータの提供を求めることになるため、競争上の不公平をもたらすと主張していた⁽¹¹⁷⁾。

このような結果をもたらす原因は、報告する事業系列を決定する時の 10 %テストにあるという。サンプル企業は平均して 5 つの事業系列を報告していたが、それらの企業の平均部門 (division) 数は 31 に及んでいた。この差はどこから生じるのか。

例えば、General Motors では 50 の異なる業種に携わっており、しかもそのそれぞれで主導的な位置にあった。しかし、報告されるのは、「自動車」としてのみであり、冷蔵庫ではアメリカ有数の Fringidaire 部門については売上も利益も報告されない。それはこの Fringidaire 部門の売上高が GM の総売上高 230 億ドル (1968) の 10 %、23 億ドルを超えていないからである。この 23 億ドルの売上高とは、当時のアメリカのトップ 25 製造企業の内に入る額に匹敵するものであった。1968 年では、10 億ドル以上の売上高の企業は 100 社以上あったが、これらの企業で、ある部門を事業系列として報告するには 1 億ドル以上の売上高が必要となる。この 1 億ドルという売上高とは、その部門だけでトップ 500 製造企業の内に入る額であった⁽¹¹⁸⁾。

SEC のセグメント情報に対する FTC の不満は、先にみた議会、政府機関と共通のものである。彼らは、厳格で詳細な規定に従ったセグメント情報を企業に公表させたかったが、SEC の改正規則ではついに満足を得ることができなかった。そこで、FTC は SEC に対する期待を放棄し、独自の権限をもってセグメント情報の強制的収集を開始することになったのである。

b. FTC の基準設定機構からの離脱

FTC の活動は、まず 1970 年から QFR プログラムの修正として始められた。QFR は統計的資料収集を目的とし、SEC と共同で 1947 年から実施されてきた。各企業は標準産業分類 (SIC) に従い、耐久財 15、非耐久財 16 に分類され、産業別あるいは資産規模別に売上高、原価、連邦税、税引後利益、減価償却費等損益勘定項目と現金、政府証券、有形固定資産、借入金、連邦税繰延額、資本金、資本剰余金、少数株主持分等の貸借対照表項目が集計された。対象企業は、1971 年で 9,665 社で、資産規模別にみると 10 億ドル以上 111 社、1,000 万ドル以上 2,740 社、それ未満が 6,925 社となっていた⁽¹¹⁹⁾。FTC と SEC は、これらの企業を分割担当し、各々の Form (例えば SEC は Form R-1、FTC は Form MG-1) を送付してデータを回収していた。しかし、大企業約 2,500 社は SEC の担当で FTC は関与できなかったのである。

この QFR プログラムを改善する必要性も、セグメント情報と同様、企業経営の多角化の拡大にあった。すなわち、QFR では企業がいくら多角化していても、唯ひとつの産業に分類されてしまうため、企業情報がその産業のものとして集計されてしまうのである。

例えば、Ling-Temco-Vought, Inc. (LTV) の場合、食肉、薬品、化学製品、軍需関連品、航空宇宙産業、鉄鋼、電子電気機器、スポーツ用品、航空運輸、ワイヤーケーブル等と、国内外で直接あるいは子会社を通して関連する典型的コングロマリット企業であったが、食肉関係が総売上高の 36%、連結利益では 149% を占めるため、QFR では「産業コード 20、食品と関連製品」として分類されてしまうのである。これは、その産業でのデータの水増しとなるばかりでなく、他の産業での過少報告となる。

LTV の「航空宇宙産業」の売上高は、8 億 2,000 万ドル (1970、SEC への Form 10-K) であったが、同年の QFR 「産業コード 372、航空機と部品」での全体売上高 255 億ドルの 3% にあたるのである。同様な例を、U. S. Steel 社で見ると、その Universal Atlas Cement 部門は、セメント産業での主導的地位にあったが、その情報は「産業コード 331、鉄ならびに粗鋼」に含められ、「産業コード 32、土石及びガラス製品」からは除外されていたのである⁽¹²⁰⁾。

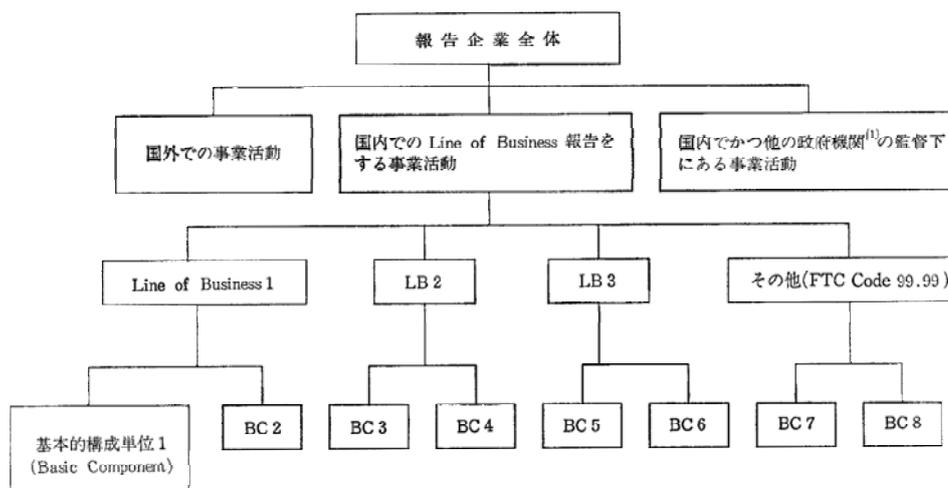
このような認識のもとに、FTC 内部で QFR 改善が検討されたが、そこで出された方針は、SEC 規則とは対照的に、かなり厳密で経営者の判断の入る余地を極力排除したものであった。例えば、企業報告の強制化、年間 2 億 5,000 万ドル以上の売上高の企業で、年間 2,500 万ドル以上の売上をあげている事業所、子会社及びプロフィットセンターには、QFR で求めているのと同様の情報を求めている。しかも、その部門の決定では企業の任意性は認めず、国勢調査の企業分類、3 桁産業小分類のレベルを適用、特に集中化が進んでいたり参入障壁の高い産業ではより詳細な 4 桁産業細分類としたのである⁽¹²¹⁾。

この段階ではまだ、FTC としてはこの方針を SEC 規則に反映させようとしていた。しかしこの意向は SEC には受け入れられなかった。そこでまず、QFR プログラムの担当権限を SEC から譲り受け⁽¹²²⁾、その改善に着手することになるのである。

FTC は、それまで QFR にデータを提供していた企業全てに対し、「事業の性格 (Nature of Business)」を知り、各企業を特定産業や規模で分類するために Form NB を用いていた。FTC ではこれを応用し、大企業に対してその事業活動を事業系列に分割した上で、各事業系列ごとに収益、利益情報を報告させることを考えた。そのために、新たに Form LB を用い、これで収集したデータを年度ごとに公表することで QFR を補足し、より純度の高い産業情報を求めようとした。そこで、1970 年 12 月には Form LB の認可を行政管理予算庁 (OMB) に要請したのである⁽¹²³⁾。

この Form LB における事業系列 (line of business、以下 FTC の場合は LB とする) とは、SEC と同じ呼称ながら内容は大幅に異なる。すなわち、事業活動を国内に限定し、電気、ガス、金融、保険等の他の規制機関の監督下にある産業を除外した上で、OMB 作成の企業標準産業分類 (Enterprise Standard Industrial Classification) の 3 桁産業分類に準拠し、総収益に対し 10% 以上あるいは 1,000 万ドル以上の収益をあげているかを基準として用いて決定される⁽¹²⁴⁾。

図 1-6 FTC の Line of Business の構成



注 (1) 州際商業委員会 (ICC), 民間航空委員会 (CAB), 連邦通信委員会 (FCC), 連邦電力委員会 (FPC) 出所) Federal Trade Commission, *FTC 1974 Form LB General Instruction* reprinted in Federal Trade Commission, *Statistical Report : Annual Line of Business Report, 1974, Report of the Bureau of Economics*, USGPO, Sept. 1981, p. 250.

FTC では、この Form LB を試験的に 10 億ドル以上の資産規模のトップ 102 社に対して使用し、1970 年分のデータ収集を考えていた⁽¹²⁵⁾。しかし、結局この 1970 年での計画は問題点が多いとして OMB に認められなかった。しかも、企業や FEI などの産業界から強い反発を受けたのである⁽¹²⁶⁾。

しかし、FTC のこの試みは継続され、ついに 1974 年 8 月にはサンプルに選んだ大企業 345 社に LB 情報を求めるための Form を送付するところまで漕ぎ着けたのである。FTC では 1973 年 8 月に、Form 改正草案を作成した。これを受けた OMB の連邦報告書に関する経営諮問会議 (Business Advisory Council on Federal Report) の公聴会 (1973.10) や、草案に対する多くの意見を参考に、さらに 12 月には修正案を関係者に送付するなどの手順を踏み、翌年 3 月に最終案をまとめ上げた。委員会の承認を得たこの最終案は会計検査院 (GAO) に提出され、1974 年 5 月にはその承認を得ることができたのである。連邦報告書法⁽¹²⁷⁾の下で情報収集に用いられる調査様式の認可権限が、Alaska Pipeline 法 (1973.11) の通過に伴い、OMB から GAO に移ったことは FTC にとって幸いであった。これにより、認可を出すのに慎重であった OMB ではなく、より認可手続の簡単な GAO に Form の認可要請を提出できるようになったのである⁽¹²⁸⁾。

その後の FTC の LB プログラムの経過をみると、1973 年分のデータは 345 社中 228 社からしか集められなかった。GM, GE, Du Pont など残り 117 社は、LB プログラムに対し訴訟をおこし、データの提出を拒否したのである⁽¹²⁹⁾。しかし、翌 1975 年にも FTC は前年の Form を修正した 1974 Form LB を大企業約 450 社に送付した。前年の試験的経験をもとに、いよいよ本格的なプログラムの実施が始められたのである⁽¹³⁰⁾。この時も、約 180 社が LB プログラムの違法性を訴え、データ提出を拒否した。結局、FTC は 1973 年分の 117 社のデータ収集を放棄することを決めたが、1978 年に最高裁判所が企業側の訴えを却下したため、1974 年分以降は順調に全対象企業からデータを収集することができたのである⁽¹³¹⁾。

この FTC の Form LB における特質は、LB の決定を細かく規定していることと、求める情報内容の多様さであろう。1974 Form LB は、LB を決定するための基本概念を図 1-6 のように示している。国外での事業活動と他の政府機関の監督下にある事業活動を除いた事業活動は、基本的構成単位 (Basic Component) ごとに、FTC が SIC をもとに独自に分類した産業分類 (FTC Code) に従って産業別にまとめられ、そのまとめられた各々が LB とされた。

基本的構成単位は事業所、製品系列、プロフィットセンター、事業部などの企業の組織単位とするが、その産業の決定、垂直的関連事業の扱い等にも細かな指示が与えられる⁽¹³²⁾。FTC Code は、基本的構成単位の産業決定にあたり必ず準拠せねばならないものであるが、製造業を中心として 1973 Form LB では 228、1974 Form LB では 275 にもおよぶ。多くは、SIC 3 桁、4 桁程度の分類となるが、中には passenger car (1974 FTC Code 37.01)、trucks (同 37.02) のように、5 桁分類となってより詳細なものになっているものも含まれている。

その LB ごとに報告しなければならない情報は詳細を極め、収益、費用、利益項目で 18、資産項目 13、補足的財務、統計データで 24 項目にわたっている。利益額にしても、収益に内部振替額、売上原価さらにその LB に直接係わる広告宣伝費、販売費及び一般管理費を加減して貢献利益を出させ、他の LB と共通に発生した費用項目の配賦額を控除した後の営業利益まで求めさせている。補足的財務、統計データでは、貸金支払額、使用原材料費、減価償却費、研究開発費、さらに棚卸資産や有形固定資産に対する減価償却累計額の計算に使用した各方法が全体に占める割合⁽¹³³⁾、有形固定資産の取得時期、振替価格の決定方法の割合などが求められるのである。

FTC は、このような各情報を各産業ごとに総額で集計した。1974 Form LB が送られた 450 社は、彼らだけで 1974 年第 4 四半期で全米製造企業の有形固定資産総額の 68.2 %、売上高では 52.4 % を占める規模であり⁽¹³⁴⁾、FTC のプログラムにおける、より正確な産業情報を求めようという目的はほぼ達成されたのである。

このように、FTC は SEC 規則に対する不満から独自の LB プログラムで産業情報の収集を追求してゆき個別企業のセグメント情報の基準設定機構からは離脱していったのである。

3 セグメント情報をめぐる基準設定構造（第三段階後期）

ここでは、セグメント情報が会計基準として完成した会計基準設定機構の第三段階後期を検討したい。この期間では、APB にかわり新たに設立された FASB が、SEC の強力な支援を受けてその会計基準設定における中心的役割を果たしていった。FASB が 1976 年に公表した FAS 14 - Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise（企業のセグメント別財務報告）は、SEC が 1969 年改正規則でのセグメント情報の内容を FAS 14 に合わせた Regulation S-K を 1977 年に公表したことで追認された。これによって、セグメント情報が会計基準として最終的な完成をみたのである。この第三段階後期は、1973 年の FASB の設立から 1977 年に SEC が Regulation S-K を公表してセグメント情報の会計基準設定が最終的に完成するまでの期間である。

3-1 SEC の FASB 支援体制

FASB は、1973 年 7 月 1 日から本格的活動を開始した。APB は、合併運動が盛んになる中で求められたセグメント情報をはじめ、重要な会計問題に対して解決を与えることができなかった。さらに 1971 年に再度発生した投資税額控除における繰延法への統一の失敗もあり、会計士たちは、会計基準設定の状況の改善の必要を強く意識するようになった。FASB の設立は、会計士たちの APB の失敗の経験から導き出した改善へ向けての解答だったのである。

もし、これに失敗すると、会計基準設定に連邦政府あるいは議会が直接的に介入してくるという虞が存在したのである。なおかつ、SEC は民間会計士の会計基準設定を支持するという政策を従来通り維持したとしても、より積極的な介入を行うのではないかと思われていた⁽¹³⁵⁾。

そこで AICPA は、自ら改善を図るため、1971 年には 2 つの重要な調査委員会を設置した。これらは、Wheat 委員会及び Trublood 委員会であり、民間における会計基準設定を維持するための機構改革の検討ないし公表財務諸表の目的の明確化を各々の使命とし、自主

的改革に役立てようとして設置されたのである。

Wheat 委員会は、Francis M. Wheat を委員長に、一年余りの調査活動の後、翌 1972 年 3 月に『会計原則設定の研究』とする報告書を AICPA 理事会に提出した。この報告書では、AICPA 会員の中から選ばれたボランティアから構成される APB を、AICPA とは分離して機能する基金の下で、フルタイムでかつ有給のメンバーからなる FASB に置き替えることを勧告した⁽¹³⁶⁾。この勧告は 5 月の評議会において採択され、すぐに Marshall S. Armstrong を委員長とする準備委員会を設けて実施に移されることになった⁽¹³⁷⁾。この結果、財務会計財団 (FAF) が AICPA とは別組織として誕生し、この FAF の財務的援助及び指導のもとに FASB が実際の会計基準設定に携わる機構が完成した。

AICPA では、他の関係団体からの強い圧力を受けた APB の経験から、彼らをこの新しい FAF = FASB 体制に参加させ、その協力と理解を得ようとした。そのため、FASB の上部団体である FAF の 9 名の協議委員は、AICPA からの 5 名の他、FEI, NAA, アメリカ会計学会 (AAA) 及び財務アナリスト連盟の代表者各 1 名から構成されることになった。同時に、FAF の資金も AICPA の他、企業、上記団体から募ることになった⁽¹³⁸⁾。

このような独立性と他団体の招聘は FASB にもみられ、その設立時の 7 名のメンバーは元 AICPA 会長で FASB 委員長の Armstrong をはじめとして、Big Eight 会計事務所出身者 3 名及び政府規制機関出身者、企業出身者、学界出身者各 1 名⁽¹³⁹⁾と、広く会計基準設定に関わる団体に及んでいる。FASB の定款では、メンバーは以前の職場との関係を断ち、5 年の在任期間中の独立性を保持することになっていたが、現実にはメンバーが FASB 退職後 Big Eight 会計事務所に戻り問題となったこともあり、その独立性は必ずしも守られてはいなかった⁽¹⁴⁰⁾。

このような、組織上の改革の努力も、FASB が公表する会計基準の一般的承認を得るためであったが、それも FASB の将来に対する楽観的評価を与えなかった。むしろ、FASB 設立後数カ月を経過した段階では、「いまや FASB への諸々の圧力は、APB の時以上である。同時に、新しい組織 (FASB) 自身の権力基盤 (power basis) はかなり縮小している。健全な将来を示す状況にはない」⁽¹⁴¹⁾という危機感がみられたのである。

けれども、このような時期に、SEC は積極的に FASB の会計基準設定団体としての地位を認める政策を打ち出してきた。1973 年 10 月に開催された AICPA の年次総会において、SEC 委員長 Ray Garret, Jr. は、会計問題の解決を民間に頼るという SEC の政策を強調し、FASB 支持の姿勢を示している⁽¹⁴²⁾。これは、同年 12 月の ASR 150 の公表へと繋がる。この ASR 150 で、「SEC は会計原則及び基準の制定ないし改正における統率を民間部門に頼る政策を、FASB を通して継続する」⁽¹⁴³⁾ことを明確に表明した。

さらに、ASR 4 で、会計基準に、「有力な権威の支持」を求めていたが、FASB の公表する基準をその支持を有するものと明言したのである。すなわち、

「FASB により基準書 (Statement) あるいは解釈指針 (Interpretation) の中で公表された基準及び実務は、SEC により有力な権威の支持を有するものとみなされ、そのような FASB の公表意見に反するものは、そのような支持をもたないと考えられるであろう。」⁽¹⁴⁴⁾

としたのである。同時に FASB 以前の CAP 及び APB の公表した意見書等も、同じ効力を有すると規定している。

この SEC による FASB 支持の明確化は、民間部門である FASB の設定する会計基準の権威を高め、最終的権限を保有する SEC が追認を与えながら FASB に会計基準設定における主導的役割を果たさせる体制の確立を意図したものである。セグメント情報の基準設定過程では、このような SEC の FASB への支援と依存が次においてみるように明確に現われている。FASB の FAS 14 の公表後、SEC がその基準に沿った最終的規則を完成させたのもその表われである。

3-2 FAS 14 の設定過程

FASB の登場により、長く求められていたセグメント情報の会計基準設定が本格的に開

始した。FASB は、1973 年から 1976 年までの 3 年間をかけ、慎重な検討を加えてその設定を進めていった。その過程においては、特に企業あるいは会計士たちの意見を尊重し、FAS 14 の中にその意見を反映させていった。この設定過程を、その始まりから段階的に分けて次にみてゆきたい⁽¹⁴⁵⁾。

a. FASB による基準設定活動の開始

FASB はその設立にあたって、APB から引き続き、あるいは APB が果たし得なかった会計問題の領域を整理し、今後の FASB の具体的活動領域を決定する必要があった。そこで、1973 年 4 月初めに、多くの問題領域から 7 つを今後すぐに取り組むべきものとして決定した。これは議事項目 (technical agenda) と呼ばれ、以下の 7 つである。

- (1) 外貨換算会計
- (2) 多角化企業による財務報告
- (3) 重要性決定基準
- (4) リース会計
- (5) 災害、自己保険及びバントリーリスクに付随する将来損失の会計
- (6) 研究開発費、開業費及び設備移転費等の費用の会計
- (7) 財務報告の幅広い質的諸基準⁽¹⁴⁶⁾

FASB はこの 7 つの議事項目において安易なものを選んではいない⁽¹⁴⁷⁾。セグメント情報もこの段階で早急に解決を図るべき対象として取り上げられているが、それは「SEC がすでにこのような財務報告を求めてきており、そのプロジェクトも、セグメント情報の開示が『もし』の段階から『いかに』の段階に急速に移り変わるであろう」⁽¹⁴⁸⁾とみられていたからである。

b. 特別専門委員会の調査活動と討議資料の作成

FASB による活動は、1973 年 5 月にメンバーの Litke に率いられた特別専門委員会 (task force) を任命し、まず調査研究に入っていた。この特別専門委員会は、大企業、Big Eight 会計事務所、NYSE、学界等の代表者 16 名⁽¹⁴⁹⁾からなっており、幅広く民間からの意見を取り入れようとしていた。

特別専門委員会の調査活動では、企業のセグメント情報の開示実務状況の調査と、企業へのインタビュー調査が行われた。実務調査は、AICPA の 1973 年版 Accounting Trends & Techniques を資料として、1969 年から 1972 年での 600 社の株主向け年次報告書におけるセグメント別の収益及び利益情報の開示状況を調べている (表 1-6)。そのうち、収益情報についての開示は、1969 年から半数以上の企業にみられたが、利益情報では 1972 年になっても半数に達していなかった。収益、利益情報の両方とも年々開示する企業数が増加してきており、特に利益情報ではその増加が顕著にみられた。それは、すでに SEC 規則が 1969 年 8 月 14 日以降に Form S-1, S-7, 10 に、1971 年 1 月 1 日以降には Form 10-K において効力を有することになっていたからである。

報告するセグメントとしては、製品系列、事業部等と多様であり、各企業での報告セグメント数も大小さまざまであった。利益情報の内容においても、各企業での違いがみられた。特別専門委員会ではさらに、利益情報を報告している 100 社をより詳しく調査したところ、貢献利益から経常利益、税引前あるいは税引後純利益等と各企業ごとで異なる段階の利益を公表していたのである⁽¹⁵⁰⁾。セグメント情報は、株主向け年次報告書において自主的開示で増加する傾向にあったが、そこには統一性がみられなかったのである。

特別専門委員会では他に、内部情報としてのセグメント別報告をしている企業 30 社にインタビューを行い、その内部的セグメント情報が外部報告としてのセグメント情報にどのように関連をもつかを調査した。内部情報に用いるセグメントとしては、その 3 分の 2 が比較的細かな分類である製品系列を用いており、残りは法人別、地域別、工場あるいは事業部別を基本単位としていた。外部的にもセグメント別報告をしている 29 社をみると、そのうち 11 社では内部情報でのセグメントを外部的には用いず、変更を加えていたのである。

表 1-7 1969 - 1972 年における 600 社の株主向け年次報告書にみるセグメント情報の状況

収益情報の開示				
(開示された情報)	1972	1971	1970	1969
製品系列 (product line) 別	218	176	162	152
事業別, 子会社別	140	144	139	117
国外での総売上	115	139	116	103
政府関係への売上	33	44	53	61
特定の産業または顧客への売上	45	29	54	58
地域別	30	20	17	19
計 ⁽¹⁾	581	552	541	510
(企業数)				
収益情報を開示した	382	358	335	319
収益情報を開示しない	218	242	265	281
計	600	600	600	600
利益情報の開示				
(開示された情報)	1972	1971	1970	1969
製品系列別	114	83	59	30
事業部, 子会社別	98	88	70	53
国外での総利益	71	97	96	87
政府, 特定の産業, 顧客への 販売に帰因する利益	19	13	17	12
地域別	16	12	16	12
計 ⁽¹⁾	318	293	258	194
(企業数)				
利益情報を開示した	281	280	270	225
利益情報を開示しない	319	320	330	375
計	600	600	600	600

注 (1) 1社で何通りかの情報を開示しているところもあるため「収益(利益)情報を開示した」企業数とは合わない。

出所) FASB Public Record 1977 - Vol. 6, p. 21.

その理由は外部へのセグメント情報の開示に対する彼らの意見をみると明らかになる。30社中25社では外部の情報利用者の意思決定にセグメント別報告は役立つとみていたが、多くはセグメントを細かく分割することには反対であった。それは、資産や共通費の各セグメントへの配賦の問題や競争上の不利が予想され、さらにはセグメントが細くなるとその分野での経営行動を逐時詳細に報告せねばならず、経営上の意思決定の障害になるからだという⁽⁴⁵⁾。

特別専門委員会ではこのような調査の次に、討議資料 (Discussion Memorandum) を作成し、セグメント情報が企業の財務諸表に含められるべきかを検討し、含められるならばどのような情報を、どのように公表すべきかを決定しようとした。

この討議資料は、1974年5月22日に、企業や関係者に広く配布され、141通の意見書 (position paper) を得た。そこでは、セグメント情報の必要性は広く認められていたが、当時すでに効力を発揮していた SEC 規則以上に詳細な内容とすることには強い反対がみられたのである。特に、セグメント決定を、SEC 規則と同じく経営者の判断に委ねるべき

だとの主張が大勢を占めていた。セグメント別の収益や利益のように SEC 規則にもある項目の公表は支持されたが、新たに項目を追加することや貸借対照表ならびに財政状態変動表でのセグメント別表示等は反対されたのである⁽¹⁵²⁾。

c. 公開草案に対する批判

FASB は、特別専門委員会での調査活動の後、1974 年 8 月初め公聴会を開いた。そして、そこでの意見や討議資料に対する意見を検討し、翌 1975 年 9 月 30 日に公開草案 (Exposure Draft) を発表した。この公開草案には 233 通に及ぶ意見書が寄せられた。その多くは、セグメントを決定する上でその判断を経営者の自由裁量に委ねていることを評価している。しかし、情報規定には反論も多く、特に企業や会計事務所からは詳しい情報規定に対する反対がみられた。

例として、General Electric (GE) の意見をみてみよう。GE の反対する点は次のところである。(1) 収益における内部振替を市価に限定すること。(2) 貢献利益 (profit or loss contribution) と営業利益 (operating profit or loss) を求めること⁽¹⁵³⁾。ただし、GE では全ての収益、コスト、資産は各プロフィットセンターに配分してしまうため貢献利益を求める点に反対している。(3) セグメントの決定方法として、あえて「産業」を強調していること。特に、その「産業」を決めるにあたって「SIC の 3 桁分類」を参考とするのが役立つであろうとしているのに反発し、SIC は財務報告情報には不適當だとのべている。(4) セグメントを産業別に決定する際に、世界的なレベルを対象とすること。対象を国内に限定することを主張している。(5) セグメント情報を会計士の監査対象とすること。(6) 国外での事業活動の情報で運転資本を報告することを求めていること⁽¹⁵⁴⁾。

次に Peat, Marwick, Mitchel 会計事務所 (PMM) の意見をみる。PMM でも GE と同じく SIC の使用に反対している。公表利益の問題も取り上げているが、これは GM とは逆に共通費の配賦を避けて貢献利益の報告が適当だとする。他には、各セグメントのみに関連する資産の開示規定に反対している⁽¹⁵⁵⁾。これは多くの会計事務所でも同様であった。

上記の GE、PMM ともセグメント決定での SIC 分類の使用に強く反対しているが、これは FTC の意見では、逆に、より強力に準拠させるべきものだとなるのである。しかも、より詳細な規定にすべきだという。FTC が、公開草案で触れている SIC 3 桁分類を用いて、1,000 万ドル以上の売上を有するセグメント数を、企業の規模別に調べたところ、トップ 501 - 600 社の企業では平均で 3.05 であり、8 つ以上になる企業はなかった。しかし、これがトップ 100 社となると、平均で 10.3 になり、先の GE が最高で 32 となった。これにより、公開草案のセグメントの決定方法では、大企業になるほど多くの産業をまとめて「産業別セグメント」として報告することになるというのである⁽¹⁵⁶⁾。この FTC の意見は、SEC 改正規則に対してと同様の批判であるが公開草案に対する意見の中で、セグメントの決定をより厳密にすべきだとの意見は主流にはならなかった。FASB は FTC の意見は採用しなかったのである。

GE や PMM がとり上げた批判点の他に、公開草案に対して向けられた批判点には次のようなものがある。(1) 国外での事業活動をより詳しく地域別に細分すること。(2) 重要な顧客や政府関連の取引を個別に報告すること。(3) 追加的情報として求められていた各セグメント別の運転資本額、有形固定資産額、その減価償却累計額、棚卸資産額及び貸付金や預金等の金融資産額の開示。(4) 中間財務諸表へのセグメント情報の包含。(5) 株式非公開企業へのセグメント情報基準の適用⁽¹⁵⁷⁾。これらの批判が FAS 14 にどのように反映されていったかを次にみてみよう。

d. FAS 14 の性格

FASB では、上記のように各段階を経ることで、企業の報告実態の調査をもとに、広く関係者の意見を聞く方針を採ってきた。その結果が、1976 年 12 月に公表された FAS 14 であった。この FAS 14 の公表により、同年 12 月 16 日以降に始まる会計年度の企業の監査済財務諸表でのセグメント情報が義務づけられることになったのである。

この最終的な FAS 14 では、公開草案に対する批判、特に企業や会計士の批判した点を

修正あるいは削除している。その修正点をあげてみると、

1. 国内外を問わず、世界的に事業活動を産業別セグメントにまとめることができないならば、国外での事業活動をまとめ、ひとつの産業別セグメントとして報告しうる。
2. 報告書類が一般に認められた会計原則に合致するものとして説明されるのでなければ、中間期間でのセグメント情報は必要ない。
3. 利益情報として貢献利益を求めず、営業利益のみの開示でよくなった。しかし、その開示を企業が望む場合にはそれを妨げない。
4. 複数のセグメントが共同で使用する資産は、合理的な基準に従って各セグメントに配分される。
5. セグメント情報に関連する持分法適用子会社は、産業あるいは地域別セグメントと事業活動で垂直に統合されるものに限定される。
6. 資産は総額で開示される。
7. 地域別報告においては、国ごとの税率の差などがあるため、利益情報は営業利益から純利益まで幅をもたせる。
8. 重要な顧客の名称は開示する必要はない⁽¹⁵⁸⁾。

さらに、後に 1977 年の FAS 18 で、中間財務諸表におけるセグメント情報の開示をやめ、1978 年の FAS 21 で株式非公開企業に対する FAS 14 の適用を一時停止して、公開草案に対する批判であげられた点に修正を加えてきた。

FAS 14 の内容を要約すると次のようになる⁽¹⁵⁹⁾。産業別セグメント情報としては、収益、営業利益、資産及び追加的情報として減価償却、減耗償却及び無形固定資産償却の累計総額、資本支出額、持分法適用子会社の持分情報、適用会計原則変更による利益への影響が開示要件となった。地域別には、収益、営業利益、資産及び国内からの輸出高情報が求められる。重要な顧客情報としては、その取引説明と売上高が開示要件となっている。

この FAS 14 の設定過程においては、民間の意見の尊重がみられる。調査研究の段階では企業の実務及び意向を把握することが目的となった。討議資料でのセグメント情報に対する要望調査をもとに作成された公開草案も、企業、会計士という財務報告の作成者の意向を多く盛り込んで緩和されていった。その結果、最終的な FAS 14 では弾力的な内容を多く含むこととなり、セグメントの決定⁽¹⁶⁰⁾及び、振替価格や共通費の配賦方法で経営者の判断を重視していくことになった。しかし、FASB の調査研究で示された企業実務における不統一性を減じ、企業に対しセグメント情報とその監査を義務づけることになった点は重要である。

3-3 SEC による FAS 14 の追認

FAS 14 の公表の一年後、1977 年 12 月 23 日に SEC は 1969 年以来 Form S-1, 10-K など各 Form 別に扱っていたセグメント情報を一本化し、Regulation S-K を新たに制定した。

Regulation S-K は、ASR 236 - Industry Segment Reporting (産業別セグメントの報告) として公表され、正式には 17CFR Part 229 「1933 年証券法及び 1934 年証券取引法にもとづいて提出する諸様式への標準的指示 Regulation S-K (Standard Instructions for Filing Forms under Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934 - Regulation S-K)」を指し、Regulation S-X と並んで登録企業のディスクロージャーを規定する重要な行政規則である。

Regulation S-K は、1933 年証券法あるいは 1934 年証券取引法 Section 12 による登録届出書 (Form S-1, 10 等)、1934 年証券取引法 Section 13 及び 15(d) による SEC 向け年次報告書 (Form 10-K 等)、さらに Section 14 での議決権代理行使に関する情報書類に含まれる財務諸表で要求されていない領域のディスクロージャーに焦点をあてたものである⁽¹⁶¹⁾。すなわち、それは基本的財務諸表、脚注 (footnote) 及び附属明細書 (schedules) を規定する Regulation S-X が触れていない財務情報の開示についての規定が中心であり、各 Form で添付される財務諸表外の開示項目の共通参照規則となっているのである。

この Regulation S-K の制定により、今まで各 Form の規則に別々に含まれていたセグメ

ント情報の規定は、この Regulation S-K の Item 1 に統合されることになった⁽¹⁶²⁾。この Item 1 は「事業の説明 (description of business)」であるが、それはさらに、(a) 一般的な事業展開 (general development of business), (b) 産業別セグメントについての財務情報 (financial information about industry segments), (c) 叙述的事业説明 (narrative description of business), (d) 国内外における事業活動と輸出高についての財務情報 (financial information about foreign and domestic operation and export sales) に分けられる。各 Form はこの Regulation S-K の一般的规定を、部分的あるいは全面的に適用することになる。例えば、Form S-1, 10, 10-K などではその全てを開示することを求められるが、簡易的な登録届出書である Form S-7 や株主向けの情報では Item 1 の (b), (c) (1)(i), (d) のみを適用するだけでよいのである。

この Regulation S-K は、SEC の各 Form の開示規則における統一化を進めるための第一歩として制定されたが、その契機となったのは前年の FAS 14 の公表にある。SEC は FAS 14 に従った財務諸表のセグメント情報と SEC の各 Form のセグメント情報の違いをなくすることで、登録企業の負担を軽減するためであると説明しているが⁽¹⁶³⁾、その目的は会計基準としての FAS 14 の追認にあった。

その追認は、Regulation S-K のセグメント情報を FAS 14 に完全に従属させる形で現われている。例えば、SEC はこの Regulation S-K において、1969 年改正規則から使用していた「事業系列 (line of business)」の呼称を廃し、FAS 14 で用いられている「産業別セグメント (industry segment)」を採用した。また、その決定方法を SEC 自ら示さずに FAS 14 に沿うことを求めているのである。

産業別セグメントの決定方法においては、翌 1978 年 3 月に ASR 244 - Industry Segment Determination (産業別セグメントの決定) を公表しているが、そこでは FAS 14 で指示する手続きの紹介と、SEC に提出された Form での SEC としての判断例を示すにとどまっている。すなわち、セグメントの決定を FAS 14 に準拠し、SEC は個別具体的に指導してゆく方針を採用したのである。これはセグメント情報における地域分割の場合も同じであり、その決定方法にはあえて触れていない。

さらに、開示情報としては、Item 1(b)の 産業別セグメントで収益、営業利益、資産情報を求めているが、その他については添付されている監査済財務諸表に頼っている。それは、FAS 14 に準拠して作成されたものである。しかも、この Item 1(b) 及び(d) で SEC が求めているセグメント情報は、FAS 14 に準拠した財務諸表で代用することを認め、報告の重複を避けている。

ただし、Item 1(c) で報告セグメントごと及び全社的に、より詳細な情報を盛り込んだ叙述的事业説明を求めている。報告するセグメントに焦点をあてて説明しなければならない情報としては、(1) 類似の製品系列あるいはサービス系列ごとの収益、(2) 製品またはセグメントの状況、(3) 原材料の購入先等、(4) 特許商標等の情報、(5) 事業の季節性、(6) 運転資本、(7) 重要な顧客の情報、(8) 注文残高、(9) 政府関連契約及び(10) 事業の競争状況がある。

全社的に説明するものには、(1) 研究開発費、(2) 重要な顧客情報、(3) 経営環境、(4) 従業員数がある。さらに、上記 4 項目が企業にとって重要な場合は、その項目に関連するセグメントを明らかにしなければならないとする。

しかし、これらの Item 1(c) での詳細な情報は、産業別セグメントの場合も含め、経営者がその重要性を判断して報告すればよいのである。その判断にあたっては、「その事柄が登録企業に有する意義 (例えば、企業の事業活動には相対的に小さな影響しか与えていない事柄が、将来の収益性にとって重要であると経営者に理解されているかどうか)、その事柄の広がり (例えば、それがセグメント情報の多くの項目に現在あるいは将来影響を与えると予想されるかどうか)、及びその事柄の影響 (例えば、それがセグメント情報に反映される諸傾向を歪めるかどうか)」⁽¹⁶⁴⁾という「量的あるいは質的要因」を経営者が考慮することを求めているだけである。

その結果、詳細な情報は融通性をもたせて企業のディスクロージャー政策にまかせ、重要な収益、利益、資産情報等は FAS 14 を適用させるという形となったのである。SEC のセグメント情報にみられるこのような FAS 14 への依存方針は、FASB の会計基準設定機

関としての存在を支援し、セグメント情報基準としての FAS 14 の権威を確立させたのである。

Regulation S-K は、1978 年 3 月 16 日以降に始まる会計年度の財務諸表を含む SEC への提出書類から効力を有することになり、「それ以前には、企業がいくつの事業系列 (line of business) に携わっているかを語る事が困難であった」⁽¹⁶⁵⁾状況も解消された。

1980 年代に入り、多角経営が単一事業依存よりも企業の業績に大きく貢献することの認識が広まり、新たな合併活動の活発化がみられた。1960 年代末から 1970 年代にかけて、不健全な会計実務が批判され低迷していたコングロマリット企業も、1980 年代に入ってから業績の伸びがみられる。Fortune は、トップ 500 社のうち 10 億ドル以上の売上を有する 334 社を、コングロマリット企業⁽¹⁶⁶⁾39 社と非コングロマリット企業 295 社に分けて 1983 年までの 6 年間の業績比較をした。そこでは、1981 年以降においてコングロマリット企業の業績が非コングロマリット企業の業績を上回ってきたことが報告されている⁽¹⁶⁷⁾。この調査も、1978 年以降において企業が公表したセグメント情報を基礎としている。すでにセグメント情報は、財務諸表を規定する会計基準によって、さらに SEC の行政規則によって、アメリカの財務報告制度の中に定着し、多角経営企業の連結財務諸表を補完する重要な情報を提供する役割を果たしていたのである。

(1) このような会計基準設定機構の区分は、Lee J. Seilder, "The Financial Accounting Standards Board: Goldfish in a Pool of Sharks," *The Accountant's Magazine*, Oct. 1973 及び石井薫「アメリカ会計原則制定主体の認識 (一)」『三田経済学研究』第 16 号、1977 年 9 月にみられる。本章での区分は、これらでの区分及び影響関係の分析を参考しているが、連結財務諸表及びセグメント情報の基準設定段階に限定してその区分と分析を行った。ただし、Seilder においては APB 及び FASB の時代のみを扱っている。石井氏は、本章での会計基準設定機構を会計原則の制定構造としてとらえ、本章での区分での第一段階後期以降を対象としている。

なお、末尾一秋『事業別財務情報会計』森山書店、1979 年では、セグメント情報の基準内容にとどまらず、その設定過程に対しても幅広くかつ綿密な分析が加えられている。また、田中良三「セグメント別報告書の生成過程とその背景」『商学討究』第 27 巻第 1 号 (1976 年 7 月)、32-47 ページは、特に基準設定過程からのアプローチをとった研究であり、蜷木実「部門別財務情報の公開とその有用性について—米国における多角経営企業の部門別外部報告会計を中心として」『彦根論叢』第 169・170 号 (1974 年 11 月)、168-186 ページ及び同「部門別外部報告会計の発展とその問題点」同、第 172 号 (1975 年 3 月)、19-37 ページでは合併及び企業経営の多角化の分析を通してセグメント情報が検討されている。

(2) FTC, *Economic Report on Corporate Mergers - A Staff Report of Federal Trade Commission*, USGPO, 1969, p. 30 and 33.

(3) 中村萬次『会計政策論—アメリカ独占体の会計政策』ミネルヴァ書房、1969 年、97 ページ。

(4) 稲垣富士男『連結財務諸表詳解』中央経済社、1975 年、2-3 ページ。

(5) David F. Hawkins, "The Development of Modern Financial Reporting Practices among American Manufacturing Corporations," *Business History Review*, Autumn 1963, pp. 135-145 において当時の会計報告の不備が指摘されている。

(6) 白鳥庄之介「米国連結財務諸表発達小史」『一橋論叢』第 48 巻第 2 号 (1962 年)、213-214 ページ。氏は「初期の連結財務諸表はまず対債権者報告書という性格を強くおびていた」と強調している。

(7) George R. Webster, "Consolidated Accounts," *Journal of Accountancy*, Oct. 1919, p. 259.

(8) Hawkins, *op. cit. supra* note (5), p. 146. 中村、前掲注(3)、105 ページ。

(9) 白鳥、前掲注(6)、213 ページ。

(10) FTC, *op. cit. supra* note (2), p. 30.

(11) Hawkins, *op. cit. supra* note (5), pp. 149-150.

(12) これは後 1934 年 Audits of Corporate Accounts として発行され、1953 年の ARB 43, Chapter 1 に再

録された。

- (13) Hawkins, *op. cit. supra* note (5), p. 155.
- (14) 畑山紀「アメリカ連結納税制度の初期における展開の過程」『経理研究』第28号(1978年), 79-96 ページ。
- (15) J. S. Ellenberger and Ellen P. Mahar, *Legislative History of the Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934*, Fred B. Rothman & Co., 1973, p. 74.
- (16) Stephen A. Zeff, "Developing Accounting Principles: A Summary Review and Analysis of the U. S. Experience," *Journal of Contemporary Business*, Spring 1973, p. 43.
- (17) Gary J. Previts and Barbara D. Merino, *A History of Accounting in America*, John Wiley and Sons, inc., 1979, p. 256 (大野功一, 岡村勝義, 新谷典彦, 中瀬忠利共訳『アメリカ会計史—会計の文化的意義に関する史的解釈』同文館, 1983年, 274-275 ページ)。
- (18) William W. Wernitz, "History of the Accounting Procedure Committee - from the Final Report," *Journal of Accountancy*, Nov. 1959, pp. 70-71.
- (19) Zeff, *op. cit. supra* note (16), p. 46
- (20) P. I. Blumberg, *The Megacorporation in American Society - the Scope of Corporate Power*, Prentice-Hall International, Inc., 1975 (中村瑞穂監訳『巨大株式会社—その権力とアメリカ社会』文眞堂, 1981年, 63 ページ)。
- (21) FTC, *op. cit. supra* note (2), pp. 84-86.
- (22) *Ibid.*, p. 162.
- (23) *Ibid.*, p. 197.
- (24) Malcolm S. Salter and Wolf A. Weinhold, *Diversification through Acquisition*, The Free Press, 1979, p. 16.
- (25) FTC, *op. cit. supra* note (2), p. 212.
- (26) *Ibid.*, pp. 59-60. このような合併態様の分類は, 司法省の1968年5月の合併ガイドライン (U. S. Congress, House of Representatives, *Investigation of Conglomerate Corporations - A Report by the Staff of the Antitrust Subcommittee of the Committee on the Judiciary, 92d Congress, USGPO, 1971, p. 3*)及び John C. Narver, *Conglomerate, Mergers and Market Competition*, University of California Press, 1967 (江夏健一, 吉海志郎共訳『コングロマリット合併と市場競争』東洋経済新報社, 1971年, 3-5 及び 10 ページ) で, 同様の分類がみられる。また, 宮崎義一『寡占』岩波新書, 1972年, 112-119 ページにおいて, Machlup, Narver, FTC, Lynch の分類を紹介している。
- (27) Markham が, FTC の資料を用いてまとめたところでは, 1926 - 1930 年の大型買収 (1,000 万ドル以上) の合併態様は, 水平 68 %, 垂直 5 %, コングロマリット 27 % であり, コングロマリットはさらに, 地域拡大 8 %, 商品拡大及びその他 19 % であった。Josse W. Markham, *Conglomerate Enterprise and Public Policy*, Division of Research, Graduate School of Business Administration of Harvard University, 1973, pp. 8-10.
- (28) U. S. Congress, House, *op. cit. supra* note (26), p. 8.
- (29) F. M. Sherer, *Industrial Market Structure and Economic Performance*, Rand McNally College Publishing Company, 1970, p. 474.
- (30) U. S. 81st Congress, 2d session, Senate, Report No. 1775, p. 3 (U. S. Congress, House, *op. cit. supra* note (26), p. 20).
- (31) FTC, *op. cit. supra* note (2), p. 62. 当初コングロマリット合併の市場競争や独占に対する影響効果が論議の対象となり, Celler-Kefauver 法の規制対象となりうるか結論が出されていなかった。しかし, 1968年5月に司法省が買収ガイドラインを発表することで規制対象として明確化された。これは, 早川豊『米国企業会計制度の研究』北大図書刊行会, 1982年, 198-201 ページに詳しい。
- (32) 産業分類で, 一般的に使用されるのは行政管理予算庁 (Office of Management and Budget) の統計政策課が, 政府機関の統計資料の比較を容易にすることを目的として出している Standard Industry Classification Manual である。1939年に初めて発表されて以来改正を経てきている。その分類の基本単位は地理的立地を土台とする事業所 (establishment) であった。その構成は, 1 桁産業大分類 (industrial division, 例えば D. 製造業 [Manufacturing]), 2 桁産業中分類 (major industry group, 例えば 20, 食品関連品 [Food and kindred products]), 3 桁産業小分類 (industry group, 例えば 208, 飲料 [Beverages]), 4 桁産業細分類 (industry, 例えば 2082, モルト飲料 [Malt beverages]), 5 桁品目群分類 (product class, 例えば 20821, 缶入りビール及びエール [Canned beer and ale]), そして 7 桁での製品分類 (product, 例えば 2082114, 12 オンス缶入りビール [12 ounce can]) に分かれ, 桁が大きくなるほど詳細になってゆく。U. S. Department of Commerce, Bureau of

Census, 1972 Census of Manufacturers, Vol. 6, Subject and special report series, USGPO, Nov. 1975.

(33) FTC, *op. cit. supra* note (2), pp. 54-55.

(34) U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration - Hearings before the Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary*, Part 1, USGPO, 1964, pp. 157-158.

(35) FTC, *Economic Report - Conglomerate Merger Performance : an Empirical Analysis of Nine Corporations, Staff Report to the Federal Trade Commission*, USGPO, Nov. 1972, p. 17.

Gort は米国での多角化の進展を 1929 年から 1954 年の期間で研究した結果、すでに 1930 年代から多角化傾向はみられ、1940 年代、1950 年代へとその拡大が急速に進んだとしている。そこで、長期的な視点からみてもその趨勢は基本的現象であったとするのである。Michael Gort, *Diversification and Integration in American Industry*, Princeton University Press, 1962, p. 3 and , pp. 41-59.

(36) Zeff, *op. cit. supra* note (16), p. 48.

(37) Charles T. Horngren, " The Marketing of Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, Oct. 1973, p. 61.

このような状況を、井尻氏は 1983 年の日本会計研究学会での特別講演において、「最近 10 年間ほどのアメリカ会計のもっとも顕著な動向はと申しますとなんと申しても会計の政治化すなわち、政治と会計とが相互に影響しあうということであります」と表している。井尻雄士「アメリカ会計の発展事情－政治の中で育つ会計の道」『会計』第 125 巻第 1 号（1984 年 1 月）、102 ページ。

同様に、この会計と政治化の問題については当時多くの論者が取り上げている。この時期は APB の失敗とその後継機関である FASB の将来に広い関心が集まっており、会計基準はいかにあるべきか、またいかに設定すべきかの論議が多くみられたのである。例えば、Gerboth は、「利害の対立する側面では、最終的な解答は合理性や慎重さよりも本質的に政治的過程である妥協にある」とし、APB はこれを受け入れられずに失敗したとする。そして、「会計基準設定の政治化は避けられないというよりも必然である」とみている。Dale L. Gerboth, "Research, Intuition, and Politics in Accounting Inquiry," *The Accounting Review*, July 1973, pp. 479 and 481.

他にも、「会計基準は政治的活動の結果である (Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman, "The Demand for and Supply of Accounting Theories : The Market for Excuses," *The Accounting Review*, April 1979, p. 287)」、あるいは「受け入れ可能な会計方法を選択する過程は政治的過程である (Robert G. May and Gary L. Sundem, "Research for Accounting Policy : An Overview," *The Accounting Review*, Oct. 1976, p. 750)」との表現がみられる。May 及び Sundem は、会計基準設定は社会的選択であり、会計基準設定にあたっては「会計理論や研究に加えて政治的側面 (例えば社会的厚生) も考慮しなければならない」と主張する。 *Ibid.*, pp.749-750.

他方、このような見解に反対する意見もある。Solomons は、「そう遠くない昔、会計は本質的に非政治的な主題と考えることができたときがあった。・・・(しかし) 今日では、現在の基準設定過程についての論議から判断すると、会計はもはや非政治的とは考えることはできない。基準設定過程は政治的であるといえる (David Solomons, "The Politicization of Accounting : The Impact of politics on Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, Nov. 1978, p. 65)」と述べているが、あくまで会計基準の中立性を重視している。ゆえに、David Hawkins が議会、政府機関が企業の財務報告の人々の行動に及ぼす性質とマクロ経済的意味を認識するようになったことにより、会計基準設定は政治経済学の領域となったとの認識のもとに、会計基準は国家のマクロ経済の目的とその目的を達成するための経済政策と一致することを主張しているが、Solomons はこれに批判的である。

現在においても、Miller, Redding 及び Bahnson は「会計基準設定過程は今も昔も常に論理的であるというよりも政治的である (Miller, Paul B., Rodney J. Redding and Paul R. Bahnson, *The FASB - The People, the Process, and the Politics*, 4th ed., Irwin, McGraw-Hill, 1998, p. ix)」として、近年、FASB を中心に会計基準設定が社会的にも大きな論議を呼んだ事例を取り上げている。 *Ibid.*, Chapter 5.

(38) Previts and Merino, *op. cit. supra* note (17), p. 290 (邦訳, 311 ページ).

(39) Seilder, *op. cit. supra* note (1), pp. 558-559.

この投資税額控除問題については、Solomons が「1962 年から 64 年にかけての投資税額控除の論争は、民間部門による会計基準設定の歴史において際立った出来事 (landmark) となっている。というのも、これによりこの問題における最高権限がどこにあるのかばかりでなく会計政策の問題がいつも政治的考慮に従属することが明確にされたからである」とのべており、会計基準設定が政治的に敏感 (politically sensitive) であることが広く認識されることになる大きな契機であった。David Solomons, *Making Accounting Policy*, Oxford University Press, 1986, pp. 223.

- (40) Charles T. Horngren, "Accounting Principles : Private or Public Sector?," *Journal of Accountancy*, May 1972, p. 40. 石井, 前掲注(1), 34 ページ。
- (41) Previts and Merino, *op. cit. supra* note (17), p. 308 (邦訳, 331 ページ)。
- (42) Zeff, *op. cit. supra* note (16), pp. 48-49.
- (43) 早川, 前掲注(31), 第 5 章参照。
- (44) Horngren, *op. cit. supra* note (37), pp. 63-64 参照。
- (45) 中根敏晴「合併会計の再検討」『長崎造船大学研究報告』第 13 巻第 1 号 (1972 年 4 月), 67-79 ページ, 同「買収会計の再検討」同第 14 巻第 2 号 (1973 年 10 月), 74-83 ページ参照。
- (46) Previtz and Merino, *op. cit. supra* note (17), p. 291 (邦訳, 312 ページ)。
- (47) "Paper Shuffling and Economic Reality," *Journal of Accountancy*, Jan. 1973, p. 26.
- (48) Byron D. Woodside, "Government Account ant Relations," *Journal of Accountancy*, Sept. 1964, p. 68.
- (49) このような批判の代表としては, Robert Chatov, *Corporate Financial Report - Public or Private Control?*, The Free Press, 1975 及び Abraham J. Briloff, *Unaccountable Accounting*, Harper & Row, 1972, *More Debits Than Credits - The Burnt Investor's Guide To Financial Statements*, Harper & Row, 1976 (熊野実夫, 今福愛志, 中根敏晴共訳『現代企業と不正経理』マグローヒル好学社, 1980 年) などがあげられる。
- (50) 早川, 前掲注(31), 第 2 章参照。
- (51) 同上, 第 1 章参照。
- (52) U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (34), Part 1, pp. 1-2.
- (53) *Ibid.*, Part 2 (1965), p. 769.
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*, p. 1071.
- (56) *Ibid.*
- (57) *Ibid.*, p. 1072. Duntov はまた, 同年 9 月 10 日の同小委員会の公聴会で同様の証言を行っている (*Ibid.*, Part 4 (1965), pp. 1705-1712)。
- (58) *Ibid.*, Part 2, p. 1069.
- (59) *Ibid.*, p. 1070.
- (60) *Ibid.*, pp. 1070-1071.
- (61) Morton Mintz, " Financial Reporting at Issue : Debate Creates Strange Alliances," *Washington Post*, Aug. 15, 1965 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (34), Part 4, p. 1713).
- (62) この財務アナリスト連盟の総会で Cohen 委員長は, 「我々はコングロマリット企業の売上高の分割を越えた次の目的として部門別による限定的営業損益計算書 (a defined operating profit and loss statement on a divisional basis) の方向に目を向けてゆくべきである」とのべて, セグメント情報の開示への第一歩を踏み出した。Manuel F. Cohen, Chairman, SEC, Address before the 19th Annual Conference of the Financial Analysts Federation, May 24, 1966 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (34), Part 5 (1966), p. 2128).
- (63) *Ibid.*, pp. 1982-1983.
- (64) Manuel F. Cohen, Chairman, SEC, Address before the 79th Annual Meeting of the American Institute of Certified Public Accountants, Oct. 5, 1966 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (34), Part 5, p. 2134).
- (65) *Ibid.*, p. 1991.
- (66) この SEC の方針は, 1966 年の AICPA 総会における Cohen 委員長の演説で, 規則制定での会計士への協力要請となって現われた。 *Ibid.*, p. 2135.
- (67) K. Fred Skousen, " Chronicle of Events Surrounding the Segment Reporting Issue," *Journal of Accounting Research*, Autumn 1970, p. 294.
- (68) セグメント情報に対する勧告案は, 最終報告書に先立ち, 1967 年 12 月に公表されている。
- (69) 具体的な研究方針及び助言は, 管理委員会 (Administrative Committee) により与えられた。その委員は SEC の主任会計官をはじめ, AICPA, NYSE, NAA, 財務アナリスト連盟, アメリカ法律家協会, 投資銀行家協会の代表からなり, このプロジェクトに対する関係団体の関心の深さを示している。
- (70) Robert K. Mautz, *Financial Reporting by Diversified Companies*, Financial Executives Research Foundation, 1968, p. v (U. S. Congress, Senate, *Role of Giant Corporations in the American and World Economies - Hearings before the Subcommittee on Monopoly of the Select Committee on Small Business*, Part 2B, USGPO, 1973, p. 2914).

- (71) 末尾氏も、APB が Opinion を出さずに 1967 年という早い時期に Statement を公表することで、その意向を表明したのは、「セグメント別財務情報の自発的開示について FEI の調査が完了しないうちに何らかの態度を示しておかないと SEC が開示現則の改正に踏み切る可能性があると考えた」からだとする。末尾、前掲注(1)、49 ページ。
- (72) Morton Backer and Walter B. McFarland, *External Reporting for Segments of a Business*, National Association of Accountants, 1968, p. 1.
- (73) *Ibid.*, pp. 3-4. Mautz, *op. cit. supra* note (70), p. 144 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), p. 2936), 末尾、前掲注(1)、44-45 ページ。
- (74) 特に、Mautz の勧告 (Mautz, *op. cit. supra* note (70), p. 157 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), p. 2949)) ではそのセグメントを決定する時には、全業全体が単一的性格 (unitary in nature) をもつ場合、すなわち「単一の幅広く規定された産業内 (within a single broadly-defined industry)」で活動を行っている場合とか高度に統合されている場合には、セグメントに分割すべきでないと主張する。また、1967 年 11 月中旬には Tulane 大学でセグメント情報に関するシンポジウムが開催され、SEC、政府、財務アナリスト、会計士、学界からの出席者が意見交換を行った。ここでも大勢において、セグメントの決定や情報内容で経営者の判断を重視する考えが主張された。Alfred Rappaport and Eugene M. Lerner, *A Framework for Financial Reporting by Diversified Companies*, National Association of Accountants, 1969, p. 48.
- (75) Mautz, *op. cit. supra* note (70), p. 158 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), p. 2950).
- (76) APB, *APB Statement 2 - Disclosure of Supplemental Financial Information by Diversified Companies*, Sept. 1967, para. 11.
- (77) Albert J. Bows, Jr., "Problem in Disclosure of Segments of Conglomerate Companies," *Journal of Accountancy*, Dec. 1966, p. 36.
- (78) 末尾、前掲注(1)、49 ページ。
- (79) SEC, *Securities Act of 1933, Release No. 4922, Securities Exchange Act of 1934, Release No. 8397 - Notice of Proposed Amendments to Forms S-1, S-7, 10*, Sept. 4, 1968 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A (1969), p. 764).
- (80) 17CFR Part 239 § 239.11.
- (81) 17CFR Part 239 § 239.26.
- (82) 17CFR Part 249 § 249.210.
- (83) U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A, pp. 764-765.
- (84) これらの情報は、(イ) 過去 5 年間、(ロ) 1967 年 1 月 1 日以降に終了する事業年度から当年度まで、(ハ) 事業を開始してから当年度までのうちいずれか最も短い期間に遡って開示されなければならない。
- (85) K. Fred Skousen, "Standard for Reporting by Lines of Business," *Journal of Accountancy*, Feb. 1970, pp. 42-43.
- (86) R. C. Gerstenberg, Executive Vice President, General Motors Corporation, Letter to Orval L. DuBois, Secretary, SEC, Nov. 4, 1968 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A, pp. 825-829).
- (87) "APB Gives Partial Approval to SEC Disclosure Proposal," *Journal of Accountancy*, April 1969, p. 12, "APB Comments on SEC Proposal on Product Line Reporting." *Journal of Accountancy*, Dec. 1969, p. 12, and Rappaport and Lerner, *op. cit. supra* note (74), p. 53.
- (88) SEC, *Securities Act of 1933, Release No. 4988, Securities Exchange Act of 1934, Release No. 8650 - Adoption of Amendments to Forms S-1, S-7, and 10*, July 14, 1969 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A, p. 771).
- (89) T. A., Murphy, Treasurer, General Motors Corporation, Letter to Orval L. DuBois, Secretary, SEC, March 7, 1969 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A, pp. 831-832).
- (90) 17CFR Part 249, § 249.310.
- (91) 17CFR Part 240, § 240.14a and 14c.
- (92) *Report of President Johnson's Task Force on Antitrust Policy ("The Neal Report")*, Filed July 5, 1968, Released by the Bureau of National Affairs, Inc., May 21, 1969, p. 11 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (34), Part 8, 1970, p. 5065).
- (93) *The Neal Report*, p. 12 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (34), Part 8, p. 5066).
- (94) U. S. Congress, House, *op. cit. supra* note (26), p. 442.
- (95) *Ibid.*

- (96) Gaylord Nelson, Senator, Letter to Harmer H. Budge, Chairman, SEC, July 9, 1969 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A, p. 759).
- (97) *Ibid.*, pp. 760-761.
- (98) Jan Nugent, "Big Firms Fight Data Request," *Journal of Commerce*, July 14, 1969 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1, pp. 553-554).
- (99) Harmer H. Budge, Chairman, SEC, Letter to Gaylord Nelson, Senator, July 9, 1969 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A, pp. 761-763).
- (100) *Ibid.*, pp. 778-780.
- (101) the Staff of the Cabinet Committee on Price Stability, *Study Paper Number 2 : Industrial Structure and Competition Policy*, Dec. 1968 (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 1A, pp. 820-821).
- (102) Wilson, Woodrow, Address to the Congress, Jan. 20, 1914 in *Message and Papers of the Presidents*, vol. XVI, p. 7916 (FTC, *Statistical Report - Annual Line of Business Report, 1974, Report of the Bureau of Economics*, USGPO, Sept. 1981, p. 4).
- (103) R. T. McNamar, " FTC line of business reporting : Fact and Fiction," *Financial Executive*, Aug. 1974, p. 20.
- (104) 9社の内訳は, International Telephone and Telegraph Corp., Ling-Temco-Vought, Inc., Litton Industry, Inc., Gulf & Western, Inc., Textron, Inc., FMC Corp., Rapid American Corp. , Norton Simon, Inc., White Consolidated Industries, Inc.である。
- (105) FTC, *op. cit. supra* note (2), p. 19.
- (106) *Ibid.*
- (107) *Ibid.*, p. 20. FTC では, 企業ならびに産業情報の欠落の問題を説明して, 財務報告の経済的意義を挙げている。財務報告は, 産業間の資源配分ならびに経営効率の改善に役立ち, その機能が十分果たされずに情報の欠落を生じることが, ひとつの参入障壁となるとするのである。FTC, *op. cit. supra* note (35), pp. 89-93. これは, 早川, 前掲注(31), 220-221 ページに詳しい。
- (108) サンプル企業の報告実務の問題は, 早川, 前掲注(31), 252-269 ページ参照。
- (109) FTC, *op. cit. supra* note (35), pp. 88-89.
- (110) FTC, *op. cit. supra* note (2), p. 139.
- (111) FTC, *op. cit. supra* note (35), p. 89.
- (112) *Ibid.*, pp. 87-125. 早川, 前掲注(31), 252-269 ページ参照。
- (113) FTC, *op. cit. supra* note (2), p. 140.
- (114) U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (34), Part 8, p. 4819. このような意見は, 上院反トラスト独占小委員会や物価安定関係会議の報告書などでも主張されるのである。
- (115) この SEC の姿勢は反トラスト独占小委員会における証言で Cohen 委員長によりはっきりと述べられている。*Ibid.*, pp. 4841-4843.
- (116) *Ibid.*, p. 4597.
- (117) U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 2A (1972), pp. 1812-1813.
- (118) *Ibid.*, pp. 1813-1814.
- (119) FTC and SEC, *Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations, First Quarter, 1971*, USGPO, 1972.
- (120) Working Paper " A " By Senator Gaylord Nelson and Roymond D. Watts, "The Nature and Dimensions of Corporate Survey" (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 2, 1972, pp. 1203-1212).
- (121) *Ibid.*, Part 2A, pp. 1815-1816.
- (122) *Ibid.*, pp. 1819-1820. この結果, 1971 年第 4 四半期から QFR を FTC が単独で行うことになった。
- (123) Informal, Unsigned Memorandum Dated December 1, 1970, from the Federal Trade Commission to the Office of Management and Budget, "Request for Clearance, Line of Business (FTC Form LB) Report" (U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 2A, p. 1821) .
当時 OMB は Federal Reports Act の下に, 連邦政府のための情報収集に用いられる総ての Form, Questionnaire (質問表) を認可する権限を有していたのである。
- (124) U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (70), Part 2A, pp. 1824-1827. この Form では, 「FTC Code 20.1 Meat Product」のような 151 の産業分類が示されていた。
- (125) *Ibid.*, p. 1835.
- (126) *Ibid.*, pp. 1836-1843. 産業界からの主な批判点を 2 つ挙げてみると, 1. 規制機関としての機能をあわせもつ FTC が, 収集した個別企業情報を統計資料としてばかりでなく, 規制目的で使用

するのではないか懸念がある。2. FTC の産業分類が、企業の内情と合わない。そこで、企業側では SEC 規則のような弾力性をもたせることを主張した。

- (127) Federal Report Act, 44.U.S.Code § 3512.
- (128) McNamar, *op. cit. supra* note (103), p. 23.
- (129) FTC, *Supporting Statement FTC Form LB, 1974 Survey Version*, July 1, 1975 (FTC, *op. cit. supra* note (102), pp. 350-351 and p. 353) and John C. Burton, Russel E. Palmer and Robert S. Kay, *Handbook of Accounting and Auditing*, Warren, Gorham & Lamont, 1981, Ch. 32, pp. 28-29. 企業側の訴訟理由は、高コスト負担、情報の機密性、FTC の産業区分の不合理性などであった。
- (130) このプログラムは、1977 年度分のデータ収集まで続けられている。
- (131) FTC, *Supporting Statement FTC Form LB 1975/1976* (FTC, *Statistical Report - Annual Line of Business Report, 1975, Report of the Bureau of Economics*, USGPO, Sept. 1981, p. 278) and "FTC Drops 1973 LOB Inquiry in Favor of 1974 Effort," *Journal of Accountancy*, June 1976, p. 19.
- (132) FTC の産業分類は、詳細な規定を設けていながらも、その産業分類が実際の経済的市場と合わないという批判が George J. Benston, "The FTC's Line of Business Program : A Benefit-Cost Analysis," in Harvey J. Goldschmid, ed., *Business Disclosure : Government's Need To Know*, McGraw-Hill, 1979, pp. 58-118. でなされている。
さらに Benston 及び Betty Bock, "Line of Business Reporting : A Quest for a Snark," *The Conference Board Record*, Nov. 1975, pp. 10-19 は、FTC の LB の決定方法では、他産業の情報が混入し、純粋な産業情報とはならないと批判している。Benston は、政府機関がセグメント別報告を企業に強制するにはまだ問題が多いとして、LB プログラムには反対の立場をとっている。
- (133) 例えば、棚卸資産評価の割合では、LIFO, FIFO, 平均法、その他の評価法が全体の中でどのくらい使用されているかをそれぞれ明記することを求める。
- (134) FTC, *op. cit. supra* note (102), p. 47.
- (135) "Accounting: A Crisis over Fuller Disclosure," *Business Week*, April 22, 1972, pp. 59-60.
- (136) "AICPA Directors Urge Adoption of Wheat Study Proposals," *Journal of Accountancy*, May 1972, pp. 9-10. この Wheat 委員会の勧告案は、"Recommendations of the Study on Establishment of Accounting Principles," *Journal of Accountancy*, May 1972, pp. 66-71. にみられる。
- (137) "AICPA Adopts Wheat Report on Accounting Standards Board," *Journal of Accountancy*, June 1972, p. 9.
- (138) この FAF = FASB 体制については、早川、前掲注(31)、第 1 章に詳しい。また、9 名のメンバーは、"Financial Accounting Foundation Appointees," *Journal of Accountancy*, Aug. 1972, p. 10 and 12 参照。
- (139) Armstrong 以外のメンバーは以下の通りである。Donald Kirk (元 Price Waterhouse & Co. のパートナー)、Walter Scheutz (元 Peat, Marwick, Mitchell & Co. のパートナー)、John Queenan (元 Haskins & Shell のマネージングパートナー、元 AICPA 会長)、Arther Litke (元連邦電力委員会の会計、財務課長)、Robert Mays (元 Exxon Corporation のコントローラー)、Robert Sprouse (Stanford 大学教授)。Seilder, *op. cit. supra* note (1), p. 562.
- (140) 早川、前掲注 (31), p. 24.
- (141) Seilder, *op. cit. supra* note (1), pp. 561-562.
Moonitz も AAA の総会において FASB の基準の強制力の欠如を指摘し、SEC の支持の必要性をのべている。"AAA Meets in Quebec," *Journal of Accountancy*, Oct. 1973, p. 20.
- (142) "Garret Backs FASB," *Journal of Accountancy*, Nov. 1973, p. 3.
- (143) SEC, *Accounting Series Release No. 150 - Statement of Policy on the Establishment and Improvement of Accounting Principles and Standards*, Dec. 20, 1973 (*Accounting Series Release and Staff Bulletins, as of June 1, 1981*, Commerce Clearing House, Inc., 1981, p. 3271).
- (144) *Ibid.*, pp. 3271-3272.
- (145) FASB の基準設定は現在まで正規の手続き (due process) と呼ばれる手順を踏むことで会計基準の設定過程を公開し、設定された基準が関係者の幅広い合意を得ることを目指している。この正規の手続きについては以下を参照されたい。広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995 年、70-73 ページ。 Miller, Redding and Bahnsen, *op. cit. supra* note (37), Chapter 3 and Miller, Paul B. and Rodney J. Redding, *The FASB - The People, the Process, and the Politics*, Richard D. Irwin Inc., 1986, Chapter 3 (高橋治彦訳『The FASB 財務会計基準審議会—その政治的メカニズム』同文館、1989 年、第 3 章)。
- (146) FASB, *News Release - Financial Accounting Standards Board Places 7 Subjects On Initial Agenda*, April

- 5, 1973 (FASB, *FASB Public Record*, 1977-Vol. 6, pp. 14-17).
- (147) Seilder, *op. cit. supra* note (1), p. 563.
- (148) *Ibid.*
- (149) Litkeを除いた他の15名は学界からの3名の他, Hurdman and Cramstoun, Penny & Co., General Electric Company, NYSE, Arthur Young & Company, General Mills, Inc., Honeywell, Inc., Eastman Kodak Company, Duff, Anderson and Clark, Textron Inc., Standard Oil of Ohio, Touche Ross & Co., Eaton Corporationの出身者からなる。FASB, *News Release - FASB Task Forces Appointed for Foreign Currency Translation, Reporting By Diversified Companies*, May 31, 1973 (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (146), p. 13).
- (150) FASB, *Discussion Memorandum - Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, May 22, 1974 (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (146), p. 25).
- (151) *Ibid.*, pp. 32-49.
- (152) Robin M. Wagner, "Segmented Reporting," *Management Accounting*, April 1976, pp. 29-32. 末尾, 前掲注(1), 82-85 ページ参照。
- (153) この2つの利益の算出はFASBによると次のようになる。費用を各セグメントに直接跡づけ可能な費用 (traceable cost) と跡づけ不可能な費用 (nontraceable cost) に分ける。そこで貢献利益 = 収益 - 跡づけ可能な費用とし, 営業利益 = 貢献利益 - 跡づけ不可能な費用の配賦額となる。跡づけ不可能な費用は, 合理的基準 (reasonable basis) に従って各セグメントに配賦される。
- (154) *FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (146), pp. 915-922.
- (155) *Ibid.*, pp. 837-840.
- (156) *Ibid.*, p. 706.
- (157) FASB, *FAS 14 - Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, Dec. 1976, para. 53-90.
- (158) David F. Hawkins, *Corporate Financial Reporting - Text and Cases*, Richard D. Irwin, Inc., 1977, p. 687.
- (159) FAS 14については次を参照されたい。第5章, 末尾, 前掲注(1), 第2編, 第6章, 片山覚「FASB ステートメント No. 14 企業のセグメント別財務報告」『企業会計』第29巻第3号 (1977年3月), 142-146 ページ, 田辺三夫「米国財務会計基準書第14号」『会計ジャーナル』第9巻第6号 (1977年6月), 74-77 ページ, 渡邊康良「セグメント別リポーティングの課題」『企業会計』第29巻第9号 (1977年9月), 86-89 ページ, 末尾「開示情報としての有用性と制度化への視点」同第29巻第10号 (1977年10月), 68-76 ページ, 伊藤敏「米国会計実践におけるセグメンタル・リポーティング」同, 88-95 ページ, 前田貞芳「セグメント別財務情報の開示の意義と限界 - FASB の見解の分析を通じて」『税経通信』(1982年1月), 32-39 ページ。
- (160) FAS 14における産業セグメントの決定方法は, FAS 14, para. 11-21 及び Appendix D を, 地域分割については, para. 31-34 を参照。なお, これらは第5章で詳細に紹介, 検討している。
- (161) 17 Code of Federal Regulation Part 229, § 229.1-Application of Regulation S-K.
- (162) この各 Form の内容を Regulation S-K に統合する動きは1980年のASR 279の公表によって一層進められた。これによって Regulation S-K の内容と Form 10-K での内容が一致し, 他の Form もこの Regulation S-K の内容を参照することになった。この統合化の流れについては次に詳しい。森川八州男「アメリカ会計法制の動向〔下〕 - 近年における SEC 開示制度の改正」『企業会計』第35巻第10号 (1983年10月), 65-74 ページ。
- (163) SEC, *Accounting Series Release No. 236 - Industry Segment Reporting-Adoption of Disclosure Regulation and Amendments of Disclosure Forms and Rules*, Dec. 23, 1977 (*Accounting Series Release and Staff Accounting Bulletins*, pp. 3580-3581).
- (164) *Ibid.*, pp. 3594-3595.
- (165) Royal Little, "Conglomerates Are Doing Better Than You Think," *Fortune*, May 28, 1984, p. 50.
- (166) *Fortune* の定義では, 「少なくとも4つの異なる事業に携わり, それらの事業のどれも総売上の50%を超えない企業」をコングロマリットとしている。
- (167) Little, *op. cit. supra* note (165), pp. 50-52, p. 56 and 60.

第2章 外貨表示財務諸表換算会計の再編過程

1 企業の多国籍化と外貨換算会計

1998年6月8日の東京外国為替市場の円相場は1ドル140円台に急落した。3年前の1995年4月には過去最高の79円台にまで駆け上がったが、その後一気に反転してきたのである。現在も為替相場は急激な上昇と下降を繰り返している。為替相場が急激な円高ドル安の方向に進むときには、わが国の輸出産業は深刻な業績不振に陥り、海外現地生産の拡大や部品・材料の海外調達が増大などにより円高の影響を軽減しようとしてきた。他方、輸入産業では円高差益還元が社会的な問題として取り上げられてきた。日々の為替相場の動向が今日のように広い社会的関心を集めているのも、企業の事業活動の国際化が拡大しているからである。

企業の事業活動の国際化は、外貨建取引（輸出入取引等）や外貨建金融取引（外貨建の借入、貸付等）の機会を増加させるばかりでなく、海外における支店や子会社を通しての事業活動の役割の重要性を増大させた。このような外貨表示の情報は、本国通貨に換算されて本国親会社の情報として用いられなければならない。それゆえ、外貨建取引や海外支店、子会社の外貨表示財務諸表の換算に用いられる為替相場の変動は、換算後の表示額を大きく変え、企業の財政状態及び経営成績に及ぼす影響も大きい。

1973年に主要各国の通貨が変動相場制に移行して以来、為替相場の短期的で大幅な振幅を経験する中で、海外事業活動をいかに本国通貨に換算するかの外貨換算会計は国際的に重要な問題となったのである。

特に、アメリカにおいては、外貨換算会計の問題は1970年代から大きな論議を引き起こしている領域である⁽¹⁾。その第一段階としてアメリカの財務会計基準審議会（FASB）は、1975年に財務会計基準書第8号「外貨建取引と外貨表示財務諸表の換算会計」⁽²⁾（FAS 8）を発表し、従来、外貨換算会計の実務において承認されていた多様性を排し、外貨換算会計基準の統一化を図った。

しかし、このFAS 8はその発表時から強い反対を受け、結局わずか3年後にはその改正を検討せざるを得なくなったのである。その結果、第二段階としてFAS 8の6年後の1981年に発表された財務会計基準書第52号「外貨換算」⁽³⁾（FAS 52）が現在のアメリカの外貨換算会計基準として効力を有することになっている。これはアメリカの外貨換算会計の基本的な姿勢の転換であった。しかもこのFAS 8の失敗は、辛辣な会計エスタブリッシュメント批判者であるBriloffがこれを評して、8という数字はFASBのメンバーにとって二度と聞きたくない数字となったとのべているように⁽⁴⁾、アメリカの民間会計基準設定機関としてのFASBの権威を脅す程の挫折でもあったのである。

このアメリカでの会計基準の再編過程を探求していくにつれ、多国籍企業の海外子会社に対する経営姿勢の違いこそが外貨換算会計における意見の対立の基礎にあることが明白となる。新たな会計基準の設定はその時代の社会的要請を強く反映せざるを得ないことを考えるならば、企業の多国籍化の進展による経営戦略の新たな展開が外貨換算会計の領域にどのような影響を与えたかを知ることは重要である。これは連結財務諸表の目的の基礎概念にも関わる問題である。

そこで本章では、外貨建取引（輸出入取引、金融取引等）と海外支店、海外子会社、関連会社における外貨表示財務諸表の換算という二つの外貨換算会計の領域のうち、本国親会社の海外子会社に対する経営戦略に関わる連結財務諸表作成の視点から、外貨表示財務諸表の換算問題に焦点を当てて外貨換算会計基準の再編過程を検討していきたい。外貨換算会計基準がアメリカ企業の海外事業戦略に大きな影響を与えたがゆえに、FAS 8は最も論議の多い会計基準のひとつとなったのである。

以下第2節で1960年代までの固定相場制下における外貨換算会計の特質を析出し、第3節以下で変動相場制への移行という経済環境の変化の下での海外経営戦略の特質と外貨換算会計の再編過程との関連を分析する。

2 固定相場制下の外貨表示財務諸表換算会計

1975年にFASBがFAS 8を発表するまでのアメリカの外貨換算会計は、特に第二次世界大戦以降のドルを基軸通貨とした固定相場制下で整備され、継続してきたものであった。

固定相場制下の為替相場はほぼ安定しており、また特定通貨の平価切下げや切上げ時にも、その為替相場の変化が換算を通じて企業の財務諸表に与える影響の予測は、現在の日々為替相場が変わりうる変動相場制の下よりも容易であったといえるだろう。ゆえに、1960年代までのアメリカの外貨換算会計の領域にみられる進展は、かなり長期的で緩やかなものであった。

しかし、外国為替市場が安定性を失ったときには外貨換算会計処理法が常に問題となってきた。その端緒は1930年代にドル相場が不安定となった時代にまで遡ることができる。1931年から1932年にかけて一般にドルの為替相場が上昇したとき、アメリカの会計基準の整備に着手していたアメリカ会計士協会(AIA)の会計手続特別委員会は「外国為替差損」と題する報告書を提出した。さらに、1934年にドル相場が下落してきたときには「外国為替差益の会計に関する覚書」と題する報告書を出して、為替相場の変動の結果生じる為替差損益の処理の報告基準を明確にしようとしていた⁽⁶⁾。

この二つの報告書で勧告された外貨換算方法がその後アメリカの外貨換算方法で一般的となった流動・非流動法(current - noncurrent method)である。これは流動資産が流動負債を超過するならば純流動資産を有するものとされ、この場合ドルの為替相場の上昇は為替差損を、他方ドル相場の下落は為替差益を生ぜしめる方法である。

その後、AICPAは会計基準を整備する機関として会計手続特別委員会を会計手続委員会(CAP)に拡大・充実させたが、そのCAPは1939年に早くも会計研究公報第4号「外国事業活動と外国為替」⁽⁶⁾(ARB 4)を発表した。このARB 4では先の特別委員会の二つの報告書の勧告の趣旨を引き継いでいる。1949年には多くの国の通貨で広範かつ大幅な平価切下げが行われたため、1950年にAICPAではこれに対応すべく外貨換算、連結処理及び財務諸表作成に関する覚書を「外国通貨の平価切下げから生ずる会計問題」として発表した⁽⁷⁾。

この覚書と先のARB 4を統合したのが、会計研究公報第43号第12章「外国事業活動と外国為替」⁽⁸⁾(ARB 43, Ch. 12)であり、これは1953年に発表されている。このARB 43, Ch. 12は、1965年に会計原則審議会意見書第6号「会計研究公報の地位」⁽⁹⁾(APB Opinion 6)の第18段落(para. 18)による若干の修正を受けたが、1975年のFAS 8の発表時までアメリカの外貨換算会計において、一般に認められた会計原則としての權威を有してきた。すなわち、1931年の特別委員会の報告書以来、1975年まで流動・非流動法がアメリカの外貨換算会計実務における主流となっていたのである。

ARB 43, Ch. 12が述べている換算方法の下では、流動資産及び流動負債は決算日レート(current rate)で、さらに非流動資産及び非流動負債は取得・発生日レート(historical rate, 以下、取得日レート)で換算される。それゆえ、為替差損益は流動資産と流動負債に適用される決算日レートの変化によって生じる。固定資産や長期負債のような非流動項目はその処分や決済のときまで為替相場の影響を受けない。この為替差損益の会計処理として、全ての為替差損及び実現した為替差益は発生年度の費用と収益として認識するが、未実現の為替差益は繰り延べられて将来の為替差損と相殺するという保守主義的会計処理を認めている⁽¹⁰⁾。

また、これらの一般原則に対する例外規定として、特定の状況下の棚卸資産は取得日レートで換算することが認められている⁽¹¹⁾。さらに、為替相場的大幅かつ長期的な変化の直前に取得した固定資産に関連して発生した長期負債や株式に対しては、新しいレートを用いることができるとしている。この差額分については、固定資産の取得原価も調整することになっている⁽¹²⁾。

このようにかなりの弾力性を有する流動・非流動法に対して新たな外貨換算方法である貨幣・非貨幣法 (monetary - nonmonetary method) が 1950 年代中葉から登場してきた。この換算方法は、1956 年に Samuel R. Hepworth により提唱され、次いで 1960 年には全米会計士協会 (NAA) の研究報告書中にも取り込まれた。Hepworth の研究は、初めての体系的で分析的な外貨換算会計研究の試みとして評価されよう。Hepworth の研究では、ARB 43 で採用した流動・非流動の区別を離れ、貨幣・非貨幣の区別⁽¹³⁾を基礎としたアプローチが勧告されている。すなわち、貨幣資産及び貨幣負債は決算日レートで、非貨幣資産及び非貨幣負債は取得日レートで換算しようというのである。

これにより、流動・非流動法とは異なり、非貨幣資産となる棚卸資産は取得日レートで、さらに貨幣項目となる長期負債は決算日レートで換算されることになる点に特徴がある。また、為替差損益の処理においても ARB 43 とは異なり、それらが実現したものか未実現のものかに関わりなく、発生年度の損益計算において即時認識すべきであるとしている。これは NAA の研究報告書でも同様である。

NAA の研究報告書では、資産、負債を流動・非流動という区分で分けるのは貸借対照表上の開示目的には合致していても、外貨換算の際の区分には不適切であると批判し、Hepworth 同様の貨幣・非貨幣の区分を採用した。しかし、この区分も、後にいわゆるテンポラル法 (temporal method) を提唱した Lorensen によって、勘定項目の換算レートを決定する際の包括的原則としては未だ不十分であると批判されていくのである。

NAA の報告書が発表された時点では、ほとんどの企業が流動・非流動法を用いていた。しかし、その後貨幣・非貨幣法及び棚卸資産は決算日レートで換算するという流動・非流動法との複合型を採用する企業が増加してきた。それゆえ、これらの企業実務を追認するために、APB は 1965 年に Opinion 6 を発表し、「長期債権及び債務は決算日レートで換算されるのが多くの場合適切である」⁽¹⁴⁾と表明することになった。この ARB 43 に対する修正により、実質的に貨幣・非貨幣法もアメリカの外貨換算会計のなかで認められることになった⁽¹⁵⁾。しかし、その場合でも会計実務においては、Hepworth や NAA の研究報告書が主張したように為替差損益を発生年度に即時認識するのを避け、ARB 43 に従い為替差益を繰り延べる企業もみられた⁽¹⁶⁾。

さらに新しい換算方法が 1960 年代後半のイギリスにおいて注目されるようになってきた。これは決算日レート法 (current rate method) であり、現在のアメリカの会計基準が採用しているものである。この方法は、海外子会社の全ての資産と負債を決算日レートによって換算しようとするものである。1967 年のイギリス・ポンドの大幅な平価切下げに直面し、イギリス勅許会計士協会 (ICAEW) は、1968 年に基準書 N25 「外国通貨のポンドに対する平価の大幅な変動に対する会計処理」を発表した。そこで、「正常な状況においては、『歴史的レート』法及び『決算日レート』法のいずれも広く用いられるべきであり、実務においては両方法が同等に認められる」とした⁽¹⁷⁾。

1970 年には、スコットランド勅許会計士協会 (ICAS) も研究報告書「国際的な諸通貨の為替相場変動に対する会社諸勘定の処理」を発表した。ICAS の場合は、ICAEW よりも進んで外貨換算方法としては決算日レート法をより選好した⁽¹⁸⁾。しかし、この決算日レート法が純粋な形でアメリカの会計実務に受け入れられることは少なかった。というのは、アメリカの企業では表 2-1 にみられるように、固定資産を取得日レートで換算する形がとられていたからである。

この表 2-1 では、1973 年時点での外貨換算実務の状況を示している。今までみてきたような外貨換算会計の展開は、多くの換算方法を生み出してきたが、それらは企業が唯一準拠すべき会計基準となるには強制力を欠いていたために、会計実務において多くの異なる換算方法が併存することになったのである。しかも、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法及び決算日レート法の 3 方法の他にも、それらの間の複合型が存在したために、企業間による会計実務の違いはさらに拡大していった⁽¹⁹⁾。

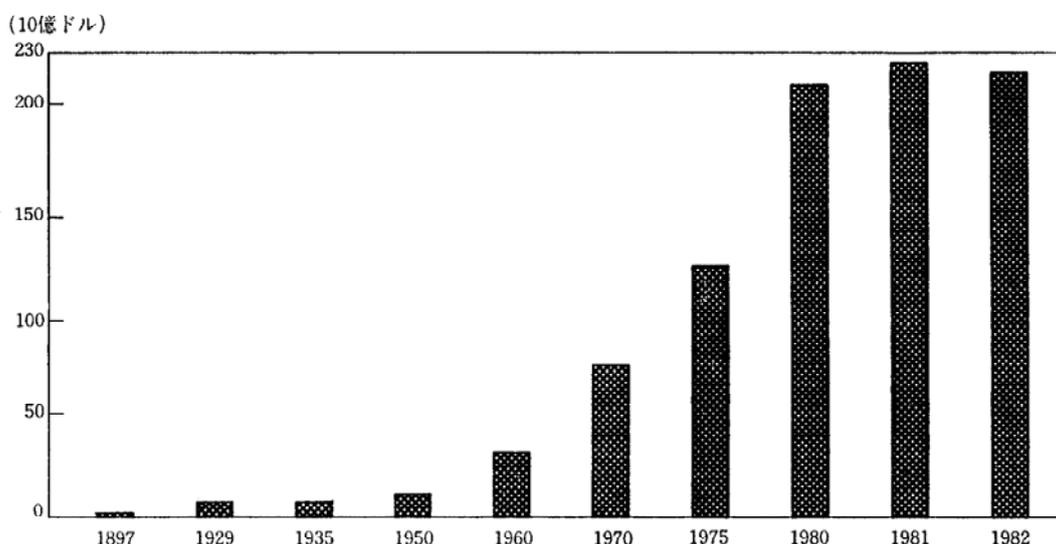
このように多様な換算方法が存在したアメリカの外貨換算会計が大きな転機を迎えることになったのは、1960 年代後半から 1970 年代初頭にかけての国際通貨体制の大きな混乱によってであった。すなわち、相対的にドルが強かった従来の固定相場制の下で行われて

表 2-1 1973 年において貸借対照表及び損益計算書の換算に用いられた方法

1. 貸借対照表		2. 損益計算書	
流動・非流動法	158	平均レート法	
貨幣・非貨幣法		減価償却費を除く全勘定	
棚卸資産は取得日レート	51	項目について	242
棚卸資産は決算日レート	35	全勘定項目について	30
決算日レート法（固定資産は除く）	96	その他の方法	26
「適切な」レートを使用	34	使用方法が開示されていない	139
その他の方法	17	外国事業活動に触れていない	163
使用方法が開示されていない	46		
外国事業活動に触れていない	163		
会社総数	600	会社総数	600

出所) AICPA, 1974 *Accounting Trends & Techniques*, 1974, p. 290.

図 2-1 アメリカの海外直接投資累積額の推移



出所) U. S. Department of Commerce, *International Direct Investment*, USGPO, 1984, p. 11.

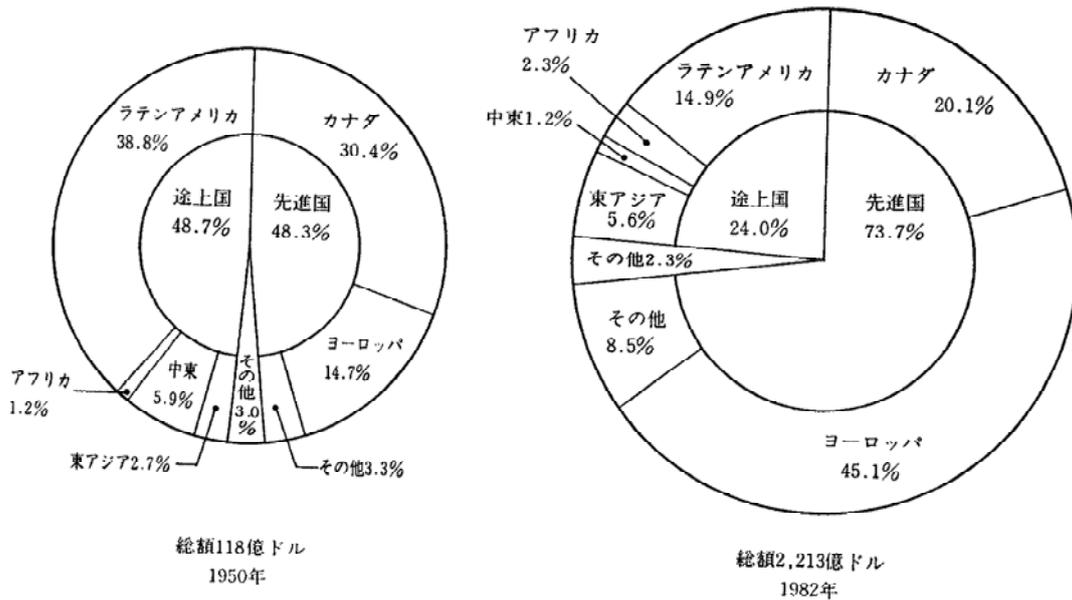
きたようなアド・ホックな対応⁽²⁰⁾では、多国籍化し、外国事業活動の重要性が増加し、外国為替市場が短期的に大きく変動するようになった当時の経済環境の下での企業の外貨換算方法に対する要請に適切に応えることができなくなってしまったのである。そのために、より包括的で合理的な会計基準の必要が叫ばれるようになったのである。この 1970 年代の変動相場制下での外貨換算会計の問題を次にみていこう。

3 変動相場制下の外貨表示財務諸表換算会計

3-1 ヨーロッパ向け海外直接投資の急増と外貨換算問題

アメリカの外貨換算会計において初めて包括的かつ合理的な会計基準の設定の追求に向けた努力がなされたのは、1970 年代に入ってからである。この時代には、第二次世界大戦後長期にわたり継続したドル主導の固定相場制が崩壊し、ドルの全般的価値下落と主要各国の通貨の変動相場制移行という従来にはない変化を経験した。この国際通貨制度の混

図 2-2 1950 年と 1982 年におけるアメリカの地域別海外直接投資累積額



注 先進国の「その他」には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカが含まれる。全体での「その他」は、パナマ、リビエラ等の船籍を持つ船舶への投資。

出所) *Ibid.*, pp. 49-50, Table 8 から作成。

乱と変化は、すでにアメリカの企業が深く国際的事業活動に携わっていたために、広範囲に適切な外貨換算会計基準を求める強い社会的要請を生み出してきた。外貨換算会計の論争は、アメリカ企業による外国事業活動の拡大と外国為替相場の不安定性のなかで生じてきたのである。

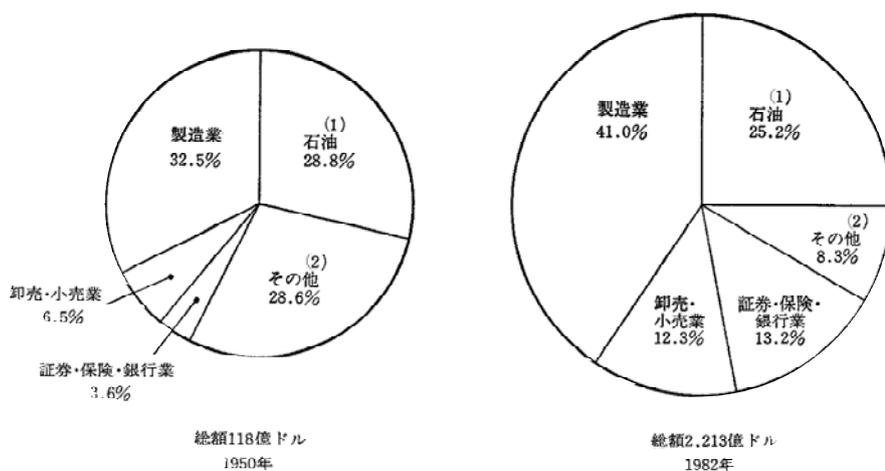
アメリカ企業の外国事業活動の拡大を会計報告の側面からみると、AICPA の会計実務調査では、外国事業活動への投資を報告する企業は 1947 年時点で 525 社中の 35 %から 24 年後の 1971 年には 600 社中の 74 %へと拡大している⁽²¹⁾。また、これをアメリカの海外直接投資累積額の推移でみると、図 2-1 のように 1950 年以降急激に伸びてきており、1950 年における 118 億ドルが 20 年後の 1970 年には 755 億ドルとなり、1950 年代を通して約 2.7 倍、1960 年代では 2.4 倍と増加してきたのである。しかも、1970 年代にはその伸び率はさらに大きく、この 10 年間だけで 2.9 倍に拡大している⁽²²⁾。その結果、1982 年にはアメリカ本国の総輸出額 (2,112 億ドル) に対し海外子会社 (出資比率 50 %超) の総輸出額 (3,042 億ドル) が約 1.5 倍となるという状況を生んでいる⁽²³⁾。

このような海外直接投資の規模の拡大ばかりでなく、投資先地域と産業構造の性格も大きな変化をみせている。図 2-2 では、アメリカの海外直接投資がどのような地域に向けられてきたのかを、1950 年から 1982 年までの 32 年間の変化でみようとしたものである。1950 年にはわずかながらも発展途上国への投資が先進国へ向けてのものに比べて多くなっていた。地域的には、ラテンアメリカ 38.8 %とカナダ 30.4 %が特に目立つものとなっている。

しかし、1960 年代以降に新たな傾向が生じてきた。すなわち、海外直接投資が西ヨーロッパや日本のような先進国に集中するようになってきたことに特徴があり、1982 年になるとこれら先進国で海外直接投資全体の 73.7 %を占めるに至っている。これはヨーロッパ諸国、特に EC 諸国やスイスへの投資の増大が大きく貢献していることを物語っている一方で、かつての主たる投資先地域であったラテンアメリカやカナダへの投資はその伸びが弱まってきたことを示しているのである。

さらに、このような先進国に集中する海外直接投資がどのような産業構造を持つかを図

図 2-3 1950 年と 1982 年におけるアメリカの産業別海外直接投資累積額



注 (1) 探査，生産，精製，加工に分類される事業活動。

(2) 農業，鉱業，輸送，通信，公益事業，上記 (1) 以外の石油関連事業活動が含まれる。

出所) *Ibid.*, p. 12, Figure III. 2 and pp. 53-54, Table 10.

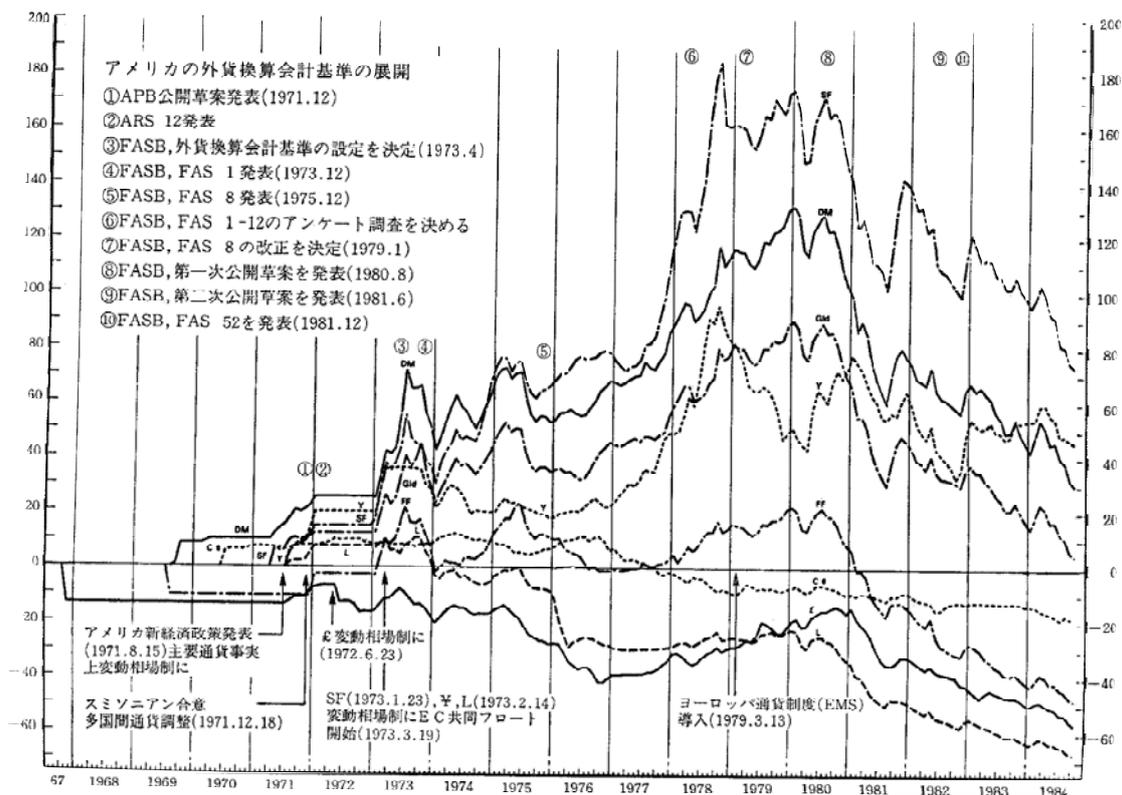
2-3 でみてみると，主として製造業がアメリカ企業の海外直接投資増加の牽引車的役割を果たしてきていることがわかる。製造業のなかでも機械，自動車，石油化学などの先端技術産業が重要性を増している。さらに，1982 年においては，製造業を補完，支援する役割を荷って，本国親会社や海外子会社の生産物を販売する商業部門，さらに金融サービスを提供する証券，保険，銀行という金融業部門の海外子会社への投資が増大している⁽²⁴⁾。

上述のことから，近年のアメリカの海外直接投資は，製造業とその関連産業を重点に置き，西ヨーロッパや日本のような先進国に向かう比重が年々増加してきたといえる。しかも，この先進国の通貨が 1973 年にはほぼ変動相場制に移行しており，それが企業の現地通貨建てで行われた設備投資や資金調達を反映する海外子会社の外貨表示財務諸表のドルへの換算方法次第によって，大きな為替リスクを生む原因となったことは注目すべき点である。

国際通貨体制の混乱は，1960 年代後半におけるイギリス・ポンド (1967.11.18) 及びフランス・フラン (1969.8.10) の平価切下げやドイツ・マルクの平価切上げ (1969.10.26) によっても改善されず，1971 年 5 月 9 日にはドイツ・マルクとオランダ・ギルダーが固定相場制を脱し，スイス・フランが平価切上げを行うという末期的症状を呈するようになった。このような状況は同年 8 月 15 日の Nixon 大統領の新経済政策の発表によるドルの金兌換停止処置によって一層拡大した。その年の 12 月 17 日から 19 日にかけてワシントンで行われた G10 蔵相会議は，この状況を打開し，通貨安定を目指したものであり，この会議で出された合意 (スミソニアン合意) にもとづく多国間通貨調整により，一時安定を取り戻したかのようにみえた国際通貨体制も 1973 年初には再び混乱し，ついに固定相場制は終わりを告げた。

先進主要各国の中では，カナダがいちはやく 1970 年 6 月 1 日に変動相場制に移行した。イギリスはポンド危機を迎えて 1972 年 6 月 23 日に移行している。他の諸国は 1973 年に入ってから続々と変動相場制を採用し始めた。まず，スイス・フラン (1973.1.23) が移行し，次に円とイタリア・リラ (1973.2.14) が続き，3 月 19 日には残りの諸国も EC 共同フロート (ドイツ，オランダ，フランス，ベルギー，ルクセンブルク，デンマークの 6 か国，他にスウェーデン・クローネ，ノルウェー・クローネがこの共同フロートにリンクしている) を結成して変動相場制への移行を果たした。その後，EC 共同フロートは参加国の離脱もあり，ヨーロッパ通貨制度 (EMS, 1979.3.13) に再編成されたが，変動相場制が支配

図 2-4 主要通貨のドルに対する為替相場の変動と外貨換算会計基準の展開



注 SF; スイス・フラン, DM; ドイツ・マルク, Gld; オランダ・ギルダー, ¥; 日本円, FF; フランス・フラン, C\$; カナダ・ドル, £; イギリス・ポンド, L; イタリア・リラ。為替相場の変動は1967年10月のドルに対する各国通貨の平価をもとにして変動率を算定している。その際に日々の為替相場を月ごとに平均している。算定式は以下の通り。

$$(a - b) / b \times 100 = \text{変動率}, a: \text{新しい各通貨単位ごとのドル}, b: 1967 \text{年時点の平価。}$$

出所) Organization for Economic Co-operation and Development, *Economic Outlook* 36, Dec. 1984, p.158, Chart U をもとに作成。

していることに変わりがない⁽²⁵⁾。このような状況により、国際通貨基金 (IMF) は1978年4月1日に新協定を発効させて変動相場制を事実上認知し、この通貨体制は継続されることになった。1981年時点で変動相場制を採用している IMF 加盟国は48か国 (スイス, EMS 加盟国含) となっている。他の98か国は固定相場制ではあるが、そのほとんどはアメリカ・ドル, フランス・フラン, SDR あるいは特定の通貨バスケットに固定しており、主要先進国の通貨と連動することになっている⁽²⁶⁾。

以上にみられた国際通貨体制の混乱こそ、APB やその後継者である FASB が外貨換算会計基準を緊急に解決すべき課題として取り組まざるを得なくなった大きな理由である。図 2-4 では、OECD 資料にもとづいて1967年のイギリス・ポンド平価切下げ以降の国際通貨体制の変革、それによる主要通貨の為替相場の変動ならびにアメリカの APB や FASB の活動の軌跡の3点に焦点を当てている。これをみると、1971年から1973年にかけての固定相場制の崩壊期と1970年代後半の大幅なドル下落期に外貨換算会計の問題が引き起こされ、会計基準設定機関が新たな対応を迫られてきた様子がわかる。その問題と対応を以下でみていきたい。

3-2 外貨換算会計の新展開

1971年には主要各国の通貨がドルに対して大幅に上昇したために、APBでは外貨換算の問題を早急に検討する必要性が生じた。当時すでに貨幣・非貨幣法を採用する企業も増えてきており、換算後の差損益をその発生年度の損益計算に含める実務も行われていた。しかし、この差損益の処理法には異なる見解が存在していた。貨幣・非貨幣法では通常、貨幣負債が貨幣資産を超過する状況が発生することが多いが、このとき1971年のようにドルが外貨に対して下落すると、貸借対照表の換算後に生じる差額である換算調整額が借方に発生する。すなわち、換算差損である⁽²⁷⁾。しかし、このような借方に現われる換算調整額を差損として考えるべきではないとする意見があったのである。

すなわち、借方調整額を差損として認識し、即時費用として処理すべきだとする意見に対して、外国通貨の上昇時に換算差損が発生することは不合理だとする意見である。それは、外国事業活動を行っている相手国の通貨がドルに対して上昇したとき、「経済的損失(economic loss)」は発生せず、その事業活動への投資ドル価値は減少しない。というのは、多くの場合現地通貨建の原材料あるいは労賃の原価や販売価格は変わらず、それゆえに現地通貨における利益は過去と同水準に維持されることが予測される。さらに、ドル建で原材料を購入すればその原価を引下げることが可能であり、ドル相場下落時に換算される利益のドル等価額はその後大きくなるのであり、このときに換算差損を計上するのは不合理だと主張されたのである。

このとき問題となるのは、貨幣・非貨幣法の下では外貨建長期負債が決算日レートで換算されることである。このような負債は将来の改善される収益に関連するものであるから、この負債項目の換算から生ずる換算調整額は繰り延べられ、将来の期間で償却されるのが正確な収益・費用対応から適切であるという主張がなされた⁽²⁸⁾。

APBはこのような新しい考え方を支持し、「外国通貨がドルに対し強くなる状況のほとんどの場合、借方の換算調整額すなわち『差損』の繰り延べを許した」⁽²⁹⁾。その結果、1971年12月20日に公開草案(Exposure Draft)を発表し、貨幣・非貨幣法を採用している企業に換算差損益の新しい処理法を提示した。この公開草案では、(1)貨幣負債が貨幣資産を超過しているときと、逆に(2)貨幣資産が貨幣負債を超過しているときを分けて考えている。

(1)の場合、外貨建長期負債があるならば、純換算調整額は新しいレートを用いることによりこの長期負債で生じた換算調整額を限度として繰り延べ、その長期負債の残存期間にわたって償却すべきものとした。その限度額を超えた分については、その年度の損益計算に含められる。(2)の場合ならば、全ての換算調整額はその年度の損益計算に含められることになる⁽³⁰⁾。

この処理法の意味を考えてみると、1971年のようなドルの下落時においては、(1)のように純貨幣負債残の場合は、換算調整額は借方に発生する。すなわち換算差損が発生する。しかし、(2)のように純貨幣資産残の場合は換算差益が発生する。そこで、APB公開草案の処理法を採用すると、換算差損は限度を設けて繰り延べ、換算差益はその年度に認識することになる。APB公開草案は、いわば1971年の急激で広範なドル安に直面して、企業にとってのその経済的効果を財務諸表上で認識し、かつその為替リスクを軽減させようというものであった。

しかし、APBはこの公開草案を最終的に会計基準として権威を有する意見書(APB Opinion)にする行動を延期してしまった。それは当時、Lorenzenにより外貨換算会計に関し会計研究叢書(ARS)の研究が進められており、近いうちにその発表が予定されていたため、その発表を待ったからである。また、APB公開草案の勧告をいち早く採用する企業も出て来ており、強制力を伴う拙速な解決を図らずさらに慎重に検討を重ねることも可能だと考えたからだと推測される⁽³¹⁾。しかし、APBは1973年にはFASBにそのアメリカの会計基準を設定する任務を引き渡してしまったため、結局この草案は制度化されることがなかったのである。

APBが公開草案で支持した考え方、すなわち為替相場が企業の外国事業活動に与える経済的効果を連結財務諸表上において反映させようとする立場は、その後FASBのFAS 8

で採用した基礎的概念に対する反対意見でみられる立場と同一の基盤に立っている。逆にいえば、FAS 8 ではこのような考え方を否定する論理構造をもっていたのである。すなわち、統一的外貨換算会計基準として設定された FAS 8 では、ここでいう経済的効果の認識を拒否したのである。この二つの立場の対立が後の FAS 8 をめぐる論争においてより強く表面に出て来るのだが、この点については次節で詳しく検討することとし、ここではまず FASB の FAS 8 によって作り上げられた新しい外貨換算会計の論理構造を検討してみよう。

FASB は設立時に緊急に取り組むべき会計問題のひとつに外貨換算会計を重要議題として載せ、1973 年 5 月 31 日にはこの議題を専門に扱う特別専門委員会 (task force) を任命した。そのメンバーは、会計士、産業界及び学界からの 14 名で構成された⁽³²⁾。FASB では「この問題の緊急性のために」⁽³³⁾可能な限りの時間の短縮を図り、同年の 12 月にはその最初の成果である財務会計基準書第 1 号「外貨換算の開示」⁽³⁴⁾ (FAS 1) を発表している。しかし、この基準書は標題の示す通りに、財務諸表の換算に用いられた外貨換算方法の開示ならびに換算差損益の処理方法及び総額の開示を要求するものであり、当時の会計実務にみられた多様性を排し、統一の会計基準を提示しようとするものではなかった。これは 1973 年における再度の大幅なドル安と主要通貨の変動制移行による国際通貨環境の変化に対する暫定的な処置であり、最終的な結論を出すまでにはさらに 2 年間の猶予が必要であった。

FASB の活動は翌 1974 年に入り本格的な進展をみせている。同年 2 月には、広く意見を求めるために討議資料 (Discussion Memorandum) が発送され、6 月には 2 日間にわたって公聴会を開催している。これらの基礎研究を通して同年 12 月に公開草案が発表された。ここに寄せられた多くの意見により修正が加えられ、1975 年 10 月に FAS 8 が最終的に発表されたのである。

FAS 8 の研究が着手された時点におけるアメリカの外貨換算会計の状況は次のようにまとめることができる。すなわち、当時公式に権威ある会計基準と認められていた ARB 43 や APB Opinion 6 などでは、海外子会社や関連会社の外貨表示財務諸表の換算についてのみ扱われており、外貨建の輸出入取引のような外貨建取引の換算分野における基準は整備されていなかった。また、その外貨表示財務諸表換算の基準は、アメリカ企業による海外直接投資や外貨建借入が拡大し、1971 年及び 1973 年のような大幅なドル安あるいは主要通貨の変動相場制移行という国際通貨体制の激しい変化が発生する以前に定められたものであった。さらに、外貨表示財務諸表換算には当時幾つかの非常に異なる代替的換算方法が認められて、会計実務において用いられていた⁽³⁵⁾。

FASB では、このような状況を打破しようと外貨換算会計基準の改善に向った。その際に、三つの基本的な問題が考慮されなければならないと考えられた。そのひとつめは、外貨換算の目的を明確にすることである。1960 年代までは、外貨換算の目的は外貨建取引があたかもドルで行われたかのように、外貨をドルによって表現することだという一般的合意が存在していた。しかし、1970 年代に入ってから経済環境の変化に伴い、この目的の妥当性に疑問が投げかけられるようになってきたのである。この点はすでに 1971 年の APB 公開草案のところでもみてきた通りである。

ふたつめは、海外子会社や関連会社の資産や負債のうち、為替相場の変化により調整を受けるべきものはどの勘定項目であるのか、すなわち各資産、負債項目にどのような為替相場を適用すべきかということである。これは換算方法の選択の問題である。

最後のひとつは、外貨表示財務諸表の換算により生じる換算調整 (translation adjustment あるいは exchange adjustment) の性質をどのように理解すべきかの問題である。これを差損益 (gain or loss) と考えるべきであるのか、それとも資本の調整項目として考えるべきかが問題となる⁽³⁶⁾。

これらの問題は密接に結びついてくるが、特に外貨換算の目的をどのように考えるかにより、使用すべき換算方法や換算調整の問題が左右されることになる。FAS 8 では、外貨換算の目的を次のように述べている。

「企業の財務諸表を作成するにあたり、換算の目的は、外貨で測定されるあるいは外貨建とされている資産、負債、収益または費用を、(a) ドルにより、(b) アメリカの一般に認められた会計原則に準拠して測定し、かつ表現することである。外貨によって測定されるあるいは外貨建とされている資産、負債、収益または費用をドルで再測定することにより、一般に認められた会計原則が別に求めない限り、資産や負債の測定基準ならびに収益や費用の認識時点が影響を受けるべきではない。すなわち、換算は会計原則を変更することなく測定単位を変更するべきである。」⁽³⁷⁾

すなわち、FASBはFAS 8において、連結財務諸表を作成するためには、アメリカの一般に認められた会計原則に準拠し、ドルを唯一の測定単位とすべきであると結論したのである。なぜならば、連結財務諸表の作成には、国内あるいは外国の区別なく事業活動には同一の会計手続と測定過程が必要であり、アメリカの企業にとってはアメリカの会計原則に一致するのが最も適切だとするのである⁽³⁸⁾。また、連結財務諸表の目的が、「親会社の株主や債権者の利益のために、親会社及び子会社の経営成績と財政状態を、あたかもその企業集団がひとつの会社であるかのように表示する」⁽³⁹⁾ことである限り、その企業集団の外国事業活動は親会社の国内事業活動の延長上にあり、全取引は親会社の報告通貨で行われ、かつ測定されたかのように連結財務諸表上に反映されなければならないと考えたのである⁽⁴⁰⁾。

しかも、アメリカの会計原則である取得原価主義会計の下では、取得された資産の原価は取得日のドル価値で測定されなければならない。これは外貨で取得された資産についても同様でなければならない。それには、取得日のドル価値を表わす取得日レートでその資産の原価は換算されなければならない。資産の原価が為替相場の変化の影響により変わることは受け入れられない。しかし、外貨を資産原価の測定単位として認めるならば、その原価の外貨による測定値の換算には、新しい現在のレート、すなわち決算日レートが用いられ、そのドル価値は為替相場の影響を受けて取得時のものではなくなってしまう。それゆえに、外貨を測定の単位として受け入れることはできないとしたのである⁽⁴¹⁾。

このFAS 8の外貨換算の目的にみられる考え方は、APBがその研究の発表を待っていたLorensonの研究を土台にしている。Lorensonの研究は、1972年に会計研究叢書第12号「アメリカ企業のドルによる外国事業活動」⁽⁴²⁾(ARS 12)として発表された。彼によると、財務会計が測定過程としてとらえられるならば、外貨換算は測定変換過程(a measurement conversion process)であると規定し、その過程では海外子会社の外貨表示財務諸表は測定の単位が外貨からドルに変わるだけであり、換算される際には用いられた会計原則はそのまま保持されなければならないとするものである。しかも、連結財務諸表がアメリカの会計原則に準拠しているためには、海外子会社の外貨表示財務諸表は換算前にアメリカの会計原則に準拠して作成されていなければならない。それゆえ、換算にあたってはそれを保持しようとするような換算方法が求められる⁽⁴³⁾。

そのために、Lorensonはテンポラル原則にもとづいた換算方法であるテンポラル法(temporal method, 属性法ともいう)を主張した。当然FAS 8もこのテンポラル法を採用している。このテンポラル原則では、外貨表示財務諸表で測定された資産や負債の属性(attribute)に着目し、これを換算の前後では変えてはならないと考える⁽⁴⁴⁾。ここでいうところの属性とは財務的属性であり、これは取得原価あるいはカレントコストのような特質のことである⁽⁴⁵⁾。このような各資産や負債の属性に対応して、用いられる換算レートが決定される。

すなわち、「ある対象物の財務的属性としての過去の価額が選ばれているときは取得時または発生時レートが、現在または将来の価額で表示されているものについては決算日レートが適用される」⁽⁴⁶⁾ことになる。この結果、確定された金額で測定されている外国通貨や受取債権及び支払債務は決算日レートで、他方取引価格で測定されている資産や負債はその価格の決定された時点での取得日レートで換算される⁽⁴⁷⁾。

アメリカで一般に認められた会計原則である取得原価主義会計の下でこのテンポラル法を適用すると、結局貨幣・非貨幣法の場合とほぼ同じ結果を生み、棚卸資産は取得日レ

トで、さらに長期負債は決算日レートで換算されることになるのは注意すべき点である。ただし、Lorenson は、貨幣・非貨幣法では外貨換算の目的を明確に規定していないために論理性を持たず、アメリカの会計原則が取得原価主義会計を離れ、時価主義会計に変化したような場合、テンポラル法とは異なり適切なドル換算額を示すことはできないと批判している⁽⁴⁸⁾。FAS 8では、外貨表示財務諸表の換算にあたり、このテンポラル法を唯一の換算方法として定めて、今まで許されていた他方法の使用を禁止した。

さらに外貨換算会計の基本的問題の第3点めである換算調整においても、FAS 8は各種異なった処理法⁽⁴⁹⁾を排し、発生年度の損益計算に含めることに統一している。これはLorensonの主張とも軌を一にする。この換算調整額は、テンポラル法では決算日レートを適用することになる外国通貨や受取債権及び支払債務に新しいレートを適用することによって生じる純貨幣資産の増減額である。この純貨幣資産の増減額は、外貨表示財務諸表を換算した結果報告されるドルに対する請求権の変化であり、まさに差損益として認識しなければならないと考えている⁽⁵⁰⁾。本国親会社の株主や債権者にとってはそのドル価値こそ重要であり、その影響は発生した時点で報告されなければならない。当時一般的にみられた繰延処理法に対しては、純利益の人為的平準化をもたらし、連結財務諸表の情報価値を減ずるとして強く批判するのである⁽⁵¹⁾。

このようにFAS 8ではテンポラル原則をもとにしてアメリカの会計原則と両立しうる外貨換算会計の統合化を目指していた。しかし、このFAS 8に対する反対意見も根強く、発表の2年半後の1978年5月に、FASBが発表後少なくとも2年間効力を発揮している12の基準書についてのアンケート調査を行ったところ、FAS 8の改正を求める意見がもっとも多かったのである⁽⁵²⁾。

FASBではこの広範なFAS 8の改正要求に直面し、翌1979年初めにはこの基準書を再検討することを決定せざるを得なくなった。しかし、FAS 8のように産業界や会計士など関係団体からの合意を十分に得ないままに改正作業を進めたならば、再度同様の混乱が生じることは明らかであり、しかもその結果としてFASBの民間会計基準設定機関としての権威が失墜することを極力避けるべく、非常に慎重な改正作業に入ったのである⁽⁵³⁾。結局、さらに2年半の時間をかけ、二度公開草案を作成することによって（第一回目1980. 8, 第二回目1981. 6）、1981年12月にFAS 52が採択されて現在に至っている。

このFAS 52では、FAS 8での外貨換算における論理構造をほぼ全面的に改めている。その結果として、FAS 8で採用したテンポラル法にかわり、決算日レート法が新たに外貨表示財務諸表の換算に用いられることになった。さらに、換算調整額は発生年度の損益計算から離れ、株主持分における調整勘定として繰り延べられることになったのである。

1970年代後半における外貨換算会計をめぐる論争では、変動相場制の下において、テンポラル原則を基礎としたFAS 8に準拠して作成された連結財務諸表の会計情報の適切さが問われたのであるが、次にはこのFAS 8に反対する立場の検討を通して、FAS 8を否定して成立したFAS 52の論理構造をみてみよう。

4 変動相場制下の外貨表示財務諸表換算会計の再編

前節で検討してきたFAS 8の基本的論理構造は、企業集団を単一の会計主体としてとらえ、本国通貨を唯一の測定単位として本国の会計原則に準拠して連結財務諸表を作成しようとする立場から展開されているが、この立場は本国主義（the parent perspective）といわれた。先にみたように、この立場は1960年代までのアメリカの伝統的外貨換算会計の中で一般的合意を得ていたものである。

しかし、FAS 8の設定時においても、この本国主義と対立する見解が強く主張されていた。これは現地主義（the local perspective）と呼ばれるが、外国事業活動は多くの異なる通貨や経済環境の下で行われており、ゆえに海外子会社は本国親会社と異なる会計主体としてとらえるべきだと考える。それゆえに、このような独立的な海外子会社の活動やそこか

ら生じるキャッシュフローに対する為替相場の経済的影響の実態を連結財務諸表において反映させるべく、海外子会社の外貨表示財務諸表上で測定・表示された経営成績や財務比率を連結財務諸表上でも維持すべきだと考える。そのためには、全ての取引がドルで行われたかのように考える単一測定単位概念に代わり、外貨を測定の単位として認めることが主張される。

FAS 8をめぐる意見の対立では、この本国主義と現地主義という立場の相違がその根底にある⁽⁵⁴⁾。FAS 8に対する批判は産業界や会計士の間で強かったが、それでもFAS 8の本国主義の立場に対しては支持者も多かったのである。企業の代表機関である財務担当幹部協会（FEI）は、協会内ではわずかにこの本国主義の立場を支持する者が多いとさえ報告している⁽⁵⁵⁾。Big Eight会計事務所もちょうど半々の割合で、4社づつが各々の立場を支持している⁽⁵⁶⁾。

FAS 8に対する現地主義の立場からの最大の批判点は、FASBが検討しながらもFAS 8では否定した問題である。すなわち、現地主義からすると外国事業活動に携わる連結子会社に対する為替相場の変化が与える経済的影響を、連結財務諸表において正しく反映させることが重要であり、外国事業活動にとって好ましい形での為替相場の動きは、その海外直接投資における純資産やキャッシュフローにおいても同様に好ましい形として表わされるべきだと主張するのである。

そのためには、企業にとって現実の経済的な為替リスクにさらされるのは純外国投資、すなわち連結子会社の純資産としてとらえるのが妥当であり、外貨表示財務諸表の全資産及び負債は決算日レートで換算し、その換算過程で生じる差額は純資産の調整勘定として損益計算から除外すべきだと主張するのである。

しかし、FAS 8では、取得原価主義会計から過去の取得原価で測定された棚卸資産や固定資産を決算日レートで換算するようなことは、資産や負債の測定基盤を変更することであり、一般に認められた会計原則からの逸脱を意味するものだと批判する。それゆえに、外貨換算の目的から、経済的現実を連結財務諸表に反映させるべきだとする主張を退けたのである⁽⁵⁷⁾。たしかに、この主張はFAS 8が構築した外貨換算会計の論理構造とは矛盾することになる。それゆえにこそ、FAS 8に対する批判は特にこの点に集中したのである。

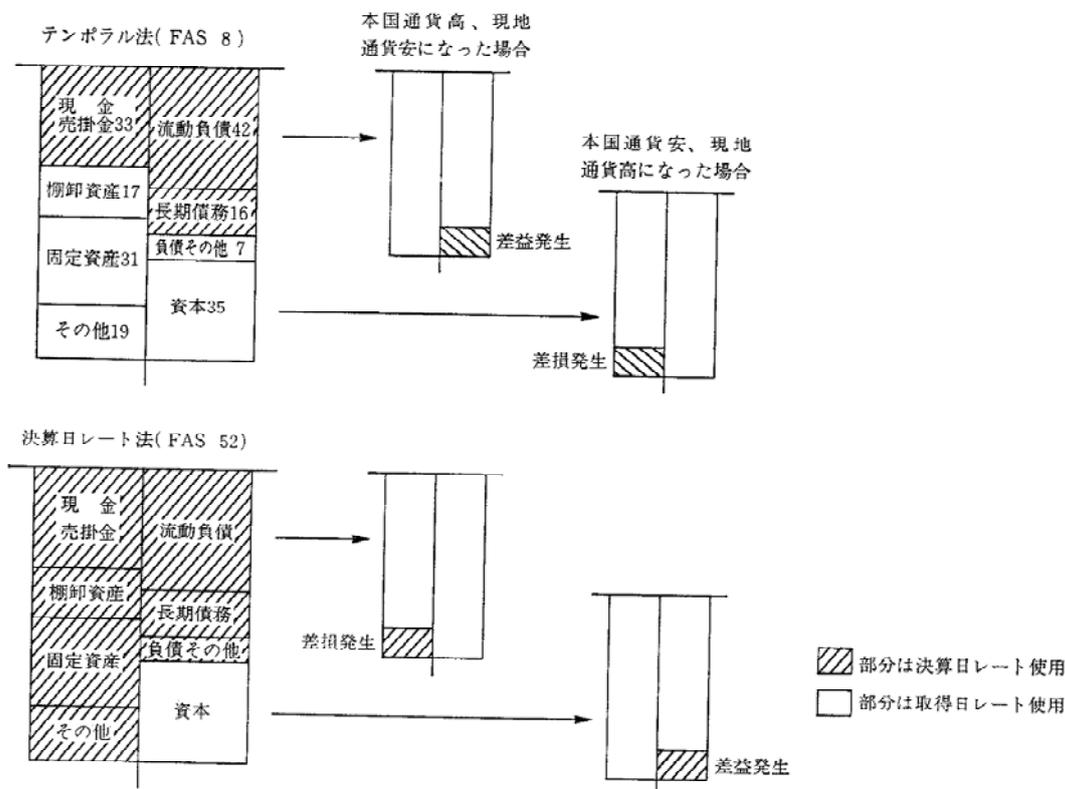
FAS 8に対してなされた、外国事業活動にとって重要である経済的現実を考慮していないという批判は、主として（a）報告利益の短期的変動の加速化傾向、（b）換算後の財務会計数値の関連の適正性への批判により生じている。その問題の根源は、FAS 8が（1）外貨表示財務諸表の換算から発生する未実現の換算調整を差損益としてその発生年度に認識することと、（2）棚卸資産と固定資産は取得日レートで換算するのに対し、負債を決算日レートで換算することにあるとされる⁽⁵⁸⁾。

新しいFAS 52では、決済された外貨建取引からの換算差額は実現したものであるからその年度に為替差損益として認識するが、未決済の外貨建取引及び外貨表示財務諸表の換算差額は未実現であるから実現されるまで、すなわち海外投資の場合は実質上その投資から撤退するまで繰り延べることとしている。これはFAS 8への批判を取り込んだ立場からの規定である⁽⁵⁹⁾。

現地主義の立場からは、為替相場の変化の企業への経済的影響、すなわち経済上のエクスポージャー（economic exposure）は、換算調整として連結子会社への純資産の調整をもたらす会計上のエクスポージャー（accounting exposure）と一致すべきことになる。しかし、会計上のエクスポージャーは換算方法の選択により決定されるために、同一の条件においても正反対の形で現われうる。図 2-5 は、例として資産も負債も全て外貨建であると仮定した海外子会社の外貨表示財務諸表の換算において、FAS 8のテンポラル法とFAS 52の決算日レート法のそれぞれを用いる場合、同一の為替相場の動きに対して全く逆の換算差損益が発生することを示している。これは、テンポラル法においては決算日レートを用いることによって生じるエクスポージャーは純貨幣負債（ショートポジション）の形で表われるのに対して、決算日レート法では純資産（ロングポジション）となるからである。

テンポラル法が強制されるまでのアメリカの外貨換算会計においては、流動・非流動法が一般的であることは第2節ですでにみてきた。この流動・非流動法の場合は、典型的な

図 2-5 換算方法と為替相場の変化による為替リスクのパターン



注 貸借対照表の勘定項目は全て現地通貨建てと仮定する。なお、勘定項目の比率は、奥村茂次「アメリカ系多国籍企業の現況－1977年センサスの分析」『季刊経済学研究（大阪市大）』第5巻第1号（1982年6月），14ページでアメリカ商務省の海外直接投資実態調査（U. S. Department of Commerce, *U. S. Direct Investment Abroad*, 1977, April 1981）をもとにまとめた海外子会社の資産、負債及び資本構成によっている。アメリカ商務省の調査は、1977年時点の非銀行親会社の出資比率 10%以上の子会社（銀行子会社を除く）が対象となっている。

製造業の子会社では決算日レート法と同様に純流動資産の形でロングポジションとなることが多いが、テンポラル法の採用によりエクスポージャーがショートポジションに変わった企業が多かったといわれる⁽⁶⁰⁾。一貫してFAS 8に反対してきたITTの場合、以前は流動・非流動法を用いていたが、FAS 8によりテンポラル法を用いることになったために、貸借対照表のエクスポージャーはロングポジションから純貨幣負債のショートポジションに変わり、その額は約12億ドルになったと報告している⁽⁶¹⁾。

ITTの年次報告書によると、1970年代末の1979年時点で、売上総額220億ドル及び総資産額260億ドルのうちヨーロッパでの事業活動がそれぞれ46%と38%を占めていると報告している⁽⁶²⁾。1970年代後半のドル安、ヨーロッパ主要通貨高の下において、FAS 8によるショートポジションへの会計上のエクスポージャーの変化は、ITTにとって多額の換算差損を毎期発生させることになったのである。

その様子は表2-2において、1975年から1980年までの6年間で示してある。これを見ると、ドル安が急速に進んだ1978年には約1億4,000万ドルの換算差損を計上している。しかし、ドル高の傾向に転じた1980年には逆に約1億4,600万ドルの換算差益を計上することになった。これを一株当たりで、一株当たり経常利益と比較してみるとかなり大きな影響を利益に与えていたことがわかる。

現地主義的立場からの主張では、海外子会社が現地資金を調達し、製造、販売を独立的

表 2-2 テンポラル法の下での ITT の換算差損益

	1975	1976	1977	1978	1979	1980
換算差益（差損） ⁽¹⁾	(47,759)	(10,355)	(70,820)	(139,286)	(81,850)	145,778
一株当たり換算差益（差損）\$	(0.36)	(0.08)	(1.51)	(0.98)	(0.59)	1.00
一株当たり経常利益 ⁽²⁾	\$ 3.03	3.68	4.00	4.66	2.65	6.12

(換算差益は 1,000 ドル)

注 (1) 保険金融子会社を含む。外国通貨の売買、貸借対照表の換算から生じた換算差損益。この換算差損益は発生年度の損益計算に含まれるが、損益計算書の独立勘定項目としては示されていない。

(2) 1978 年以前は 1978 年次報告書、1979 年と 1980 年は 1980 年次報告書による。

出所) International Telephone and Telegraph Corporation, 1978 Annual Report 及び 1980 Annual Report より作成。

に行っている場合、現地通貨の上昇は本国親会社にとってその純投資（純資産）の経済的価値の上昇と考える。しかし、テンポラル法の下では、連結財務諸表上換算差損が発生することになり、外国事業活動における経済的現実と一致しないとされるのである⁽⁶³⁾。

さらに、このようなテンポラル法の下での財務諸表の換算による差損益が四半期利益に及ぼす影響を、先物予約などのヘッジによって除去しようとするとき、現実のキャッシュフローとの乖離が発生すると主張されている。例えば、現地通貨が上昇したとき、会計上発生した換算差損はヘッジにより相殺されるが、企業にとっては将来、実際の現金流入があり経済的価値が増加する。しかし、現地通貨が下落したとき会計上は換算差益が発生するが、これはペーパーゲインであり、ヘッジによる現実の現金流出は企業にとっての経済的価値の減少をもたらすからである⁽⁶⁴⁾。実際に、FAS 8 による会計上のエクスポージャーを減少させるためのヘッジの利用は企業の強い関心を集め、その利用を増加させたことが報告されている⁽⁶⁵⁾。

テンポラル法のエクスポージャーは、主として棚卸資産と固定資産を取得日レートで換算することから生じるが、これは次に損益計算における収益・費用の非対応をもたらすとの批判も多い。すなわち、売上高、収益は決算日レートあるいは平均レートで換算されるが、売上原価、減価償却費は棚卸資産と固定資産に用いたのと同じ取得日レートにより換算される。それゆえに、為替相場が変化すると、以前のレートで換算される売上原価が新しいレートで換算される売上高、収益と対応させられる。これは古いレートで換算される棚卸資産が一掃されるまで継続するのである⁽⁶⁶⁾。これは特に、四半期利益を短期的に大きく振幅させる効果をもち、FAS 8 に対する主要な反対意見となっている⁽⁶⁷⁾。

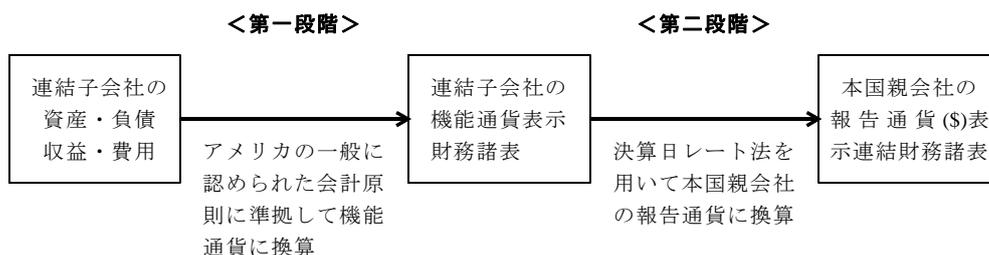
棚卸資産を取得日レートで換算することに対する反対は強く、Big Eight 会計事務所のひとつである Ernst & Whinney が 1979 年に FAS 8 に対する改正意見を求めたところ、回答者の約 72 % がその規定の改正を要求し、決算日レートの適用を求めていたという。しかし、この要求は FAS 8 にみられる現地主義の立場に立つ人々からの要求だけではなかったことは留意すべきである。

FAS 8 の本国主義的アプローチに対する支持者は、先に触れたように産業界や会計団体でも広くみられた。彼らはドルという単一測定単位による単一会計主体概念で連結財務諸表を作成する姿勢は保持すべきだが、より実用本位 (pragmatically) に FAS 8 を修正すべきだと主張している。

そこでの修正要求として挙げられる点は主に次の 3 点であり、(1) 棚卸資産の決算日レート適用、(2) 換算差損益の繰り延べと償却及び (3) 貸借対照表上のエクスポージャーのためのヘッジに対する規定の緩和であった⁽⁶⁸⁾。彼らはこれらの実用本位的修正により、テンポラル法の下でのエクスポージャーの縮小と報告利益の振幅の軽減を図ることを目指したのであった。それらは企業にとって現実的要望ではあったが、現地主義的主張と比べてその論理基盤の弱さは否めない。

FASB が FAS 52 を設定する際に、本国主義と現地主義からの主張の対立に苦慮したこ

図 2-6 FAS 52 による換算方法



出所) John B. Giannotti, "FAS 52 Gives Treasurers the Scope FAS 8 Denied Them", *Euromoney*, April 1982, p. 144, Table 2 を一部修正, 省略した。

とは、その最終的採択において 4 対 3 の僅差でこの FAS 52 が採択されたことにも現われている。この FAS 52 は基本的に現地主義的アプローチを採用しているが、完全に FAS 8 の立場を否定したものではない。FAS 52 では外貨換算の目的を次のように定めている。

- a. 企業のキャッシュフロー及び会計主体に為替相場の変化が与える経済的効果の予測と一般に矛盾しない情報を提供すること
- b. アメリカの一般に認められた会計原則と一致するように機能通貨 (functional currency) で測定し、連結子会社の経営成績と財務比率を連結財務諸表において反映すること⁽⁶⁹⁾

この目的の b において、企業が FAS 8 のテンポラル法を採用しうる道を残しているのである。それは、この目的を達成するために採用された換算方法と手続きをみることではっきりしてくる。FAS 52 の外貨表示財務諸表の換算は図 2-6 の二つの段階を通して行われる。ここで新たに登場した機能通貨とは、FASB により「連結子会社が事業活動を行う主要な経済環境の通貨、通常は連結子会社が主として利益を生み出し、費用として用いるその環境の通貨」⁽⁷⁰⁾と定義されている。FASB はこの機能通貨を測定の単位とすることにした。それゆえ、機能通貨の決定にあたり、連結子会社にとってドルがその事業活動において重要だと考えるならば、ドルを機能通貨として選択できる任意性を企業の経営者に認めたのである⁽⁷¹⁾。

図 2-6 における第一段階においては、連結子会社の財務諸表はアメリカの一般に認められた会計原則を用いて機能通貨によって測定されることになる。すなわち、資産、負債、収益及び費用は取得原価あるいは時価で評価される。次の第二段階において機能通貨で表示された財務諸表は決算日レート法により企業の報告通貨に換算される。アメリカの企業がドルを機能通貨としたならば第一段階はテンポラル法を適用したのと同じであり、報告通貨はドルゆえに第二段階は省略される。これは FAS 8 での本国主義の外貨換算と同じである⁽⁷²⁾。

FASB は、機能通貨を用いた換算過程を導入することにより、換算過程の第一段階で連結財務諸表作成の目的を損ねることなく、さらに第二段階を経ることで為替相場の変化の経済的効果を連結財務諸表に反映させることができると考えたのである。しかも、機能通貨が現地通貨だとした場合、第一段階の換算においては連結子会社の外貨建取引からの為替差損益を認識し、第二段階において外貨表示財務諸表の換算により生じる差額を換算調整として連結財務諸表の持分勘定の中で独立勘定項目として繰り延べることにより、反対の強かった損益計算への影響を除去したのである⁽⁷³⁾。

しかし、本国主義と現地主義という外貨換算会計に対する経営姿勢の基本的相違は、この FAS 52 によって両者共に満足させることは不可能である。この FAS 52 に対しても、純資産エクスポージャー概念や機能通貨の使用が連結財務諸表の基本概念に適合しないとする疑問も投げかけられていた⁽⁷⁴⁾。また、機能通貨の選択で企業の経営者に恣意性を認める

ことにも会計基準の統一の側面から批判されるのである⁽⁷⁵⁾。

さらに、外貨換算会計はインフレ会計と密接に結びついている問題として認識されている。会計上と経済上のエクスポージャーの乖離も、伝統的取得原価主義会計の枠組の内にある限り解決されず、為替リスクと投資収益の会計上と経済上の測定の間基本的な差異を生み出し続けると主張されている⁽⁷⁶⁾。それは、両者が測定値の再評価の問題を含んでいるからであり、本国主義と現地主義の主張の対立の解決もインフレ会計の研究の進展に負うところが大きいとされるのである。

しかし、以上みてきたように、外貨換算の基本的問題は、国際事業活動に対して企業が採用する経営戦略上の違いがその根底にあるとみることができる。そこで、この点を次に検討してみたい。

5 海外経営戦略と外貨表示財務諸表換算会計

国際通貨体制における変動相場制の登場は外貨表示財務諸表が多国籍化した企業の財政状態や経営成績に及ぼす影響を強めるために、この変動相場制下での適切な外貨換算会計基準を設定することが会計上の重要な課題となった。1970年代から1980年代にかけてのアメリカの外貨換算会計基準の再編過程においては、連結財務諸表作成に対する本国主義と現地主義という相反する立場からの主張が対立し、それぞれの立場を代表する会計基準としてFAS 8からFAS 52へと移行している。果たしてどちらの立場がより適切な会計情報を提供するだろうか。

本国主義的見地からすれば、海外の連結子会社は親会社の事業活動の延長線上にみられ、親会社のキャッシュフローの源泉ととらえられている。ここでの関心は、子会社から親会社への本国通貨での送金額に集中する。そこで、連結子会社の外貨表示財務諸表の測定単位を現地通貨から本国通貨に転換しようとする。すなわち、連結子会社の外貨表示財務諸表を本国の一般に認められた会計原則、特に取得原価主義会計に一致させることによって再評価を行うことになる。この場合連結財務諸表作成時の換算に伴う差額は、換算差損益としてその発生年度の損益計算に含めることが妥当となる。これがFAS 8での論理である。

他方、現地主義的見地に立つと、海外の連結子会社は外国通貨で事業活動を行う異なる経済主体であり、本国親会社はその投資先である連結子会社の純資産にのみ関わりを有する。ゆえに、連結子会社の外貨表示財務諸表は本来の固有の財務比率を変えずに連結財務諸表上で報告通貨に替えられるだけでなければならない。この場合、連結子会社の純資産の換算により生じる差額は、その投資の撤退まで未実現であり、現在のキャッシュフローになら影響を与えないものでなく、純資産の調整額と考えて実現時まで繰り延べられるべきだと論ぜられる⁽⁷⁷⁾。これはFAS 52での外貨換算の立場である。

しかし、企業の経営形態、資金調達や販売戦略、さらに組織構造は多様である。Deloitte, Haskins & Sells 会計事務所はこのような個別企業の経営構造の違いにより、FAS 8のテンポラル法とFAS 52の決算日レート法のどちらを選好するかを分析している。その例を挙げると、(1) 資本集約的に外国事業活動を行う企業は、テンポラル法を好む。これは固定資産の減価償却費が決算日レート法を採用した場合為替相場変動の影響を受けるようになり、現地通貨が強いときには費用の増加によって利益は減少し、現地通貨が弱いときには逆の効果をもたらすなど利益への影響が大きいからだとする。他方、(2) 非資本集約的なサービス産業の連結子会社をもつ企業は、(1)のような影響も少なく、テンポラル法の下での会計上のエクスポージャーも小さいために換算方法には中立的だとみる。

さらに、(3) 連結子会社の資金調達が主としてドル建の借入か株式発行により行われている場合は、テンポラル法を選好する。これはテンポラル法の場合、ドル建の負債はこの方法の下で純貨幣負債となる会計上のエクスポージャーを増加させないからである。しかし、(4) ドル以外の通貨建での資金調達が多い場合は、決算日レート法が好まれる。

表 2-3 多国籍企業の海外子会社に対する本社の四志向形態

企業の諸側面	志向形態			
	国内志向	現地志向	地域志向	世界志向
権限：意志決定	本社に集中	本社集中の相対的低下	地域本部に集中及び/また海外子会社の協議増大	世界中の本社及び海外子会社の協議
業績評価と人事管理	人事考課と業績評価に本社基準を採用	現地で決定	地域で決定	世界及び現地を含んだ基準を採用
コミュニケーション：情報の流れ	海外子会社に対して大量の命令、指図、助言を行う	本社と子会社間に限定され、子会社相互間ではない	総括本部に限られるが、地域本社間及び各国間では行われる	相互コミュニケーションと世界中の海外子会社間で行われる

出所) D. A. ヒーナン, H. V. パールミュッター (江夏健一監訳) 『多国籍企業—国際化のための組織開発』文眞堂, 1982年, 22ページの表から一部修正の上抜粋。

これも決算日レート法の下では純資産となる会計上のエクスポージャーを減少させることになるからである。(3)と(4)の場合は、企業が採用する資金調達形態に合わせて、どちらの方法が会計上のエクスポージャーを減少させるかが選好の基準となっているのである。

最後に連結子会社の現地調達の棚卸資産の評価方法の違いをみてみよう。(5)後入先出法(LIFO)を採用しているときは、テンポラル法を選好すると予測されている。それは、売上原価は決算日レートで換算されるのと同様のこととなりながら、棚卸資産の歴史的ドル原価はなんら影響を受けないためである。しかし、(6)先入先出法(FIFO)を採用しているときは、テンポラル法では会計上のエクスポージャーを増加させるために、収益、費用の適切な対応に導く決算日レート法が好まれると考えられる。ただし、その場合でも、棚卸資産の回転率が早いと、棚卸資産も売上原価も時価に近くなるために選好は中立的になると予測されている⁽⁷⁸⁾。

現実的には企業は上に挙げた6つの状況がいろいろ組合わさった形で換算方法の選好を行うことになるであろう。結局これは「全員にとって最良となる方法はない⁽⁷⁹⁾」ということにもなる。

FAS 52は、現地主義的アプローチを採用することが企業の現実の海外事業活動戦略に合致すると考えてきた。それはひとつに、決算日レートによる換算は、現地通貨で測定、表示された連結子会社の財務諸表を報告通貨であるドルに置き換えるだけであるため、子会社の経営者に自分の業績評価を理解しやすくさせ、同時に企業のトップマネジメントにとっても外貨が測定の単位として残されているので、現地経営者と同一の見地から連結子会社の業績を検証しうる形となるからである。このような連結子会社の業績評価過程の簡素化によってその機能をより発揮させることができると考えられる⁽⁸⁰⁾。

しかし、他方で「多くの企業は長年彼らの事業活動をドルによって経営してきた⁽⁸¹⁾」であり、現地通貨は業績評価の尺度とはならないとする反論もいまだ根強く存在する。それゆえ、このように反論する者にとっては、FAS 52のアプローチも意味を失うことになろう。このように考えてきたとき、連結子会社の外貨表示財務諸表の換算をめぐる議論は、企業が海外事業活動を展開する際の基本的経営戦略の違いと結びつく側面が強い。

それに関して、HeenanとPerlmutterが、企業組織の国際化と多国籍的企業組織の開発に関する諸問題を検討したときに示している企業の多国籍化の測定指標に対する考察は興味深いものである。彼らはそこで、海外子会社数や所有形態などの構造基準や、海外利益、売上高、資産あるいは雇用者数の絶対値または企業全体に対する相対値などの成果基準という客観的基準だけでは企業の多国籍化の測定には不十分だとする。むしろ、国際的な経営活動に対する経営幹部の考え方を知ることが重要だと考えるのである⁽⁸²⁾。

彼らはこの親会社の経営者の国際的事業活動に対する基本姿勢を、国内志向

(ethnocentric), 現地志向 (polycentric), 地域志向 (regiocentric) 及び世界志向 (geocentric) の四形態に分類した。この四つの基本姿勢により、企業の重要な経営戦略がどのように変わるかを、Heenan と Perlmutter が取り上げた幾つかの項目のうち、権限 (意思決定)、評価と統制、コミュニケーション (情報の流れ) の三つを抜き出して示したのが表 2-3 である。

これをみると、連結財務諸表作成時の外貨換算会計に対する本国主義と現地主義の二つの立場と、ここに挙げた四分類での基本姿勢にかなりの共通性を見出すことができる。本国主義的な立場は国内志向からの、そして現地主義的立場は現地志向あるいは地域志向からのひとつの形の表われ方とみることができる。

しかし、Heenan と Perlmutter は、企業の主たる意思決定領域におけるこのような基本姿勢の現われ方は通常様々であり、むしろ企業の行動においては混合化傾向がみられるとしている。しかも、「おそらく国内志向から現地志向に (ついで、ある特定の地域では地域志向に)、そして最終的には世界志向へと発展するであろう」⁽⁸³⁾としているが、実際には個別企業の条件から、地域志向から国内志向へ向かうという場合もあり、多国籍化への道は多様であると主張している。

FAS 52 の公聴会で、IBM の代表が企業にとっての望ましい外貨換算会計の在り方は、「会社がいかに経営されているかに依存する」⁽⁸⁴⁾とのべていることにみられるように、外貨換算会計の問題が企業の多国籍化における経営戦略に深く関わっていると考えるならば、企業の多国籍化の進展が外貨換算会計基準に反映されてくるのは必然的現象であると考えられる。

果たして現在効力を有している FAS 52 の現地主義的立場が、企業の多国籍化のより進展した段階での見解であるかについてはまだ検討の余地があるが、第 3 節でみてきたようにアメリカの企業の国際的事業活動の拡大に伴って、確実に連結財務諸表作成時の現地主義的立場が広い支持を得るようになってきたのである⁽⁸⁵⁾。

-
- (1) アメリカにおける外貨換算の流れについては、柴健次『外貨換算会計論』大阪府立大学経済研究叢書第 65 冊、1987 年、嶺輝子『外貨換算会計の研究—アメリカを中心として』多賀出版、1992 年及び井上達男『アメリカ外貨換算会計論』同文館、1996 年を、また井戸一元「イギリスにおける状況法の特質」『国際会計研究学会年報—1995 年度』、87-111 ページではイギリスも対象としながらその展開を跡づけておりあわせて参照されたい。
 - (2) FASB, *FAS 8 - Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, Oct. 1975.
 - (3) FASB, *FAS 52 - Foreign Currency Translation*, Dec. 1981.
 - (4) Abraham J. Brillhoff, *The Truth About Corporate Accounting*, Harper & Row, Publishers, 1981, p. 50.
 - (5) Leonard Lorensen, *Accounting Research Study 12 - Reporting Foreign Operations of U. S. Companies in U. S. Dollars*, AICPA, 1972, p. 6.
 - (6) CAP, *ARB 4 - Foreign Operations and Foreign Exchange*, Dec. 1939.
 - (7) Lorensen, *op. cit. supra* note (5), pp. 6-7. AICPA の覚書は, "Accounting Problems Arising from Devaluation of Foreign Currencies," *The Journal of Accountancy*, Jan. 1950.1, pp. 34-38 を参照。
 - (8) CAP, *ARB 43 - Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins, Chapter 12 Foreign Operations and Foreign Exchange*, June 1953.
 - (9) APB, *APB Opinion 6 - Status of Accounting Research Bulletins*, Oct. 1965.
 - (10) *ARB 43, Ch. 12*, para. 11.
 - (11) *Ibid.*, para. 16.
 - (12) *Ibid.*, para. 12 and 18.
 - (13) ここでいう貨幣資産と貨幣負債とは、契約などで外貨によりその額が固定されているものを指す。このような項目には、現金、金銭受取債権及び債務がある。一方の非貨幣項目のなかには、

- (1) 過去に支払われた原価を表わす棚卸資産、株式投資、有形固定資産及び繰延資産、(2) 販売契約による前受金と前受賃貸料、(3) 繰延税額控除のような以前の費用の減少分及び(4) 資本金がある。APB, *Exposure Draft - Translating Foreign Operations*, Dec. 20, 1971, para. 6 (FASB, *FASB Public Record*, 1973-Vol. 2, pp. 70-71).
- (14) APB *Opinion 6*, para. 18.
- (15) FASB, *Discussion Memorandum - Accounting for Foreign Currency Translation*, Feb.21, 1974, Appendix B (*FASB Public Record*, 1976-Vol. 2, p. 62).
- (16) APB, *op. cit. supra* note (13), para. 7 (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (13), p. 71).
- (17) FASB, *Discussion Memorandum*, *op. cit. supra* note (15) (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (15), p. 63). ICAEW が挙げている「歴史的レート」法は、流動・非流動法とほぼ同じ結果をもたらす。しかし、ICAS の場合は、非流動負債は決算日レートで換算される点が異なる。Lorenson, *op. cit. supra* note (5), p. 36.
- (18) FASB, *Discussion Memorandum*, *op. cit. supra* note (15) (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (15), p. 63).
- (19) FAS 8 発表以前の時期における企業の換算方法を調査した Evans, Folks 及び Jilling の 3 氏の場合は、調査企業 156 社で、流動・非流動法 54 社 (34.6 %)、流動・非流動法 (長期債権、債務は決算日レート) 10 社 (6.4 %)、貨幣・非貨幣法 22 社 (14.1 %)、貨幣・非貨幣法 (棚卸資産は決算日レート) 41 社 (26.3 %)、テンポラル法 7 社 (4.5 %)、決算日レート法 4 社 (2.6 %)、その他及び無回答 18 社 (11.5 %) であったと報告している。表 2-1 とは換算方法及び数値の違いはあるが、これによっても FAS 8 以前の企業間の実務の多様性は明らかである。Thomas G. Evans, Martin E. Taylor and Oscar Holzmann, *International Accounting and Reporting*, Macmillan Publishing Company, 1985, p. 172.
- (20) Lorenson, *op. cit. supra* note (5), p. ix.
- (21) *Ibid.*, p. 1.
- (22) U. S. Department of Commerce, *International Direct Investment*, USGPO, 1984, p. 11 and 74.
- (23) 通商産業省『通商白書—昭和 61 年版』大蔵省印刷局, 1986 年 6 月, 226-229 ページ。
- (24) U. S. Dep. of Commerce, *op. cit. supra* note (22), pp. 12-13 and pp. 53-54.このアメリカの海外直接投資の動向は、亀井正義『多国籍企業論』ミネルヴァ書房, 1985 年, 第 2 章において詳細に分析されている。
- (25) EMS 加盟国は、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、デンマーク、アイルランド、ルクセンブルクの 8 カ国である。
- (26) 原信『為替リスク』有斐閣選書 R, 1983 年, 38-39 ページ。なお、固定相場制の国々がどのような通貨に固定しているかについては、井上伊知郎「為替媒介通貨及び介入通貨の変更について(1)」『産業経済研究 (久留米大)』第 25 巻第 4 号 (1985 年 3 月)及び同「同(2)」同, 第 26 巻第 3 号 (1985 年 12 月)及び International Monetary Fund, *Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions*, World Scholar Co., Ltd. のシリーズが詳しい。
- (27) 今まで外貨換算により生じた差額は為替差損益と呼んできたが、以降は特に貸借対照表の換算により生じる換算調整額の性質をめぐる議論が重要となるために、これを差損益として認識する場合に換算差損益と呼ぶことにする。換算調整 (translation adjustment) という用語は、APB が以下本文でのべるように長期負債において発生する差損の合理性について検討する必要性が生じたために、従来の為替差損益 (exchange gain or loss) に代えて使うようになった。Dennis H Patz, "The State of the Art in Translation Theory," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 4, No. 3, 1977, p. 313.
- (28) APB, *op. cit. supra* note (13), para. 8-12 (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (13), pp. 71-72).
- (29) George C. Watt, Richard M. Hammer and Marianne Burge, *Accounting for the Multinational Corporation*, Financial Executives Institute & Dow Jones-Irwin, 1977, p. 88. Watt 氏たちは APB 公開草案で提案された繰延処理法は好まないとしている。
- (30) APB, *op. cit. supra* note (13), para. 13 (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (13), p. 72).
- (31) AICPA, *news letter*, Vol. V, No. 1, Jan. 28, 1972 (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (13), p. 68) .
- (32) このタスクフォースは FASB メンバーの Donald Kirk 氏を議長に、会計士 4 名、産業界 7 名、学界 3 名から構成された。FASB, *News Release - FASB Task Forces Appointed for Foreign Currency Translation, Reporting by Diversified Companies*, May 31, 1973 (*FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (15), pp. 7-8).

- (33) FASB, *News Release - FASB Issues Draft Statement on Disclosure Standards for Foreign Currency Translation*, Oct.22, 1973 (*FASB Public Record*, op. cit. *supra* note (15), p. 11).
- (34) FASB, *FAS 1 - Disclosure of Foreign Currency Translation Information*, Dec. 1973.
- (35) FASB, *News Release - Public Hearing on Foreign Currency Translation Announced by FASB ; Analysis of Issues Released*, Feb. 25, 1974 (*FASB Public Record*, op. cit. *supra* note (15), pp. 13-14).
- (36) *Ibid.* (*FASB Public Record*, op. cit. *supra* note (15), p. 14).
- (37) *FAS 8*, para. 6.
- (38) *Ibid.*, para. 82.
- (39) CAP, *ARB 51 - Consolidated Financial Statements*, Aug. 1959, para. 1.
- (40) *FAS 52*, para. 75.
- (41) *FAS 8*, para. 89-91.
- (42) Lorensen, op. cit. *supra* note (5).
- (43) *Ibid.*, Chapter 2, pp. 10-13 参照。
- (44) *Ibid.*, pp. 13-19 参照。
- (45) 武田隆二『情報会計論』中央経済社, 1971年, 179-181 ページ。
- (46) 武田隆二『連結財務諸表』国元書房, 1977年, 654 ページ。
- (47) Lorensen, op. cit. *supra* note (15), p. 19.
- (48) *Ibid.*, pp. 33-35.
- (49) AICPA の調査によると, 1973年時点での会計実務にみられる換算調整の処理法は次のとおりである。換算調整を開示している 143 社では, 種々の方法が用いられ, 経常損益として計上している事例は 97, 繰延処理が 63, 引当勘定 (reserve) を設定しているものが 22, 臨時異常損益項目としているのが 4 の計 186 の事例がみられた。AICPA, *1974 Accounting Trends & Techniques*, 1974, p. 291.
- (50) Lorensen, op. cit. *supra* note (15), pp. 48-49.
- (51) *Ibid.*, p. 61.
- (52) *FAS 52*, para. 151.
- (53) このような FASB の権威についての懸念は, 産業界の代表機関である財務担当幹部協会 (FEI) も表明し, 慎重な審議を呼び掛けている。FASB, *FASB Public Record - Position papers submitted in respect of Exposure Draft on Foreign Currency Translation*, Part 1, Feb. 1983, pp. 134-135.
- (54) 本国主義と現地主義については, Patz, op. cit. *supra* note (27), pp. 311-325 が測定アプローチの観点から分析を行っているので参照されたい。また, 白鳥庄之助氏は, 外貨換算会計におけるこの二つの主張についてのべているなかで, 「現地主義に立つ代表的な換算方法が決算日レート法である。それに対して流動・非流動法, 貨幣・非貨幣法, テンポラル法は本国主義に立脚する換算方法であるといえよう」とし, 各換算方法がこの二つの立場に密接に結びついていることを指摘している。染谷恭次郎編著『国際会計論』東洋経済新報社, 1984年, 148 ページ。
- (55) *FASB Public Record*, op. cit. *supra* note (53), p. 126.
- (56) *Ibid.*, Part 1 and Part 2. なお, 本国主義の立場を支持する会計事務所は, Deloitte, Haskins & Sells, Ernst & Whinney, Arthur Andersen & Co., Price Waterhouse & Co. の 4 社, 他方, 現地主義の立場の支持者は, Peat, Marwick, Mitchell & Co., Coopers & Lybrand, Arthur Young & Company, Touche Ross & Co. の 4 社となっている。会計士団体である AICPA は, 連結財務諸表作成目的に一致するとして本国主義を支持している。
- (57) *FAS 8*, para. 96-111.
- (58) *FAS 52*, para. 153.
- (59) しかし, この処理法にも異論はあり, 必ずしも現地主義的立場の支持者の全てが賛成する訳ではない。例えば, FASB のメンバーのなかで唯一人 *FAS 8* の採択に反対した Mays 氏は, *FAS 8* の本国主義的アプローチを批判し現地主義的立場をとるが, 換算差損益の処理については保守主義の原則から未実現の換算差益が未実現の換算差損を超過する場合についてはその超過分を繰り延べるべきだとする。逆に未実現の換算差損残となる場合については, 通常発生年度に認識すべきだと考えている。*FAS 8*。
- (60) Morgan Guaranty Trust Company の Harrigan 氏によると, 流動・非流動法の場合は, 貸借対照表の外貨建勘定項目で通常ロングポジションとなり, その割合は総資産の 25 %程度になるという。一方, 貨幣・非貨幣法の場合はショートポジションとなり, 総資産の 12 %程度の純貨幣負債残となるとしている。テンポラル法は取得原価主義会計の下で貨幣・非貨幣法と同じ結果をもたら

- すため、FAS 8の施行でショートポジションとなる企業が多かったのである。Patrician Harrigan, "The Double Sand-bag in Foreign Exchange Accounting," *Euromoney*, June 1976, p. 44. 他にも、企業の財務担当幹部や会計士たちに同様の見解がみられる。"Will the New FASB Make Exposure Bearable?," *Euromoney*, Jan. 1981, p. 76, 79 and 81.
- (61) Raymond H. Alleman, "Why ITT Likes FAS 52," *Management Accounting*, July 1982, pp. 23-24.
- (62) ITT, 1979 Annual Report, p. 36, "Business Segment Information" の地域別セグメント情報より。
- (63) *FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (53), p. 514.
- (64) Harrigan, *op. cit. supra* note (60), p. 44. また General Motors の副経理部長補佐である Flegm 氏は、管理会計上実際のキャッシュフローに注意することが重要だという。それゆえ、現実のキャッシュフローと会計上の換算差損益の不一致が FAS 8 への大きな批判の一つになったとする。Eugene H. Flegm, *Accounting - How to meet the Challenges of Relevance and Regulation*, A Ronald Press Publication, John Wiley & Sons, 1984, pp. 44-46. 同様のことは、Abraham M. George, "Cash Flow Versus Accounting Exposure to Currency Risk," *California Management Review*, Vol. xx, No. 4, Summer 1978, p. 50-55 においても主張される。
- (65) John B. Giannotti and David P. Walker, "How the New FAS 8 Will Change Exposure Management," *Euromoney*, Nov. 1980, p. 114 あるいは Kerry Cooper, Donald R. Fraser and R. Malcolm Richards, "The Impact of SFAS # 8 on Financial Management Practices," *Financial Executive*, June 1978, pp. 28-30 参照。
- (66) これは特に先入先出法 (FIFO) を採用している時に問題となる。棚卸資産の評価方法による外貨換算会計への影響は第 5 節においてさらに検討されている。
- (67) ITT では為替相場の変化により、売上原価や減価償却費が損益計算に与えた影響として、1980 年には利益に対して約 1 億 5,000 万ドル (一株当たり \$ 1.04) のマイナスの効果があったとしている。Alleman, *op. cit. supra* note (61), p. 25.
- (68) *FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (53), 129-130.
- (69) *FAS 52*, para. 4.
- (70) *Ibid.*, para. 162.
- (71) 機能通貨を説明して白鳥氏は、「在外子会社等の事業活動が、その所在地国内で自己完結的にまとまっているような場合にはその在外子会社にとって、現地通貨が機能通貨である、ということになる。これに対して、在外子会社等の事業活動が、本国親会社の事業活動にとって、密接かつ不可分の部分、あるいは、延長となっているような場合には、その在外子会社等にとって本国通貨が機能通貨である、ということになる」とのべている。染谷, 前掲注(54), 149 ページ。
FAS 52 では機能通貨決定にあたり考慮すべき指針を挙げているが、最終的判断は経営者に委ねられていることには変わらない。FAS 52, Appendix A, para. 39-46 参照。
- (72) 染谷, 前掲注(54), 150 ページ参照。
- (73) 第一段階での外貨建取引から生じた為替差損益 (transaction gain or loss) の処理例外規定として、(a) 海外子会社への純投資のヘッジのための外貨建取引及び (b) 長期的投資の性格をもつ親子、兄弟子会社間の外貨建取引から生じた為替差損益は、第二段階に生じる換算調整勘定の中に含まれることになる (FAS 52, para. 20)。他方、第二段階での換算調整勘定は、海外子会社への投資が (a) 売却されたり、または (b) 完全にあるいはほぼ完全に (complete or substantially complete) 清算された場合、その投資から生じた換算調整額は、その子会社の売却あるいは清算における差損益に含められることになる (FAS 52, para. 14)。
- (74) Russell W. Willey, "The FASB Is in Danger of Making Changes for the Worse," *Euromoney*, April 1981, p. 109 and 111.
- (75) John B. Giannotti, "FAS 52 Gives Treasurers the Scope FAS 8 Denied Them," *Euromoney*, April 1982, p. 146.
- (76) Giannotti and Walker, *op. cit. supra* note (65), p. 118. あるいは, Frederick D. S. Choi and Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, Prentice-Hall, Inc., 1984, pp. 191-202.
- (77) *Ibid.*, pp. 134-135.
- (78) *FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (53), Part 2, pp. 1040-1041 .
- (79) *Ibid.*, p. 1041.
- (80) Frederick D. S. Choi and I. James Czechowicz, "Assessing Foreign Subsidiary Performance: A Multinational Comparison," *Management International Review*, 23, 1983, p. 19.
- (81) *FASB Public Record*, *op. cit. supra* note (53), Part 1, p. 243.
- (82) David A. Heenan & Howard V. Perlmutter, *Multinational Organization Development*, Addison-Wesley

Publishing Company, Inc., 1979 (江夏健一監訳『多国籍企業－国際化のための組織開発』文眞堂, 1982年, 19-21 ページ).

(83) 同上 25 ページ。

(84) FASB, *FASB Public Record - Public Hearing Held on December 17-19, 22, 1980*, Feb. 1983, Part 2, p. 2465.

(85) わが国でも、在外子会社の財務諸表換算では 1979 年に公表された「外貨建取引等会計処理基準」で修正テンポラル法が求められていたが、1995 年に改訂されて現在は決算日レート法が適用されることになっている。なお、わが国における基準設定過程については、小野武美『企業会計の政治経済学－会計規制と会計政策の動態分析』白桃書房, 1996 年, 第 1 部で詳細に分析されている。

第二部 アメリカ会計基準と 国際的調和の動向

第3章 SECのディスクロージャー政策

1 SECの政策転換

アメリカ証券取引委員会（SEC）は、その1996年度のアニュアル・レポートでSECに登録する外国企業が1996年末で過去最高の47カ国からの843社となっていることを誇らしげに報告している。この数字を過去と比較すると、1995年末時点での744社よりも100社近く増加し、1990年末の434社と比較すると2倍に近い⁽¹⁾。SECでは、この登録外国企業数の増加をアメリカ証券市場が公正で効率的であることの現れであるとし、同時に今までのアメリカ証券市場に外国企業を呼び込むSECの努力の成果ととらえている。

SECにとって、アメリカ証券市場の国際的競争力を高めることは近年の重要課題であり、そのために1980年代後半以降に国内及び国外で一連の政策が実行されてきている。これは、設立以来アメリカ国内の投資者保護を目的として国内にその活動を限定してきたSECにとっては大きな政策転換であったのである。

SECは投資者保護の使命を達成するために、証券市場において「公正性」、「透明性」及び「高潔性」を確保することが必要と考えている。財務報告制度をはじめとして市場に対する一連の規制はそれを保証するために必要とされるのである。しかし、以前とは異なり、その対象とする市場がアメリカ市場の枠を越えてきている状況に直面することになった。すなわち、近年における企業の資金調達は一国内に止まらず、国境を越えた広がりを見せるようになってきている。そのため、国内の投資者保護においても国際的な視野のもとで証券規制及び会計基準・開示制度を考える必要が生じてきたのである。1980年代後半以降、会計基準・開示制度の国際的調和にSECが積極的にかつ深い関わりを持つようになった理由もここにある。

現在、国際会計基準委員会（IASB）が進めている国際会計基準（IAS）の設定・改訂作業及びその完成後の証券監督者国際機構（IOSCO）による承認の可能性は、世界各国の今後の会計基準・開示制度に大きな影響を及ぼすと考えられている。このIASの動向に、そしてIASBとIOSCOを中心とする会計の国際的調和の進展にSECは現在まで深く関与してきている。しかし、IASの完成と国際的な承認だけがSECの最終目標ではない。いわば、IASとの関わりはSECの国際的な証券規制政策の一部であり、他にも多方面にわたる政策が実行されてきているのである。

本章では、SECの証券規制政策が国際的配慮を重視する方向に転換することになった背景を確認し、今までに実行されてきている国内及び国際的証券規制政策の全体像を検討することで、現在に至るSECの基本的ディスクロージャー政策を把握し、その上で今後の会計の国際的調和に及ぼすSECの影響を考えたい。

2 証券市場の国際化とSEC

SECでは、1990年代を迎えるにあたり、証券市場の国際化を規制当局と市場が直面する最も緊急を有する問題のひとつと考え、その解決に向かって主導的役割を果たす決意を固めた⁽²⁾。SECに行動を促した重要な要因のひとつは世界の証券市場におけるアメリカ証券市場の競争力の減退であった。

1980年代に入り、証券の発行市場と流通市場の双方で国際化が進行した。債券市場の拡大は特に大きく、世界における社債の発行額は1980年の380億ドルから6年後の1986年には2,250億ドルと約6倍に増加している⁽³⁾しかも、複数市場において発行する多国間証券公募も盛んに行われるようになってきている。1983年にはカナダのAlcan Aluminium社とBell Canada Enterprise社がアメリカ、カナダ及び日本で同時に株式を公募し、翌1984年にはイギリスのBritish Telecommunications社が総額45億ドルに及ぶ初の普通株式の公募をイギリス、日本、カナダ及びアメリカの4カ国で行っている。アメリカ市場自体、外国系株

式の取引高が 1970 年の 20 億 3,000 万ドルから 1983 年には約 300 億ドルへと 15 倍近くに拡大してきている⁽⁴⁾。

しかし、それにもかかわらず、同時期にアメリカ市場が国際化の中で果たす役割が確実に減少してきた。アメリカにおける証券発行登録総数のうち、SEC に登録された外国系発行体の比率は 1979 年の 13 % が 1986 年には 3 % にまで減少している⁽⁵⁾。これとは対比的に、ヨーロッパ市場、特にロンドン市場の重要性が高まってきていた。例えば、1984 年に日本企業は 60 件の持分証券の公募をロンドンで行ったが、ニューヨークではただ 1 件であった。さらに同年において 68 社の外国企業がロンドン証券取引所に上場したが、アメリカでは 20 社に止まった⁽⁶⁾。このアメリカ市場の競争力の弱さの主たる要因として、アメリカにおける開示及び証券登録規定の相対的厳しさが認識されていたのである⁽⁷⁾。

外国系発行体が SEC の証券規制による負担からアメリカ市場を敬遠する一方で、アメリカの投資者の外国系証券に対する投資は大きく伸びてきていた。SEC としてもアメリカの投資者にとって有利な投資機会を確保するために、規制による障害を最小化する必要を感じてきていたのである⁽⁸⁾。SEC では証券取引の国際的展開とアメリカ市場の競争力の面から、国内及び国際的な両面において証券規制の再検討を行うことになったのである⁽⁹⁾。

3 SEC の国内証券規制

すでに SEC は、1970 年代の末から、アメリカ証券市場における外国系発行体に対する登録規定の改正を行ってきたが、その際に国外の開示制度との相違にも配慮する必要があるようになってきている。1979 年には、外国系民間発行体が 1934 年証券取引法（34 年法）の下での登録と年次報告に用いる様式として Form 20-F を採用した。SEC では、投資者保護の観点から、外国系証券もアメリカ系証券と同様の開示情報をアメリカの投資者に提供すべきだと考えていたため、Form 20-F では以前の様式である Form 20（登録）及び 20-K（報告）での開示レベルをアメリカ系発行体を用いる Form 10（登録）及び 10-K（報告）に近づけようとしたが、セグメント情報及び経営者報酬の情報の開示等の領域では外国系発行体からの反対を受入れて提案を撤回することとなった⁽¹⁰⁾。

さらに、1982 年には 1933 年証券法（33 年法）と 34 年法の下で証券を登録している外国系民間発行体に適用される規則と様式の包括的改訂を行い、新たに 33 年法の下での登録届出書の基本的な枠組みとして Form F-1、F-2 及び F-3 の 3 様式を採用し、Form 20-F を改訂している⁽¹¹⁾。この Form 20-F では、外国系民間発行体が提出する財務諸表でのアメリカの会計基準（U.S.GAAP）への調整方式を明確にした。すなわち、外国系民間発行体の財務諸表は U.S.GAAP に準拠して作成する以外に、「U.S.GAAP ではない包括的な会計原則」によることも認めている。しかし、その場合には、U.S.GAAP への調整（reconciliation）が必要となる。この調整には第 17 項（Item 17）と第 18 項（Item 18）の規定による 2 種類がある。Item 17 による調整は、採用した GAAP と U.S.GAAP ならびに Regulation S-X 間の重要な相違を個々の調整項目として説明し、かつ数値で示すことが求められる。損益計算書においては表形式による純損益の調整を行い、貸借対照表では各項目ごとの相違額あるいは自己資本の調整として表示することとなる。ただし、Item 17 ではセグメント情報は求められないのに対して、Item 18 での調整はセグメント情報を含めて U.S.GAAP 及び Regulation S-X で求める全ての情報を対象とする。Item 18 ではより厳しい全面的な調整を求めているのである⁽¹²⁾。Item 17 でセグメント情報を除外するなどの配慮は見えるが、依然として外国企業には厳しい規定であり、一層の緩和を求める声も多かった。しかし、SEC としてはこの時点においてもアメリカの投資者保護からの開示要求と外国企業のアメリカ市場での証券取引の促進という二つの方針の均衡を考慮していたといえる⁽¹³⁾。

近年はさらに外国企業に対して配慮が加えられてきている。外国企業に対する多くの規制緩和策が講じられてきているのである。1994 年 4 月における規則改正では、外国系発行体の 33 年法の簡易登録及び一括登録の利用可能性を拡大し、U.S.GAAP への調整を求め

る対象の期間を短縮し、IAS 7でのキャッシュ・フロー・ステートメントの受入れを認めている⁽¹⁴⁾。

また、これは外国系発行体のみを対象にしているのではないが、1990年4月にRule 144Aを採択し、証券の売却先が適格機関投資家⁽¹⁵⁾であるなどの一定の要件を満たせば私募における転売規制を緩和をしている。その結果、今までは33年法§4(2)による厳しい転売規制のある私募、アメリカ国外での公募あるいは33年法で登録する公募等によらざるを得なかった多くの国内外の発行体が、Rule 144Aでの私募を利用することになった。特に外国系発行体の利用の伸びは大きく、アメリカ系発行体を越えている。Rule 144Aは外国系発行体がアメリカ市場で公募を行う「足掛かり」として位置付けられていた。この規則により1993年末までに29の外国系発行体が新たに34年法による継続開示の届出をするようになり、そのうち25の外国系発行体が38件の証券の公募を行っている⁽¹⁶⁾。アメリカ証券市場活性化にとって一定の効果が認められたといえる。

4 SECの国際的証券規制

国際的な証券規制の領域におけるSECの基本方針は、IOSCOの1988年の総会でRuder委員長が公表した政策声明から知ることができる。この政策声明で、国際的な証券規制を効果的にするためには国際的な証券市場において、(1)効率的な市場構造(efficient structure)、(2)公正で不正のない市場(fair and honest market)及び(3)健全な開示制度(sound disclosure system)の3点を実現することが必要であるとする。そして、これらの目的を達成するためには各国の規制当局が、二国間あるいは複数国間での密接な協力体制をとることが必要であり、IOSCOのような国際機関での協調の努力を続けていくことが主張される。このとき、SECは主導的な役割を果たす責任があるとし、SEC自身の国際的活動もこの3つの目的の達成に向けて展開されることになるのである⁽¹⁷⁾。

(1)の効率的な市場構造とは、証券の気配相場、価格及び取引量等の情報をリアルタイムで伝達し、決済や支払いにおける各国での相違を少なくする等の情報及び取引のシステムを世界的に構築することを目指す。また、(2)公正で不正のない市場とするためには、不正な証券売却実務を規制し、詐欺的及び相場操縦的な行為を禁止する。具体的には内部者取引、市場操作、市場に対する不実表示を禁止し、その摘発のために高度な捜査協力を各国間で行うことになる。そして、(3)健全な開示制度では、相互に合意し得る会計原則、監査基準、監査人の独立性基準、登録・目論見書規定及び上場基準を基礎とした国際的開示制度により、国際証券市場における投資者保護を目指すことになる⁽¹⁸⁾。

(1)と(2)に関しては、すでに1985年にリリースを公表し、その問題解決に向けて取るべき方向について意見を求めていた⁽¹⁹⁾。このうち、(2)の達成に向けては国家間交渉及び国内法の制定による目的達成の努力を続けてきた。二国間交渉として1982年に初めてスイス政府との間に交わされた情報交換覚書(MOU)⁽²⁰⁾は、その後対象国を拡大して1986年にイギリス貿易産業省⁽²¹⁾及び日本の大蔵省証券局⁽²²⁾、1988年にはカナダのオンタリオ、ケベック及びブリティッシュ・コロンビア州の証券取引委員会⁽²³⁾とも締結されていくことになる。

MOUは、多国間での証券取引活動における不正行為の拡大に伴い、SECの権限の及ばない国外での情報収集の必要から求められたものである。スイスとのMOUでは、スイスの銀行機密法に抵触することなく、内部者取引に係わる情報をSECが銀行から入手し得る手段を提供した。各国とのMOUのうち、最も包括的で、情報が必要な場合に全面的な援助を得られるのはカナダとのMOUであった。SECの捜査の全ての領域で援助を得られ、情報の入手にあたっては相手国の召喚権限が用いられる。SECではその後このカナダとのMOUをもとに各国との覚書を改訂し、さらに新たな国との間での締結を図ろうとしてきたのである⁽²⁴⁾。SECではこのMOUの実効性を高めるために、外国政府が要請する捜査の権限を明確にするために1988年に国際証券捜査協力法案(International Securities

Enforcement Corporation Act) を議会に提出している。この法案は内部者取引に関する監督者責任を強化する法案 (Insider Trading and Securities Fraud Enforcement Act of 1988) に含まれて 1988 年 10 月に議会を通過した⁽²⁵⁾。この法律にもとづき、翌 11 月には 34 年法が改正され、SEC はアメリカの法に触れることなく外国政府の捜査に援助を与え得るようになったのである⁽²⁶⁾。

(3) の国際的な開示制度に対する SEC の取り組みについては、国家間での証券発行・流通を容易にし投資機会の増加を図るために多国間での証券登録において相互承認を考慮するが、最終的には統合された国際的な開示制度を目指すとしている。ただし、同時に、当面は規制当局と職業会計人は比較可能性とコスト削減を目指して国際会計基準の修正の努力を続けるべきであるとして、両方向による同時進行を主張している⁽²⁷⁾。また、SEC の Lochner 委員は、1991 年の SEC・財務報告研究所の年次総会におけるスピーチにおいて、国際的調和へ向けては二国間あるいは複数国間の相互承認と国際的に統一された会計基準の設定の方向があるが、前者ではカナダとの間で多法域間開示制度 (MJDS) を試みており、後者は各国が国内制度とは切り離して受入れ可能な IAS の設定に IOSCO を通して参加していると述べている⁽²⁸⁾。

すなわち、SEC では多国間での証券公募における市場の効率性の観点から会計基準の多様性を減少させるのに IAS に期待する一方、1985 年からは具体的にカナダ及びイギリスとの間で目論見書の相互承認も模索してきたのである。ただし、国別の相互承認方式は時間がかかり効率的ではないため、IAS で SEC が満足できる世界共通の会計基準ができれば、IAS による調整を認めることを考えていたのである⁽²⁹⁾。

そこで次には相互承認の方向としての MJDS の検討過程と国際統一会計基準の方向である IAS 支援の動きを見ていく。

5 「健全な開示制度」を求めて

5-1 1985 年コンセプト・リリースと MJDS

1985 年 2 月に SEC はコンセプト・リリース (No.33-6568) を公表し、多国間証券公募を促進するためのアプローチとして相互承認アプローチ (reciprocal approach) と共通目論見書アプローチ (common prospectus approach) を提案し、広く意見を求めた⁽³⁰⁾。これが国別の相互承認方式の検討の出発点であり、最終的にカナダとの MJDS の締結に結びついてゆくことになる。

相互承認アプローチは各国独自の開示書類を参加国内での公募において相互に受入れることを合意する方式である。その場合にも、一定のミニマム・スタンダード (測定及び開示の最小限の基準) があることを前提とする。共通目論見書アプローチは各国で共通に利用可能な開示書類の基準を作成する方式である。当初は必ずしも対象国間での相互承認のみを追求することは決定されていなかったのである。なお、対象国はイギリスとカナダであり、3 国間での証券発行をより簡素化することを目指していた。

SEC では提案にあたって両アプローチでの有利な点と不利な点を検討している。相互承認アプローチは実行可能性の高さが最大の利点であり、登録者にとっても本国での審査のみでよいのでコストと時間の節約となる。これに対し、共通目論見書アプローチでは共通の基準を設定することが困難であり、各国間の審査手続の調整と登録者の負担増が予測される。しかし、共通目論見書アプローチでは基準が統一化されることにより開示情報の比較可能性が高まるが、相互承認アプローチでは開示情報が減少する可能性がある。なお、流通市場と州法の要求する開示情報との調整はどのアプローチにおいても必要となる。

このコンセプト・リリースでは、上記のような両アプローチにおける特質ばかりではなく、各国間の分売及び開示制度の相互比較を行っている。それは、(1) 引受形態及び開示規制の執行形態、(2) 開示規定及び (3) 民事責任条項の領域である。

(1) の比較では、基本的に各国独自であるが、特にイギリスの違いが大きいことが指

摘されている。逆にアメリカとカナダの間では目論見書の交付手続や審査手続等で共通するところが多い。(2)の開示規定では、財務諸表とその他開示情報を比較する。財務諸表では各国の GAAP の違いが反映しているが、自国 GAAP への調整規定においてアメリカとカナダで数量的調整を求めているがイギリスでは調整を求めている。その他開示情報では、事業と経営者に関する情報でアメリカでの開示情報が他 2 国を凌駕しており、差が生じている。(3) 3 カ国とも民事責任条項及び詐欺防止条項を有している。しかし、アメリカ、オンタリオ州及びケベック州の民事責任条項のもとでは目論見書の虚偽または誤解を招く説明に対して発行体は絶対的責任を負うが、ブリティッシュ・コロンビア州では絶対的責任は負わず、イギリスでは一定の条件が必要となるという相違は存在する。このように、3 カ国間での発行開示制度を考えるにあたって SEC では証券発行に関連する制度全体を幅広く検討事項としていたのである。

このコンセプト・リリースの提案に対してのコメントでは、共通目論見書アプローチを理想としながらも実行可能性から相互承認アプローチを選好する意見が多かった。例えば、アメリカ証券市場の競争力の観点から強く相互承認アプローチを支持していたニューヨーク証券取引所 (NYSE) ⁽³¹⁾ では、アメリカでの外国系発行体の証券発行の減少及びアメリカの機関投資家が国外証券市場へ向かう傾向を憂慮しており、各国の証券規制の違いが発行体及び投資者の行動に影響を与える状況を変える必要があると考えていた。ゆえに、SEC の提案は改善への大きな一歩であるとする。

そこで実行可能性から相互承認アプローチを支持するが、相手国が法改正に時間が掛る場合にはアメリカ単独でも早急に実行すること、対象とする国の拡大及び利用を全ての発行体に認めることを主張している。このとき、対象国には特に日本を含めることが要求されている。NYSE では、世界の証券市場における日本企業の役割を重視していたが、SEC 基準による情報開示 (特に四半期報告とセグメント情報) がアメリカでの証券発行の大きな障害となっていると認識していたのである⁽³²⁾。ただし、相互承認も無条件ではない。すなわち、財務諸表の U.S.GAAP への調整 (Form 20-F の Item 17 あるいは Item 18 による調整) 及びアメリカの監査基準 (U.S.GAAS) による独立監査人の監査が必要だとしているのである。これからすると、NYSE においてはアメリカにおける証券規制がその市場の競争力を削いでいる状況の変革は強く望んでいたが、投資者保護の観点から開示情報では国内とほぼ同等の水準を要求していたといえるであろう。これは SEC の立場と同じである。

SEC での検討過程においても、この U.S.GAAP への調整と U.S.GAAS による監査は譲れない線であった。特に監査の領域では U.S.GAAS による監査を求めることは外国系発行体に負担を強いることは認識していながらも譲歩する姿勢はみせず、むしろ監査人は専門的資格及びアメリカの会計・監査基準ならびに SEC 規則に対する知識を有し、監査が U.S.GAAS と SEC 規則に従って行われたことを表明することを求めようとしていたのである⁽³³⁾。それゆえ、SEC ではその検討過程において、相互承認アプローチにおける対象国の選択にあたり会計基準と監査基準の比較可能性を重視していた。相互承認アプローチの最初の対象国にイギリスとカナダが選ばれたのもその開示及び会計実務の類似であり、アメリカの投資者にとって他国の基準よりも馴染み深いという理由があげられている⁽³⁴⁾。しかし、最終的にはイギリスが外れ、カナダのみが対象となった。このことは、アメリカとイギリスの間の会計基準、開示規定及び監査基準の相違の程度が、SEC にとっての許容範囲を越えていたのだと考えられる。

さらに、証券規制制度の相違の程度も同様に重要な対象国決定要因となっている。イギリスとの分売及び引受実務ならびに規制制度の相違は、SEC にとっては無視できない事項であった。また、SEC は特に重要視していた項目として MOU をあげている。カナダとの MOU は最も包括的な内容となっており、相互に広範囲の協力が得られるものである。SEC では、相互承認により他国の開示情報を受け入れるにあたり、証券規制における法の執行が容易となる環境を整えておく必要があるとしていたのである⁽³⁵⁾。

SEC はその後 4 年間という長期の検討期間を経た後、1989 年にカナダのみを相手国として MJDS の第一案を公表することになる。この後さらに慎重な検討を行い、2 度の修正を経て実際に施行されたのは 1991 年になってからである。

このカナダとの間での MJDS については、章を改めて次章で国際的調和における相互承認方式の可能性も含めて詳細に検討を加える。ここでは、最終的な SEC の方針では国別の相互承認方式は対象国と対象証券を限定して一定の枠内で実施されたということを描きおきたい。すなわち、SEC は全面的に他国の開示情報を受け入れていないのである。

MJDS と同時期に SEC では他にも個別の対応を試みていた。1990 年には日本の大蔵省証券局、イギリスの貿易産業省及び証券投資委員会との間で証券監督者三極会議を開催し、開示規制の相互承認を図り、同時並行的に最低限の共通の基準を向上させることをそのコミニケでうたっている⁽³⁶⁾。日本との二国間においては、大蔵省証券局との定期会合を 1986 年以降毎年開催してきている。第 1 回定期会合のときから会計・開示制度を議題としてきているが、1991 年 1 月の第 5 回定期会合では特に日本側の関心事項として会計基準の相互承認の問題が取り上げられた。これは、日本では日米で相違する部分の内容を示すだけで SEC 基準での開示書類をそのまま受入れているが、アメリカでは SEC 基準への準拠あるいは調整を求めており、その不均衡の是正を求めたのである⁽³⁷⁾。

また、ひとつには 1991 年 6 月に最終報告を提出した日米構造問題協議において、「系列問題に係るディスクロージャー」の改善として連結財務諸表を有価証券報告書の添付資料から本体へ組入れることとなったことに伴い、従来認められてきたアメリカ基準による連結財務諸表の特例措置を廃止し、日本基準での作成・開示を義務付けることとしたため、この特例措置の対象となっていた企業への対策という面もあった⁽³⁸⁾。

このような日米での相互承認の交渉はわが国の産業界から強い支持を受けたが⁽³⁹⁾、SEC では日米間の会計基準の相違が大きく、かなりの困難を伴うと消極的姿勢を示していた⁽⁴⁰⁾。ただし、その検討を始めることが合意され、翌 1992 年 4 月の第 6 回定期会合においてもその継続を確認しているが⁽⁴¹⁾、その後の進展はみられない。GAAP や開示制度がかなり相似するカナダとの間でも完全な相互承認に至らなかった SEC では、日欧のような無条件相互承認の形態は全く考えられなかったということができよう。

SEC における国際的なディスクロージャー政策は、当初国別の相互承認方式に期待するところが大きかったが、実施に向かっただけの検討過程において国ごとの GAAP や開示制度の違いが大きな障害であることを再確認したのである。この結果、SEC の関心は IAS の改善の方向に重心を移していくことになったのである。

5-2 IAS 改善へ向けて

IASC は 1973 年の設立以降、IAS を設定してきたが、1989 年 1 月に公開草案第 32 号 (E32) 「財務諸表の比較可能性」を公表し、それまでの IAS で認めていた代替的会計処理の選択の幅を狭めることで財務諸表の比較可能性を高めることを目指した。その後、IASC ではこの公開草案に対する各国関係団体からのコメントを検討し、E32 の提案に対する IASC 理事会の結論として 1990 年 7 月に「趣旨書」を公表した。この趣旨書では、E32 で取り上げた 29 項目の提案事項のうち、21 項目については実質的な変更を加えることなく改訂後の IAS に盛り込まれるが、3 項目については修正のために再公開されることとなり、5 項目については結論が保留された⁽⁴²⁾。この IASC による財務諸表の比較可能性改善プロジェクトは 1993 年 11 月に理事会で承認され完了したが、さらに IAS の改訂・設定作業は現在まで続けられてきている⁽⁴³⁾。

この IAS 改訂の過程では SEC と IOSCO の働きかけ及びその意向が重要な役割を果たしてきている。1985 年に SEC がカナダ及びイギリスとの 3 国間で目論見書の相互承認を検討し始めた時点で、当時の IASC ではこの動きに注目し、対象国を拡大して IAS を共通の基準として受入れることを SEC に提案しようと考えていた⁽⁴⁴⁾。そして、IASC の E32 のプロジェクトも、1987 年に SEC 委員長と IASC 議長の間で協力の可能性が話し合われた後、具体的に大きく進展していくことになるのである⁽⁴⁵⁾。

SEC はこのように個別に重要な関与をしているが、主としてこの領域での活動は IOSCO を通して行われてきた。IOSCO 自体、その前身はアメリカとカナダが中心となり南米証券市場の育成を目的にして 1974 年に設立された米州証券監督者協会である。両国は、1983 年以降その活動を世界的に拡大することを目指して各国の規制当局の参加を呼びかけ、

1986年には名称も変更して現在に至っている⁽⁴⁶⁾。IOSCOにはわが国の大蔵省証券局をはじめ各国の証券規制当局が加盟し、証券規制の国際的調和及び規制当局間の協力・協調を目的に活動してきている。

IASCの比較可能性改善プロジェクトは、E32に対するコメントが従来の5倍以上となったことからもうかがえるように各国会計関係団体に大きなインパクトを与えた。IASCがE32以前に公表していた29のIASは強制力を欠くため企業の会計実務及び各国の会計制度への影響力は少なかった。しかし、このプロジェクトはIOSCOの支援を得て行われたことにより、近い将来に多国間の証券公募においてIASが受入れられる可能性が高まり、関係機関・団体の強い関心を集めることになったのである。

IOSCOがIASに対する支持表明を行い、加盟規制当局に受入れを勧告し、各国規制当局が具体的に企業にIASへの準拠あるいは調整を求めることになれば、国際的な会計基準が現実的に機能することになり得るのである。すなわち、IASが「政府ベースの行政課題」⁽⁴⁷⁾となって登場してきたことにより、国際会計基準の内容及びその適用範囲が重要な問題となり、多くの論議を引き起こしてきたといえよう⁽⁴⁸⁾。

IOSCOは、1986年から1987年にかけてIASCに対して積極的な働きかけを行ってきた。IOSCOとその中心的立場にいたSECは、多国間での証券の公募及び登録を行う企業の開示において共通の基準の適用を模索していた。しかし、旧IASは同一の取引に対して許されている代替的处理方法が多く存在していること、テーマが網羅的でないこと、全体的に概念的に過ぎて多くの解釈が可能であること、開示規定が不十分であること等の問題から彼らの目的には不相当とされ、その改訂をIASCに奨励したのである⁽⁴⁹⁾。IOSCOは1987年3月にE32起草委員会のオブザーバーとなり、同年6月からはIASCの諮問委員会に参加してきている。IOSCOの当初の目的は多国間証券公募で各国が相互に受入れ可能な目論見書の基準を作成することに向けられていた。そこで、財務諸表の比較可能性を高め、現在異なる各国基準に準拠するために生じるコストを削減し、多国間証券公募における財務報告の相互承認を追求することをその基本的姿勢としていた。⁽⁵⁰⁾このIOSCOのイニシアティブにより代替的处理方法を狭めて財務諸表の比較可能性を高めるためにE32が採択されることになったといえる⁽⁵¹⁾。

IASCでは、IASがIOSCOの認知を受けることを目標として作業を進めてきたが、比較可能性改善プロジェクトが終了してもその希望は達成されなかった。逆に、1993年8月及び1994年6月の書簡により、IOSCOが求める包括的会計基準の体系にとって核となる基準(コア・スタンダード)をIASCに通知し、さらなるIASの改訂・新設を求めてきた。しかも、承認は個別のIASではなくコア・スタンダード全ての完成が必要であるとされたのである。この通知自体はIASCが行ってきたIOSCOとの正式な意見交換による調整を求める努力の結果といえるが、内容はIASCには厳しいものであったといえる。

しかし、1995年7月にはIASCとIOSCOの間で「国際会計基準として規定すべき事項について合意」がなされた。すなわち、これによりIASCは1999年6月完成をめどにIASの改訂・新設作業計画を策定し、この計画が達成されたときにはIOSCOが完成したIASを承認する意向があることが表明されたのである。さらに、翌1996年3月には、IASCが作業計画を「加速化」することを決定し、完成目標を1998年3月に前倒しした。この「加速作業計画」に対して、SECでは直後の4月にIASCの方針を支持するステートメントを出している。完成したIASがSECの求める基準を満たしていれば、外国企業に対してIASに準拠した財務諸表を認める方針であることを初めて公式に表明したのである。

このSECのIASCに対する支持は国際的なIASの受入れをより確実化させる効果を持つと受止められた。IASC事務総長は、このステートメントの公表はIASCに対する評価であり、受入れに対する強い保証になると述べている⁽⁵²⁾。しかし、SECは同じステートメントにおいてIAS受入れの3条件を挙げているのである。そこでは、IASに(1)包括的で一般に認められる会計の基礎を構成するコア・スタンダードを含んでいることと、(2)高度な質を求めている。ここでいう高度な質は、IASが「比較可能性と透明性をもたらし、完全なディスクロージャーを提供すること」を意味している。これは、IASにもアメリカの基準と同等の質を求めているのである。

そして IAS は(3)厳密に解釈され、適用されることが求められる。SEC では IAS の異なる解釈の存在を重視している。例えば、今までに SEC では IAS 7, 21 及び 22 の一部を受入れてきているが、IAS 22 における企業結合で、持分の結合と判定して持分プーリング法を適用するのは取得企業が識別できない稀な状況であり、アメリカの基準と同様である。しかし、SEC にとって持分の結合となりうるのは結合する両社の株主持分比率が 50 対 50 であるときのみであるのに、70 対 30 での適用が認められている場合もあるとする⁽⁵³⁾。このような解釈の存在は上記(3)の条件に抵触するとしているのである。IASC もこの問題を受けて 1996 年 6 月には「解釈指針委員会」の設置を決め、翌年 4 月における同委員会の初会合で今後の方針を決定している。これが SEC の要求を満たすものであるかは今後の展開を待たなければならない。

1998 年 3 月を目標としていた IAS の完成も、「金融商品」での基準化に手間取り、予定よりも遅れてしまっている⁽⁵⁴⁾。しかし、作業が完了しても、IOSCO での承認により各国が即時 IAS に準拠した財務諸表を選択肢のひとつとして受入れることには繋がらない。現在、アメリカは基本的に自国基準以外を認めていないが、そのアメリカの IAS 受入れの可能性が注目されている⁽⁵⁵⁾。アメリカ、すなわち SEC の判断は世界各国の動向に大きな影響力を持つと考えられる。しかし、SEC では繰り返し、完成した IAS はアメリカの基準と同等の質を持たない限り受入れる考えはなく、完成後に IAS の受入可能性を調査、検討してから結論が出されると表明している。

SEC では、アメリカ証券市場への外国企業の参加を強く望み、種々の規制緩和の政策も打ち出してきた。しかし、今まで SEC の基本的姿勢は変わっておらず、IAS の受入れの検討もかなり厳格なものとなることが予測される。この点は次章でカナダとの MJDS の制定過程を検証することでより明確に示されることになるが、最も障壁となっている U.S.GAAP への準拠・調整については、緩和の要望が大きいことを認識しながら一貫して強く拒否してきているのである。現在、規制緩和として一部 IAS を受入れて調整不要としているのは U.S.GAAP との「比較可能性」が確保されていると判断しているからであるが、それでも解釈が厳密であることを求めている。U.S.GAAP と相違する部分を残した IAS を完全に受入れることは、SEC にとって大きな方針の転換となるのである。

-
- (1) SEC, "Full Disclosure System," *1996 Annual Report* (<http://www.sec.gov/asec/annrep96/fulld.htm>) and Levitt, Arthur, Chairman, SEC, Testimony Concerning the Commission's Authorization Request for Fiscal Year 1997 before the Subcommittee on Telecommunications and Finance of the Committee on Commerce, U. S. Congress, House of Representatives, Feb. 28, 1996 (<http://www.sec.gov/news/testimony/spch086.txt>).
 - (2) U. S. Congress, House of Representatives, *Departments of Commerce, Justice, and State, the Judiciary, and Related Agencies Appropriations for 1990 - Hearings before a Subcommittee of the Committee on Appropriations*, USGPO, 1989, p. 369.
 - (3) Charles C. Cox, Acting Chairman, SEC, Statement Concerning the Internationalization of the Securities Markets before the Subcommittee on Telecommunications and Finance of the Committee on Energy and Commerce, U. S. Congress, House of Representatives, Aug. 5, 1987 (U. S. Congress, House of Representatives, *Globalization of Securities Markets - Hearing before the Subcommittee on Telecommunications and Finance of the Committee on Energy and Commerce* (1987.8.5), USGPO, 1988, p. 6).
 - (4) SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6568 - Facilitation of Multinational Securities Offerings*, Feb. 28, 1985 (*SEC Docket*, Vol. 32, No. 11, p. 708).
 - (5) U. S. Congress, House, *op. cit. supra* note (3), p. 2.
 - (6) アメリカでの上場は、NYSE に 3 社、AMEX に 1 社、NASDAQ に 17 社となっている。Robert Roosa, the International Advisory Committee to the New York Exchange, Inc., Letter to John Wheeler, Secretary, SEC, July 15, 1985 (U. S. Congress, Senate, *The Internationalization of Capital Markets - Hearings before the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs* (1986.2.26 and 27), USGPO, 1986,

p. 201).

1990年代に入ってもその趨勢は変わらず、ニューヨーク証券取引所での上場外国会社数 120社 (25カ国) に対して、ロンドン証券取引所は 533社 (34カ国)、パリ証券取引所は 206社 (24カ国) となっている。日本企業ではそれぞれ 9社、27社及び 38社となっており、ヨーロッパ市場への上場が多い。新井武広「証券市場の現況と会計基準の国際的調和への要望」『企業会計』第 46巻第 1号 (1994年 1月)、79ページ。

- (7) U. S. Congress, House, *op. cit. supra* note (3), p. 2.
- (8) David S. Ruder, Chairman, SEC, Statement Concerning the Globalization of the Securities Markets before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, And Urban Affairs, U. S. Congress, Senate, June 15, 1989 (U. S. Congress, Senate, *Globalization of the Securities Markets and S. 646, the International Securities Enforcement Cooperation Act of 1989 - Hearings before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, And Urban Affairs* (1989.6.14 and 15), USGPO, 1990, pp. 146-164).
- (9) SECの政策及び外国企業に対する規制については次が詳しい。Clarence Sampson, "Facilitation of Multinational Securities Offerings," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 2, 1988, pp. 207-218, Shahrokh M. Saudagaran, "The SEC and the Globalization of Financial Markets," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 5, 1991, pp. 31-53, Sara Hanks, "Globalization of World Financial Markets," in Frederick D. S. Choi, ed., *Handbook of International Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1991, pp. 11・1-11・18 and Frederick D. S. Choi and Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, 2nd ed., Prentice-Hall Inc., 1992, Chapter 7.

また、このような SECの方針は、一方では今まで IASCの活動に消極的であった FASBに対する圧力となり、会計基準の国際的調和への参加を促すこととなった。この FASBの動向については、広瀬義州「会計基準の調和化をめぐる諸問題 (下)」『商事法務』第 1298号 (1992年 9月 15日)、12-17ページを参照。

FASBでは、1980年代以降国際的な投資及び資金調達活動の活発化により、従来のように会計情報の比較可能性を国内でのみ追求する姿勢を維持することができなくなったとしている。SEC等の圧力により国際的な会計問題に事前に対策を講じることを求められることになることと予測しており、具体的な国際的活動のプランを立てることになったのである。第 5章で検討するカナダと共同して行った新しいセグメント情報の基準設定活動もこのプランの具体化である。FASB, "FASB's Plan for International Activities," Jan. 1995 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/fasb/IASC/iascfcb.htm>).

- (10) SEC, *Securities Exchange Act of 1934 Release No. 34-16371 - Rules, Registration and Annual Report Form for Foreign Private Issuers*, Nov. 29, 1979 (SEC Docket, Vol. 18, No. 17, pp. 1118-1128).
- (11) SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6437 - Adoption of Foreign Issuer Integrated Disclosure System*, Nov. 19, 1982 (SEC Docket, Vol. 26, No. 13, pp. 964-1016).

Form F-1は外国系民間発行体が SECに最初に届け出る時に用いられる基本的登録届出書の様式である。Form F-2及び F-3は一定の第三者保有株式の時価総額あるいは一定期間の 34年法による報告義務等の諸要件を満たしている場合に認められる代替的登録様式であり、Form 20-Fの参照による編入が認められる等、より簡易的な様式である。Form F-1, F-2及び F-3については、港監査法人編『アメリカの証券市場・資金調達』中央経済社、1987年、第 3章、45-73ページを、Form 20-Fについては、同第 4章、85-135ページを参照。

- (12) Item 18での調整は、投資適格債券あるいは株主割当発行等の場合免除される。Sampson, *op. cit. supra* note (9), p. 207-218.
- (13) SEC Release No. 33-6437 (SEC Docket, *op. cit. supra* note (11), p. 965).
- (14) 森本哲也・若林弘樹「米国 SECの外国企業をめぐる規制緩和策の概要 (上)」『商事法務』第 1340号 (1993年 12月 5日)、7-15ページ、同「同 (下)」同第 1341号 (1993年 12月 15日)、18-25ページ及びチャールズ・K・ホワイトヘッド「米国資本市場の国際化の動向」『商事法務』第 1368号 (1994年 10月 5日)、94-102ページ参照。
- (15) 適格機関投資家 (Qualified Institutional Buyers, QIB) は、「その関連会社ではない発行体の証券を最低 1億ドル保有しているかまたは一任勘定で運用している機関投資家」であり、「米国の保険会社、従業員福利厚生プラン、非課税団体、企業、パートナーシップ、ビジネス・トラスト、1940年投資顧問法の登録を SECにしている米国投資顧問、34年法の登録を SECにしている米国ブローカー・ディーラー、米国銀行及び貯蓄金融機関、外国銀行及び貯蓄金融機関、トラスト、全ての持分が QIBに保有されている組織」が含まれる。同上、95-96ページ及び 101

ページ。

この Rule 144A については、吉川満「米国 SEC 規則 144A と最近の動向（上）」『公社債月報』第 442 号（1993 年 6 月）、35-44 ページ、同「同（中）」同第 443 号（1993 年 7 月）、13-20 ページ及び同「同（下）」同第 454 号（1994 年 6 月）、36-44 ページが詳しい。

- (16) ホワイトヘッド、前掲注(14)、94-96 ページ。
また、この Rule 144A では適格機関投資家をその要件として規制の緩和をしているが、SEC では「特定の証券では、強制的で詳細な開示は専門知識を有する投資者 (sophisticated investors) には必要ない」(U. S. Congress, House, *op. cit. supra* note (2), p.370) としており、投資者の性格による開示情報の違いを認めてきているのにも注目する必要がある。すなわち、このような SEC の方針は投資者保護政策において、より自己責任 (*caveat emptor*) に重心を移していくという市場へのシグナルともみられていたのである。Choi and Mueller, *op. cit. supra* note (9), p. 312。
一方、現在の個人投資者の減少と専門知識を有する機関投資家の増加という状況の下で、従来の厳しい U.S.GAAP への準拠を求める方針を堅持する SEC に対しては疑問を呈する意見もある。Choi, *op. cit. supra* note (9), pp. 11・9-11・10。
- (17) SEC, *International Series Release No. 1 - Policy Statement of the United States Securities and Exchange Commission*, Nov. 1988 (*SEC Docket*, Vol. 43, No. 2, pp. 116-118). なお、この政策声明は次の通牒に再録され意見が求められている。SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6807 - Regulation of International Securities Markets*, Nov. 14, 1988 (*SEC Docket*, Vol. 42, No. 5, pp. 287).
- (18) *Ibid.*
- (19) SEC, *Securities Exchange Act of 1934 Release No. 34-21958 - Request for Comments on Issues Concerning Internationalization of the World Securities Markets*, April 18, 1985 (*SEC Docket*, Vol. 32, No. 18, pp. 1241-1253).
- (20) SEC, *International Series Release No. 2 - Memorandum of understanding with the Government of Switzerland*, Aug. 31, 1982 (*SEC Docket*, Vol. 43, No. 2, pp. 123-153).
- (21) SEC, *International Series Release No. 4 - Memorandum of understanding with the United Kingdom*, Sept. 23, 1986 (*SEC Docket*, Vol. 43, No. 2, pp. 163-171).
- (22) SEC, *International Series Release No. 5 - Memorandum of understanding with Japan*, May 23, 1989 (*SEC Docket*, Vol. 43, No. 2, pp. 172-174).
- (23) SEC, *International Series Release No. 6 - Memorandum of understanding with Ontario, Quebec and British Columbia*, Jan. 7, 1988 (*SEC Docket*, Vol. 43, No. 2, pp. 175-195).
- (24) David S. Ruder, Chairman, SEC, Testimony Concerning the International Securities Enforcement Cooperation Act of 1988 before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, U. S. Congress, Senate, June 29, 1988 (U. S. Congress, Senate, *The International Securities Enforcement Cooperation Act of 1988 - Hearing before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs* (1988.6.29), USGPO, 1988, pp. 25-32).
なお、日本との間の MOU は個別事件ごとのものであり、他の MOU と比較して最も概略的なものであった。しかし、日本側もこのままでは外国規制当局の協力要請に十分応えられないことから 1989 年に証券取引法を改正し、SEC との間で MOU の改訂作業を始めていた。森信茂樹「SEC との第 6 回定期協議の概要について」『旬刊経理情報』第 659 号（1992 年 7 月 10 日）、26 及び 28 ページ。
- (25) ルイ・ロス『現代米国証券取引法』商事法務研究会、1989 年、1369-1370 ページ。
- (26) SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6841 - Multijurisdictional Disclosure*, July 24, 1989 (*SEC Docket*, Vol. 44, No. 2, p. 65). 他方でカナダにおいても対応してオンタリオ、ケベック及びブリティッシュ・コロンビア州が MOU に必要な法制化を進めている。
- (27) *ISR No. 1* (*SEC Docket, op. cit. supra* note (17), pp. 116-118).
- (28) "The Role of U. S. Standard Setters in International Harmonization of Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, Sept. 1991, pp. 108-109.
- (29) 徳永忠昭「E32『財務諸表の比較可能性』に関する米国アナリスト協会の会議報告」『JICPA ジャーナル』第 415 号（1990 年 2 月）、84-85 ページ。
- (30) *SEC Release No. 33-6568* (*SEC Docket, op. cit. supra* note (4), pp. 707-713).
- (31) U. S. Congress, Senate, *op. cit. supra* note (6), pp. 194-202.
- (32) *Ibid.*, p. 60.
- (33) U. S. Congress, House, *op. cit. supra* note (3), pp. 10-11.

- (34) *Ibid.*, p. 12.
- (35) *SEC Release No. 33-6841 (SEC Docket, op. cit. supra note (26), p. 65).*
- (36) 企業財務制度研究会『ディスクロージャー制度の国際的なハーモニゼーション等について (COFRI レポート No.2)』企業財務制度研究会, 1990年, 19ページ及び平松一夫『国際会計の新動向—会計・開示基準の国際的調和』中央経済社, 1994年, 184-185ページ。
- (37) 上野善晴「第五回証券局・SEC 定期会合の概要」『商事法務』第1241号(1991年2月15日), 9-10及び13ページ。
- (38) 平松朗「日米構造協議と証取法上のディスクロージャー (2)」『旬刊経理情報』第614号(1991年3月1日), 7-11ページ及び平松, 前掲注(36), 206-207ページ参照。
 なお, 日米構造問題協議においては, 「系列問題に係るディスクロージャー」の改善として連結財務諸表の本体組入の他に, (1)関連当事者間取引についての開示の充実, (2)セグメント情報の開示及び(3)個別財務報告における主要顧客別の売上高の開示の項目も盛り込まれている。アメリカ側からの強い政治的, 外交的なインパクトを契機としての開示の拡大ではあったが, 大蔵省としても国際的調和の観点から最終的判断を下したとしている。いわば, これも開示規定の国際的調和に向けての国内的対応であった。中川隆進「ディスクロージャー制度をめぐる展望」『商事法務』第1238号(1991年1月5日), 44-46ページ及び平松朗「日米構造協議と証取法上のディスクロージャー (1)」『旬刊経理情報』第613号(1991年2月20日), 9-10ページ参照。
- (39) 遠藤博志「有価証券報告書等の開示内容の見直しに関する経済界の意見」『旬刊経理情報』第642号(1992年1月1日), 12-14ページ。
- (40) 前掲注(36)『COFRI レポート No. 2』, 19ページ及び上野, 前掲注(37), 9-10及び13ページ。
- (41) 森信, 前掲注(24), 30ページ。
- (42) E32における経緯とわが国における対応については, 「国際会計基準公開草案第32号をめぐって」『JICPA ジャーナル』第409号(1989年8月), 13-26ページ, 中島省吾「国際会計基準・監査基準の変遷とそのこれからの役割」『企業会計』第41巻第8号(1989年8月), 30-34ページを, さらにその概要を含めては徳永忠昭「国際会計基準公開草案第32号『財務諸表の比較可能性』の趣旨と概要」同, 41-50ページを参照。E32に対するわが国からのコメントとしては「IAS E32『財務諸表の比較可能性』に対する日本公認会計士協会公式意見」『JICPA ジャーナル』第412号(1989年11月), 18-24ページ及び遠藤博志「E32『財務諸表の比較可能性』に対する経団連のコメントについて」『旬刊経理情報』第576号(1990年1月10日), 28-33ページを参照。趣旨書についての経緯とわが国での対応については, 中地宏「『趣旨書』確定で会計基準の国際的調和にどう対応するか」『旬刊経理情報』第600号(1990年10月1日), 32-39ページ及び徳永忠昭「E32『趣旨書』の確定経緯と主要決定事項」同, 40-52ページを参照。
- (43) IASCによる財務諸表の比較可能性改善プロジェクト及びその後の作業については, 「国際会計基準 (IAS) セミナーの報告」『JICPA ジャーナル』第455号(1993年1月), 57-73ページ, 「会計基準の国際的調和のゆくえ」同第464号(1994年3月), 13-30ページ, 白鳥栄一「国際会計基準の現状」『企業会計』第46巻第1号(1994年1月), 31-36ページ, 平松, 前掲注(36), 第9章, 219-252ページ及び森川八洲男編著『会計基準の国際的調和』白桃書房, 1998年, 第8章及び第10章を参照。さらに新井清光「会計基準の国際的調和の方向と問題点」『JICPA ジャーナル』第462号(1994年1月), 15-20ページでは, 今後のIASCのシナリオについて考察されている。
- (44) 前掲注(42)「国際会計基準公開草案第32号をめぐって」, 14ページ。
- (45) 「IASC 代表団に聞く」『JICPA ジャーナル』第409号(1989年8月), 43-44ページ。
- (46) 前掲注(36)『COFRI レポート No. 2』, 15ページ。
- (47) 村山徳五郎「『国際会計基準』の新様相」『JICPA ジャーナル』第405号(1989年4月), 5ページ。
- (48) そこでは, IASの目指す比較可能性ならびに国内基準との二重基準性の問題を含みながら各国の国内会計制度との関連等が多く論じられてきている。そのなかで, Helen Gernon, S. E. C. Purvis and Michael Diamond, *An Analysis of the Implications of the IASC's Comparability Project*, School of Accounting University of Southern California, 1990 (新井清光他訳『会計基準の国際的調和』中央経済社, 1992年) は, 1989年に開催された国際会議の記録であり, IASに関して現在も検討が必要とされる事項について多くの示唆が得られる。E32で提起された代替的会計処理方法の選択の幅を狭める方向に対して, 岡田依里「国際会計基準 E32『財務諸表の比較可能性』の検

討』『旬刊経理情報』第 582 号（1990 年 3 月 10 日），18-23 ページは会計政策及び目的適合性と
 真実性の観点から，木下徳明「国際会計基準とわが国の会計課題」『企業会計』第 41 巻第 8 号
 （1989 年 8 月），35-40 ページでは，わが国の固有の会計制度と経理自由の観点からの批判がな
 されている。他方，徳賀芳弘「会計基準の調和化への若干の疑問—会計基準の調和化と会計の
 調和化」『JICPA ジャーナル』第 446 号（1992 年 9 月），37-41 ページでは，各国の文化及び歴
 史的経験という環境要因の差により，国際的調和化自体の必要性に疑問が投げかけられている。
 国際的調和とわが国の法体系との問題については，「公開シンポジウム—会計基準の国際化と
 日米間協力」『国際会計研究学会年報—1993 年度』，5-61 ページ，新井清光「会計基準の国際
 的調和とわが国の対応」『企業会計』第 46 巻第 1 号（1994 年 1 月），25-30 ページ，神田秀樹
 「会計基準の国際的調和と商法」同，42-46 ページ，岸田雅雄「会計基準の国際的調和と証券
 取引法の諸問題」同，47-53 ページ及び中田信正「会計基準の国際的調和と税法上の諸問題」
 同，54-61 ページを参照。

- (49) 徳永，前掲注(29)，84 ページ。
- (50) Shahrokh M. Saudagaran and Morton B. Solomon, "Worldwide Regulatory Disclosure Requirements," in
 Choi, *op. cit. supra* note (9), pp. 5-22-5-23.
- (51) 前掲注(42)「国際会計基準公開草案第 32 号をめぐって」，14 ページ及び前掲注(45)「IASC 代
 表団に聞く」，43-44 ページ。
- (52) 「国際会計基準委員会 (IASC) 事務総長，カームズバーグ卿の訪日と講演について」『JICPA
 ジャーナル』第 500 号（1997 年 3 月），86 ページ。
- (53) Sutton, Michael H., SEC Chief Accountant, Remarks before Seymour Jones Distinguished Lecture Series,
 Leonard M. Stern School of Business, New York University, "The Role of Financial Reporting in US
 Capital Markets," Nov. 25, 1996 (<http://www.sec.gov/news/speeches/spch131.txt>).
- (54) 1997 年 10 月 30 日から 11 月 4 日にかけて開かれた理事会において，金融商品の基準化の遅れ
 によりコア・スタンダードの完成時期を 1998 年 3 月から 1998 年中に延期することが決定され
 した。IASC, "IASC Board Decideds Way Forward on Financial Instruments," *News Releases*, Nov. 4, 1997
 (http://www.iasc.org.uk/frame/cen8_34.htm). なお，1998 年末現在，12 月 16 日に IASC 理事会はこの
 金融商品の認識と測定について IAS 39 を承認した。IASC, "IASC Approves Standard on Financial
 Instruments to Complete Last Major Project on the IOSCO Core Standadrs Programme," *News Releases*,
 Dec. 17, 1998 (http://www.iasc.org.uk/news/cen8_59.htm) 及び「IASC『金融商品—認識と測定』を
 基準化」『旬刊経理情報』第 874 号（1999 年 1 月 10 日/20 日号），80 ページ。近年の IASC の動
 向については，鈴木輝夫「最近の国際会計基準策定とその影響」『旬刊経理情報』第 836 号（1997
 年 11 月 20 日），4-9 ページ及び西川郁生「最近の国際会計基準委員会の動向及び今後の見通し
 について」『COFRI ジャーナル』第 29 号（1997 年 12 月 5 日），2-24 ページ参照。
- (55) 1993 年 10 月の第 18 回 IOSCO 総会において IAS 7「キャッシュ・フロー・ステートメント」
 が承認され，各国規制当局は「国境を越えた公募及び継続開示」において国内会計基準に対す
 る選択的基準として IAS 7 の受入れを勧告されたが，アメリカでは SEC が 1993 年中に IAS 7 に
 従ったキャッシュ・フロー・ステートメントを認める方向で規則改正に着手した。当時，基本
 的に U.S.GAAP 以外受入れを拒んできていた SEC が IAS を認める方向を示したことは IOSCO
 の IAS 承認の可能性に大きな影響を持つとして大きな注目を集めたのである。森本・若林，前
 掲注(14)「米国 SEC の外国企業をめぐり規制緩和策の概要(上)」，12 ページ，角田伸広「IOSCO
 における国際会計基準に係る議論の概要」『企業会計』第 46 巻第 1 号（1994 年 1 月），37-41 ペ
 ージ，前掲注(43)「会計基準の国際的調和のゆくえ」，16 ページ及びホワイトヘッド，前掲注
 (14)，99 ページ参照。

第4章 会計基準の相互承認の可能性

－アメリカとカナダの多法域間開示制度をもとに－

1 開示制度の国際的調和へのアプローチ

1991年に、アメリカとカナダの間において多法域間開示制度（MJDS）が施行された。これは「国境を越えた財務報告」に対するひとつの試みである。国外での証券発行を考える企業は、本国とは異なる会計基準及び開示規定による開示制度に直面することになるが、この制度のもとでは、両国の企業は相手国での証券発行に際して一定の要件を満たすことにより本国での開示書類を利用することができる。これにより開示制度の相違という障害が取り除かれ、両国間での証券発行が促進されることが期待された。

近年における企業の資金調達及び証券投資は国際的な証券市場に大きく依存してきている。このような状況の中で、各国間の開示制度の相違は市場の効率性を損い、開示情報の有用性を低下させる要因と考えられてきている。この国ごとに異なる開示制度は、国外で証券を発行する企業に対して本国向けと国外向けの開示情報の作成という二重の負担を強いることになる。他方、情報の利用者からすると、国外の企業が本国の基準で作成した開示情報では国内企業との間での比較検討が困難となる。さらには各国規制当局においても、国際化した企業行動及び市場に対する新たな証券規制のあり方が問われてきているのである。

そのため、各国の多様な開示制度の存在を前提に国際的なレベルで新たな開示制度の構築が模索されてきた。第3章で検討してきたように、このような活動には大きく二つの方向があった。ひとつは、二国間あるいは複数国間で、最小限の基準を設けながら互いの会計基準及び開示規定による財務報告を受入れる相互承認制度を制定する方向であり、他方は各国が受入可能となるような共通の会計基準を用意する国際会計基準（IAS）改善の方向である。アメリカとカナダの試みは、二国間での相互承認方式の具体化である。

現在までこのような新たな開示制度の模索の動きは国際的調和化と呼ばれてきている。この国際的調和化が何を目的としているかについて、S. J. Gray教授は、最終的目標は財務諸表の比較可能性⁽¹⁾の向上であり、これは会計における多様性の削減を意味するとする。その目標へのアプローチとして、調和化（harmonization）と標準化（standardization）があり、前者が完全な多様性の状態から完全な統一性（uniformity）をも含む多様性の減少した調和の状態を目指すのに対して、後者は完全な統一性を求めるものであるとする⁽²⁾。

すなわち、統一性を求めることに対して調和化は弾力的であり、標準化は厳密である。しかし、統一性の追及は各国の文化的・社会的環境の違いにより困難であり、実行可能性の観点から会計の表現対象、測定及び開示について最小限の基準（ミニマム・スタンダード）を設けることを条件に二国間あるいは複数国間において各国の制度を受入れる相互承認方式が比較可能性の改善への第1ステップとして適切であるとしている⁽³⁾。

また、広瀬教授は国際的調和化が比較可能性の確保を目的に会計実務の多様性の削減による互換性を高めることを目指すとの理解の上で、会計基準の国際的調和化へのアプローチの類型化を試み、現実的可能性の検討を行っている。

そこでは、大きく統一化方式と相互承認方式に分けた上で、現実的調和化のアプローチとして、IASを海外の資本市場向けの連結財務諸表にのみ強制する統一化方式とミニマム・スタンダードを前提条件とした相互承認方式を提示する。このとき、相互承認方式では何をミニマム・スタンダードとするかが問題となる。この点について広瀬教授は、(1)IASに準拠または調整表を作成する方式、(2)一般に認められた国際的な会計基準またはIASによる主要財務指標を開示する方式、(3)合意が得られる最大公約数としての測定・開示基準をミニマム・スタンダードとする方式、(4)ある特定項目の測定・開示のみをミニマム・スタンダードとする4方式を相互承認方式による国際的調和化の現実的アプローチとして検討を加えている⁽⁴⁾。

すなわち、国際的調和化として、世界各国における会計制度の多様性を削減し会計情報

の比較可能性を高めること目的として、統一性と実行可能性の間での模索が続けられてきているのであり、相互承認方式はその実行可能性の高さにより国際的調和へ向かうアプローチとして期待されたといえよう⁶⁾。しかも、IASC及びIOSCOによるIAS改訂の作業は、国際的な会計基準の統一性の追及の方向ばかりでなく、相互承認におけるミニマム・スタンダードとなりうる可能性としても注目されていたのであり、必ずしも統一性と相互承認は相反する方向を指向している概念とはなっていない。

SECにとってカナダとの間でのMJDSは、証券取引の国際的展開と証券市場の国際化に対して、最終的には各国が相互に受入れ可能な国際的開示制度の確立を目指しながらも、早急な現実的対応を図る上で実行可能性を追及した結果であったといえる。この相互承認方式によるアプローチにおいては、なんらかのミニマム・スタンダードが前提条件として存在するのであろうか。アメリカとカナダの間においては会計基準及び開示規定で共通するところが多いとされる。それゆえ、いわば広瀬教授の類型での相互承認方式における「合意が得られる最大公約数としての測定・開示基準」がすでに存在していたと考えることができよう。

SECでは、MJDS施行後にMJDSの対象国の拡大を考え、わが国でも日米間の相互承認が期待されてきた。しかし、その後の進展はみられない。その理由となるのはどこにあるのだろうか。MJDSのような相互承認方式の実行可能性とミニマム・スタンダードを前提にした比較可能性は実際にはどの程度存在するのであろうか。そこで以下では、MJDSの具体的な分析とアメリカとカナダの間の会計基準の共通性と相違の検証を行った上で、国際的調和における相互承認方式の可能性を検討する。

2 MJDSの制定過程

SECは、1985年のコンセプト・リリースの公表後、4年間の検討期間を経て、1989年にカナダを相手国として相互承認アプローチによる多法域間開示制度の第一案を公表することになる。MJDSはその第一案の公表後さらに2度の修正を経て1991年に施行規則としてようやく実施に至ることができた⁷⁾。その後1993年に一部修正を受けることになるが、その過程と関連するSECの通牒は次のようになる。

提 案	No. 33-6568 (1985. 2)
第 一 案	No. 33-6841 (1989. 7)
第 二 案	No. 33-6879 (1990.10)
施行規則	No. 33-6902 (1991. 6)
修正規則	No. 33-7025 (1993.11)

すでにコンセプト・リリースにおける提案は第3章で検討してきた。以下では第一案から修正規則までの内容が検討される。内容の変遷は第一表から第五表にまとめられている。

2-1 第一案の内容

MJDSでは、対象とする発行体と証券に限定が加えられている。すなわち、MJDSにおいて証券の登録にあたり相手国の開示書類を受入れる対象とするのは基本的に「実力ある発行体 (substantial issuers)」が発行する「投資適格 (investment grade)・非転換債券及び優先株式」である。

ここで実力ある発行体に限定するのは、「市場が効率的に機能するような規模の発行体を選抜するため」であり、そのような企業では「大きな発行市場を持ち、その証券の市場価格は利用可能な公表情報を反映することが見込まれる」⁷⁾からである。また、投資適格・非転換債券及び優先株式が対象となるのは、「これらの証券は一般的にその利回りをもとに取り引きされ、その信用状況の査定が行われる。流動性や財源についての財務情報が

表 4-1 Form F-7 (株主割当発行での 33 年法による登録)

	第一案 (No. 33-6841)	第二案 (No. 33-6879)	施行規則 (No. 33-6902)	修正規則 (No. 33-7025)
使用 目的	株主割当発行で発行される証券の 33 年法による登録	同左	同左	同左
資格 要件	<p>1 登録者はカナダの連邦、州及び準州の法にもとづいて設立</p> <p>2 この様式での届出の直前 36 ヶ月間モントリオールあるいはトロント証券取引所に証券を上場しており、現在もこの上場により生じた義務を果たしている</p> <p>3 株主割当の対象となる証券のアメリカの保有者は 20 % 未満</p> <p>4 この様式で届け出た証券の発行による登録者の発行済流通資本の増加は 25 % 以下</p>	<p>1 同左、さらに「外国系民間発行体⁽¹⁾あるいはカナダ国有会社⁽²⁾である」を追加</p> <p>2 同左</p> <p>3 削除</p> <p>4 過去 12 ヶ月以内に発行された権利が全て行使されたとして、発行証券の(1)発行済証券数あるいは(2)発行済証券額面総額の増加が 25 % 以下</p> <p>5 登録者が企業結合の新・存続会社の場合、結合当事会社の上場期間を加算して上記 2 の要件を満たすことを認める (ただし、結合当事会社が総資産・利益の 20 % 未満ならば期間要件の対象としない)</p>	<p>1 「カナダ国有会社」を削除</p> <p>2 「バンクーバー証券取引所」を追加し、上場期間を「12 ヶ月」に変更し、新たに「届出の直前少なくとも 36 ヶ月間カナダの証券委員会あるいは同等の監督当局の継続開示規定に従っており現在もこの義務を果たしている」ことを求める</p> <p>4 削除</p> <p>5 満たすべき期間要件は上記の新たな上場及び継続開示期間となり、期間要件の対象とするかの判定を「総資産・総収益」に変更</p>	同左
開示 書類	登録者が設立された法域での諸法あるいは証券を上場している証券取引所の規則によって、株主割当の対象となる証券の保有者へ配布することが求められている全ての書類	同左、さらに「開示書類は上記法域での開示規定に従って作成」を追加	第一案の部分が、「カナダの法域において、株主割当発行に用いられる全ての書類。その開示書類には、以前に株主へ提供されていたかに関わりなくこの募集に必要な全ての情報が含まれる」となる	同左

注 (1) 外国系民間発行体 (foreign private issuer) とは、以下の(a)及び(b)に当てはまらない外国系発行体をいう。(a)外国政府、(b)発行済議決権証券の 50 % 超を米国居住者が保有している、役員・取締役の過半数がアメリカ市民あるいは居住者である、総資産の 50 % 超がアメリカに所在するあるいは経営の中心がアメリカである外国系発行体。

(2) カナダ国有会社 (crown corporation) とは、全ての普通株式あるいは持分証券が、直接的ないし間接的にカナダの連邦、州あるいは準州に保有されている会社をいう。

表 4-2 Form F-8 (交換買付及び企業結合での 33 年法による登録)

	第一案 (No. 33-6841)	第二案 (No. 33-6879)	施行規則 (No. 33-6902)	修正規則 (No. 33-7025)
使用目的	交換買付で発行される証券の 33 年法による登録	交換買付及び企業結合で発行される証券の 33 年法による登録	同左、ただし特定の派生証券 ⁽⁶⁾ を除く	同左
資格要件	<p>1 登録者はカナダの連邦、州及び準州の法にもとづいて設立</p> <p>2 この様式での届出の直前 36 ヶ月間モントリオールあるいはトロント証券取引所に証券を上場しており、現在もこの上場により生じた義務を果たしている</p> <p>3 浮動株⁽⁸⁾となっている登録者の普通株式の時価総額が 7,500 万カナダドル以上である</p> <p>4 登録者の証券と交換される証券の発行体はカナダの連邦、州及び準州の法に基づいて設立されており、交換対象となる証券のアメリカの保有者は 20 %未満</p>	<p><交換買付の場合></p> <p>1 同左、さらに「外国系民間発行体⁽¹⁾あるいはカナダ国有会社⁽²⁾である」を追加</p> <p>2 同左</p> <p>3 「普通株式」を「発行済持分株式⁽⁴⁾」に変更</p> <p>4 「アメリカの保有者」から「発行体のアメリカの関係者⁽⁵⁾」を除き、交換対象となる証券の発行体は「外国系民間発行体あるいはカナダ国有会社である」とする</p> <p>5 登録者が企業結合の新・存続会社の場合、結合当事会社の上場期間を加算して上記 2 の要件を満たすことを認める(ただし、結合当事会社が総資産・利益の 20 %未満ならば期間要件の対象としない)</p> <p><企業結合の場合></p> <p>企業結合の各結合当事会社が上記 1 から 4 の要件を満たすことを求める。ただし、結合当事会社が総資産・利益の 20 %未満ならば上記 2 の期間要件及び 3 の規模要件は不要。</p>	<p><交換買付の場合></p> <p>1 「カナダ国有会社」を削除</p> <p>2 「バンクーバー証券取引所」を追加し、上場期間を「12 ヶ月」に変更し、新たに「届出の直前少なくとも 36 ヶ月間カナダの証券委員会あるいは同等の監督当局の継続開示規定に従っており現在もこの義務を果たしている」ことを求める</p> <p>3 「交換買付の対象となる証券の発行体もこの様式での登録者ならばこの要件は不要」を追加</p> <p>4 「カナダ国有会社」を削除し、「アメリカの保有者」に「発行体のアメリカの関係者」を再度含め、保有比率を「25 %」に変更(なお保有比率が 25 %以上 40 %未満の時は Form F-80 を使用)</p> <p>5 満たすべき期間要件は上記の新たな上場及び継続開示期間となり、期間要件の対象とするかの判定は「総資産・総収益」に変更</p> <p><企業結合の場合></p> <p>上記交換買付の場合の新要件を当てはめる</p>	同左
開示書類	登録者が設立された法域での諸法あるいは証券を上場している証券取引所の規則により交換買付の対象となる証券の保有者へ配布することが求められている全ての書類	同左、さらに「開示書類は上記法域での開示規定に従って作成」を追加	第一案の部分が、「カナダの法域において、登録者の証券の発行に用いられる全ての書類」となる	同左

注 (1) 及び (2) は表 4-1 を参照。

(3) 浮動株 (public float) とは、関係者 (注 (5) を参照) 以外に保有されていることをいう。

(4) 持分株式 (equity share) とは、普通株式、無議決権株式、劣後株式あるいは限定議決権株式であり、優先株式は含まない。

(5) 関係者 (affiliate) とは、直接的ないし間接的に登録者の発行済持分株式の 10 %超を実質的に保有あるいは支配しているものをいう。

(6) 特定の派生証券 (derivative securities) とは、株式指数ワラントあるいは通貨ワラント等を指し、登録者、親会社及び関係者 (注 (5) を参照) の証券を対象とする新株引受権 (warrant, right)、選択権 (option) 及び転換証券を除く。

表 4-3 Form F-9 (投資適格・非転換債券及び優先株式の 33 年法による登録)

	第一案 (No. 33-6841)	第二案 (No. 33-6879)	施行規則 (No. 33-6902)	修正規則 (No. 33-7025)
使用目的	投資適格 ⁽⁷⁾ ・非転換債券及び優先株式の 33 年法による登録 (「非転換」には登録届出書の発効日から少なくとも 1 年間は転換されない証券を含む)	現金での募集あるいは交換買付で発行され、非転換あるいは発行日から少なくとも 1 年間は転換されない投資適格債券及び優先株式の 33 年法による登録	同左、ただし資格要件の 5 の場合を除く	同左
資格要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録者はカナダの連邦、州及び準州の法にもとづいて設立 2 この様式での届出の直前少なくとも 36 ヶ月間カナダの証券委員会あるいは同等の監督当局の継続開示規定に従っており、現在もこの義務を果たしている 3 登録者の普通株式の時価総額が、1 億 8,000 万カナダドル以上である 4 浮動株⁽⁸⁾となっている登録者の普通株式の時価総額が 7,500 万カナダドル以上である 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左、さらに「外国系民間発行体⁽¹⁾あるいはカナダ国有会社⁽²⁾である」を追加 2 同左 3・4 「普通株式」を「発行済持分株式⁽⁴⁾」に変更し、転換権の付かない証券にはこの要件を適用しない 5 登録証券が非転換債券あるいは優先株式であり、登録者の親会社を上記 1 から 4 の要件を満たし、完全かつ無条件の保証をしているならば上記 2 の要件は不要 6 登録者が企業結合の新・存続会社の場合、結合当事会社の継続開示期間を加算して上記 2 の要件を満たすことを認める (ただし結合当事会社が総資産・利益の 20 %未満ならば期間要件の対象としない) 7 交換買付の場合、登録者の証券と交換される証券の発行体はカナダの連邦、州及び準州の法に基づいて設立され、外国系民間発行体あるいはカナダ国有会社である 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 カナダ国有会社の場合、継続開示期間を「12 ヶ月」に変更 3・4 同左 5 登録証券が債券あるいは優先株式であり、登録者の親会社を上記 1 から 4 の要件を満たし、完全かつ無条件の保証をしているならば上記 2・3・4 の要件は不要 (転換証券の場合、転換対象は親会社の証券) 6 期間要件の対象とするかの判定は「総資産・総収益」に変更 7 同左 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 全ての場合において、継続開示期間を「12 ヶ月」に変更 3 削除 4 「カナダドル」を「アメリカドル」に変更 5 期間要件と規模要件は上記の新たな要件となる 6 同左
開示書類	登録者が設立された法域での諸法あるいは証券を上場している証券取引所の規則により配布することが求められている全ての書類	同左、さらに「開示書類は上記法域での開示規定に従って作成」を追加	第一案の部分が、交換買付の場合「カナダの法域 (その他の場合「主たる法域」) において、登録者の証券の発行に用いられる全ての書類」となる	同左

注 (1) 及び (2) は表 4-1 を、(3) 及び (4) は表 4-2 を参照。

(7) 投資適格 (investment grade) とは、アメリカにおいて少なくともひとつの全国的に認知されている格付機関 (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) により、上位 4 位内の格付を得ている証券をいう (第一案)。ただし、第二案では上位 3 位内となり、施行規則においては再度上位 4 位内に戻っている。さらに修正規則においては、カナダで認められている格付機関 (Approved Rating Organization) の格付も受入れられる。

表 4-4 Form F-10（一般的な 33 年法による登録）

	第一案 (No. 33-6841)	第二案 (No. 33-6879)	施行規則 (No. 33-6902)	修正規則 (No. 33-7025)
使用目的	証券の 33 年法による登録	同左	同左、ただし特定の派生証券 ⁽⁶⁾ を除く	同左
資格要件	<p>1 登録者はカナダの連邦、州及び準州の法にもとづいて設立</p> <p>2 この様式での届出の直前少なくとも 36 ヶ月間カナダの証券委員会あるいは同等の監督当局の継続開示規定に従っており、現在もこの義務を果たしている</p> <p>3 登録者の普通株式の時価総額が、3 億 6,000 万カナダドル以上である</p> <p>4 浮動株⁽⁸⁾となっている登録者の普通株式の時価総額が、7,500 万カナダドル 以上である</p>	<p>1 同左、さらに「外国系民間発行体⁽¹⁾あるいはカナダ国有会社⁽²⁾である」を追加</p> <p>2・3・4 企業結合の場合、各結合当事会社がこの 2・3・4 の要件を満たしている（ただし、結合当事会社が総資産・利益の 20 %未満ならば 2・3・4 の要件の対象としない）、さらに、3・4 で「普通株式」を「発行済持分株式⁽⁴⁾」に変更</p> <p>5 交換買付の場合に登録者の証券と交換される証券の発行体と企業結合の場合の各結合当事会社は、カナダの連邦、州及び準州の法に基づいて設立され、外国系民間発行体あるいはカナダ国有会社である</p> <p>6 登録証券が非転換債券あるいは優先株式であり、登録者の親会社が上記 1 から 4 の要件を満たし、完全かつ無条件の保証をしているならば上記 2・3・4 の要件は不要</p> <p>7 登録者が企業結合の新・存続会社の場合、結合当事会社の継続開示期間を加算して上記 2 の要件を満たすことを認める（ただし結合当事会社が総資産・利益の 20 %未満ならば期間要件の対象としない）</p>	<p>1 「カナダ国有会社」を削除</p> <p>2・3・4 企業結合の場合、2・3・4 の要件の対象とするかの判定は「総資産・総収益」に変更、さらに 4 では「交換買付の対象となる結合当事会社の証券が Form F-8, F-80, F-9, F-10 登録資格証券ならばこの要件は不要」を追加</p> <p>5 「カナダ国有会社」を削除</p> <p>6 登録証券が債券あるいは優先株式であり、登録者の親会社が上記 1 から 4 の要件を満たし、完全かつ無条件の保証をしているならば上記 2・3・4 の要件は不要（転換証券の場合、転換対象は親会社の証券）</p> <p>7 期間要件の対象とするかの判定は「総資産・総収益」に変更</p>	<p>1 同左</p> <p>2 継続開示期間を「12 ヶ月」に変更</p> <p>3 削除</p> <p>4 「カナダドル」を「アメリカドル」に変更</p> <p>5 同左</p> <p>6 期間要件と規模要件は上記の新たな要件となる</p> <p>7 同左</p>
開示書類	<p>1 登録者が設立された法域での諸法あるいは証券を上場している証券取引所の規則により配布することが求められている全ての書類</p> <p>2 34 年法の Form 20-F の Item 18 による U.S.GAAP への調整表</p>	<p>1 交換買付の場合同左、企業結合の場合「勧誘が行われる法域での諸法あるいは結合当事各社が証券を上場している証券取引所の規則」、その他の場合「主たる法域」であり、「開示書類は上記法域での開示規定に従って作成」を追加</p> <p>2 同左</p>	<p>1 第一案の部分が、交換買付の場合「カナダの法域（その他の場合「主たる法域」）において、登録者の証券の発行に用いられる（企業結合の場合「勧誘に用いられる」）全ての書類」となる</p> <p>2 届出が「1993 年 7 月 1 日」以降の場合に調整は不要</p>	<p>1 同左</p> <p>2 届出が「1993 年 7 月 1 日」以降の場合も調整が必要</p>

注 (1) 及び (2) は表 4-1 を参照。(3)、(4) 及び (6) は表 4-2 を参照。

表 4-5 Form 40-F (34 年法による継続開示)

	第一案 (No. 33-6841)	第二案 (No. 33-6879)	施行規則 (No. 33-6902)	修正規則 (No. 33-7025)
使用 目的	1 34 年法の § 15(d)及び Rule 15d-4 による報告 (F-7, F-8, F-9, F-10 での登録で生じた報告義務) 2 34 年法の § 12(b)及び 12(g)による証券の登録と § 13(a)及び Rule13a-3 による報告	1 34 年法の § 15(d)及び Rule 15d-4 による報告 (F-7, F-8, F-9, F-10 での登録で生じた報告義務及びその他) 2 同左	1 同左, ただし 34 年法の § 12(g)の義務が Rule12g3-2(b)により免除されている場合, F-7, F-8, F-80 の登録で報告義務は生じない 2 同左	同左
資格 要件	1 登録者はカナダの連邦, 州及び準州の法にもとづいて設立 2 この様式での届出の直前少なくとも 36 ヶ月間カナダの証券委員会あるいは同等の監督当局の継続開示規定に従っており, 現在もこの義務を果たしている 3 登録者の普通株式の時価総額が, (1) 1 億 8,000 万カナダドル以上である (投資適格債券あるいは優先株式に関連している場合) (2) 3 億 6,000 万カナダドル以上である (他の全ての場合) 4 浮動株 ⁽⁸⁾ となっている登録者の普通株式の時価総額が 7,500 万カナダドル以上である	1 同左, さらに「外国系民間発行体 ⁽¹⁾ あるいはカナダ国有会社 ⁽²⁾ である」を追加 2 同左 3・4 「普通株式」を「発行済持分株式 ⁽⁴⁾ 」に, 3(1)の () 内を「F-9 登録資格発行体の転換証券に関連している場合」に変更し, さらに非転換 F-9 登録資格証券では 3・4 での規模要件は不要とした 5 登録者が企業結合の新・存続会社の場合, 結合当事会社の継続開示期間を加算して上記 2 の要件を満たすことを認める (ただし結合当事会社が総資産・利益の 20%未満ならば期間要件の対象としない)	1 同左 2 カナダ国有会社の場合, 継続開示期間を「12 ヶ月」に変更 3 同左 4 同左 5 期間要件の対象とするかの判定は「総資産・総収益」に変更	1 同左 2 全ての場合において, 継続開示期間を「12 ヶ月」に変更 3 削除 4 「カナダドル」を「アメリカドル」に変更 5 同左
開示 書類	1 登録者が本国の諸法により公表したか, 証券が取引されている取引所に届け出て取引所が公表したか, 証券保有者に配布した全ての情報 2 34 年法の Form 20-F の Item 17 による U.S.GAAP への調整表 (34 年法の § 13(a)及び § 15(d)による報告の場合, ただし投資適格 ⁽⁷⁾ ・非転換債券及び優先株式の場合と Form F-7, F-8, F-9 及び F-10 での登録により生じた報告義務では不要)	1 同左 2 「投資適格・非転換債券及び優先株式」を「F-9 登録資格証券」に変更し, 34 年法の § 15(d)による報告義務の場合に「Form F-7, F-8 あるいは F-9 による届出により生じた報告義務の場合調整は不要」と明確化 3 34 年法の Form 20-F の Item 18 による U.S.GAAP への調整表 (Form F-10 での登録の結果生じた 34 年法の § 15(d)による報告義務の場合)と説明	1 同左 2・3 届出が「1993 年 7 月 1 日」以降の場合に調整は不要 2 「34 年法の § 12 による登録」も対象とすることを明記し, 調整不要の報告義務に F-80 での届出を追加 3 Form F-10 での登録の結果生じた § 15(d)による報告義務の場合も Item 17 による調整表となる	1 同左 2・3 届出が「1993 年 7 月 1 日」以降の場合も調整が必要

注 (1) 及び (2) は表 4-1 を, (3) 及び (4) は表 4-2 を, (7) は表 4-3 を参照。

その投資意志決定に最も有用であり、元本の返済及び利息の支払い能力を評価するのにアメリカとカナダの会計基準（GAAP）の違いはそれほど重要とならないため」⁽⁸⁾だとする。

それゆえ、その他の証券、特に持分証券については、財務諸表における U.S.GAAP への調整を求めることになる。それは、「カナダの GAAP に従って作成された財務諸表は目的適格的で信頼性はあるが、財務諸表の調整は財務情報の比較可能性を増し、それは持分証券あるいは非投資適格証券での投資意志決定にとってより重要なもの」⁽⁹⁾と考えたからである。すなわち、全面的な他国の開示情報の受入れには至っていない。

実力ある発行体が発行する投資適格・非転換債券及び優先株式での登録に用いられる様式は Form F-9（表 4-3）であり、実力ある発行体による一般的登録様式は Form F-10（表 4-4）となる。ゆえに、Form F-9 では財務諸表での U.S.GAAP への調整は求められないが、F-10 では Form 20-F の Item 18 による厳しい調整が求められているのである。

ここでいう実力ある発行体とされるためには、期間要件と規模要件の二つの要件を満たす必要がある。期間要件では、届出の直前 36 ヶ月間カナダにおいて継続開示をしていることが求められる。規模要件では、(1) 登録者の普通株式の時価総額が 1 億 8,000 万カナダドル (Form F-9) あるいは 3 億 6,000 万カナダドル (Form F-10) 以上及び (2) 浮動株（表 4-2 注 (3) 参照）となっている普通株式の時価総額が 7,500 万カナダドル以上であることが必要となる。これにより、十分な市場を確保していることが判定される。投資適格とされるためには、アメリカにおいて全国的に認知されている格付機関から上位 4 位内に入る格付を得ていなければならない。すなわち、証券の安全性が高いことが格付により裏付けられることが求められているのである。ただし、この対象格付機関と格付はその後毎回の修正が加えられている（表 4-3 注 (7) 参照）⁽¹⁰⁾。

このような登録証券による区別とは別に、特にアメリカ国内の投資者の観点から、より小規模なカナダの発行体にも MJDS を利用する道を開くために、株主割当発行 (Form F-7, 表 4-1) や交換買付 (Form F-8, 表 4-2) で発行される証券も MJDS の対象とされる。それは、外国系発行体が株主割当発行や交換買付において発生する SEC の証券登録義務による負担を嫌い、アメリカの株主を対象から除外する傾向があるからである。アメリカの株主が少なくその効果が付随的である場合にその傾向は強まる。

SEC ではこのような状況はアメリカの投資者の利益を損うことになるとの判断から、対象証券のアメリカの保有者が 20 %未満という比較的小数の時に MJDS の様式での届出を認めることにしたのである。ただし、交換買付の場合は株主割当発行よりも資格要件が厳しくなっている。すなわち、共に期間要件（届出の直前 36 ヶ月間モンリオールあるいはトロント証券取引所への上場）を満たすことを求めているが、交換買付の場合にはさらに規模要件（浮動株となっている普通株式の時価総額が 7,500 万カナダドル以上）を課すことになる。それは、株主割当発行ではすでに発行体の証券を保有しており、投資者は追加投資の意志決定を合理的に行えると予測できるが、交換買付では保有証券の発行体ではない第三者の交換買付の場合に交換で提供される証券についての投資意志決定はまだ行われていないためだとしているのである。また、交換買付では、公開買付に対する規制も関わってくることになるが、SEC ではカナダの公開買付規制がアメリカの Williams 法⁽¹¹⁾と SEC 規則による規制と同程度に投資者保護の目的を達成できるとの判断が MJDS の対象としての決定に重要であったことを指摘している。一方、Form F-10 登録の資格がない発行体が抜け道として Form F-7 を用いることを禁ずるために、株主割当発行における資格要件として、この様式での届出による証券の発行額が既発行額の 25 %を越えないことが求められている⁽¹²⁾。

以上の 1933 年証券法（33 年法）による登録に加えて、1934 年証券取引法（34 年法）における継続開示も MJDS の対象となる (Form 40-F, 表 4-5)。33 年法での登録は必然的に 34 年法での継続開示が要求されることになるため、SEC では MJDS 導入の趣旨から継続開示においても本国基準による開示書類の受入れを認めることにしたのである。ただし、その場合も期間要件と規模要件が課される。34 年法のもとでは、二つの場合に継続開示が要求される。(1) 33 年法による証券の登録（34 年法 § 15(d)及び Regulation 15D (17CFR § 240.15d-1 ~ 21) での報告義務）及び (2) 34 年法 § 12 による証券の登録⁽¹³⁾（34 年法 § 13(a)

での報告義務)である。そして、この34年法 § 12による証券の登録も対象とされる。

MJDSでの登録による § 15(d)の報告義務では、本国での開示書類に Form 40-Fの表紙を付けて SECに届け出ればよい。しかし、届け出る証券と発行体により財務諸表の U.S.GAAPへの調整が要求される。この Form 40-Fでの U.S.GAAPへの調整は、第一案の場合に Form F-10登録の扱いなどで不明瞭であったのを第二案で明確化している。それゆえ、第二案での内容を合わせてみると、 § 15(d)による報告義務の場合に、Form F-7, F-8あるいはF-9での届出により生じた報告義務では調整は不要とするが、Form F-10での登録の結果生じた報告義務では Form 20-Fの Item 18による U.S.GAAPへの調整を求めている(施行規則では Item 17に緩和されている)。そして、その他 § 15(d)による報告義務と Form F-9登録資格証券(第一案では投資適格・非転換債券及び優先株式)の登録を除く § 13(a)による報告義務の場合、Form 20-Fの Item 17による調整が要求されることになるのである⁽¹⁴⁾。

このように、MJDSでのカナダ開示書類の受入れにおいては、かなり厳しい枠をはめてその実施に向かおうとしていることがわかる。ゆえに、目論見書の表紙においては、「この公募は外国系発行体が行う。その発行にあたり発行体の本国の開示規定に従うが、その開示規定は合衆国の開示規定とは異なることを応募を考えている投資者は知っておかなければならない。ここに掲載されている財務諸表は U.S.GAAPに従って作成されていない。それゆえに合衆国の企業の財務諸表とは比較不可能である。」⁽¹⁵⁾との文言を載せることが要求されるのである。

MJDSでの開示情報の審査は、一般的にカナダの慣習によりカナダの規制当局が行い、特に SECのスタッフが問題があるとしないう限りアメリカでは行われぬ。しかし、アメリカの民事責任条項及び詐欺防止条項の対象とし、開示情報の質を確保するために監査の領域でもアメリカの監査と同等の内容と報告を求めている。カナダの監査基準(GAAS)はアメリカでの重要な手続を全て含んでおり、アメリカ公認会計士協会(AICPA)の公表する新基準を常に検討してガイドラインを出している。しかし、監査報告基準で異なるところがある。AICPAの基準では企業の継続性について重要な疑いがあったりその他不確実性が存在する場合、監査報告書での報告を求める。これがカナダ基準では、財務諸表の注で適切に開示されているならば監査報告書に含むことを禁じているのである。しかし、例外として SECへ届け出る報告書ではそれを認めるガイドラインを公表している。そこで SECでは、基本的にカナダの GAASでの監査を受入れるが、U.S.GAASとの違いは上記ガイドラインに従うことを要求しているのである。さらに、監査人の独立性基準は MJDSの対象外である⁽¹⁶⁾。SECでは、監査の領域における方針は変えていないのである。

MJDSの実施にあたっては、州法との調整が必要になる。それは、州内での募集に対しては、州の証券規制法により証券の登録が求められるからである。そのため、各州の規制当局から構成される北米証券行政官協会(North American Securities Administrator Association)では、1989年に「証券市場の国際化に関する声明」を出して MJDSの支持を決め、その後 MJDSに対して州レベルで行うべきことを SEC、オンタリオ及びケベック州と共同して検討を始めた。その結果、1990年8月に、各州での証券規制法を統一化するための統一証券法に対する4つの模範規則(Model Rules to the Uniform Securities Act (1956))を採択し、各州の規制当局に対してその採用を勧告している。その模範規則とは、(1)州の審査期間をカナダに合わせる事、(2)株主割当発行の州での登録における Form F-7の受入れ、(3) MJDSで許される範囲でカナダの GAAPによる登録届出書における財務情報の受入れ及び(4) MJDSにより登録された証券の流通市場での登録免除であった⁽¹⁷⁾。これにより、州においても MJDSの導入を迎え入れるための体制の整備を図ったのである。

2-2 第二案での変更

第二案では、第一案へのコメントを検討した結果、全体的枠組みは維持しながらも幾つかの修正を加えている⁽¹⁸⁾。この修正は大きく規定の明確化、対象の拡大及び規定の緩和の3つに分けられる。規定の明確化としては、まず、第一案で対象の発行体をカナダ設立の発行体としていたのをカナダ設立の外国系民間発行体(表 4-1 注(1)参照)とカナダ国有会社(表 4-1 注(2)参照)としたことがあげられる。カナダ国有会社を加えたのは主と

して株主割当発行と交換買付における投資対象拡大の要望に応じたもので、対象の拡大でもある。二点目として、Form F-7における25%要件でカナダの規定と合わせるためにその増加額を(1)発行済証券数あるいは(2)発行済債券額面総額の増加で計算することが指定された。三点目は第一案のところですでに述べたForm 40-Fでの調整規定の明確化である。

対象の拡大としては、第一案の資格要件の緩和と新規要件の追加がある。既存資格要件の緩和では、まず、(1)Form F-7の20%要件が削除された。株主割当発行はすでに発行体の情報を得ているという特徴を考慮し、アメリカでの保有者が多いカナダ企業の株主にも投資機会を拡大することにしたのである。(2)Form F-8での20%要件は残ったが、アメリカの保有者から関係者(表4-2注(5)参照)を除くことで緩和している。次に、(3)Form F-8, F-9, F-10及び40-Fにおける規模要件で時価総額の計算に用いられる証券を普通株式から発行済持分株式(表4-2注(4)参照)に変更し、計算に含まれる証券を増加させた。また、(4)Form F-9では、転換権の付かない投資適格証券の場合に規模要件を免除することになった。これは、従属金融子会社、カナダ国有会社及び完全所有子会社の場合に規模要件を満たすことが出来ず、この様式を利用できないという事情を考慮したからである。ただし、転換権が付いていても発行後1年以内は転換されない場合、規模要件を満たしていればこの様式を用いることが可能である。(5)Form 40-Fにおいては、MJDSによらない33年法での登録において実力ある発行体にその利用を認めている。

新規要件の追加は二つある。ひとつめはカナダ設立の子会社の非転換債券あるいは優先株式の登録を期間要件あるいは規模要件を緩和して許したことである(Form F-9及びF-10)。ただし、その場合には親会社がカナダ設立で各様式での期間要件と規模要件を満たし、完全かつ無条件の保証を子会社の証券に与えていることが必要である。

ふたつめには、企業結合により誕生した企業にもMJDSでの様式の使用を認めることになったことがあげられる(全様式)。第一案の要件では、届出前36ヵ月間の上場あるいは継続開示という期間要件によりこのような企業は対象から排除されていた。それを企業結合後の新会社あるいは存続会社の上場・継続開示期間に結合当事会社の上場・継続開示期間を加算して36ヵ月を超えていれば期間要件を満たしたとみなすことにしたのである。ただし、新会社あるいは存続会社の総資産及び利益の20%未満の結合当事会社は期間要件の対象としない。また、これに関連してForm F-8では交換買付のみから企業結合による証券発行にまで対象を拡大しているが、企業結合の場合にも各結合当事会社が交換買付と同様の要件を満たすことが要求される。

規定の緩和として、監査人の独立性基準の適用期間の緩和がある。第二案でも基本的に独立性基準はMJDSには影響を受けず、募集が行われた国の規則に従う。しかし、カナダとアメリカではこの基準が異なり、アメリカの方がより広く非監査サービスや顧客との財務的関連までを対象に含むがカナダではそこまで含まれない。それゆえ、MJDSを利用するには届出のかなり前からアメリカの規定に合わせている必要が生じてくる。そこで、最初の登録届出書と年次報告書での最直近の年度以降の財務諸表に対する監査報告書でアメリカの独立性基準の規定に従っていればよいこととした。すなわち、それ以前は本国の規定で構わないことになったのである。

また、第一案へのコメントに応じて、MJDSでの登録で生じた報告義務によりForm 40-Fで届け出られる情報は、Form F-2, F-3, F-4及びS-8で参照による編入で利用することが出来ることを明確化した。ただし、利用できるのはForm F-9登録資格発行体かF-10登録資格発行体に限られる。

第二案では上記のように多くの緩和を行っているが、財務諸表におけるU.S.GAAPへの調整では変更が加えられなかった。コメントでは、アメリカとカナダのGAAPの相違が比較可能性を有するか否かで意見が対立している。調整を支持する意見では、GAAPの違いが大きい領域として特にセグメント情報と原油・ガス生産会社の会計があげられ、さらに退職年金、退職後給付、法人所得税及び企業結合という特定の有用な情報の欠如が調整必要の理由とされている。SECではさらにGAAPの相違の分析を行い意見を求めるとしながらも、第一案の調整規定は変更しなかったのである。さらに、カナダでは開示規定が

ないため民事責任における経営者の保証に関する情報を本国開示書類に補足することを求めることになった。しかし、第二案全体では主として規定を精緻化し対象を拡大する修正が加えられたといえる。

2-3 施行規則での変更

施行規則では、第二案に対して規定の緩和と強化の両面から限定的な修正を加えている⁽¹⁹⁾。その主たるところをあげてみると以下ようになる。

まず、(1) カナダ国有会社を Form F-7, F-8, F-80 及び F-10 の対象から外している。それは、全てのカナダ国有会社は全持分株式を連邦、州あるいは準州に保有されているという性格から、規模要件で浮動株要件を課している様式では使えないためであり、他方この会社は株主割当発行をすることが知られていないためである。これは実情に合わせた修正といえよう。

(2) 期間要件では、期間の短縮と新たな要件の追加が同時に行われている。すなわち、Form F-7 及び F-8 における上場期間要件では、カナダ側の要望に応じて 12 ヶ月に短縮しているが、さらにカナダにおける直前 36 ヶ月間の継続開示期間要件を課している。また、カナダの上場対象証券取引所にバンクーバー証券取引所が追加された。一方、Form F-9 及び 40-F では、カナダ国有会社の特殊性から継続開示期間要件を 12 ヶ月に短縮した。

(3) 企業結合における期間・規模要件から比較的小規模の結合当事会社をその要件の対象から外すか否かの判定で、その計算のベースを「総資産・利益」から「総資産・総収益」に変更した。

(4) Form F-7 において、アメリカでの株主割当発行が比較的小規模となるように設定されていた 25 % 要件が最終的に削除された。SEC では再考の結果、この要件での制限はアメリカの投資者の利益を損うことになるとの判断から削除を決めたとしている。

(5) Form F-8 においては、交換買付の対象となる証券の発行体もこの様式での登録者ならば規模要件を不要とした。また、(6) Form F-8 における 20 % 要件では、カナダ側の要望に応じてアメリカの保有者の比率を大きく拡大している。州法の統一証券法でこの比率要件を 20 % から 25 % に増加していることから、それに合わせて Form F-8 もこの比率要件の上限を 25 % とした。さらに、25 % 以上 40 % 未満の時に新たに Form F-80 を代替的様式として採用している。これにより交換買付を審査する州では Form F-8 を審査することなしに Form F-80 を審査すればよいことになる。Form F-80 はこの比率要件以外異なるところはない。このように、交換買付の時のアメリカの保有者比率を実質的に 40 % に拡大したことから、第二案でその比率計算より関係者を除外するという緩和策を改め、再度含めることにしている。

(7) Form F-8, F-80 及び F-10 においては、派生証券（表 4-2 注（6）参照）の登録では使用できないことを明確化した。

(8) Form F-9 及び F-10 では、各様式での登録資格を有する親会社の完全かつ無条件の保証が与えられている子会社の債券あるいは優先株式に対して、転換権が付いていても発行後 1 年以内には転換されずしかも転換対象が親会社の証券であるという条件で、期間及び規模要件を免除するように規定が緩和された。

最後に、(9) 財務諸表の U.S.GAAP への調整が、1993 年 7 月 1 日以降の届出では不要となった。これは 2 年間の期間を設けてはいるが、SEC としては大きな方針変更であったと思われる。ただし、そこには今後「SEC の方針が変らなければ」という条件がついており、その期間においてカナダの GAAP との相違の検討をさらに続ける予定であった。これは、調整規定廃止を最終的に決める前に、SEC にとっての猶予期間を置いたものであるといえよう。また、Form 40-F における調整規定で、Form F-10 の登録より生じた報告義務では Form 20-F の Item 17 による調整となることが確定した。

2-4 修正規則での変更

この修正規則での変更⁽²⁰⁾は、1993 年から 1994 年にかけて SEC が外国企業に対して行った証券規制の緩和政策の一端である⁽²¹⁾。ここでの変更及び決定は (1) Form F-9, F-10 及

び 40-F での資格要件の緩和、(2) 投資適格の判定の緩和及び (3) Form F-10 及び 40-F における調整規定の継続の決定⁽²²⁾の 3 つである。

まず、(1) Form F-9, F-10 及び 40-F での資格要件としては、規模要件と期間要件の双方で大きく緩和されている。規模要件では、発行済持分株式の時価総額の要件が撤廃された。もうひとつの要件である浮動株となっている持分株式の時価総額は継続される。ただし、この浮動株要件では通貨単位をカナダドルからアメリカドルに変更している。これはアメリカ系発行体の使用する簡易登録様式 (Form S-3) や一括登録システム利用の資格要件と同じである。ただ、当時の為替相場からするとこの通貨単位の変更は実質的な規模要件の強化であったともいえるのである⁽²³⁾。とはいえ、この規模要件の変更により、対象となるカナダ企業は増加することが予想されているのである。すなわち、旧規模要件を満たして Form F-9 登録資格を得ることが出来たカナダ企業は 153 社であり、より厳しい Form F-10 登録資格では 121 社であったのが、新規規模要件では約 210 社にまで拡大することになるとみられていたのである⁽²⁴⁾。期間要件では、カナダにおける継続開示期間を全ての場合に 36 ヶ月から 12 ヶ月に短縮している。

次に、(2) 投資適格の判定では、今までアメリカが認める格付機関 (全国的に認知されている格付機関、NRSRO) 6 社とカナダが認める格付機関 (認定格付機関、ARO) 4 社は各国で独自に認定されていたため、NRSRO のうち 4 社は ARO として認められておらず、逆に ARO のうち 2 社は NRSRO として認められていなかった。そこで、カナダ側からの要望により、NRSRO と ARO を相互に受入れることで対象格付機関の範囲が拡大されることとなった。

(3) SEC では、施行規則において Form F-10 と 40-F での財務諸表の U.S.GAAP への調整を 1993 年 7 月 1 日以降は求めない方針を打ち出した。しかし、MJDS により届け出られた調整済財務諸表を検討した結果、この調整規定の廃止という緩和策を撤回することになったのである。それは、現在の両国における会計基準と実務においてかなりの質的及び量的差異が存在し、それが公表される財務情報に重要な影響を与えているとの認識による。結局、カナダとアメリカの間の GAAP の相違は、SEC にとっての財務諸表の比較可能性の許容範囲を越えるものと判断されたといえるだろう。この結果、持分証券及びその他非投資適格証券においては、Form F-10 で Form 20-F の Item 18 による調整を、Form 40-F では Item 17 による調整が継続されることとなったのである。

SEC は、MJDS において対象とする証券及び発行体に関しては各段階での修正により当初の第一案よりも拡大する方向を示してきたが、開示情報の面では厳しい対応を崩していないといえる。SEC では、多国間証券公募の促進を目的として MJDS をまずカナダを相手国として導入したが、その目的の達成のためにさらに対象国を拡大することを目指してカナダ以外の国の規制当局とも交渉を続けているとしていた⁽²⁵⁾。しかし、そこでは国による会計基準の相違の程度が大きな障壁となることが予想される。SEC が最終的に MJDS で U.S.GAAP への調整を廃止することに踏切れなかったのもカナダとアメリカでの GAAP における相違にあるからである。

3 アメリカとカナダの会計基準の相違

SEC においては会計基準の相違の程度は MJDS の相手国の選考にあたって重要な決定要因となっていた。さらに、第一案から MJDS 対象証券を区別し、持分証券あるいは非投資適格証券では調整規定を設けている。これらの証券では、投資意志決定において財務情報の比較可能性の確保が重要であり、そのために U.S.GAAP への調整は不可欠と判断している。一度は施行規則の段階で調整を不要とする決定を下したが、それを撤回することになったのも比較可能性の確保が困難であるとの判断によるのである。

カナダとアメリカの GAAP は共通するところが多いとの認識が一般的であり、MJDS はその共通性を前提として導入されているところであるが、その実態はどうであろうか。ま

表 4-6 Northern Telecom 社の調整表

(百万 U.S.ドル)

	1993
普通株主に帰属する当期純損失—カナダ GAAP	(884)
(1) 財務会計基準書第 106 号	
会計方針の変更による累積影響額	(213)
通年の影響額	(18)
(2) 財務会計基準書第 109 号	
会計方針の変更による累積影響額	207
通年の影響額	(2)
普通株主に帰属する当期純損失— U.S.GAAP	(910)

出所) Northern Telecom Limited, 1993 Annual Report, p. 39 より一部修正。

ず、カナダ企業のアニュアル・レポートにおける U.S.GAAP への調整の実例を検討し、GAAP の相違がもたらす財務諸表情報への影響を検証してみよう。

表 4-6 はカナダの通信機器メーカーである Northern Telecom 社の 1993 年度の財務諸表の注に示された U.S.GAAP への調整表である。この表ではカナダ GAAP による当期純損失(優先株式配当後で普通株式へ帰属) 8 億 8,400 万ドル(以下断らない限り U.S.ドル)を U.S.GAAP による 9 億 1,000 万ドルの当期純損失に調整している。同年の調整はアメリカにおいて 1992 年 12 月 16 日以降に始まる会計年度に適用される二つの新しい会計基準に対応したものである。同社ではここで示された二つの調整項目以外は U.S.GAAP に合致しているとしている。二つの新しい会計基準とは、財務会計基準書第 106 号(FAS 106)「退職年金以外の退職後給付に関する雇用主の会計処理」と基準書第 109 号(FAS 109)「法人所得税の会計処理」である。

FAS 106 により、企業は従業員の在職期間中にわたり退職年金以外の退職後給付に要する見積費用の未払計上が要求される。しかし、カナダの GAAP ではこの費用を支出した年度の費用として計上することが認められており、Northern Telecom 社でもそれに従っている。そのため、U.S.GAAP への調整で FAS 106 を採用したことにより、退職年金制度に加入している全員の未積立かつ未認識の退職後給付債務額を過渡的債務として測定し、その 2 億 1,300 万ドルが過年度の累積影響額として計上されている。この過渡的債務は、基準の採用年度または将来のいずれかにおいて認識することができるが、同社では 1993 年 1 月 1 日に一括して認識する方法を選択した。通年の影響額は、その年度における変更による退職後給付費用の増加を示している⁽²⁶⁾。

法人所得税の会計処理に対して、FAS 109 では資産・負債方式の採用を要求しているが、カナダ GAAP では繰延方式である。資産・負債方式では現在の税率を反映させるために繰延税額残高を毎年その年度の税率で再測定することを求めるが、繰延方式ではその残高を最初に記録された年度の税率で維持することを求める⁽²⁷⁾。Northern Telecom 社では FAS 109 の採用による前年度までの累積影響額 2 億 700 万ドルを 1993 年 1 月 1 日に認識し、別にその年度における変更の影響額を計上している。

Northern Telecom 社の場合、二つの会計基準の同時採用により、その累積影響額の純損失に対する正反対の効果が相殺され、カナダ GAAP と U.S.GAAP の間では 3.4 % の損失の増加に止まっている。しかし、FAS 106 による累積影響額は 2 億 1,300 万ドルであり、FAS 109 では 2 億 700 万ドルとなっている。これは絶対額でカナダ GAAP での純損失の約 24 % にも及んでいるのである。

表 4-7 における Alcan Aluminium 社(アルミニウムの一貫生産・販売を行うカナダの非鉄金属メーカー)の場合にも両基準を採用して U.S.GAAP への調整を行っているが、その

表 4-7 Alcan Aluminium 社の調整表

(百万 U.S.ドル)

	1993 年度		1992 年度		1991 年度	
	カナダ	U.S.	カナダ	U.S.	カナダ	U.S.
	GAAP	GAAP	GAAP	GAAP	GAAP	GAAP
会計方針の変更による 累積影響額計上前 の当期純損失	(104)	(89)	(112)	(39)	(36)	(31)
会計方針の変更による 累積影響額	—	106	—	(114)	—	—
当期純利益 (損失)	(104)	17	(112)	(153)	(36)	(31)
為替換算調整額	100	12	86	29	207	149

出所) Alcan Aluminium Limited, *Annual Report 1993*, p. 31 より一部省略。

累積影響額の計上年度が異なるため、U.S.GAAP での純損益に与える影響ははるかに顕著である。

すなわち、1992 年度には FAS 106 による累積影響額 1 億 1,400 万ドルが計上されているが、FAS 109 による累積影響額 1 億 600 万ドルは 1993 年度に計上されている。そのため、1992 年度では純損失がカナダ GAAP の 1 億 1,200 万ドルから U.S.GAAP で 1 億 5,300 万ドルへと 36.6 % 悪化し、1993 年度には逆に 1 億 400 万ドルの純損失が 1,700 万ドルの純利益へと 116 % の改善となっているのである。たとえ累積影響額が同年度に計上されたとしても、常に相殺されているわけではない。Inco 社 (ニッケル・銅を中心とするカナダの非鉄金属メーカー) の 1993 年度の場合 (表 4-8) をみると、FAS 106 による費用の増加額 (2 億 8,340 万ドル) が FAS 109 による損益改善効果 (5,510 万ドル) を大幅に上回っているため、カナダ GAAP の純利益 2,820 万ドルが最終的には U.S.GAAP で 1 億 9,050 万ドルの純損失になってしまっているのである。

このような新たな会計基準の採用による累積影響額は一時的な効果である。そこでこの累積影響額以外の調整項目をみてみよう。表 4-7 の Alcan Aluminium 社では、1993 年度の累積影響額計上前の純損失が、カナダ GAAP で 1 億 400 万ドルであり、U.S.GAAP では 8,900 万ドルに減少している。この差額のうち、1,700 万ドルは繰延法人所得税に関して生じたものであることが報告されている。繰延法人所得税項目は、1992 年度ではより大きな影響を与えている。カナダ GAAP での純損失 1 億 1,200 万ドルは U.S.GAAP で 3,900 万ドルの純損失に縮小しているが、そのうち繰延法人所得税項目では 6,500 万ドルほど純損失を減少させているのである。

その他で大きな調整項目となっているのは外貨換算である。U.S.GAAP での外貨換算は財務会計基準書第 52 号 (FAS 52) 「外貨換算」によるが、基本的にはカナダ GAAP と同じである。しかし、カナダ GAAP では外貨建取引における為替差損益の認識において、長期貨幣性項目に関わる差損益は繰延べられ、その項目の残存期間にわたって償却することが求められるが、FAS 52 では繰延を認めていない⁽²⁸⁾。同社ではその差損益の影響額を報告していないが、貸借対照表における為替換算調整額の違いをみると、その影響が大きいことがうかがわれる。

すなわち、1991 年度から 1993 年度の 3 年間に於いて、カナダ GAAP と U.S.GAAP の為替換算調整額はそれぞれ 2 億 700 万ドルと 1 億 4,900 万ドル、8,600 万ドルと 2,900 万ドルならびに 1 億ドルと 1,200 万ドルと大きく異なり、しかもカナダ GAAP での金額に対して各年度で 72 %、34 % 及び 12 % とその差が拡大してきているのである。

表 4-8 の Inco 社では調整表の表示様式が Alcan Aluminium 社とは異なり、調整項目を全て表の上で示している。同社では、外貨換算、法人所得税、退職年金及び退職年金以外の

表 4-8 Inco 社の調整表 (1)

(百万 U.S.ドル)

	1993 年度	1992 年度	1991 年度
当期純利益 (損失) - カナダ GAAP	28.2	(17.6)	82.6
為替換算差益の増加	20.4	38.9	4.0
退職年金費用の増加	(13.0)	(13.0)	(13.0)
退職年金以外の退職後給付の増加	(24.6)	—	—
法人所得税等の減少	26.8	4.8	2.0
異常項目及び会計方針の変更 による累積影響額計上前の 当期純利益 - U.S.GAAP	37.8	13.1	75.6
会計方針の変更による累積影響額 退職年金以外の退職後給付	(283.4)	—	—
繰延法人所得税等	55.1	—	—
その他	—	—	2.9
当期純利益 (損失) - U.S.GAAP	(190.5)	13.1	78.5

出所) Inco Limited, 1993 Annual Report, p. 57 より一部省略。

表 4-9 Inco 社の調整表 (2)

(百万 U.S.ドル)

	1993 年度		1992 年度		1991 年度	
	カナダ	U.S.	カナダ	U.S.	カナダ	U.S.
	GAAP	GAAP	GAAP	GAAP	GAAP	GAAP
繰延法人所得税等	491.9	140.9	480.5	467.8	409.4	436.7
退職年金給付負債	92.2	27.1	106.2	28.1	125.3	34.2
退職年金以外の 退職後給付負債	—	539.6	—	—	—	—
留保利益	972.2	848.0	991.5	1,085.9	1,105.3	1,169.1

出所) Inco Limited, 1993 Annual Report, p. 57 より一部組み替え。

退職後給付の 4 つの調整項目を載せているが、その項目の金額はカナダ GAAP における純損益と比較するとほぼ同額あるいは上回る場合もあり、U.S.GAAP での純損益に与える効果は重大である。例えば、1992 年度には為替換算差益の増加 3,890 万ドルの効果により、カナダ GAAP での 1,760 万ドルの純損失は U.S.GAAP で 1,310 万ドルの純利益へと逆転しているのである。このようにみてくると、新たな会計基準の採用による一時的な累積影響額の効果を除外しても、カナダ GAAP と U.S.GAAP による純損益は数項目の調整によって大きく異なる可能性があることがわかる。

以上の損益計算書項目の調整の他に、貸借対照表項目の調整も報告されている。表 4-9 の Inco 社では、繰延法人所得税等、退職年金給付負債、退職年金以外の退職後給付負債及び留保利益の計上額を 1991 年度から 1993 年度にかけてカナダ GAAP と U.S.GAAP で比較表示している。繰延法人所得税等は、1993 年度に FAS 109 の採用により一気に 3.5 倍に差が広がり、退職年金以外の退職後給付負債も FAS 106 の採用により同年に 5 億 3,960 万ドルが計上されている。退職年金給付負債はすでに 1991 年度から 3.7 倍の開きを示しており、以後もほぼ変わらない。留保利益では、1991 年度にその相違は 5.8 %であったが、翌 1992 年度では 9.5 %、1993 年度には 12.8 %と徐々に差は拡大してきている。そのため、

表 4-10 MacMillan Bloedel 社の調整表

(百万カナダドル)

	1993 年度		1992 年度	
	カナダ	U.S.	カナダ	U.S.
	GAAP	GAAP	GAAP	GAAP
総資産	4,204.2	4,204.2	3,899.6	3,899.6
流動資産	1,465.9	1,465.9	1,193.0	1,193.0
流動負債	418.0	611.0	358.7	460.8
株主持分				
優先株式	75.7	—	96.2	—
普通株式	990.6	990.6	755.2	755.2
留保利益	645.9	654.0	668.3	674.4
為替換算調整額	(82.3)	(82.3)	(71.1)	(71.1)
	1,629.9	1,562.3	1,448.6	1,358.5

出所) MacMillan Bloedel Limited, *Information Circular And Annual Statutory Report 1993*, pp. 44-45 and p. 57 より作成。

カナダ GAAP での留保利益は 1991 年度から 1993 年度にかけて 12.0 % ほど減少してきているのが、U.S.GAAP では 28.5 % の減少となり、U.S.GAAP の方がより急激な減少を示すこととなっているのである。

カナダの森林資材関連メーカーである MacMillan Bloedel 社における貸借対照表関連項目の調整(表 4-10)をみると、資産項目では U.S.GAAP とカナダ GAAP で違いはないが、流動負債が 1993 年度において U.S.GAAP の方が 46.2 % (1992 年度 28.5 %) 増加している。ゆえに、U.S.GAAP の方が運転資本では 18.4 % ほど (1992 年度 12.2 %) カナダ GAAP よりも少なく報告されることになる。

また、株主持分では優先株式の扱いが異なっている。これは、SEC が償還優先株式を株主持分へ含めることを認めないからである⁽²⁹⁾。留保利益は U.S.GAAP の方が 810 万カナダドル (1992 年度 610 万カナダドル) 増加するが、優先株式の 7,570 万カナダドル (1992 年度 9,620 万カナダドル) が外された結果、1993 年度での株主持分は U.S.GAAP の方が 4.1 % 減少 (1992 年度 6.2 % 減少) することになる。これらの点から、財政状態は U.S.GAAP の方が相対的に悪化した状態で報告されることになる。

上記 4 社の事例では、特にアメリカで新たに採択された二つの会計基準 (FAS 106 及び FAS 109) の影響が 1992 年度及び 1993 年度に大きく表われている。しかし、その他にも外貨換算及び退職年金の基準の相違が U.S.GAAP での財政状態及び経営成績に及ぼす影響は無視できない。

ここに表われなかった項目での U.S.GAAP とカナダ GAAP の相違はどの程度であろうか。最近の研究により、カナダの会計基準はアメリカの会計基準と最も類似しているが、それでも多くの相違が存在し、U.S.GAAP への調整を行うことにより財務諸表情報が大きく変ることが指摘されている。

この研究によれば、カナダの会計基準をアメリカ、イギリス及び IAS と比較すると、イギリス及び IAS に比べてアメリカ会計基準との間での類似が最も大きくなるが、他方でどこも異なるカナダ独自の会計基準もまた存在していることがわかる。さらに、カナダ GAAP と U.S.GAAP との相違が財務諸表での数値に与える影響を検証するために、アンニャル・レポート及び SEC へ届け出る Form 10-K を調査した結果、41 社で約 30 項目以上の相違が報告されていた。その相違は 1 社につき平均 3.95 項目になる。最も多い調整項目の上位 5 項目は外貨換算、退職年金以外の退職後給付、原油・ガス生産会社の会計、前期欠損金の税効果及び繰延法人所得税である。これらの調整項目により、調査した事例の 44 % で U.S.GAAP での損益が 10 % 以上増加あるいは減少し、100 % 以上の変化を示して

いる事例も 11 %あったとされるのである⁽³⁰⁾。カナダとアメリカの間での GAAP の相違は予想以上にその財務諸表情報に影響を与えていると考えられる。

4 相互承認の可能性

SEC が MJDS において無調整の財務諸表を認める証券を限定し、持分証券あるいは非投資適格証券で U.S.GAAP への調整を要求したのも、会計基準の相違により財務諸表情報が大きく変動する実態を重視しているからである。MJDS の規則修正の過程では、適用要件の緩和を行いながらも U.S.GAAP への調整規定は最終的に残ることになった。1996 年にスタッフが行った臨時審査では調整が必要とする Form ではほぼ全てが適切な調整を行っていないと判断している。そしてこのような状況が続けば SEC 自身が常時審査を実施すると企業及び審査をするカナダ当局に対し警告している⁽³¹⁾。現在も、MJDS による利点を捨ててまで U.S.GAAP への調整を重視していることがわかる。

近年、SEC は外国企業への規制緩和の方向を打ち出し、IAS 7, 21 及び 22 の一部についてはすでに受入れてきている。さらに、今後改訂された IAS を全面的に受け入れる可能性を示してきているが、SEC の会計基準の相違に対する姿勢が大きく変化したとは思われない。SEC では現在まで一貫して基本的には外国企業もアメリカの企業と同程度の情報をアメリカの投資者に提供すべきだと考えており、投資者保護の観点から財務諸表の比較可能性の維持はその基本方針となっていると考える⁽³²⁾。

ゆえに、世界各国における会計基準の多様性⁽³³⁾は SEC が MJDS を各国との間で交渉し対象国を拡大してゆこうとするときに大きな障害となったのである。例えば、わが国とアメリカでの会計基準の相違は、カナダとアメリカの間よりはるかに大きかった。IASC による調査報告書では 1988 年時点での各国における IAS に対する準拠率を示しているが、カナダは 96 %、アメリカで 92 %であるが、日本では 68 %となっており、相対的に日米間の差が大きいことを示している⁽³⁴⁾。SEC では GAAP がかなり類似しているカナダの間でもカナダ GAAP による財務諸表の全面的受入れを拒否していることを考えると、さらに相違の程度が大きな状況での他国の会計基準の承認にはより大きな困難が伴うと考えられるのである。

たとえ会計基準において一定の共通性を得たとしても、MJDS の対象国の拡大ではさらに越えなければならないハードルがある。第 3 章でみてきたように、MJDS の検討過程において SEC では、会計基準だけではなく開示規定、監査及び証券規制の領域も重視してきている。カナダでは開示されない民事責任における経営者の保証情報の追加開示を求めるのもアメリカと同程度の開示レベルを求める方針の表われであるといえよう。

監査においても、カナダ GAAS によることを認めるとしながらも、U.S.GAAS と異なる点では U.S.GAAS に従うことが求められる。すなわち、企業の継続性及び不確実性についてはアメリカと同様に監査報告書での報告が求められるのである。監査人の独立性基準は、第二案において適用期間を緩和しているが、基本的に MJDS の対象外であることに変わりがない。

また、証券規制の面では、分売及び引受実務ならびに規制制度の相違が大きい場合、SEC にとっては MJDS 導入の障害となっていた。公開買付規制の類似性も重要な要因であった。さらに、証券諸法の執行にあたり、各国別の交渉による MOU の存在は SEC にとっての不可欠の条件であった。しかも、カナダとの MOU のように包括的な内容となっており、相互に広範囲の協力が得られるものである必要がある。SEC にとって各国との間で MJDS を導入するには、このように開示制度全体での基盤が整備されている必要があるのである。

このような条件は MJDS に固有のものであろうか。各国間における会計基準の相互承認の場合には、カナダとアメリカの間のように前提となる会計基準の共通性が存在する状況は一般的にはほとんど期待できない。そこで、一定のミニマム・スタンダードを新たに設定する必要が生じてくる。それを IAS に求める場合も⁽³⁵⁾、各国基準との相違は依然として

存在するため、国内基準による財務諸表情報との比較可能性を考慮する必要がある。

投資者保護及び実施の難しさという側面からは、IAS に従った財務諸表の相互承認も適用範囲が限られ、MJDS 同様に特定の企業あるいは証券への適用という限定が伴う可能性も大きい。より適用対象を拡大すれば、IAS 自体未だ網羅的ではなくかつ各国の国内基準との相違もあるため、国内基準への調整を含む多くの追加情報の開示が課されることも考えられる。さらに、参加国間の開示制度や証券規制の相違の調整及び各国間の協力体制の構築も必要となるならば、多くの時間と労力を要することが予想される。それゆえ、特に二国間交渉を各国別に進めることは非効率でもある。さらに、各国間で独自に相互承認がなされた場合、たとえ IAS がミニマム・スタンダードとされていても、世界の開示制度に新たな多様性を付け加えることになりかねない。

ゆえに、各国間の相互承認が短期的には各国間の個別的状況における現実的対応として検討されるとしても、最終的には国際的な開示制度における新たな秩序が模索されることになる。現在、IASC が進めてきた IAS 改訂の作業と完成後の IOSCO による承認ならばに各国の受け入れの可能性が大きく注目されている所以である。

他方、同時に各国も会計基準をはじめ国内の開示制度の再構築を図りつつある。最近のわが国における一連の企業会計制度の改革も国際的な調和を重視せざるを得ない状況のもとで始まった。各国内の個別会計基準も IAS をはじめとする国際的な動向を無視することができなくなっているのである。そこで、次章では具体的にセグメント情報における会計基準の国際的調和の動向を検討する。

-
- (1) この比較可能性を Gray 教授は、「会計手続によって、類似の経済的な取引や事象が首尾一貫して表現された情報として提供され、その結果ユーザーが各国にまたがって、会社の財政状態及び経営成績に関し必要かつ十分な情報を得て評価ができるような状態が存在すること」とする。Sidney J. Gray, "The Future of International Accounting Harmony: Mutual Recognition or Uniformity?" 『国際会計研究会年報－1992年度』, pp. 101-102 (邦訳「会計における国際的調和の将来性－相互承認か、統一化か」『COFRI ジャーナル』第8号 (1992年9月), 91 ページ)。
 - (2) 一方、Nobes 教授によると、調和化 (harmonization) は会計実務の差異の程度を制限することによってその互換性を高める過程であり、標準化 (standardization) はより厳格で限定された一連の規則を義務づけることを意味するされる。ただし、Nobes では調和化という言葉は EC の法制化に、標準化は IASC に関連して用いられる傾向があるととらえている。Christopher Nobes, "Harmonization of Financial Reporting," in Christopher Nobes and Robert Parker, ed., *Comparative International Accounting*, 3rd ed., Prentice Hall International Ltd., 1991, p. 70.
また、財務報告の国際的調和化についての諸研究を分析した Tay と Parker 両教授での定義では、調和化 (harmonization) は会計実務の絶対的な多様性からの離脱の動きであり、調和の状態 (harmony) とは企業が利用可能な方法をひとつあるいはごく少数に集約する形で表される。一方、標準化 (standardization) は統一 (uniformity) に向かう動きであり、これは調和化での利用可能な方法の集約も含みながら利用可能な方法の削減を意味する。J. S. W. Tay and R. H. Parker, "Measuring International Harmonization and Standardization," *ABACUS*, Vol. 26, No. 1, 1990, p.73.
これらの定義においても、現在の国際的な会計実務の多様性に対してその多様性を削減し比較可能性を向上させる方向を調和化ととらえていることは一致していると考えることが出来る。
 - (3) Gray, *op. cit. supra* note (1), pp. 97-113 (邦訳, 89-97 ページ)。
 - (4) 広瀬義州「会計基準の調和化をめぐる諸問題(上)」『商事法務』第1297号 (1992年9月5日), 2-6 ページ及び同『会計基準論』中央経済社, 1995年, 257-265 ページ。広瀬教授は、相互承認方式としてミニマム・スタンダードを持たずに相手国での財務諸表情報を受入れる「無調整相互承認方式」は多様性をそのまま認めることとなるため、比較可能性の確保の点からは調和化とは区別する必要があるとする。本稿における相互承認方式も一定のミニマム・スタンダードを伴うことを前提としている。

- (5) 「公開シンポジウム－国際会計基準の形成とその問題点」『国際会計研究学会年報－1992年度』、5-57 ページでは、国際的調和のアプローチとしての相互承認方式が論点として取り上げられ、活発な議論が展開されているので参照されたい。
- (6) MJDS に対する先駆的研究として、孫徳榮「米国とカナダとの多国間管轄開示制度」『旬刊経理情報』第 665 号 (1992 年 9 月 20 日)、12-20 ページがある。あわせて参照されたい。また、カナダとの交渉は、まずオンタリオ及びケベック州の証券委員会と始められ、その後カナダ証券管理局 (Canadian Securities Administrators) との間で合意に至っている。MJDS に対してカナダ側では国家政策基準書第 45 号 (National Policy Statement No. 45) を公表している。このカナダ側からの MJDS については、河内山潔「アメリカ・カナダ間の財務諸表の相互承認－カナダにおける規制を中心として」『産研論集 (関西学院大学)』20 号 (1993 年 3 月)、109-124 ページを参照。
- (7) SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6841 - Multijurisdictional Disclosure*, July 24, 1989 (SEC Docket, Vol. 44, No. 2, pp. 74-75).
- (8) *Ibid.*, p. 75.
- (9) *Ibid.*
- (10) 投資適格証券の決定と対象格付機関の変遷については、孫徳榮「米国とカナダの多国間管轄開示制度における問題点」『龍谷大学経営学論集』第 34 巻第 2 号 (1994 年 8 月)、6-11 ページもあわせて参照されたい。
- (11) 公開買付を規制する 34 年法 § 13(d), (e) 及び § 14(d)~(f) をまとめて Williams 法としている。ルイ・ロス『現代米国証券取引法』商事法務研究会、1989 年、576-584 ページ参照。
- (12) SEC Release No. 33-6841 (SEC Docket, *op. cit. supra* note (7), pp. 75-77 and p. 80).
- (13) 34 年法 § 12 での登録は、(1) § 12(b) による証券取引所へ上場した証券の登録と (2) § 12(g) による一定の資産要件と 500 人の株主数を有する持分証券の登録がある。ただし、§ 12(g) ではアメリカの保有者が 300 人未満ならば登録は免除される (17CFR § 240.12g3-2(a)(1))。さらに、Rule 12g3-2(b) (17CFR § 240.12g3-2(b)) による免除規定がある。*Ibid.*, pp. 85-86.
- (14) *Ibid.*, pp. 85-87 and SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6879 - Multijurisdictional Disclosure and Modifications to the Current Registration and Reporting System for Canadian Issuers*, Oct. 16, 1990 (SEC Docket, Vol. 47, No. 8, pp. 542-543).
- (15) Form F-7, F-8, F-9 及び F-10 で要求される。SEC Release No. 33-6841 (SEC Docket, *op. cit. supra* note (7), p. 117, 123, 128 and 133).
- (16) *Ibid.*, p. 70.
- (17) *Ibid.*, p. 91 and SEC Release No. 33-6879 (SEC Docket, *op. cit. supra* note (14), pp. 551-552). なお、州法との関連については、孫徳榮「北米証券行政官協会における多国間管轄開示制度の承認」『企業会計』第 45 巻第 10 号 (1993 年 10 月)、121-127 ページを参照。
- (18) SEC Release No. 33-6879 (SEC Docket, *op. cit. supra* note (14), pp. 526-644).
- (19) SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6902 - Multijurisdictional Disclosure and Modifications to the Current Registration and Reporting System for Canadian Issuers*, June 21, 1991 (SEC Docket, Vol. 49, No. 3, pp. 260-420).
- (20) SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6997, 34-32232, IS-539 - Amendments to the Multijurisdictional disclosure systems for Canadian Issuers*, April 27, 1993 (SEC Docket, Vol. 53, No. 20, pp. 2576-2586) and SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-7025, 34-33134, IS-604 - Amendments to the Multijurisdictional disclosure systems for Canadian Issuers*, Nov. 3, 1993 (SEC Docket, Vol. 55, No. 7, pp. 827-834).
- (21) 森本哲也・若林弘樹「米国 SEC の外国企業をめぐる規制緩和策の概要 (上)」『商事法務』第 1340 号 (1993 年 12 月 5 日)、同「同 (下)」同第 1341 号 (1993 年 12 月 15 日) ならびにチャールズ・K・ホワイトヘッド「米国資本市場の国際化の動向」『商事法務』第 1368 号 (1994 年 10 月 5 日) 参照。
- (22) 調整継続の決定は、SEC Release No. 33-7004 (1993.6.28) で公表されている。
- (23) 修正規則の提案 (No. 33-6997) が公表される直前 (4 月末) では、為替相場が日本円換算を基準にして U.S.\$1 = カナダ\$1.25 であり、修正規則 (No. 33-7025) が公表される直前 (10 月末) では U.S.\$1 = カナダ\$1.31 となる。それゆえ、カナダドル表示がアメリカドル表示に変更されたことは、カナダの発行体にとって規模要件がそれぞれ約 1.25 倍と約 1.3 倍に増加したことになる。『日本経済新聞』(1993 年 4 月 26 日及び 11 月 1 日)。
- (24) SEC Release No. 33-6997 (SEC Docket, *op. cit. supra* note (20), p. 2577).
- (25) SEC Release No. 33-6902 (SEC Docket, *op. cit. supra* note (19), p. 263).

- (26) Northern Telecom Limited, *1993 Annual Report*, p. 40 and Price Waterhouse, *Accounting Principles and Practices in Canada and the United States of America 1993*, Price Waterhouse, 1993, pp. 71-75.
- (27) Northern Telecom, *op. cit. supra* note (26), p. 40, Alcan Aluminium Limited, *Annual Report 1993*, p. 31, Inco Limited, *1993 Annual Report*, p. 56, and Price Waterhouse, *op. cit. supra* note (26), pp. 40-43.
- (28) *Ibid.*, p. 35.
- (29) MacMillan Bloedel Limited, *Information Circular and Annual Statutory Report 1993*, p. 57.
- (30) 向伊知郎「カナダ会計基準の特質—アメリカ会計基準との比較を中心として」『国際会計研究学会年報—1993年度』, 63-81 ページ及び同『カナダ会計制度研究—イギリスおよびアメリカの影響』税務経理協会, 1998年, 第9章, 209-230 ページ。
また, 同様にアメリカとカナダの GAAP の相違が報告利益に与える影響を調査した研究においてもアメリカとカナダの GAAP の相違により報告利益が大きく影響を受けていることが報告されている。この研究によると, アメリカとカナダの両国で上場しているカナダ企業 96 社を調査したところ, 1983 年から 1989 年にかけて Form 10-K と 20-F で報告された U.S. GAAP への調整 (reconciliation) では 49 種類の違いがみられ, GAAP の相違が大きい 2 / 3 の企業では平均で当該企業の株式時価総額の 2 % を越える報告利益間の相違があったのである。Bandyopadhyay, Sati P., J. Douglas Hanna, and Gordon Richardson, "Capital Market Effects of U. S. - Canada GAAP Differences," *Journal of Accounting Research*, Vol.32, No.2, Autumn 1994, p.263 and 275.
- (31) Wayne E. Carnall, Associate Director, Accounting Operations Division of Corporation Finance, SEC, Remarks before AICPA 24th Annual Conference on Current SEC Developments, "International Reporting Issues in The Division of Corporation Finance," Feb. 16, 1996 (<http://www.sec.gov/news/speeches/spch082.txt>).
- (32) Breeden 前 SEC 委員長によると, SEC が採用してきた外国企業のディスクロージャーに対する基本方針は「内国民待遇 (national treatment)」であり, それは (1) 国内企業に不利益となることはしない, (2) 投資家の合理的な企業間比較を可能にする, (3) ガラス張りの財務報告と十分かつ完全なディスクロージャーにより投資家の保護を図るという政策目標を達成するためであるとする。これにより, 各国基準ばかりでなく, IAS も「最低の公分母」となるなら SEC には受入れは困難であるとしている。「リチャード C・ブリーデン前 SEC 委員長に聞く」『JICPA ジャーナル』第 462 号 (1994 年 1 月), 53-59 ページ及び「グローバル・キャピタル・マーケット—発展する会計とディスクロージャー基準」『企業会計』第 46 巻第 2 号 (1994 年 2 月), 234-239 ページ。
- (33) 世界各国における会計基準の多様性については, 平松一夫『国際会計の新動向—会計・開示基準の国際的調和』中央経済社, 1994 年, 第 2 章及び第 3 章を参照。
- (34) 同上, 78-80 ページ。なお, 日本とアメリカでの会計基準の相違とその影響については 56-62 及び 209-210 ページ参照。
- (35) IAS をミニマム・スタンダードとして採用することでの問題点が, 渡辺剛「SEC 多国間管轄開示制度の概要と問題点—会計基準の調和化の視点から」『企業会計』第 45 巻第 6 号 (1993 年 6 月), 91-96 ページで考察されているのであわせて参照されたい。

第5章 セグメント情報における国際的調和の動向

1 セグメント情報の国際的環境

わが国では1993年の省令改正により拡充されたセグメント情報が1998年3月期から全面実施されている。これによりわが国のセグメント情報は、アメリカの財務会計基準書第14号⁽¹⁾（FAS 14）及び国際会計基準第14号⁽²⁾（旧IAS 14）と開示方法ばかりでなく開示情報内容でもほぼ同レベルとなった。ところが、同時期にアメリカ、カナダ及び国際会計基準では新しいセグメント情報の時代を迎えることになったのである。

1997年6月に公表された財務会計基準書第131号⁽³⁾（FAS 131）は1997年12月16日以降に開始する事業年度から、同様に1997年7月に改訂が承認された国際会計基準第14号⁽⁴⁾（改訂IAS 14）は1998年7月1日以降の開始事業年度から適用されることになる。このFAS 131と改訂IAS 14ではセグメント情報に対する基本的アプローチが従来とは異なり、「管理アプローチ（management approach）」によるセグメント情報が求められることになったのである。

わが国でのセグメント情報の導入及び拡充にあたっては、当初より国際的な調和を図ることが重視されてきていた。1993年の省令改正にあたっては、1988年に公表された「セグメント情報の開示に関する意見書」での基本的枠組みを踏まえつつ、導入時に先送りした事項の検討でFAS 14及び旧IAS 14を中心に諸外国の制度を参考にして最終決定がなされている⁽⁵⁾。同時に、導入後もアメリカからセグメント情報のさらなる充実が強く要望されてきていた。その結果、わが国のセグメント情報には先行したFAS 14の経験と内容が大きく影響しており、その基本的アプローチと基本的開示情報が踏襲されてきている。旧IAS 14は概略的であり自由度が高いがFAS 14と基本的に大きな相違はない。それゆえ今回の完全実施によりわが国のセグメント情報の国際的調和が達成されることが期待されたが、FAS 131と改訂IAS 14の公表により新たな差異が発生したのである。

現在、会計基準の設定において国際的調和への配慮が重視される状況となっている。第1章でみてきたように、当時のアメリカにおけるセグメント情報の会計基準設定過程では基本的に国際的配慮を必要としていなかった。しかし、現在は国際的な動向を無視したり、他国との協調を図らずに国内での会計基準設定を進めることは難しくなっている。FAS 131自体アメリカとカナダが共同プロジェクトとして基準設定を進めてきたのであり、さらに改訂IAS 14ではそのFAS 131との調和を図ることを最大限重視してきている。一方で、わが国のセグメント情報の拡充は連結財務諸表情報の充実の一環であるが、現在わが国で急速に進展している連結財務諸表制度の改革そのものがディスクロージャー制度における国際的差異を削減し、「連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築」⁽⁶⁾することを目的にしている。

本章では、このような国際的調和への配慮が重視される状況における会計基準の設定を具体的にセグメント情報を事例として検討していきたい。まずは、わが国におけるセグメント情報の導入と制度完成の過程を分析した後、その基準の内容が目標としたアメリカ及びIASの基準とどの程度の異同を有するかを比較する。さらに、アメリカ及びIASにおける新しいセグメント情報の基準設定においてどのような調和化の努力が払われたのかを最終的な内容とともに検討する。

2 日本におけるセグメント情報の段階的導入過程

わが国におけるセグメント情報の制度化は大きく二つの段階を経てきている。ここでは、1993年を境にその前を導入段階、以降を完成段階と位置付けたい。導入段階にあってはセグメント情報を開示する体制は整えたが、監査対象とすることならびに一部情報の開示は先送りとするなど新しい情報の開示を早急にかつスムーズに定着させることを重視して

いた。その先送りされていた課題を解決し、全体の仕上げをしたのが完成段階といえることができる（表 5-1 及び表 5-2 参照）。

2-1 セグメント情報の導入段階

導入段階におけるセグメント情報は、証券取引法におけるディスクロージャーとして開示が義務付けられていた。すなわち、その具体的内容及び実施規則は、1988 年 9 月の大蔵省令「企業内容等の開示に関する省令」（「開示省令」）ならびに大蔵省証券局長通達「証券取引法におけるセグメント情報の開示について」⁹¹（「証券局長通達」）に委ねられてきた。これにより、当初は有価証券届出書及び有価証券報告書の添付書類である「連結情報を記載した書類」⁹²においてセグメント情報が開示されることになったのである。その後、1990 年 12 月の「開示省令」の改正で連結財務諸表が有価証券報告書等の本体へ組み入れられたのに伴い「企業集団等の状況」での開示になったが、連結財務諸表外の情報であったのは同様である。

この「開示省令」と「証券局長通達」は、実質的に企業会計審議会第一部会が 1988 年 5 月に公表した「セグメント情報の開示に関する意見書」（「意見書」）及び「セグメント情報の開示基準」（「開示基準」）を受けたものとなっている。さらに、セグメント情報の開示にあたっての具体的な会計手法については日本公認会計士協会が担当し、同協会の会計制度委員会では 1989 年 11 月に「セグメント情報の開示に関する会計手法について（中間報告）」を公表している。

このセグメント情報の開示が検討され始めたのは 1985 年に遡る。その年に大蔵省証券局が、企業内容開示制度を取り巻く環境が変化したためその見直しが必要であるとの認識から、(1) 開示手続の簡素化及び (2) 開示内容の充実の二つの領域について検討を開始した。このうち、開示内容の充実が必要とされるのは、「多角化、国際化が急速に展開している企業経営についてその実体を、適切に反映した有益な投資情報の提供を確保するため」⁹³であり、そこでセグメント情報が検討すべき対象事項として取り上げられ、引き続き企業会計審議会及び証券取引審議会で審議されることになったのである。

企業会計審議会第一部会小委員会では、(1) 連結財務諸表の取扱、(2) 資金繰り情報の改善、(3) セグメント情報の充実及び (4) 四半期報告制度の導入の 4 事項について審議検討し、1986 年 10 月 31 日に「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」と題する中間報告を発表した。この報告の中で、セグメント情報に関しては、「セグメント情報の充実、特にセグメント損益の開示については、現時点では積極・消極両論があるが、わが国企業活動の変化、国際的動向を考慮すれば、基本的には今後何らかの形で前向きな対応が必要であると考えられる。その方策としては、連結財務諸表を対象としてセグメントの単位等についてもわが国の実情を十分考慮しつつ、今後具体的な検討を進めることが適当であると考えられる」⁹⁴との提言を行った。さらに、同年 12 月 12 日に発表された証券取引審議会報告書「社債発行市場の在り方について」においても、セグメント情報に対して企業会計審議会と同様の提言を行い⁹⁵、これによりセグメント情報の制度化が実質的に進められることになったのである。

その後、1987 年 6 月には企業会計審議会第一部会はセグメント情報の作成者及び利用者に対するアンケート調査を実施し、審議のための基礎資料とした。翌 1988 年 5 月 26 日には審議結果をまとめ、セグメント情報の開示基準として、「セグメント情報に関する意見書」が公表された。

前記両審議会の報告書での提言内容を実現するための一連の法制化が同年中に進められている。5 月 25 日には「証券取引法の一部を改正する法律」が国会で成立し、31 日に公布された（昭和 63 年法律第 75 号）。これを受けて、企業内容等の開示に関する規定が 10 月 1 日に施行されることに伴い、9 月 20 日に、「有価証券の募集又は売出しの届け出等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 63 年大蔵省令第 41 号）」が公布され、あわせて「有価証券の募集又は売出しの届け出等に関する取扱通達の一部改正等について」が発遣された。これにより、以前の「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）」は一部改正され、名称も「企業内容等の開示に関する省令」となり、

新たに「証券取引法におけるセグメント情報の開示について（蔵証第 1662 号）」の「証券局長通達」が新設されたのである。この「開示省令」と「証券局長通達」でのセグメント情報は、「意見書」の答申内容を受け入れたものである

さらに、セグメント情報の開示に当たっての具体的な会計手法あるいは監査手法について、その検討は日本公認会計士協会に委ねられ、同協会の会計制度委員会では 1989 年 11 月 7 日に「セグメント情報の開示に関する会計手法について（中間報告）」を公表し、事業の種類別セグメントの決定方法及び営業費用の配分について報告している。

このような制度整備を経た後、1990 年 4 月以降に開始する事業年度よりセグメント情報の開示が行われた。ただし、この時点でのセグメント情報は将来の拡充の方向を示しながらも、いわば最小限の内容で始まったことに注意すべきである。すなわち、「意見書」及びそれを受けた「開示省令」及び「証券局長通達」ではわが国での初めてのセグメント情報の導入であることを考え、この「制度を円滑に定着させるため」に開示情報の「一部について段階的に導入する措置を講ずることとし」⁽¹²⁾ているのである。ゆえに、セグメント情報を監査対象とすることを含め、一部情報の開示は「意見書」の答申後おおむね 5 年（1993 年）以内をめどとして検討することとし、その間は強制されない（表 5-3 参照）。

わが国でのこのようなセグメント情報の段階的導入方式は、状況は異なりながらもアメリカで証券取引委員会（SEC）により進められた制度化の初期の段階においてもみることができる。第 1 章でみたように、アメリカにおいては SEC が議会及び政府機関からの強い圧力のもとで早急にセグメント情報の開示を実現するために、まずは SEC 向け登録届出書（Form S-1, S-7 及び 10）での開示を行い、順次 SEC 向け年次報告書（Form 10-K）さらに株主向け年次報告書へと要求を拡大する方針を取っている。この 1969 年 SEC 規則は、開示情報内容も当初の草案の段階から大きく緩和してきており、監査対象ともなっていない。導入時におけるセグメント情報の開示方法及び内容は日本もアメリカも概ね類似したものとなっているのである（表 5-3 参照）。

表 5-1 日本のセグメント情報の制度化

1985	秋	大蔵省証券局が企業内容開示制度の在り方について以下の領域の検討を始める 1. 開示手続の簡素化 2. 開示内容の充実
1986	10月31日	企業会計審議会第一部会 「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」
	12月12日	証券取引審議会「社債発行市場の在り方について」
1987	6月	企業会計審議会第一部会がセグメント情報の作成者及び利用者に対するアンケート調査実施
1988	5月26日	企業会計審議会第一部会「セグメント情報の開示に関する意見書」「セグメント情報の開示基準」
	9月20日	大蔵省令「企業内容等の開示に関する省令」
	9月20日	大蔵省証券局長通達「証券取引法におけるセグメント情報の開示について」
1989	11月7日	日本公認会計士協会「セグメント情報の開示に関する会計手法について（中間報告）」
1991	4月	証券取引審議会基本問題研究会ディスクロージャー小委員会 「ディスクロージャー制度の見直しについて」
1992	6月	「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」
1993	3月3日	大蔵省令「企業内容等の開示に関する省令等の一部を改正する省令」 （連結財務諸表規則第 15 条の 2 新設、開示省令第 1 条第 22 号の 4 削除）
	11月9日	日本公認会計士協会「セグメント情報の監査に関する実務指針」
1995	3月31日	連結財務諸表規則取扱要領の改正（連結財務諸表規則取扱要領第 39 の 3 新設）
	4月1日	日本公認会計士協会「セグメント情報の開示に関する会計手法」

表 5-2 日本のセグメント情報の段階的導入過程

	1990/4/1 開始事業年度	1993/4/1 開始事業年度	1994/4/1 開始事業年度	1995/4/1 開始事業年度	1997/4/1 開始事業年度
監査 (連結財務諸表注記事項)		⇒対象			
事業の種類別セグメント 売上高 営業損益 資産の額 減価償却費 資本的支出	⇒開示 ⇒開示			(全面実施) ⇒開示 ⇒開示 ⇒開示	
所在地別セグメント 売上高 営業損益 資産の額 ----- 本邦 A 国又は地域 B 国又は地域	⇒開示 ⇒本邦 本邦以外 (一括)		⇒開示	⇒開示	(全面実施) ⇒本邦 ⇒地域別 ⇒地域別
海外売上高 ----- 海外売上高 ----- A 国又は地域 B 国又は地域	⇒開示 一括				(全面実施) ⇒地域別 ⇒地域別

出所) 小谷融「セグメント情報の記載要領の改正について(連結財務諸表規則取扱要領改正)『JICPA ジャーナル』No.479(1995年6月), 109ページ, 表1を一部修正。

表 5-3 日米における導入段階のセグメント情報(開示省令と SEC 規則)

	日 本 (開示省令・証券局長通達・開示基準)	アメリカ (1969年 SEC 改正規則)
セグメント情報の 開示方法	有価証券届出書及び有価証券報告書の「企業集団等の状況」での開示事項 ⁽¹⁾ (連結財務諸表外の情報)	SEC 向け登録届出書 Form S-1, S-7, 10 での開示事項 (連結財務諸表外の情報)
監査	対象外 ⁽²⁾	対象外
事業の種類別 (産業別)セグメント で開示すべき情報 ⁽³⁾	I 売上高 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高 又は振替高 II 営業損益又は経常損益等	I 売上高 II 臨時異常項目及び税引前損益 (金額あるいは比率)
所在地別(地域別) セグメントで開示す べき情報 ⁽⁴⁾	I 売上高 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高 及び振替高 II 営業損益又は経常損益等 ⁽⁵⁾	I 国外での事業活動が重要であれば その事業の重要性とリスク II 「実行可能であれば」 売上高と相対的利益率

注 (1) 財務諸表等の監査証明に関する省令等の一部を改正する省令(1990年12月25日大蔵省令第41号)の「第2条 企業内容等の開示に関する省令の一部改正」にて改正。

(2) 企業会計審議会の「意見書」では、おおむね答申後5年(1993年)以内をめどに、連結財務諸表において開示し、監査人による監査の対象とすることが提言されている。

(3) セグメントの名称は、日本では「事業の種類別」、アメリカの1969年 SEC 改正規則では「事業の種類別(line of business)」であり、このセグメントの決定にあたっては「経営者の判断」が重視される。

(4) 日本では「国内・在外別」。

(5) 所在地別セグメントの営業損益は、当面開示を強制されない。企業会計審議会の「意見書」では、おおむね答申後5年(1993年)以内にこれを開示する方向で検討することとしている。

2-2 セグメント情報の完成段階

企業会計審議会が「意見書」を公表した5年後の1993年3月3日に、大蔵省は「企業内容等の開示に関する省令等の一部を改正する省令」を公布し開示省令等を改正した。これは、1992年の「金融制度及び証券取引制度改革のための関係法律の整備等に関する法律」による証券取引法の改正を受けたものであり、同時に証券取引審議会基本問題研究会ディスクロージャー小委員会の「ディスクロージャー制度の見直しについて」、企業会計審議会の「意見書」及び企業財務制度研究会における開示内容の充実を求める意見を具体化している。

「開示省令」の改正は「資本市場において適正な株価形成が行われるためには多数の市場参加者の投資判断に有用で十分な情報を提供するというディスクロージャー制度本来の機能を回復すること、さらにはディスクロージャーの一層の充実によって投資者の市場に対する信頼を回復し、より多くの投資者の市場への参加を促進すること」⁽⁴³⁾を目指していた。そのために、連結開示情報の充実を図り、その柱のひとつがセグメント情報の開示の拡充であった。

セグメント情報での改正は大きく二つに分けることができる。第一はセグメント情報が監査対象となったことであり、第二は開示情報の拡大である。

省令の改正により、「開示省令」第1条第22号の4が削除され、セグメント情報の規定は新設された連結財務諸表規則第15条の2に移行したが、これによりセグメント情報は連結財務諸表の注記事項として監査対象となった。セグメント情報を連結財務諸表の一部又は注記事項として監査対象とすることは、「意見書」においてもセグメント情報の信頼性の担保及び連結財務諸表の有用性の確保のために必要であると考えられていたが、会計手法及び監査手法の確立、あわせて実務の定着を待つために当初は監査対象外の開示事項としていたのである⁽⁴⁴⁾。しかし、「意見書」では同時に1993年までをめぐりに監査対象とすることを提言しており、これが実現されたことになる。そのため、1994年3月期からの監査の実施に向けて日本公認会計士協会でも「セグメント情報の監査に関する実務指針」を公表して受入れ態勢を整備している。

開示情報においても「意見書」及びそれを受けた「開示省令」ならびに「証券局長通達」で制度の円滑な定着を図るために一部情報の開示を暫時免除していたが、それがこの改正により開示対象となった。さらに「意見書」では触れられていなかった新たな項目の開示が加えられている。

開示免除が見直されたのは所在地別セグメントの営業損益（1993年までをめぐりに開示する方向での検討が提言されていた）であり、新項目は資産関連情報（事業の種類別セグメントでは資産、減価償却費及び資本的支出、所在地別セグメントでは資産）である。あわせて、所在地別セグメント及び海外売上高での本国以外の区分を修正した。すなわち、従来国外を一括して開示することを認めていたが、これを「国又は地域」ごとに区分することになる。この地域区分は「意見書」で将来の検討を提言していたが時期を明示していなかった項目である。これらの改正項目は表5-2のように適用年度が異なり、最終的に全てが全面実施となるのは、1997年4月1日以降に開始する事業年度からである。

この改正連結財務諸表規則⁽⁴⁵⁾によるセグメント情報の具体的な記載要領等を定めるために、1995年3月に連結財務諸表規則取扱要領⁽⁴⁶⁾が改正され、従来の通達に代わり連結財務諸表規則取扱要領第39の3が新設された。同時期に日本公認会計士協会から最終的な会計手法として「セグメント情報の開示に関する会計手法」（「会計手法」）が公表されている。ここにわが国でのセグメント情報の制度化は一応の完成をみたのであるが、その制度化に着手する初期段階からアメリカからの強い開示要求に直面してきたという状況には注意しておく必要がある。

2-3 日米交渉とセグメント情報

すでに1980年代後半には、大蔵省とアメリカのSECとの定期会合の場などでもアメリカ側から日本でのセグメント情報の開示が要求されてきており、このようなアメリカ側の

姿勢は大蔵省がセグメント情報の開示に踏み切る大きな要因となったと思われる⁽¹⁷⁾。

その後、1989年から始まった日米構造問題協議では、「系列問題に係わるディスクロージャーの改善」の一環としてセグメント情報が取上げられ、翌1990年6月に公表された最終報告において、この年度よりセグメント情報の開示を開始することが報告された⁽¹⁸⁾。さらに、引続きその実施状況を点検・評価するために事後点検会合が開かれてきているが、1991年5月にまとめられた第1回年次報告において、日本側は他の諸国の開示状況に留意しつつ、今後もセグメント情報の「一層の充実を図ること」を表明し、一方のアメリカ側もセグメント情報に言及してさらなる充実を要求してきている⁽¹⁹⁾。1992年7月の第2回年次報告でも日本側はセグメント情報の充実を約束している⁽²⁰⁾。同年8月上旬に、大蔵省が現行のセグメント情報の開示内容を拡大し、今まで「事業の種類別」での損益情報の開示だけであったのを、「地域別」の損益情報の開示まで広げるよう省令を改正する方針を決定したが⁽²¹⁾、これは上記の日米構造問題協議での表明の具体化でもある。

このような交渉過程において、アメリカ側では自国基準と同等のセグメント情報をわが国に求めてきていたのである。このような状況がセグメント情報の導入及びその後の改正に及ぼした影響は大きい。1993年の省令改正にあたっては、「意見書」での基本的枠組みを踏まえ、先送りした事項の検討でFAS 14及び旧IAS 14を中心に諸外国の制度を参考にして最終決定がなされている。特に改正連結財務諸表規則において初めて開示が求められることになった資産関連情報は、当初より投資効率や収益性の判断ならびに現在及び将来の貢献度の評価に必要であるとの意見が多かったが⁽²²⁾、FAS 14及び旧IAS 14ですでに開示項目となっていることが決断に至る背景にある。

そこで、次にはこの改正連結財務諸表規則、FAS 14及び旧IAS 14によるセグメント情報の比較を行い、どの程度の調和がなされているのかを確認したい。

3 セグメント情報の比較（日本・FAS 14・旧IAS 14）

FAS 14と旧IAS 14、特にFAS 14は最近までセグメント情報の国際的な標準であり、わが国でのセグメント情報の検討過程においては両基準が国際的な調和を図るべき対象であった。以下では日本、FAS 14及び旧IAS 14のセグメント情報を、二つの側面から比較する。

第一はセグメント情報を開示する単位であるセグメントの決定である。企業の組織及び活動をどのような単位で分割するかは開示の目的と結びつき、開示情報の有用性を決定する。ここでは分割の基本的アプローチと報告すべきセグメントを決定する重要性基準が焦点となる（表5-4及び図5-1から図5-5参照）。第二はその開示情報である。事業の種類別（産業別）と所在地別（地域別）という中心的な分割形態で開示される情報内容を、金額項目と説明項目から比較する（表5-4参照）。

3-1 セグメント決定のアプローチと重要性基準

セグメント情報を開示する目的を、FAS 14では「企業の過去の業績と将来の予測についてより適切に評価できるようにすることで、財務諸表の利用者が企業の財務諸表を分析し理解するのを手助けすること」⁽²³⁾としている。そのために、「近年、多くの企業がその事業活動の範囲を異なる産業、外国及び市場に拡大してきている」⁽²⁴⁾という状況の認識にもとづいて、企業の財務諸表で（1）異なる産業での事業活動、（2）外国での事業活動及び輸出売上及び（3）主要な顧客についての情報を開示させることにした。

これが旧IAS 14では、「財務諸表の利用者が企業全体についてより多くの情報を得た上での判断ができるように」すること、すなわち財務諸表の利用者が多角化した企業の将来及びリスクを評価するには、「異なる産業及び地域の相対的規模、利益の貢献度及び成長性の傾向についての情報を提供すること」が必要としている。それは、「収益率、成長の機会、将来の予測及び投資のリスクは産業別及び地域別セグメントごとに大きく異なる」

ためであり、連結情報ではこのような評価はできないとしているのである⁽²⁵⁾。そのために、(1) 異なる産業及び(2) 異なる地域での財務情報の開示を求めることになる。

一方、わが国では事業の種類別セグメントの決定にあたっては「経営の多角化の実態を適切に反映した情報を開示(記載)し得るように」⁽²⁶⁾、所在地別セグメントでは「国又は地域ごとの事業活動を適切に反映した情報を記載し得るように」⁽²⁷⁾しなければならないとする規定がみえる程度で、セグメント情報開示の目的については特に述べられてはいない。ただ、「開示基準」設定前の検討段階において、セグメント情報の開示は「企業の経営成績等の現状分析、将来の利益及びリスクの予測を行う上できわめて有用性の高い投資情報である」⁽²⁸⁾との立場から国際的な調和をあわせて考慮すべきであるとする主張を紹介しており、その後もこの考え方を採用していると判断される。

そもそも大蔵省が企業内容開示制度の見直しを始めたのも、わが国の企業が経営の多角化及び国際化の傾向を強めてきており、企業内容開示制度をめぐる諸環境も著しく変化してきているとの認識⁽²⁹⁾からであり、基本的な状況認識では FAS 14 及び旧 IAS 14 と一致するが、国際的調和の観点から常に前面に出ているところに特徴がある。すなわち、「セグメントの単位等についても、わが国での実情を十分考慮」⁽³⁰⁾するが、同時に「諸外国における開示状況等を十分考慮」⁽³¹⁾しているのである。FAS 14 及び旧 IAS 14 での分割単位が当初より検討の対象になっている。わが国でのセグメントは、(1) 事業の種類別、(2) 所在地別及び(3) 海外売上高となる。

このようにみえてくると、企業活動の多角化及び国際化が企業集団として展開されてきている現在の企業を適正に評価するには、連結財務諸表において事業の種類別(産業別)及び所在地別(地域別)に分割した財務情報が必要であるという考え方が共通しているとみなしてよいであろう。ここでは、「多角化と国際化」に「事業の種類別(産業別)と所在地別(地域別)での分割」が対応してくる⁽³²⁾。そこで次には、その「分割」を各基準はどのように規定しているかが問題となる。

各基準におけるセグメント決定の手順を図 5-1 から図 5-5 に示してある。この手順は、企業内の特定の構成単位を基本的なセグメントにまとめることを規定する部分(各図の〔A〕)と重要性の観点から情報を開示するセグメントを決定する部分(各図の〔B〕以下)に分けることができる。

わが国での事業の種類別セグメントは、「製品(商品・役務を含む)の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性にもとづく同種・同系列の製品グループ」からなる製品系列であるとする。この製品系列による事業区分を決定するには、(1) まず販売によって外部の顧客から収益を得ている製品を識別し、(2) これを企業の実態を把握している経営者の判断により製品系列に集約する。決定にあたっては各製品の収益性、成長性及び危険性の異同を考慮する必要があり、そのためには使用目的の類似性、製造方法・製造過程の類似性ならびに市場及び販売方法の類似性という要素を考慮すべきだとする。このとき、既存の利益センター、日本産業標準分類及びすでに採用している売上集計区分の利用も示唆されているが、その構成単位が製品系列と一致するか、又は多角化の実態を適切に反映するかを判断しなくてはならない(図 5-1〔A〕)。

FAS 14 では、産業別セグメント(industry segment)を「製品もしくはサービス又は一連の関連する製品及びサービスを主として営利目的で外部の顧客に提供している企業の構成単位」と定義し、(1) 企業が収益を得ている個々の製品及びサービスを識別し、(2) これらの製品及びサービスを産業系列(industry line)ごとに産業別セグメントとしてまとめることを求めている。産業系列ごとに製品及びサービスをまとめるには、標準産業分類のような単一の基準の適用は不適切であるとし、多くを経営者の判断に委ねている。ただし、その決定にあたっては、製品の性質、生産工程の性質ならびに市場及び販売方法を考慮すべき要素として示している(図 5-4〔A〕)。

旧 IAS 14 での産業別セグメントは、「異なる製品及びサービスもしくは一連の関連する製品及びサービスを提供する企業の区分可能な構成単位」としており、その決定は経営者の責任であるとしている。ただし、決定にあたり考慮する要素として、製品と事業活動の類似と相違、製品と事業活動の収益性・リスク・成長性の類似と相違、営業・販売領域及

び企業全体にとってのその領域の相対的重要性の類似と相違、特別な規制及び産業の特徴を挙げている（図 5-3 [A]）。

このようにみると、事業の種類別あるいは産業別と名称は異なるが、その基礎とするところが類似した製品及びサービスとなるところは同じである。さらに、旧 IAS 14 では簡略化されているが、わが国と FAS 14 では同様に製品・サービスの識別とそれをまとめた基本的なセグメントの決定の二段階での判断が求められている。この段階、特に後段では企業独自の実態を反映するように経営者による最終的な判断が重視されている点も共通している。そしてこの判断にあたっては、各基準とも一定の指針は与えられているが、かなりの裁量の余地が残されている。

それは、多くの場合、ここで求められる事業の種類別あるいは産業別セグメントが、利益センターのような企業内の既存の構成単位とは必ずしも一致せず、外部報告目的に既存の構成単位を組み替えあるいは結合することで決定されることになるからである。その結果、類似した製品及びサービスを基礎としながら、事業の種類別あるいは産業別セグメントの構成内容は企業ごとに独自のものとなる。企業間比較には限界があるのである⁽³³⁾。そのため、基本的なセグメントの決定にあたり、恣意性を排除し比較可能性を高めるために基準の明確化を求める意見と多様な多角化企業の実態を適切に反映するために経営者の判断に委ねることを求める意見の対立が常に存在してきたのである⁽³⁴⁾。

所在地別あるいは地域別セグメント（geographical segment）においても、個別企業における状況の多様性を認め、その決定は経営者の判断に任されている。すなわち、各基準ともその基礎となる単位を「国又は地域（複数国）」⁽³⁵⁾においているが、単位が「国」となるか「地域（複数国）」となるかの判断及び「地域（複数国）」の括り方では、経営者の判断により、それが適切に企業の在外事業の実態を表すものとなることを求める規定となっている。その判断にあたって考慮する要素として、わが国では「地理的接近度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性」が、FAS 14 では「近接度、経済の類似性、経済環境の類似性、異なる国での事業活動の相互関連性の性格・規模・程度」が挙げられている。旧 IAS 14 では、産業別セグメントと同じである。ここでも大きな差異は見いだせない（図 5-2、図 5-3、図 5-5 [A]）。

図 5-1 から図 5-5 の [B] 以下では、情報を開示するセグメントを決定する手順を示している。ここはさらに、(1) 個々のセグメントの重要性を判定して開示対象セグメントを決定する規定（図 5-1、図 5-2 及び図 5-4 では中段、図 5-3 及び図 5-5 では下段）と (2) 開示対象セグメントでの情報が全体的に意味あるものとなっているかを判定する規定（図 5-1、図 5-2 及び図 5-4 の下段）に分かれる。

(1) の個々のセグメントの重要性を判定する規定はわが国と FAS 14 では同じである。各セグメントの売上高、営業損益あるいは資産のいずれかが 10 % 基準を満たすときそのセグメントが情報を開示する対象となる（図 5-1 及び図 5-4 [B] ~ [E]）。ただし、所在地別あるいは地域別セグメントでは、わが国と FAS 14 で共に営業損益での判定は求められていない（図 5-2 及び図 5-5 [B] [C]）。旧 IAS 14 では、この 10 % 基準を強制せずにガイドラインとして簡単に示しているのみであり、ここでもその判断を経営者に委ねている（図 5-3 [B]）。

(2) の全体的重要性の判定では差異がみられる。そもそも、旧 IAS 14 ではこの先がない。わが国と FAS 14 の事業の種類別（産業別）では、支配的セグメントの識別（図 5-1 [G] 及び図 5-4 [H]）では共通するが、開示対象セグメントが全体に占める比率（図 5-1 及び図 5-4 [F]）と開示対象セグメント数の上限（図 5-4 [G]）で異なる。わが国では上限規定はなく、開示対象セグメントの売上高又は資産の合計が全体の 50 % 以上であることを求めている。FAS 14 は開示対象となったセグメントの外部売上高合計が全体の 75 % を越えるようにすることを求め、これにより開示対象セグメント数が多くなった場合実務上の限界を超えるととして 10 以内にまとめ直すことになる。この場合、わが国の方がより多くのセグメントを「その他」として一括することが可能となる⁽³⁶⁾。所在地別（地域別）では、FAS 14 に特段の規定はない。わが国の場合、事業の種類別での規定を準用することになり、ほぼ同様の判定がなされることになる。

以上をまとめると、セグメント情報開示の目的及び情報を開示するセグメントを決定するための基本的アプローチは3基準でほぼ一致しているとみなすことが可能である。基準設定が先行したFAS 14のアプローチが後発の基準に踏襲されているといえる。ただし、旧IAS 14は概略的であり自由度が高く、わが国では開示対象セグメントの決定などで一部独自の規定が盛り込まれてきている。次には、この決定された開示対象セグメントでの開示情報を比較する。

3-2 開示情報の比較

事業の種類別（産業別）及び所在地別（地域別）に開示される情報は、表5-4にまとめられている。それぞれ、金額項目と説明項目からなる。金額項目では、売上高、利益及び資産項目が中心となり、説明項目ではセグメントの構成の説明と情報作成に採用された会計処理基準の開示が求められている。

金額項目では、全ての基準で、外部顧客への売上高及びセグメント間の内部売上高又は振替高、セグメント損益及びセグメント固有の資産の開示を求めている。これは事業の種類別（産業別）と所在地別（地域別）を問わない。セグメント損益で営業損益を基本としながらその他損益数値も認めているところも各基準に共通する。

事業の種類別（産業別）では、わが国とFAS 14で資産関連情報として減価償却費と資本的支出が開示され、FAS 14ではさらに持分法適用投資先に対する持分損益と持分投資額及び会計方針の変更の影響の開示が加わる。各基準とも、所在地別（地域別）ではこのような情報の開示は求められていない。

また、このようなセグメント別の開示情報と全体の財務諸表情報との関係を明確にするために、調整表が求められる。わが国では、連結財務諸表規則取扱要領での記載様式において連結財務諸表の数値との調整が示されている⁽³⁷⁾。FAS 14及び旧IAS 14でも個々の開示項目の合計額を連結財務諸表での関連項目の数値と調整しなければならない⁽³⁸⁾。FAS 14で例示されている連結財務諸表数値との調整の様式⁽³⁹⁾はわが国とほぼ同様である。

説明項目では、全ての基準において事業の種類別（産業別）及び所在地別（地域別）の両方で各セグメントの内容あるいは構成について明らかにすることを求めているが、その他補足情報の開示で違いがみられる。開示情報の作成にあたっては判断の余地が多く存在するため、どのような会計処理基準が採用されたかも評価にあたっての重要な情報となる。

内部売上高を決定する振替価格の基準をFAS 14及び旧IAS 14では開示しなくてはならないが、わが国ではそのような規定がない。FAS 14ではセグメント損益の計算における費用の配賦基準及びセグメント間での資産の配分基準を含めて開示情報に関連する会計処理基準について開示を求めているが、旧IAS 14では強制ではなく開示の有用性を示唆するに止まる。わが国では、配賦不能営業費用と全社資産についてその金額と内容の開示を求めているが、基準の開示は要求されない。

このようなセグメント情報作成に係わる会計処理基準及びセグメント構成が変更された場合には、開示される情報の有用性が損なわれることになる。そこで、各基準ともそのような変更が行われた場合の規定を設けている。わが国では、「相当期間にわたり記載対象セグメント、営業費用の配分方法及び資産の配分方法等について継続性が維持されるよう配慮するものとする」とした上で、「記載対象セグメント、営業費用の配分方法又は資産の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載する」⁽⁴⁰⁾ことを求めている。すなわち、継続性の原則の適用である。旧IAS 14も同様に変更年度において、「その変更の性質の説明、変更の理由及び合理的に決定し得るなら変更の影響」⁽⁴¹⁾を開示することになる。他方、FAS 14になると、過去情報の遡及再表示も求められる。すなわち、セグメント構成及び会計処理基準の変更の他に、財務諸表が遡及再表示を必要とするときには、過去に報告したセグメント情報を遡及再表示し、同時にこの遡及再表示の性質及び影響を開示することになり、期間比較可能性を高めている⁽⁴²⁾。この遡及再表示については、次にアメリカでの事例をもとに検討を加えることにする。

開示情報において、基本的開示項目となっているのは売上高、利益及び資産であるが、

これらの項目は各セグメントの経営成績を評価する指標となる。資産関連項目は利益数値とともにセグメントの収益性と効率性を評価するために求められている。ゆえに、企業全体での財務活動に係わる負債項目は求められていない⁽⁴³⁾。セグメント情報の場合、セグメントの構成内容は企業ごとに独自のものとなるため、各セグメントについての説明は不可欠である。各基準では少なくともこの基本的開示項目で同水準の情報を開示することになっているといえよう。

表 5-4 開示するセグメント情報の比較（現行日本基準・FAS 14・旧 IAS 14）

	日 本	FAS 14 ⁽¹⁾	旧 IAS 14 ⁽²⁾
セグメント情報の開示	有価証券届出書及び有価証券報告書の連結財務諸表での注記事項(連結規則第 15 条の 2)	非公開企業を除く全ての営利企業の (a)財務諸表の本体 (b)財務諸表の脚注 (c)財務諸表の不可欠な部分に含まれる明細表のうちいずれか(§ 28, FAS 18, 21)	公開企業及び子会社を含む経済的に重要な事業単位の財務諸表 ⁽³⁾ (§ 2)
情報開示が要求されるセグメント	事業の種類別セグメント(図 5-1) 所在地別セグメント(図 5-2) 海外売上高 ⁽⁴⁾ (連結規則第 15 条の 2、開示基準二)	産業別セグメント(図 5-4) 地域別セグメント(図 5-5) 主要な顧客 ⁽⁵⁾ (§ 3)	産業別セグメント(図 5-3) 地域別セグメント(図 5-3) (§ 1)
事業の種類別(産業別)セグメントでの開示情報	I 売上高(その他収益を含む) 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高又は振替高 II 営業損益又は経常損益等 (配賦不能営業費用の金額と内容) III 資産の金額 (全社資産の金額と内容) IV 減価償却費の金額 V 資本的支出の金額 (連結規則第 15 条の 2 第 1 項、連規要領第 39 の 3-1(3)、開示基準三(一)2)	I 収益(§ 10c, 23) 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高又は振替高 II 営業損益又はその他損益(§ 10d, 24) (異常損益項目の説明と金額) III 固有資産(§ 10e, 26) IV その他関連する開示項目(§ 27) 1 減価償却費 2 資本的支出 3 持分法適用投資先に対する持分損益と持分投資額 4 会計方針の変更の影響	I 売上高及びその他収益(§ 5, 16a) 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高又は振替高 II セグメント別業績(営業損益等) (§ 5, 16b, 17-18) III 資産の金額又は割合(§ 16c, 19)
	・事業区分について、区分の方法と区分に属する主要な製品の名称又は事業内容を記載(連規要領第 39 の 3-1(3)③、開示基準三(一)1(2))	・製品・サービスの種類を明示(§ 22) ・振替価格決定基準(§ 23) ・開示情報に関連する会計方針を記述(§ 22)	・各セグメントの事業活動を記述(§ 7, 9) ・振替価格決定基準(§ 16d, 20) ・会計方針の開示を推奨(§ 7)
所在地別(地域別)セグメントでの開示情報	I 売上高(その他収益を含む) 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高又は振替高 II 営業損益又は経常損益等 (配賦不能営業費用の金額と内容) III 資産の金額 (全社資産の金額と内容) (連結規則第 15 条の 2 第 2 項、連規要領第 39 の 3-1(3)④⑤⑥、連規要領第 39 の 3-2(3)、開示基準三(二)2)	I 収益(§ 10c, 35a) 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高又は振替高 II 営業損益又はその他損益(§ 10d, 35b) III 固有資産(§ 10e, 35c) IV 輸出売上高 ⁽⁶⁾ (§ 36)	I 売上高及びその他収益(§ 5, 16a) 1 外部顧客への売上高 2 セグメント間の内部売上高又は振替高 II セグメント別業績(営業損益等) (§ 5, 16b, 17-18) III 資産の金額又は割合(§ 16c, 19)
	・国又は地域の区分について、区分の方法と区分に属する主な国又は地域を記載(連規要領第 39 の 3-2(3)②)	・企業の在外事業を分割した地域を明示(§ 37) ・振替価格決定基準(§ 35a)	・各セグメントの構成を明示(§ 7, 9) ・振替価格決定基準(§ 16d, 20) ・会計方針の開示を推奨(§ 7)

注(1) FAS 18, 21, 24, 30, 95, 111 により修正。

(2) 旧 IAS 14 のパラグラフは 1994 年の変更以降のものによる。

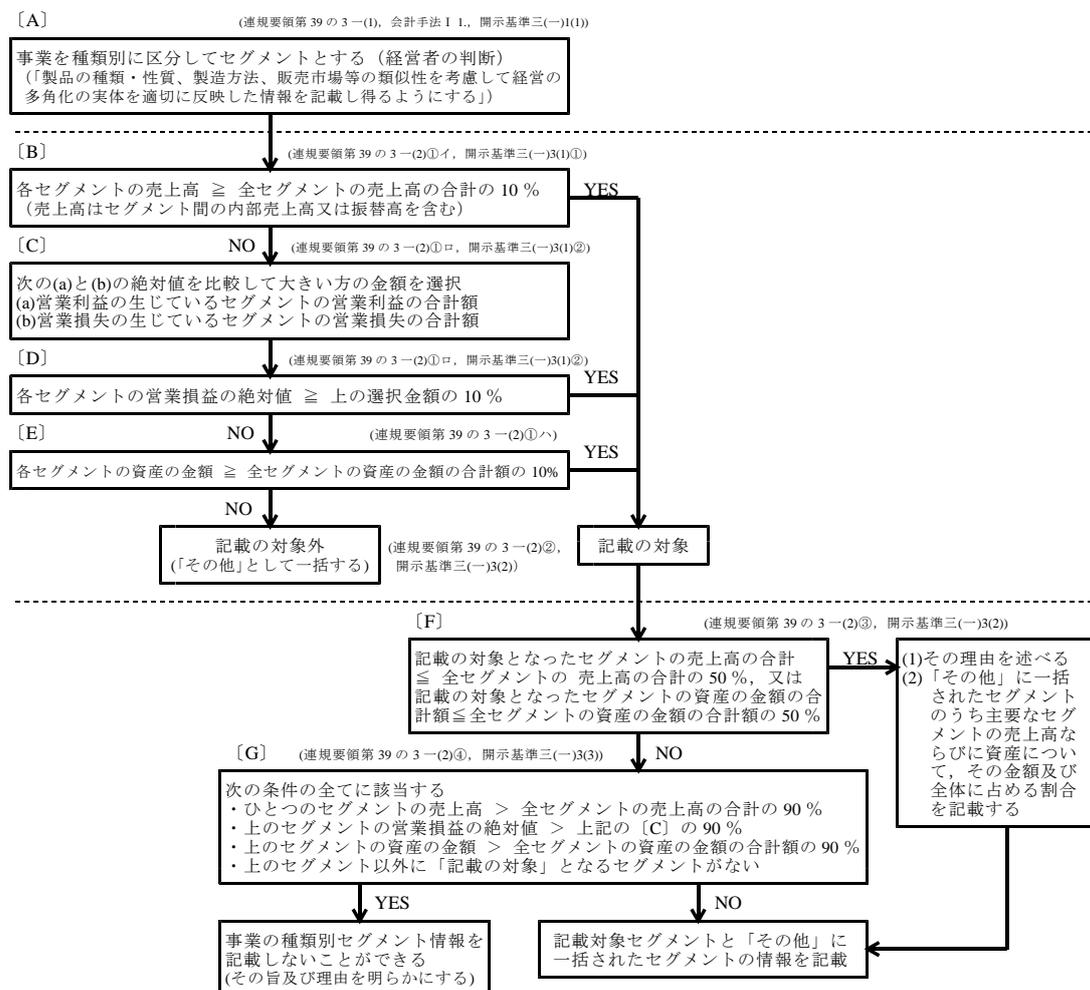
(3) 経済的に重要ならば、非公開企業も対象となる。

(4) 所在地別セグメントで決定された国又は地域の区分により、そのセグメントの外部顧客への売上高が連結売上高の 10% 以上ならば、売上高と割合を記載する。(連結規則第 15 条の 2 第 3 項、連規要領第 39 の 3-3、開示基準三(三))

(5) 単一の顧客からの収益が連結収益の 10% 以上ならば、その事実と該当する顧客からの収益を開示する。(FAS 30)

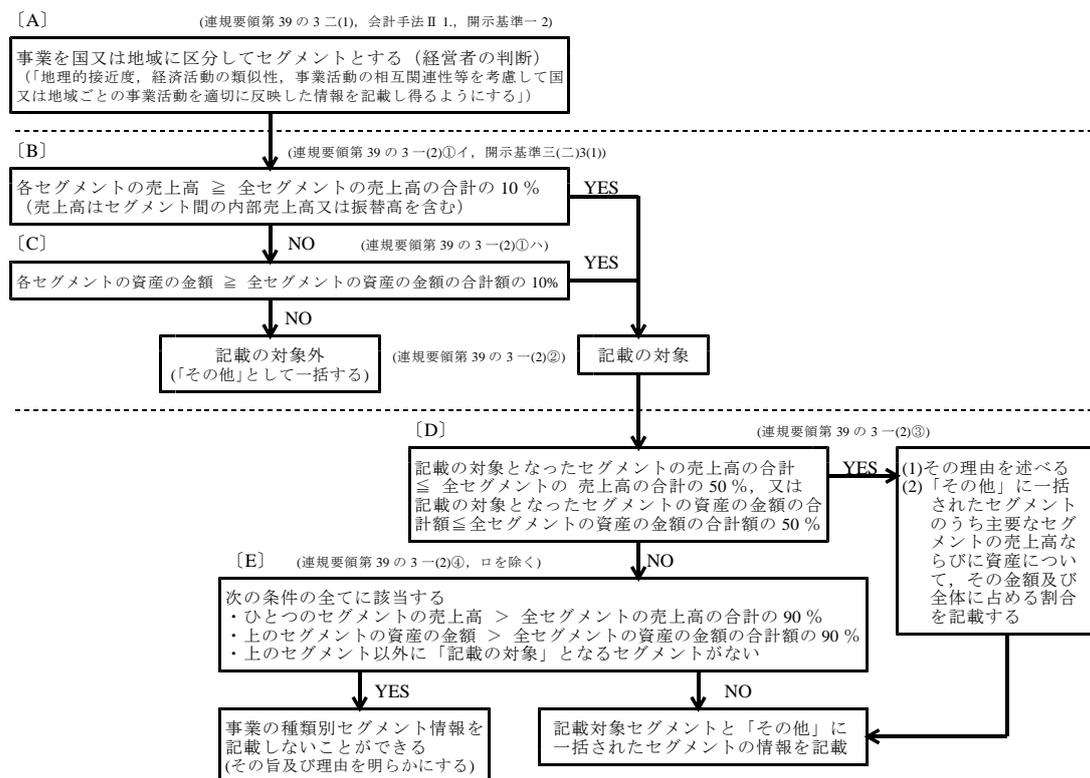
(6) 国内事業に関して、外国の外部顧客への売上高が連結損益計算書で報告された外部顧客への売上高合計の 10% 以上ならば、その金額を総額あるいは地域別に報告する。

図 5-1 日本における事業の種類別セグメントの決定



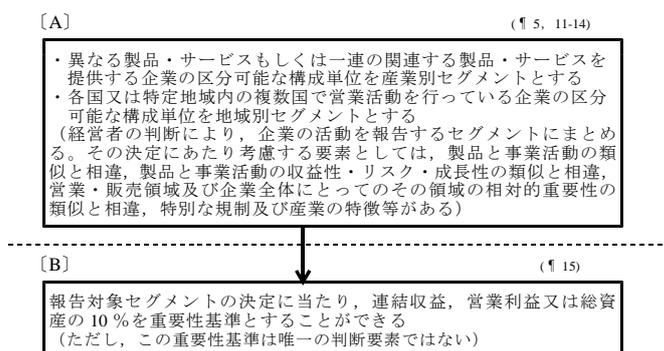
出所) 拙稿「セグメント情報の日米比較」『社会科学研究 (鈿路公立大学)』第 2 号第 2 分冊 (1990 年 6 月), 33 ページ, 図 1 を「連規要領」第 39 の 3-1)~(2)及び「会計手法」I 1.により修正。

図 5-2 日本における所在地別セグメントの決定



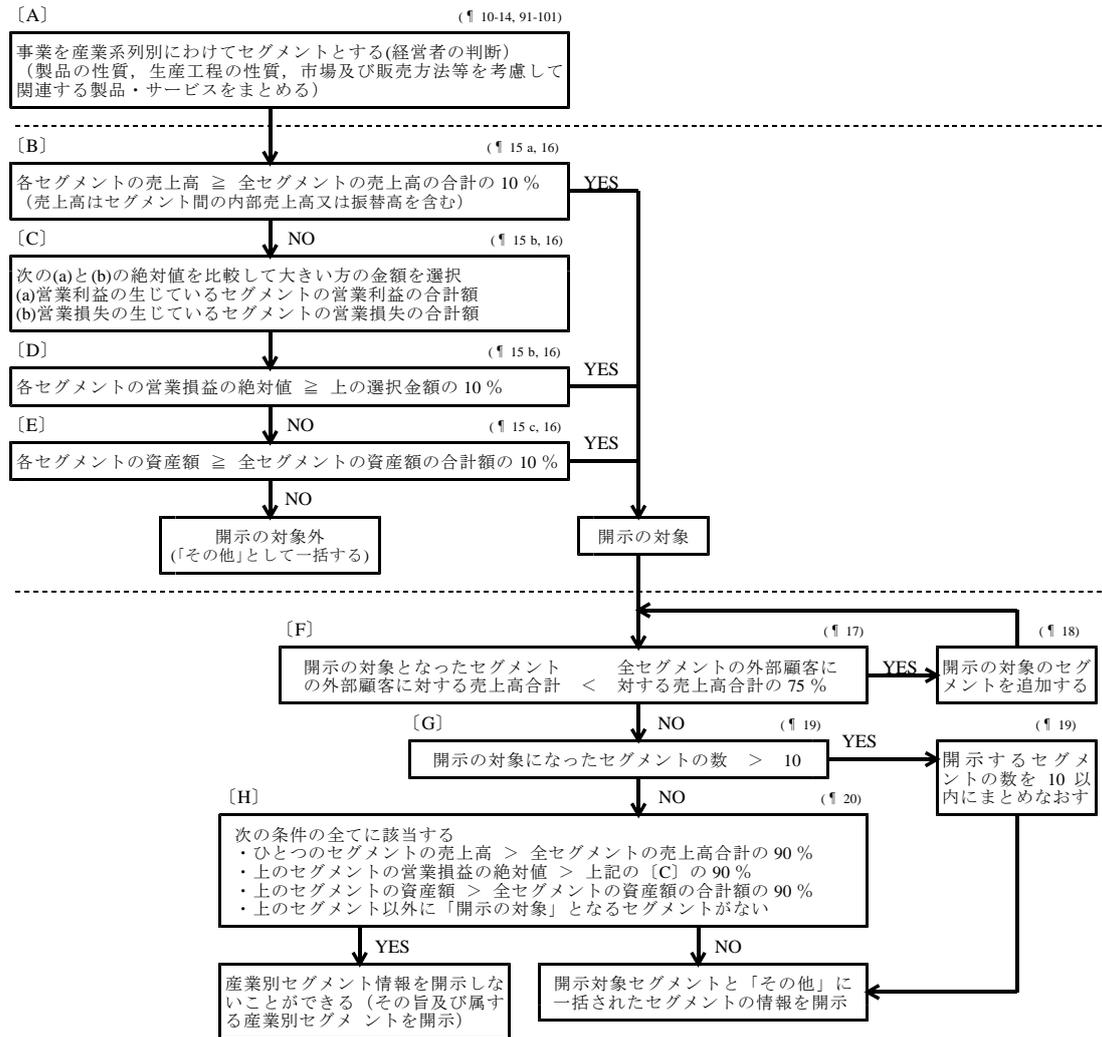
注 所在地別セグメント情報では、記載対象セグメントの決定方法において「連規要領」第 39 の 3 一(2)の規定を準用する。
 ただし、「連規要領」第 39 の 3 一(2)①ロ及び④ロの営業損益の規定は適用しない。(「連規要領」第 39 の 3 二(2)①
 出所) 図 5-1 をもとに「連規要領」第 39 の 3 一(1)~(2), 第 39 の 3 二(1)~(2)及び「会計手法」II 1.により作成。

図 5-3 旧 IAS 14 による産業別及び地域別セグメントの決定



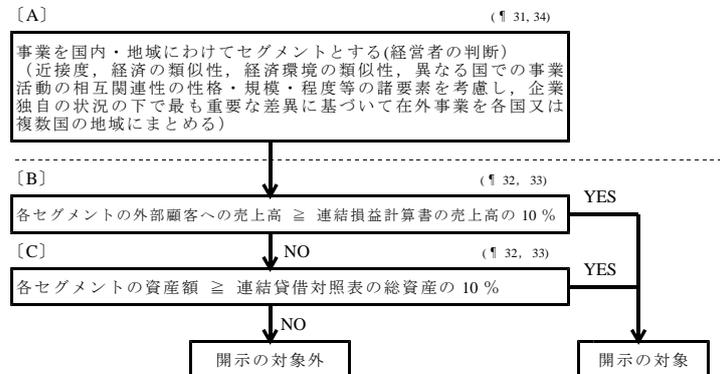
注 パラグラフは 1994 年の変更以降のものによる。
 出所) 図 5-1 をもとに IAS 14 にあてはめて作成。

図 5-4 FAS 14 による産業別セグメントの決定



出所) 前掲拙稿, 34 ページ, 図 2 を修正。

図 5-5 FAS 14 による地域別セグメントの決定



出所) 図 5-1 をもとに FAS 14 にあてはめて作成。

3-3 セグメント情報の修正

FAS 14 では、セグメント情報開示の目的を異なる産業あるいは地域で事業活動に携わる企業の過去の業績及び将来の予測に対し、より適切な評価を下せるようにすることにより、情報利用者が企業の財務諸表を分析し、理解するのを助けることにありとされており、個々の企業での財務諸表情報の期間比較可能性が重視される⁽⁴⁴⁾。このため、FAS 14 ではセグメント情報の期間比較可能性を考慮して、以前に報告したセグメント情報を遡及再表示 (retroactive restatement) することを要求している⁽⁴⁵⁾。財務諸表情報を過去に遡って再表示することは、財務諸表に対する信頼性と情報の期間比較性の間での選択の問題となるが、FAS 14 では、セグメント情報の期間比較可能性を重視する方針を取ったのである。このように過去の財務諸表情報を遡及再表示する会計慣行はセグメント情報に限らず、アメリカ特有のものであり、わが国ではみられない。旧 IAS 14 も再表示については触れていない。

アメリカでセグメント情報が遡及再表示されるのは次の時である。

- (1) セグメント単位が変更された時
- (2) 連結財務諸表が遡及再表示された時
- (3) 廃止事業が決定された時

ひとつめのセグメント単位での変更とは、セグメントの内部構成の変更である⁽⁴⁶⁾。セグメント情報では特に、その内部構成の組替が頻繁に行われるような場合、情報の有用性が大きく損なわれざるを得ない。わが国でもこの点を考慮し、以前の「証券局長通達」においてもセグメントの決定にあたっては、「相当期間にわたり継続性が維持されるよう配慮するものとする」⁽⁴⁷⁾として継続性の原則の適用を求めていた。ゆえに、「例えば、過年度に重要性の基準（「売上高基準」又は「営業損益基準」）に該当し将来も該当する見込みのあるセグメントが、たまたま当年度に該当しなかった場合には当年度も報告対象セグメントとして取扱うといった配慮も必要」⁽⁴⁸⁾となるであろうとしていた。しかし、そのような重要性のテストでの変更ばかりではない。アメリカの企業での実情をみると、かなりの頻度でセグメントの内部構成の変更が行われているのである。

例 1 XEROX（1984年 セグメント情報の説明⁽⁴⁹⁾）

1984年に、当社は当社の製品及び市場の特質をより適切に反映するセグメント構成で報告できるように、産業別セグメントの報告を修正した。修正されたセグメント構成は当社の組織構造により密接に合致し、情報システム及び金融サービス事業の重要性が高まってきていることが分かるようになっている。1983年及び1982年の産業別セグメントのデータは、以下に述べる産業別セグメントの構成に合うよう遡及再表示された。

例えば、例1のXEROXの場合、1984年の株主向け年次報告書のセグメント情報では産業別セグメントの構成が大幅に変更された。セグメントは新たな名称の下に前年までの内部構成の全面的な組替が行われ、新たに「金融サービス」セグメントも加えられている。しかも、1984年に止まらず、続けて1985年及び1986年にも産業別セグメントは一部の組替が行われているのである⁽⁵⁰⁾。このような場合、アメリカでは過年度のセグメント情報は遡及再表示されるため、XEROXでも1984年以降の各年度で新たなセグメント構成により遡及再表示が行われている。

例 2 TENNECO（1985年 セグメント情報の脚注⁽⁵¹⁾）

1984年と1983年の「石油開発・生産」セグメントは、テネコシンフェールスへの投資を除くために修正再表示された。これは現在「天然資源関連事業及びその他」セグメントに含まれている。

次の例2におけるTENNECOの事例では、2つの産業別セグメント間での内部組替が行われた。これにより、1984年と1983年の産業別セグメントの「石油開発・生産」セグメントと「天然資源関連事業及びその他」セグメントの双方が遡及再表示されている。

ふたつめとして、連結財務諸表が遡及再表示されるのには、(1) 会計報告主体の変更と(2) 特定の会計原則の変更がある⁽⁵²⁾。セグメント情報は、連結財務諸表情報の再分割であるため、連結財務諸表が遡及再表示される場合には、必然的に関連するセグメント情報も遡及再表示されることになる。

会計報告主体の変更とは、企業結合において持分プーリング法を適用した場合が代表的な例であり⁽⁵³⁾、さらに連結対象子会社あるいは持分法適用会社を増やす等連結範囲を変更した場合も対象となる⁽⁵⁴⁾。

一般的には会計原則の変更には遡及再表示は行われず。変更年度の期首利益剰余金への変更の累積影響額をその年度の純利益に加減し、表示している全年度の損益計算書上において、臨時損益項目前利益及び純利益を新原則が適用されていると仮定計算して (pro forma basis) 表示することが求められる⁽⁵⁵⁾。ゆえに、セグメント情報でも遡及再表示はしない。ただし、FAS 14では産業別セグメントの営業利益に対する会計原則の変更の影響の開示が求められていた⁽⁵⁶⁾。

しかし、「会計原則の変更の中には過年度の報告を遡及的に処理することの利益がその不利益を超えているものがある」との判断から、表示されている全ての年度の財務諸表の遡及再表示が必要な会計原則の変更が指定されている⁽⁵⁷⁾。それは以下の場合である。

- (a) 棚卸資産の評価方法を LIFO から別の方法へ変更。
- (b) 長期請負工事契約の会計方法の変更 (工事進行基準と工事完成基準の間の変更)。
- (c) 石油掘削産業での「全部原価法 (full-cost method)」への、又は「全部原価法」からの変更。
- (d) 鉄道業での「除去、取替及び改善 (retirement-replacement-betterment)」会計から減価償却会計への変更⁽⁵⁸⁾。
- (e) 新しい会計基準の設定により遡及再表示を指示されている場合⁽⁵⁹⁾。

例3 TENNECO (1979年 連結財務諸表の脚注「原油・ガス会計及び減価償却」⁽⁶⁰⁾)

1979年に、テネコは原油・ガス産業でSEC方式の全部原価法を採用した。SEC方式の全部原価法は、以前にテネコが用いていた全部原価法と異なるところがある。過年度の財務諸表はこの変更を反映するために修正再表示された。

上に挙げたTENNECOの事例は、上記(c)の石油掘削産業での会計原則の変更による遡及再表示に当てはまる。これにより、1978年と1977年の産業別セグメントの「統合石油産業」セグメント及び地域別セグメントの損益及び資産情報が遡及再表示された。地域別セグメントでは特に「アメリカ合衆国」セグメントでの修正額が大きかった。このように、会計原則の変更が特定の産業あるいは地域のセグメント情報に対し特に大きな影響を与えることになる場合があることは注意しておくべきである。

例4 XEROX (1981年 連結財務諸表の脚注「会計原則の変更－外貨換算」⁽⁶¹⁾)

1981年12月にFASBは基準書第52号「外貨換算会計」を公表した。これは今までの外貨建取引及び外貨表示財務諸表の換算方法を変更した。わが社はFASBが推奨するこの基準書の早期採用を選択した。基準書が認めているため、1980年以前の4年間の財務諸表が遡及再表示された。

また、上記(e)における新たな会計基準の設定の例としては、XEROXが1981年に外貨換算方法を変更したことによる遡及再表示の事例がある(例4)。これにより、1980年と1979年の産業別セグメントと地域別セグメントの損益及び資産情報が遡及再表示されている。

例5 NCR (1982年 セグメント情報の脚注⁽⁶²⁾)

1982年に、研究開発費の各地域への配賦基準を変更した。この変更により、1981年と1980年の営業利益が遡及再表示された。この結果、「アメリカ合衆国」セグメントの営業利益は1981年では600万ドル及び1980年では2,000万ドル減少し、同時に「ヨーロッパ」セグメントの営業利益は同額増加した。

さらに、セグメント情報作成に用いられた会計原則の変更により、セグメント情報が遡及再表示される場合もある。上のNCRの事例では、研究開発費の配賦基準を変更したことにより、それに関連する地域別セグメント情報が遡及再表示されることになった。

例6 TENNECO (1985年 連結財務諸表の脚注「廃止事業」⁽⁶³⁾)

1985年12月に、テネコはポリ塩化ビニル事業部門をオクシデンタル石油に売却する契約書にサインをした。その結果、廃止事業の売却により2,300万ドルの損失が生じた。ポリ塩化ビニル事業部門売上高は、1985年、1984年及び1983年のそれぞれで2億ドル、2.21億ドル及び2.1億ドルであった。同様に、廃止事業での純利益(損失)はそれぞれで300万ドル、(1,400万ドル)及び200万ドルであった。

最後に、廃止事業に関連するセグメント情報の遡及再表示がある。FAS 14でのセグメント情報は、継続事業での連結財務諸表情報を基礎としている⁽⁶⁴⁾。アメリカでは損益情報の期間比較性を維持するために、廃止事業の経営成績は表示されている各年度で継続事業とは分離して表示することが要求される⁽⁶⁵⁾。ゆえに、セグメント情報も、事業の売却決定等による廃止事業が生じた場合、遡及再表示されるのである。例6は、TENNECOによる廃止事業での開示例である。

これにより、1984年と1983年の産業別セグメントの「石油精製・販売」セグメントと地域別セグメントの「アメリカ合衆国」セグメントの売上高及び損益情報が遡及再表示され、識別可能資産ではこの廃止事業の分が分離表示された。もう一例、XEROXでの子会社の売却の場合をみてみよう。

例7 XEROX (1982年 連結財務諸表の脚注「WUI社の売却」⁽⁶⁶⁾)

報告されている年度の連結財務諸表は、廃止事業での経営成績を分離して適切に報告するために遡及再表示された。

この子会社の売却により、1981年と1980年の産業別セグメントでこの子会社が含まれていた「その他事業」と、地域別セグメントの「アメリカ合衆国」セグメントが遡及再表示された。地域別セグメントでは損益情報として純利益を開示していたが、この廃止事業での損益を分離表示している。

このように、アメリカの企業でのセグメント情報の開示状況を具体的にみてゆくと、実に多くの遡及再表示が行われていることに気づく。この場合、必ずしもセグメント情報への影響を明示していない例もみられるが、過年度に報告された情報との比較によりその影響の程度を知ることは可能である。逆に、例えば、セグメントの内部構成の変更が頻繁に行われた場合などは、このような遡及再表示がなされなければセグメント情報の期間比較可能性は大きく損なわれることになろう⁽⁶⁷⁾。

4 「管理アプローチ」による新しいセグメント情報

わが国では 1993 年改正の連結財務諸表規則によるセグメント情報が 1998 年 3 月期から全面的に開示されることになったが、アメリカ、カナダ及び国際会計基準では同じ 1997 年に新しいアプローチによる基準書を公表し、セグメント情報の全面的な改正を行っている。この FAS 131 と改訂 IAS 14 ではセグメント情報に対する基本的アプローチが従来の基準とは異なる。すなわち、FAS 131 では、FAS 14 で採用した「産業アプローチ (industry approach)」から新たに「管理アプローチ (management approach)」によるセグメント情報への変更がなされたのである。

アメリカにおいては、アメリカの財務会計基準審議会 (FASB) が 1982 年から連結財務諸表制度の改革を検討し始めてきていた⁽⁶⁸⁾。この連結プロジェクトのひとつとして FAS 14 でのセグメント情報の改訂が検討されていたが⁽⁶⁹⁾、これが 1997 年 6 月に FAS 131 として確定したのである。

国際会計基準委員会 (IASC) では、1981 年に旧 IAS 14 を公表していたが、1992 年 3 月にはその再検討を決定した⁽⁷⁰⁾。IASC は現在までコア・スタンダードを完成させる努力を続けてきているが、旧 IAS 14 の改訂もその対象であった。この改訂は 1997 年 7 月に理事会で最終的に承認されたが、改訂にあたっては当初より FAS 131 のプロジェクトとの調整を図ることを重視してきている。その FAS 131 自体、アメリカとカナダの共同プロジェクトの結果であり、FASB とカナダ勅許会計士協会 (CICA) の会計基準審議会 (AcSB) が、1993 年 3 月に合意して以来、両国間でセグメント情報の会計基準を統一させるために共同で基準設定を進めてきていたのである。

IASC では 1997 年 1 月の理事会の段階で基準改訂を承認済みであったが、この北米のセグメント基準との調和を一層進めるために最終承認にあたりさらに基準内容を変更している。その結果、この改訂された IAS 14 と FAS 131 では基本的アプローチでかなり共通する考え方と内容を持つことになったが、一方で従来の基準である FAS 14 及び旧 IAS 14 と比較すると大幅な変更となっているのである。

4-1 FAS 131 でのセグメント情報

a. セグメント決定における「管理アプローチ」

FAS 131 による情報開示対象セグメントの決定手順は、図 5-6 に示されている。この流れに沿いながら FAS 131 でのセグメントに対する基本的考え方とセグメント決定手順を確認していきたい。

初めに基本的なセグメントの単位が決定される (図 5-6 [A])。FAS 14 ではこれが「製品・サービス又は一連の関連する製品・サービス」あるいは「国又は地域」であった。しかし、FAS 131 では異なる視点からセグメントの単位を決定することが求められる。これが「業務別セグメント (operating segment)」である。FAS 14 のように産業別及び地域別の区分に限定することなく、内部で経営管理に用いる単位をもとにした業務別セグメントに 1 本化されている。

この業務別セグメントは、「(a)収益を得て、費用を発生させる事業活動に携わっている (企業内の他構成単位との取引に係わる分も含む)、(b)各セグメントへの資源配分の決定及びセグメントの業績評価のために最高業務意志決定者がその経営成績を定期的に調査している、(c)個々に財務情報が利用可能である」⁽⁷¹⁾という 3 条件を満たす企業内部の組織的構成単位と定義されている。

FAS 131 では、上記の 3 条件でほぼ業務別セグメントを特定できるとみているが、多様な内部報告システムの存在を想定して補足条項を加えている。すなわち、各構成単位の事業活動の性質、各セグメントに対する管理者の責任の有無及び取締役会で報告される情報のような他の要素も業務別セグメントを特定する基礎となり得る。

このような条件により、企業内部の組織的構成単位であっても管理部門や企業年金のよ

うな主たる収益を生み出さない部門は業務別セグメントとはならない。一方、経営管理目的での構成単位となっているならば、外部顧客への売上のない垂直的に統合されている部門も業務別セグメントと認定される。FAS 14 では、産業別セグメントを外部の顧客へ販売される製品・サービスで構成するとしていたため、垂直的に統合されている事業の分割は求めていなかった⁽⁷²⁾。

すなわち、FAS 131 では、セグメントを企業の内部組織構造と一致させることにしているのである。そこでは、企業の意志決定者が現実に各セグメントへの資源配分の決定及びセグメントの業績評価という意志決定を行う際に用いる内部情報に焦点を当てており、その経営管理目的で用いる情報を提供する構成単位をセグメントの基本単位とするのである。そのセグメントから提供される情報を用いて意志決定を行う機能を果たするのが最高業務意志決定者（chief operating decision maker）である⁽⁷³⁾。このように既存の内部組織構造及び経営管理報告システムによりセグメントを決定する方式を FASB では「管理アプローチ」と呼んでいるのである。

FAS 131 でこのようなアプローチを採用することになったのは、FAS 14 での産業系列あるいは事業系列（line of business）をもとに構成する産業別セグメントが利用者の求める情報を提供していないと判断したからである。特に、FAS 14 での産業別セグメントの決定における任意性により、セグメントの区分の範囲が広くなり、開示対象セグメントの数が少なくなることに對する不満が大きかった。FASB では、寄せられた意見のほとんど全てが管理アプローチによるセグメントの決定方式で情報の有用性が高まると考えているとしている⁽⁷⁴⁾。しかし、一方では管理アプローチにより企業間比較及び期間比較が不可能となるという反対意見もある。これに對して、FASB では比較可能性の重要性は承知しているが、比較可能性を追求することで、目的適合性と信頼性を損なうことは避けなければならないという立場をとっている⁽⁷⁵⁾。すなわち、会計情報を有用なものにする要素である質的特性⁽⁷⁶⁾として目的適合性を最も重要視しているのである。

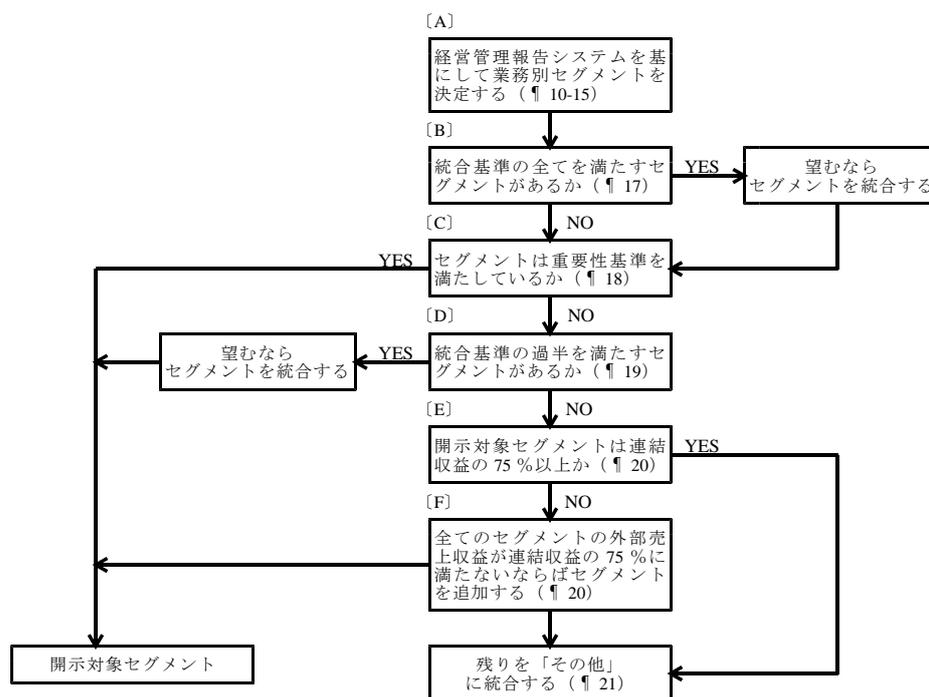
ならば、FAS 131 では情報利用者が求めており、その意志決定に影響を及ぼす情報としてどのような情報を考えているのであろうか。FAS 131 では内部組織構造及び経営管理報告システムを基礎とするセグメントの利点の第一に、『『経営者の視点』から企業をみる』ことができることで、企業の将来キャッシュフローに對する予測に大きく影響し得る経営者の行動と反応を予測する能力が高まる』ことを挙げている⁽⁷⁷⁾。すなわち、個々の企業の内部組織構造及び経営管理報告システムを基礎とするセグメントはその企業の「経営戦略」を知ることができるに、その情報は情報利用者の意志決定に有用であると考えているのである。ゆえに、セグメント情報を開示させる目的は、「財務諸表利用者が(a)企業の過去の業績についての理解を深め、(b)将来の純キャッシュ・フローの予測をより適正に評価し、(c)企業全体についてより多くの情報を得た上で判断を下せるよう手助けするために、企業が携わる異なる種類の事業活動と事業活動を取り巻く経済的環境に對する情報を提供させることにある」⁽⁷⁸⁾とし、FAS 14 でのような「多角化と国際化」に對する情報の提供を第一義とはしていないのである。

ただし、FAS 131 では製品・サービス及び地域を基礎とした情報の開示の要望にも応じている。そもそも現状として、「多くの企業は製品・サービス別あるいは地域別に組織されており、報告される業務別セグメントの開示情報ではこの二つのタイプの情報のひとつあるいは両方が報告されることになるだろう」⁽⁷⁹⁾と考えているが、開示されないタイプの情報については全社的な開示として追加開示を求めている。製品・サービスについての情報としては企業全体での各製品・サービスあるいは一連の類似した製品・サービスごとに外部顧客からの収益を開示し、地域についての情報では外部顧客からの収益と金融資産を除く資産を本国と諸外国（総計、重要ならば国別）に分けて開示することを求める⁽⁸⁰⁾。しかし、ここでの情報は追加開示であり、主たるセグメント情報とはなっていない。

b. 統合基準と重要性基準

管理アプローチを適用し、企業の内部管理情報の報告を求めることになると過度に詳細になる可能性がある。FAS 131 では、作成者側の負担と利用者側の有用性を考慮して情報

図 5-6 FAS 131 による業務別セグメントの決定



出所) FAS 131, ¶ 127 を一部修正。

開示対象の業務別セグメントを決定するために統合基準と重要性基準を設けている。この「緩和した管理アプローチ」により、FAS 14 と同様に業務別セグメントが最終的に情報を開示するセグメントと「その他」に一括されるセグメントに区別される。

業務別セグメントが特定された後、「この基準書の目的と基本的な原則に一致し、類似した経済的特徴を持ち、かつ(a)製品あるいはサービスの性質、(b)生産工程の性質、(c)顧客の形態又は種類、(d)流通・販売方法、(e)規制環境の性質の各々が類似しているならば、複数の業務別セグメントを単一の業務別セグメントに統合」⁽⁸¹⁾することが認められる(図 5-6 [B])。

この統合基準を設けた理由は、業務別セグメントが類似した経済的特徴を持つならば、長期的に類似した財務業績を示すことも多く、それゆえ類似した将来予測を期待できると考えたからである。そのような類似した経済的特徴を持つ業務別セグメントを個別に報告することは利用者の理解を助けることにはならないため特定状況での統合は認めるとしているのである。しかし、FAS 131 の公開草案に対しては、この統合基準が不合理に厳しすぎるとのコメントが多かったという。これに対して、FASB ではこの基準の緩和は潜在的に価値のある情報を失うことになるとしている⁽⁸²⁾。統合が認められるのは上記の条件を全て満たしているときであり、そこには FAS 14 での産業別セグメントの決定でみられた任意性をできるだけ排除し、安易な統合は認めないという FASB の意向が読みとれる⁽⁸³⁾。

図 5-6 [C] における重要性基準は、FAS 14 での 10%テスト(図 5-4 [B] ~ [E])と同じである。公開草案の段階では、この重要性基準は「業務別セグメントの決定を妨げ、開示対象セグメントの数を不必要に少なくする」⁽⁸⁴⁾と考えて設けていなかった。FAS 131 では反対意見を受入れて基準を緩和している。そこで、この重要性基準を満たさない規模の小さい業務別セグメントについても類似性のないセグメントの統合を避けるため、先の統合基準の過半を満たさない限り統合を認めていない(図 5-6 [D])。

同じく、図 5-6 [E] 及び [F] での 75%テストも公開草案の段階では設けられていな

かったが、FAS 131で復活している。FAS 14と同じく（図5-4〔F〕）、開示対象となった業務別セグメントの外部顧客への売上高合計が連結収益の75%に満たないならば、75%に達するまで開示する業務別セグメントを追加しなければならない。これにより開示対象となるセグメントが少なくなることに對して一定の歯止めとしている。しかし、FAS 14でみられた開示対象セグメントの数の上限（図5-4〔G〕）は、FAS 131でも示されている。さらに、セグメントは内部組織構造に依存するため、支配的セグメントの免除規定（図5-4〔H〕）はない。

c. FAS 131での開示情報

FAS 131で開示を求められる情報も、最高業務意志決定者が意志決定を行うときに利用する内部管理情報に基礎を置いている。開示情報は、(1)一般情報、(2)損益、資産及び測定基準、(3)連結財務諸表情報への調整及び(4)中間財務諸表情報からなる。このうち(1)から(3)について概観する。

一般情報として開示を求められるのは、(a)開示対象セグメントを決定するのに用いられた要素及び(b)各開示対象セグメントの収益源泉となっている製品・サービスの種類である。(a)には、製品・サービス、地域、規制環境あるいは種々の要素の結合のような企業の組織構造の基礎及び複数の業務別セグメントを統合することで開示対象セグメントとしているかの情報も含まれる⁽⁸⁵⁾。一般情報は開示対象セグメントについての理解を助ける情報である。

(2)の損益及び資産情報では、さらにその測定に関連する内訳項目の開示も要求する。すなわち、最高業務意志決定者に報告されるセグメント損益の測定に関連するならば、(a)外部売上高、(b)他の業務別セグメントへの振替高、(c)受取利息、(d)支払利息、(e)減価償却費、減耗償却費及び償却費、(f)異常項目⁽⁸⁶⁾、(g)持分法適用投資先に対する持分損益、(h)法人所得税、(i)非経常的項目及び(j)減価償却費等を除く重要な非キャッシュ項目の各収益・費用項目を開示しなくてはならない。同様に、資産についても(a)持分法適用投資先に対する持分投資額、(b)資本的支出額（金融商品等への追加支出を除く）の開示が要求される⁽⁸⁷⁾。

これらの損益及び資産の測定方法について、最低限、説明することが求められているのは、(a)振替価格決定基準、(b)連結利益（税引・異常項目・廃止事業・会計方針変更の累積影響額前利益）との差異の性質、(c)連結資産との差異の性質、(d)損益決定に用いられた測定方法の変更の性質と損益の測定値に与える影響、(e)減価償却費は配賦するが関連償却資産は配分しないというような偏りのある配賦・配分の性質と影響である。(b)には会計方針、費用の配賦基準が、(c)には資産の配分基準の説明が含まれる⁽⁸⁸⁾。

FAS 131ではFAS 14に比べて要求する開示項目が増えている。しかし、FASBでは、内部報告目的で最高業務意志決定者に報告されている情報の開示を求めているのであり、企業にとっても作成コストの増加にはならないとしている。しかも、「未調整の内部管理情報」は経営者が重要と考えているリスクと機会を明らかにすると考えているのである⁽⁸⁹⁾。そのため、連結財務諸表の作成で用いている会計方針とセグメント情報での会計方針が異なることを認め、減価償却費のセグメントへの配賦と関連償却資産のセグメントへの配分を関連付けるといった整合性も求めている⁽⁹⁰⁾。

しかし、その代わりに「未調整の内部管理情報」を連結財務諸表情報と調整することを求めている。すなわち、(a)セグメント収益総額と連結収益、(b)セグメント損益の測定値と連結利益（税引・異常項目・廃止事業・会計方針変更の累積影響額前利益）、(c)セグメント資産総額と連結資産及び(d)開示した他の重要な項目の総額と対応する連結の金額の全てを一致させて報告することを求めている⁽⁹¹⁾。損益及び資産の測定方法について、さらに連結財務諸表情報との差異を開示させているのもこのためである。

このようにみてくると、FAS 131でのセグメント情報は企業の「経営戦略」を理解し得る情報の提供に焦点を当てており、現実の内部組織構造及び経営管理報告システムにもとづいたセグメントごとに開示される経営者の意志決定に用いる内部管理情報こそが利用者にとって有用である情報、特に将来キャッシュフローの予測に役立つ情報であると考え

ようになったことがわかる。FAS 14でも内部管理目的の利益センターは産業別セグメントの決定の出発点となり得るが⁽⁹²⁾、あくまで「産業系列」に従った組み替えあるいは分割を求めており、最終的には内部組織構造とも異なる企業独自の「産業」ごとにまとめられることになっていた。ただし、従来のセグメント情報である「製品・サービス」及び「地域」を基礎とした情報の有用性を完全には否定していない。そして、当初は純粋な内部組織構造での開示を考えていたが、作成者側の意見を考慮して最終的には管理アプローチを緩和して統合基準及び重要性基準を設けることになったのである。

4-2 改訂 IAS 14 でのセグメント情報

a. 改訂 IAS 14 でのセグメントの決定

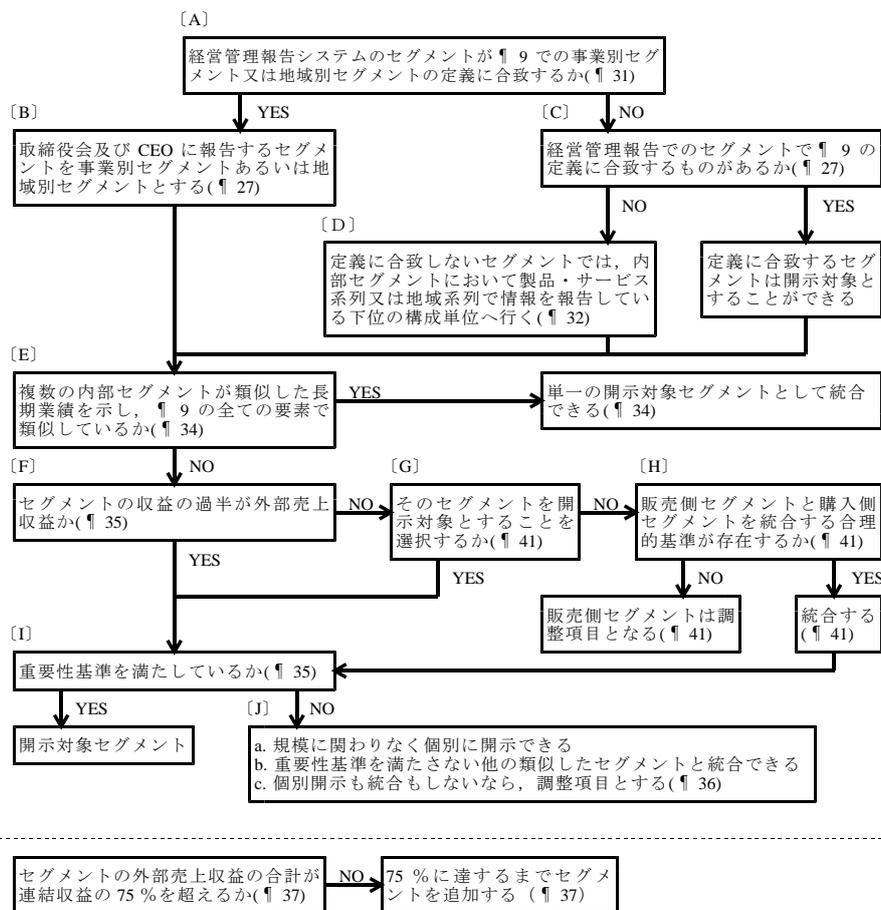
改訂 IAS 14 は旧 IAS 14 に比較するとかなり詳細な規定となっている。そこで求められるセグメント情報について、FAS 131 との比較を加えながら確認していきたい。

改訂 IAS 14 では基本的なセグメントを事業別セグメント (business segment) と地域別セグメント (geographical segment) としている。事業別セグメントは、「個々の製品及びサービスあるいは一連の関連した製品及びサービスを提供しかつ他の事業別セグメントとは異なるリスクと利益を有する企業の区分可能な構成単位」と定義される。そこで、製品・サービスの関連を決定するには「(a)製品あるいはサービスの性質、(b)生産工程の性質、(c)顧客の形態、(d)流通・販売方法及び(e)規制環境の性質」の諸要素を考慮することが求められる。同様に、地域別セグメントは「製品及びサービスを特定の経済的環境の下で提供しかつ他の経済環境で事業活動を行っている構成単位とは異なるリスクと利益を有する企業の区分可能な構成単位」と定義され、地域別に区分する際に考慮すべき要素は「(a)経済的及び政治的状況の類似、(b)異なる地域における事業活動間の相互関連性、(c)事業活動の近接度、(d)特定の地域での事業活動に結びつく特別なリスク、(e)為替管理規制及び(f)潜在的な通貨リスク」⁽⁹³⁾である。

すなわち、改訂 IAS 14 でのセグメントは「異なるリスクと利益」を有する製品・サービス系列あるいは地域系列の企業内構成単位となる。これは旧 IAS 14 と同じ視点である。ただし、旧 IAS 14 のように事業別セグメントと地域別セグメントでの平行開示は求めている。内部組織を判断基準として一方を基本的なセグメント情報とし、他方を補足的な情報としているのである。すなわち、企業にとっての「リスクと利益の主たる源泉と性質」が製品・サービスの差異と活動する地理的領域のどちらかに影響を受けるかにより、事業別セグメントと地域別セグメントを基本的開示様式と補足的開示様式に分類する。そこでは開示を求める情報の量に差が付けられる。その決定にあたっては、企業の内部組織構造と経営管理報告システムに注目することを求める。それは、企業が直面するリスクと異なる利益率の主たる源泉と性質を判定する基礎を内部組織に求めているからである⁽⁹⁴⁾。両者間での強い相関が前提とされているのである。また、企業の内部組織構造と経営管理報告システムが製品・サービスや地理的領域ではなく法的実体のような別の構成単位の場合には、経営者がリスクと利益との関連性を判定して事業別セグメントと地域別セグメントのどちらかを基本的開示様式としなければならない⁽⁹⁵⁾。改訂 IAS 14 ではこのような状況は例外的としているが、事業別セグメントあるいは地域別セグメント以外の構成単位を認めないものである。

開示対象となる事業別セグメントと地域別セグメントを決定する手順は図 5-7 に示されている。事業別セグメントと地域別セグメントを決定するにあたっては内部の組織的構成単位を基礎とすることが求められる。まず、内部組織構造と経営管理報告システムでの構成単位が事業別セグメントと地域別セグメントの定義に合致するかが問われる (図 5-7 [A])。合致する場合は問題はないが (図 5-7 [B])、合致しない場合には開示対象セグメントを事業別セグメントあるいは地域別セグメントの定義に沿ったものとするための規定が設けられている。すなわち、内部の組織的構成単位のうち、定義に合致するものがひとつでもあれば、それは事業別セグメントあるいは地域別セグメントとなる (図 5-7 [C])。定義に合致しない残りの構成単位では、製品・サービス系列あるいは地域系列で情報を提供している下位の構成単位レベルで分割することが求められる (図 5-7 [D])⁽⁹⁶⁾。

図 5-7 改訂 IAS 14 による事業別セグメント及び地域別セグメントの決定



出所) 改訂 IAS 14, Appendix 1 を一部修正。

改訂 IAS 14 では、このような手順を踏めば企業の内部報告での組織的構成単位と事業別セグメントあるいは地域別セグメントをほとんどの場合一致させることができると考えているのである⁽⁹⁷⁾。そして、このような事業別セグメントと地域別セグメントを内部組織構造と経営管理報告システムを基礎として決定するアプローチを「管理アプローチ」とし、内部の組織的構成単位を「業務別セグメント」と呼んでいる⁽⁹⁸⁾。FAS 131 でのアプローチとの共通性を強調しているが、改訂 IAS 14 の場合にはその業務別セグメントをそのまま情報を開示させるセグメントとせず、それが事業別セグメント及び地域別セグメントの定義に合致することを必要条件としているところに大きな違いがみられるのである。

開示対象セグメントを決定するにあたり、改訂 IAS 14 でも FAS 131 と同様の統合基準と重要性基準を設けている。すなわち、実質的に類似した事業別セグメントあるいは地域別セグメントは、(a)長期間類似した財務業績を示し、(b)事業別セグメントあるいは地域別セグメントの定義の諸要素の全てで類似している場合に統合を許される⁽⁹⁹⁾(図 5-7 [E])。そして、セグメントの収益の過半が外部の顧客への売上からの収益であり、収益、損益及び資産での 10%テストを満たすセグメントを開示対象セグメントとしているのである⁽¹⁰⁰⁾(図 5-7 [F] [I])。ここで、事業別セグメントの定義の諸要素と図 5-7 [I] の 10%テストは、それぞれ FAS 131 での統合基準と 10%テストと内容が共通しており、開示対象セグメントの外部顧客からの収益が連結収益の 75%を超えていなければ、さらに開示対象とするセグメントを追加しなければならない規定も同じである。この段階では改訂 IAS 14

と FAS 131 で方針が同調しているといえる。ただし、垂直的に統合した事業活動の扱いで違いがみえる。改訂 IAS 14 では開示対象セグメントとしてその収益の過半が外部の顧客からの収益であることを条件としており、垂直的に統合した事業活動を個別に開示対象セグメントとすることは推奨されるが強制されない⁽¹⁰¹⁾ (図 5-7 [F] [G] [H])。これに対して、FAS 131 では内部報告での構成単位となっていれば開示対象とされている。この点にも管理アプローチの適用に対する姿勢の違いが現れている。

b. 改訂 IAS 14 での開示情報

改訂 IAS 14 で開示が要求される情報は表 5-5 に示している。改訂 IAS 14 では基本的開示様式が事業別セグメントであるか地域別セグメントであるかにより開示情報に違いを設けている。地域別セグメントはさらに資産の所在地を基礎としているか、顧客の所在地を基礎としているかにより分けられ、結局 3 つのパターンでの情報開示が行われることになる。例えば、基本的開示様式が事業別セグメントのとき、補足的開示様式は資産の所在地あるいは顧客の所在地による地域別セグメントとなる。この場合、開示対象の事業別セグメントごとに基本的開示が行われ、地域別セグメントでは補足的開示となる。

表 5-5 改訂 IAS 14 で開示するセグメント情報

	基本的開示様式が 事業別セグメント	基本的開示様式が 資産の所在地による地域別セグメント	基本的開示様式が 顧客の所在地による地域別セグメント
基本的開示	<ul style="list-style-type: none"> 外部売上収益(¶ 51) セグメント間売上収益(¶ 51) 損益(¶ 52) 資産(¶ 55) 負債(¶ 56) 資本的支出(¶ 57) 減価償却費及び償却費(¶ 58) 減価償却費及び償却費を除く非キャッシュ費用(¶ 61) 持分法適用投資先に対する持分損益及び持分投資額(¶ 64, 66) 財務諸表数値への調整(¶ 67) 	同左	同左
補足的開示	<ul style="list-style-type: none"> 外部売上収益(¶ 69) 資産(¶ 69) 資本的支出(¶ 69) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部売上収益(¶ 70) 資産(¶ 70) 資本的支出(¶ 70) 顧客の所在地別の外部売上収益 (¶ 71) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部売上収益(¶ 70) 資産(¶ 70) 資本的支出(¶ 70) 資産の所在地別の資産(¶ 72) 資産の所在地別の資本的支出(¶ 72)
その他開示	<ul style="list-style-type: none"> 外部売上収益が企業収益の 10 % 超であるが、収益の過半が内部売上のため開示対象となっていない事業別又は地域別セグメントの収益(¶ 74) 振替価格決定基準及びその変更(¶ 75) 会計方針の変更(¶ 76) 各事業別セグメントの製品及びサービスの種類(¶ 81) 各地域別セグメントの構成(¶ 81) 	同左	同左

出所) 改訂 IAS 14, Appendix 3 より作成。

基本的開示での開示項目は FAS 131 の業務別セグメントでの開示項目と多くで重複するが、異常項目、利息、法人所得税はない。他方、FAS 131 では開示を要求するのを止めた負債が改訂 IAS 14 では求められている⁽¹⁰²⁾。財務諸表での数値との調整はここで規定されている。補足的開示では FAS 131 の全社開示による補足情報と同じく損益情報は求めている。地域別セグメントが基本的開示様式となっている場合には、資産と顧客のどちらの所在地を基礎としているかにより、基礎としていない方での分割区分による収益あるいは資産関連情報が求められている。それはこれらの情報が資産の所在地別と顧客の所在地別ではかなり異なると考えているからである。

その他の開示項目は 3 つの種類に分けられる。第一は、事業別セグメント及び地域別セグメントの説明であり、その製品・サービスの種類や構成を開示する。事業別セグメントと地域別セグメントは定義されているので、FAS 131 のようにセグメントを決定している

要素についての説明は必要とされていない。第二はセグメント情報を作成する会計方針についてである。FAS 131と同じく振替価格決定基準は個別に開示される。会計方針を変更した場合には、変更の性質と理由を説明し、可能ならば過年度の情報は遡及再表示される。なお、改訂 IAS 14 ではセグメント情報を企業の財務諸表と同じ会計方針で作成することを要求しているため、FAS 131のように「未調整の内部管理情報」と財務諸表情報との差異を開示する必要はない。第三の開示項目は、一定の要件を満たす垂直的に統合した事業活動の収益である。改訂 IAS 14 ではこのような内部構成単位をセグメントとすることを求めているので、そのセグメントの外部顧客からの収益が重要である場合に開示を求めているのである。

4-3 FAS 131 と改訂 IAS 14 の調和化

改訂 IAS 14 のセグメント情報は FAS 131 と類似した点が多い。それは、IASC が旧 IAS 14 の改訂にあたって、FASB と AcSB が検討を進めていたセグメント情報との調整を図ることをきわめて重視していたからである。IASC では 1992 年に旧 IAS 14 の改訂を決定した後、1994 年に改訂にあたっての原則書案⁽¹⁰³⁾を公表している。この段階では、事業別セグメントと地域別セグメントをリスクと利益の類似をもとに決定するという方針を採用しており、FASB・AcSB での「管理アプローチ」とは異なっていた。しかし、FASB・AcSB との意見交換を経た後、翌 1995 年に公表された公開草案⁽¹⁰⁴⁾では、いわゆるこの「リスク・アンド・リターン・アプローチ」を残しながらも FASB・AcSB での「管理アプローチ」に接近させる変更を加えている⁽¹⁰⁵⁾。さらに、IASC ではすでに 1997 年 1 月の理事会で基準化を承認していたが、FAS 131 が 6 月に公表されるのを待ち、両基準の差異を減少させる変更を加えた上で、7 月に最終的な改訂 IAS 14 を決定している。事業別セグメントの判定要素を FAS 131 と一致させ、重要性基準の 75 % テストを加えているのもこのときの変更である⁽¹⁰⁶⁾。しかし、このような調整にもかかわらず、先に確認したように完全に同じセグメント情報とはなっていない。特に、基本的なセグメントに対する姿勢の違いが大きい。

改訂 IAS 14 では、基準書の目的を「財務諸表利用者が(a)企業の過去の業績についての理解を深め、(b)企業のリスクと利益をより適正に評価し、(c)企業全体についてより多くの情報を得た上での判断を下すのを手助けするために、セグメントごとの財務情報（企業が生産している異なる製品及びサービスならびに事業活動を行っている異なる地域についての情報）を報告する原則を確立することにある」⁽¹⁰⁷⁾としている。FAS 131 での目的と比較すると、(b)で「将来の純キャッシュフローの予測」が「リスクと利益」に替わっているが、前半はほぼ同じである。しかし、後半では「異なる製品及びサービス」と「異なる地域」での情報を開示することを明示している点が大きな違いとなっている。旧 IAS 14 と同様に、多角化あるいは多国籍化している企業のリスクと利益は連結情報では評価できず、異なる種類の製品・サービス及び異なる地理的領域での事業活動についての情報が財務諸表の利用者の要望に合致するという立場をとっている⁽¹⁰⁸⁾。

同じく「管理アプローチ」を採用し、内部組織構造と経営管理報告システムでの組織的構成単位がセグメントを決定する基本単位となることでは両基準で一致するが、改訂 IAS 14 が要求する開示対象セグメントは定義に合致した事業別セグメントと地域別セグメントでなくてはならないのである。それは、「他企業とのある程度の比較可能性を確保し、情報の理解可能性を増し、投資者及び債権者の製品・サービス及び地理的領域に関連するリスクと利益についての情報に対する要望に応じるため」⁽¹⁰⁹⁾である。また、セグメントを決定する際の判断では、IASC フレームワークでの質的特性を考慮することを求めている。その質的特性は「目的適合性、信頼性、期間比較可能性、企業全体としてのリスクと利益を評価するための情報の有用性」⁽¹¹⁰⁾であり、FAS 131 がある程度比較可能性を犠牲にしても目的適合性を追求したのに対して、改訂 IAS 14 では比較可能性の質的特性としての重要度を目的適合性と同列においているといえる。

これは、利用者にとっての有用なセグメント情報に対する判断で両基準が異なっているゆえと思われる。FAS 131 では「企業の経営戦略についての情報」の有用性を、そして改

訂 IAS 14 では「異なる種類の製品・サービス及び異なる地理的領域についての情報」の有用性を上位においているのである。その結果、FAS 131 では、「実際の内部組織構造」をセグメントとして「未調整の内部管理情報」を開示させることを追求しているが、改訂 IAS 14 ではあくまでもセグメントの基本を「異なる製品及びサービス」と「異なる地域」において「調整した内部管理情報」の開示を求めているのである。

5 セグメント情報の国際的調和の現状と課題

以上、日本、アメリカ及び国際会計基準でのセグメント情報について、その制度化過程と基準内容を検討してきた。現在、会計基準の設定は国際的な調和を無視することができず、わが国においてもセグメント情報の制度化は先行するアメリカの FAS 14 を常に念頭に置きながら段階的な充実を図ってきた。その結果、わが国と FAS 14 のセグメント情報は基本的なアプローチと開示のレベルできわめて類似したものとなっている。旧 IAS 14 も概略的であるが、基本的に FAS 14 と異なるところはない。わが国のセグメント情報はこの段階でほぼ国際的な調和を達成することができたといえよう。

しかし、FASB と IASC が 1997 年に公表した FAS 131 と改訂 IAS 14 では、「管理アプローチ」による新しいセグメント情報が要求されている。そこでは、セグメントの基礎を内部組織構造及び経営管理報告システムでの組織的構成単位におき、内部管理情報をもとに従来より詳細な情報が開示されることになる。ただし、4-3 で確認してきたように両基準では利用者にとっての情報の有用性の判断において違いがみられるため、FAS 131 では外部報告のためにセグメントを再構成する必要はないが、改訂 IAS 14 に準拠すれば既存の組織的構成単位を製品・サービス系列あるいは地域系列に合わせて組み替える場合もあり得る⁽¹¹¹⁾。

このようにセグメントを製品・サービス系列あるいは地域系列に限定している点で改訂 IAS 14 は日本、FAS 14 及び旧 IAS 14 と共通しており、その立場はこれらの基準と FAS 131 の中間にあるといえる。すなわち、セグメントの基礎を既存の組織的構成単位と個々の製品・サービスあるいは地理的領域のどちらにおくかに基本的な相違があり、FAS 131 が既存の組織的構成単位を基礎とするのに対して、日本、FAS 14 及び旧 IAS 14 では製品・サービスあるいは地理的領域が基礎となる。

わが国でも事業の種類別セグメントの決定にあたっては既存の利益センターあるいは売上区分の利用が示唆されているが、個々の製品・サービスの識別から製品系列への集約へ向かうのが基本となっている。そのため、外部報告目的のセグメントと組織的構成単位とは必ずしも結びつく必要はない⁽¹¹²⁾。これは FAS 14 でも同様である。一方、改訂 IAS 14 では、個々の製品・サービスと地理的領域を基礎としながらも、外部報告目的のセグメントを既存の組織的構成単位とあくまで結びつけようとしている。これは一面では改訂 IAS 14 が FAS 131 との調和を重視したためともいえる。FAS 131 と改訂 IAS 14 が採用する管理アプローチでは外部報告目的のセグメントと内部報告目的の組織的構成単位を結びつけることを要件としているのである。わが国にとっては開示情報の相違も含めてセグメント情報での国際的な差異が再度発生したといわなければならない。

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」では、「企業集団の概況（主な事業内容等についての記載）・業績（売上高及び損益情報についての分析的な記載）等について、事業の種類別等のセグメントごとにディスクロージャーするなど、セグメント情報を充実する」⁽¹¹³⁾として、SEC が Regulation S-K で求めているのと同様の詳細な説明的記述情報の開示⁽¹¹⁴⁾については今後さらに充実させる方向を示していたが⁽¹¹⁵⁾、FAS 131 や改訂 IAS 14 との間で発生した差異に対してどのように対処するかはまだ明らかにされていない。しかし、わが国でも情報の作成者と利用者の双方で現行のセグメント情報に満足していない状況がある。

1994 年に財団法人企業財務制度研究会が公表した証券取引法におけるディスクロージ

ヤーの改善についての調査研究によれば、財務諸表の作成者側では外部報告の「セグメントの区分と会社組織における事業区分とは必ずしも一致していないので、売上高の集計やセグメント間の内部振替高の集計、販売間接費及び一般管理費の配賦計算等を改めてやり直すことになる。場合によっては、社内管理目的のデータとは別に事業部や工場からセグメント情報のための詳細データを取り直して売上高、営業費用の組み替えを行うこともある。」⁽¹¹⁶⁾として、外部報告でのセグメントと内部管理組織構造の構成単位の違いから生ずる負担に対する不満がみられる。

他方、利用者としてのアナリスト側でも、セグメントの区分を問題としている。すなわち、「セグメント情報は収益予測に有用であるだけでなく、経営のストラテジーをみる上でも重要な情報である」との認識の上で、情報の有用性を高めるためにセグメントの区分を有価証券報告書の「営業の状況」等で開示している売上区分のようなより詳細な区分にすることを求めている⁽¹¹⁷⁾。ここでは必ずしも外部報告のセグメントと組織的構成単位の一致を求めているのではないが、企業の経営戦略を理解できる情報をセグメント情報に求めている点あるいはディスクロージャーにおける区分とセグメント情報での区分の一致を求めている点は管理アプローチのセグメント情報に通ずる。このような意見をみると、わが国でも管理アプローチにもとづいたセグメント情報に対する要望が潜在的に存在していることがわかる。

わが国においても連結財務諸表情報がディスクロージャー制度の中心となる中でセグメント情報の重要性は一層高まってきており、開示情報の国際的調和を進める観点からは新たに発生した国際的な差異の存在を無視することはできないであろう⁽¹¹⁸⁾。上記のような意見の存在は管理アプローチによるセグメント情報の導入がわが国においても支持される可能性を示している。ただし、現行制度の見直しが行われる場合には、わが国におけるセグメント情報の目的を再検討し、利用者にとって有用な情報は何かを慎重に検討する必要がある。その有用な情報の判断がセグメントの分割単位と開示情報の決定の基礎となるからである。現在、会計基準の設定においては国際的調和への配慮と国内の独自性の間でいかに均衡を保つかという課題に直面しているのである。

-
- (1) FASB, *FAS 14 - Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, Dec. 1976.
 - (2) IASC, *IAS 14 - Reporting Financial Information by Segment*, March 1981.
 - (3) FASB, *FAS 131 - Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, June 1997. 詳細は、荻茂生・川本修司「FASB 基準書第 131 号『企業のセグメントおよび関連情報の開示』について」『旬刊経理情報』第 844 号（1998 年 2 月 20 日）、20-27 ページ参照。
 - (4) IASC, *IAS 14 (Revised 1997) - Segment Reporting*, Aug. 1997.
 - (5) 平松朗「改正省令に基づくセグメント情報の充実について」『旬刊経理情報』第 691 号（1993 年 7 月 1 日）、26 ページ。国際的調和に考慮すべきことはセグメント情報の導入を検討する段階からの懸案事項であり、企業会計審議会の「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」（1986 年 10 月 31 日）ならびに「セグメント情報の開示に関する意見書」（1988 年 5 月 26 日）においても指摘されている。
 - (6) 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」、1997 年 6 月 6 日、四。

現在、わが国のディスクロージャー制度は大きな変革期を迎えている。1997 年の 6 月に企業会計審議会が「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表したが、これにより 1999 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からわが国の証券取引法におけるディスクロージャー制度は今までの個別財務諸表中心から連結財務諸表中心へと大きく変わることになる。これは企業集団の情報の開示がディスクロージャー制度の中心となることである。わが国の連結財務諸表制度は、1977 年度に導入されて以来、有価証券報告書等の添付書類から本体への組み入れ、開示情報の拡充等のたび重なる見直しが行われてきているが、現在の企業経営の実態を把握するには企業集団の情報が不可欠であることが広く認識されてきているのである。さらに、今回の連結財務諸表制度の改

革は、「21世紀に向けての、活力あり、かつ、秩序ある証券市場の確立に貢献し得るもの」（同上）と考えられている。

1996年11月に橋本総理大臣から大蔵大臣と法務大臣に対して出された「わが国金融システムの改革－2001年東京市場の再生に向けて－」の指示により、2001年までにはわが国の金融資本市場を国際的な競争力を有する市場とすることを目指した制度改革が関連分野で具体的に動き出している。連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への移行とその充実、金融商品の会計処理基準の導入等とともに、この金融システム改革の一環として位置付けられてきているのである。そこで、今回の連結財務諸表制度の改革では、「1.内外の広範な投資者のわが国証券市場への投資参加を促進し、2.投資者が、自己責任に基づきより適切な投資判断を行い、また、企業自身もその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、3.連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築しようとする」ことを目的としているのである。すなわち、適正な市場機能を担保するためのディスクロージャーの充実とその国際的調和が緊急の課題となっているのである。金融制度改革については、武藤英輔「日本版ビッグ・バンのグランドデザイン」『旬刊経理情報』第821号（1997年6月10日）、4-12ページ、寺田達史「金融システム改革における企業会計・ディスクロージャーの整備」『旬刊経理情報』第828号（1997年8月20日/9月1日）、52-60ページ及び大蔵省『金融システム改革（日本版ビッグバン）とは』（<http://www.mof.go.jp/big-bang/bb1.htm>）参照。

そして、このような今回の連結財務諸表制度の見直しにおいてはセグメント情報の一層の充実の必要性が強調されてきている。「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第一部一及び二1(2)。ひとつには、1993年には連結範囲からの除外を認める10%基準が連結財務諸表規則取扱要領から削除され、今回の見直しにおいては子会社の判定基準として支配力基準が導入されているゆえに、このような連結範囲の拡大はセグメント情報の重要性を高めることになるためである。また、持株会社が解禁されると、「その業績は特に傘下の子会社の業績に左右されることになるため、企業集団に係わる情報及びセグメント別の情報が一段と重要となる」と認識されているのである。同上、第一部二6。

- (7) 1992年7月20日以降は、「企業内容等の開示に関する取扱通達」B個別通達Iの「セグメント情報の開示に関する取扱通達」。
- (8) 「連結財務情報を記載した書類」は、「開示省令」第10条第1号ホ（有価証券届出書）及び第17条第1号ハ（有価証券報告書）において要求され、ここでいう「連結情報」の内容は同第10条第2項で指定されていた。この第2項の第2号にセグメント情報が新設された。
- (9) 鈴木三也編『新しいディスクロージャー制度』財務詳報社、1989年、20ページ。
- (10) 同上、563-564ページ。
- (11) 証券取引審議会報告書「社債発行市場の在り方について」第三部ディスクロージャー制度の改善、第3章開示内容における充実・改善1.(3)。
- (12) 「意見書」二2。
また、わが国の「セグメント情報の開示基準」では、所在地別セグメント情報についてFAS 14と「同様の趣旨の開示基準を設定すれば、ダンピング、移転価格税制などの問題が生じ、これによってわが国企業は国際的な競争力を損ないかねない事態が起きるとの産業界からの強い指摘があったところから、所在地別セグメント情報としては、当面、国内・在外別のみ開示とせざるを得なかったという事情もある」との指摘もある。広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、237ページ。
- (13) 有価証券報告書等開示内容検討委員会『開示内容の改善に向けての調査研究』財団法人企業財務制度研究会、1994年3月、2ページ。
- (14) 「意見書」二3。
- (15) 以下、注記及び図表では「連結規則」。
- (16) 以下、注記及び図表では「連規要領」。
- (17) 『日本経済新聞』1987年3月13日。

- セグメント情報ばかりではなく、近年のわが国におけるディスクロージャー制度の拡大に日米交渉が大きな役割を果たしてきていることの指摘も多い。伊藤邦雄・醍醐聰・田中建二編集『事例研究 現代の企業決算』中央経済社、1991年、6ページ。中川隆進「ディスクロージャー制度をめぐる展望」『商事法務』第1238号（1991年1月5日）、44-48ページ。福田秀俊「日米構造協議と系列ディスクロージャー」『JICPA ジャーナル』第428号（1991年3月）、91ページ。
- (18) 同上、91-99ページ参照。なお、日米構造問題協議については、道垣内正人「日米構造問題協議

の法的位置づけ」『商事法務』第 1258 号（1991 年 8 月 5 日）、25-31 ページ、松下満雄「日米構造問題協議と経済制度調整」『ジュリスト』第 965 号（1990 年 10 月 15 日）、15-21 ページ及び中三十二「日米構造問題協議—その今日的意義・特色及び法的位置づけ」同、46-52 ページに詳しい。

- (19) 「日米構造問題協議フォローアップ・第 1 回年次報告」『商事法務』第 1251 号（1991 年 6 月 5 日）、34 ページ及び「日米構造問題協議フォローアップ会合、第 1 次年次報告書をまとめる」同、51 ページ。
- (20) 「日米構造問題協議フォローアップ第 2 回年次報告」同第 1298 号（1992 年 9 月 15 日）、37 ページ。
- (21) 『日本経済新聞』1992 年 8 月 4 日及び「官庁情報」『JICPA ジャーナル』第 446 号（1992 年 9 月）、87 ページ。
- (22) 1983 年に開始された日本会計研究学会・スタディ・グループのアンケート調査においても、資産関連情報として使用資産額、減価償却費及び資本的支出額情報に対する情報利用者側の開示要求は、それぞれ 71.0 %、54.8 %、35.5 %となっている。ちなみに、開示が適当と思う企業側はそれぞれ 37.5 %、11.1 %、9.0 %と少ない。末尾一秋編著『セグメント会計』同文館、1987 年、105 ページ及び 114 ページ。一方、企業会計審議会によるアンケート調査によると、情報利用者側では対象企業の 48.9 %が製品系列別セグメント情報として、また 54.8 %が所在地別セグメント情報として識別可能資産情報の開示を要求している。『JICPA NEWS』第 386 号（1987 年 12 月）、21 ページ。
- (23) *FAS 14*, para. 5.
- (24) *Ibid.*, para. 1.
- (25) *IAS 14*, Objective.
- (26) 「開示基準」三（一）1（1）及び「連規要領」第 39 の 3 一(1)。
- (27) 「連規要領」第 39 の 3 二(1)。
- (28) 「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」三二。
- (29) 「開示基準」一 1。
- (30) 「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」三三。
- (31) 「意見書」一 3。
- (32) *FAS 14* においては「主要な顧客での分割」もあるが、以下では中心的分割形態である「事業の種類別（産業別）と所在地別（地域別）での分割」に焦点を絞りたい。なお、第 1 章で検討したように、アメリカでセグメント情報開示が最初に求められたのは、多角化企業（特にコングロマリット企業）の経済的独占を規制する経済政策に役立つ産業情報を得るためであり、SEC と FASB ではこの方向は拒否して厳密な産業分類による分割は求めないが、企業独自の「産業別」での分割による開示を求めることにした。*FAS 14* では国際化による在外事業活動の活発化に対応して「地域別」での分割も求めることにしているが、規定の詳細さ、開示情報の量をみても「産業別」での方に重心が置かれていることは否定できない。これは、*FAS 14* 設定時の関心が主として多角化企業の連結財務諸表情報の有用性に向けられていたことの表れといえるであろう。*IAS 14* 及びわが国では *FAS 14* よりも「多角化」と「国際化」の間のバランスは均衡する方向に向かっている。
- (33) *FAS 14*, para. 6 and 76 及び *IAS 14* para. 6 では、企業間比較の限界に対する注意がある。
- (34) 1989 年に日本公認会計士協会が「セグメント情報の開示に関する会計手法について（中間報告）」においてわが国のセグメント決定を基本的に経営者の判断に委ねることにしたのを受けて、企業側は「一様にほっとした表情をみせている」のに対し、「利用者側の機関投資家や証券アナリストの一部からは『骨抜きにならないか』との懸念の声もある」と報道されており、作成者側と利用者側の立場の違いがみられる。『日本経済新聞』1989 年 11 月 7 日。現在でも、この主張は利用者側と作成者側で主張される。有価証券報告書等開示内容検討委員会、前掲注(13)、92 ページ。*FAS 14* 設定時にみられる両意見については、第 1 章第 4 節を参照。
- (35) わが国でいう「国又は地域」は「独立国及び独立国ではないがこれに準ずるものをいう」としている。しかし、「連結規則」第 15 条の 2 第 2 項括弧書で「一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む」とすることから「一定の国及び地域をグルーピングした地域」も認められる。甲斐田和紀「セグメント情報の記載要領の改正について」『旬刊経理情

- 報』第 753 号 (1995 年 5 月 20 日), 16 ページ。本章での「地域 (複数国)」は複数国をグルーピングしたものをいう。
- (36) わが国の規定では、「場合によって 50 % 近いセグメントを開示しなくてもすむわけで、開示回避の歯止めとしてはいささか基準値が低い」(上妻義直「セグメント会計基準の問題点」『企業会計』第 48 巻第 4 号 (1996 年 4 月), 31 ページ) といわざるを得ない。
- (37) 「連規要領」第 39 の 3 一(4)及び二(4)。
- (38) *FAS 14*, para. 30 and *IAS 14*, para. 21.
- (39) *FAS 14*, para. 106, Exhibit A and B.
- (40) 「連規要領」第 39 の 3 四。
- (41) *IAS 14*, para. 24.
- (42) *FAS 14*, para. 40.
- (43) *IAS 14*, para. 19.
- (44) *FAS 14*, para. 5 and para. 76.ここでは、セグメント情報による企業間比較には限界があると強調される。セグメント情報にとっては個別企業での期間比較性が重視されるのである。
- (45) *Ibid.*, para. 40. これは SEC 規則のレギュレーション S-K にも引き継がれている。*Code of Federal Regulation, as of April 1, 1987*, 17, Part 229, § 229. 101(b)(1).
- (46) *FAS 14*, para. 40 b.
- (47) 「証券局長通達」4 の(1)。この継続性の維持は、「会計手法について」II の 1 の(2)①においても主張されている。
- (48) 鈴木, 前掲注(9), 168-169 ページ。
- (49) Xerox Corporation, *1984 Annual Report*, p. 29.ただし、「金融サービス」セグメントの情報は、XEROX の連結財務諸表に連結されていないため分離表示されており、地域別セグメント情報では含まれていない。
- (50) Xerox, *1985 Annual Report*, pp. 12-13 and *1986 Annual Report*, pp. 23-24.
- (51) Tenneco Inc., *1985 Annual Report*, p. 53.
- (52) *FAS 14*, para. 40 a.
- (53) APB, *APB Opinion 20 - Accounting Changes* (1971.7), para. 12 and para. 34 and *APB Opinion 16 - Business Combinations* (1970.8), para. 57.
- (54) *APB Opinion 20*, para. 12.
- (55) *Ibid.*, para. 19.
- (56) *FAS 14*, para. 27 d.
- (57) *APB Opinion 20*, para. 27.
- (58) FASB, *FAS 73 - Reporting A Change in Accounting for Railroad Track Structures (an amendment of APB Opinion 20)*, Aug. 1983 により *APB Opinion 20*, para. 27 が修正され追加された。
- (59) 例えば、以下の基準書は原則として遡及再表示を強制している。
FAS 2 - Accounting for Research and Development Costs, Oct. 1974.
FAS 11 - Accounting for Contingencies-transition Method, Dec. 1975.
FAS 13 - Accounting for Lease, Nov. 1976.
FAS 43 - Accounting for Compensated Absences, Nov. 1980.
- 他に、*FAS 52 - Foreign Currency Translation*, Dec. 1981 では、遡及再表示ができるとしている。しかし、遡及再表示を行わない場合には、臨時損益項目前利益と純利益をプロフォーマベースで計算して開示することができるとしており、どちらでの選択も許される。
- (60) Tenneco, *1979 Annual Report*, p. 34.
- (61) Xerox, *1981 Annual Report*, p. 34.
- (62) NCR Corporation, *1982 Annual Report*, p. 37.
- (63) Tenneco, *1985 Annual Report*, p. 38.
- (64) *FAS 14*, para. 30. さらに、para. 10(d)において営業損益計算に含めてはならない項目として廃止事業の損益が挙げられている。
- (65) APB, *APB Opinion 30 - Reporting the Results of Operations-Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions*, June 1973.
- (66) Xerox, *1982 Annual Report*, p. 34.
- (67) このセグメント情報の遡及再表示は、次節で述べる *FAS 131* 及び改訂 *IAS 14* の新しいセグメント情報でも基本的に変わらない。*FAS 131* では、セグメント情報の期間比較可能性は利用者にと

って重要であるとの認識のもとで、報告すべきセグメントの構成が変わるような内部組織構造の変更が行われた場合、大規模な変更で遡及再表示が不可能な時を除き、対応する過去の情報を遡及再表示することを求めている。なお、遡及再表示が行われない場合は、可能ならば変更が行われた年度でその期のセグメント情報を新旧のセグメント決定基準で報告しなければならない。FAS 131, para. 34-35. また、新たに報告対象となったセグメントの場合も、可能ならば過去の情報を個別のセグメントとして遡及再表示しなければならない。Ibid., para. 23.

一方、改訂 IAS 14 では、同様に新しく報告対象となったセグメントでの遡及再表示を求め、内部組織構造の変更に伴うセグメント決定基準の変更は会計方針の変更を含めて遡及再表示を求めている。セグメント決定基準の変更の場合、遡及再表示が行われない時は変更が行われた年度でその期のセグメント情報を新旧のセグメント決定基準で報告しなければならないのは FAS 131 と同じである。IAS 14 (Revised), para. 43 and 76. その他の会計方針の変更では、過年度情報の遡及再表示が主たる処理であり、変更の累積的効果をセグメント損益に含めることが代替的処理となる。IAS 14 (Revised), para. 78.

- (68) 1982 年 1 月に当初審議事項として挙げられたプロジェクトは、(1)連結方針及び手続、(2)分割情報の開示(セグメント情報)、(3)ニュー・ベシス会計、(4)非連結事業体への投資の会計及び(5)非営利組織の類似の問題である。1998 年現在、(1)は公開草案「連結財務諸表一方針と手続 (Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures)」(Oct. 16, 1995) が公表されており、企業及び非営利組織への適用が審議されている。1999 年第 1 四半期には改訂公開草案が公表される予定である。(3)は 1996 年 8 月に審議事項からはずれ、(4)では 1996 年からスタッフの研究が開始されてきている。FASB, “Consolidation and Related Matters”, Discussion of Board Agenda Projects, Oct. 1, 1997 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/fasb/tech/consol1.htm>) and “Consolidations - Policy and Procedures”, Project Updates, Nov. 4, 1998 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/fasb/project/consol.html>).

連結プロジェクトについては、米国財務会計基準(連結会計)研究委員会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』財団法人企業財務制度研究会、1995 年 11 月、第 4 編を、分割情報の開示プロジェクトでの FASB と AcSB の調査研究書(Paul Pacter, Reporting Disaggregated Information, Feb. 1993 and Jhon Boersema and Susan Van Weeden, Financial Reporting for Segments, Aug. 1992), 1993 年コメント招請書(Invitation to Comment-Reporting Disaggregated Information by Business Enterprises, May 3, 1993) 及び 1995 年暫定的結論(Tentative Conclusions on Financial Reporting for Segments, Feb. 14, 1995) については、同、第 4 編第 5 章及び松井泰則「米国セグメント会計の展開 - FASB/CICA の審議経過をふまえて」『企業会計』第 48 巻第 4 号(1996 年 4 月)、43-49 ページを参照。

- (69) アメリカにおいても、連結範囲の拡大によりセグメント情報の重要性が高まった。FASB が 1987 年 10 月に公表した FAS 94 - Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries (すべての過半数所有子会社の連結) では、従来連結の範囲から除外されていた異業種子会社を連結の範囲に含め、公開草案「連結財務諸表一方針と手続」では支配力基準により連結の範囲を決定する考え方を採用した。これにより、「連結の範囲が拡大されることになれば、分割情報の重要性がますます高まることになる。なぜならば、子会社の中には多種多様な事業活動を行い、また諸外国において事業活動を行う企業が含まれるからである。」米国財務会計基準(連結会計)研究委員会、前掲注(68)、460 ページ。
- (70) アメリカと同様、国際会計基準においても、1989 年公表の IAS 27 - Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries (連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理) により異業種子会社の連結の範囲からの除外を認めないこととしたため、IAS 14 の見直しが行われた。同上、555 ページ。
- (71) FAS 131, para. 10.
- (72) これはわが国及び IAS でも同様である。FAS 14, para. 10a, IAS 14, para. 14 及び「会計手法」解説 I 1.(1)。垂直的に統合されている事業の分割に対しては、企業間比較の困難、振替価格の信頼性を理由とする反対もあったが、管理アプローチを採用することで経営管理目的の構成単位を基本とする立場からは受入れることはできず、むしろ「企業内における異種の事業活動ではかなり異なる将来キャッシュフロー予測となる」との意見の方を重視している。FAS 131, para. 79-80.
- (73) 最高業務意志決定者は特定の役職を指すのではなく、セグメントへの資源配分及び業績を評価するという機能を指しており、CEO (最高経営責任者)、COO (最高業務執行責任者) あるいは社長及び上級副社長等を含む経営者グループであってもよい。Ibid., para. 12.

(74) *Ibid.*, para. 58-59.

1994年に情報利用者のニーズに焦点を当てて企業の事業報告に対する勧告を行った AICPA の財務報告特別委員会 (“Jenkins Committee”) の報告書では、FAS 14でのセグメント情報は情報利用者のニーズを満たしていないため、最優先で改訂することを勧告していた。そこでは、情報利用者のニーズに応じて産業別セグメントの幅を狭め、開示するセグメント数を増やすために外部報告のセグメントと内部報告のセグメントを結びつけることを提案している。これは同時に経営者が企業に対してどのような見通しを抱いているかを理解するという利用者の目的とも合致するとしており、ここでも内部報告に基づいたセグメント情報が主張されている。AICPA Special Committee on Financial Reporting, *Improving Business Reporting - A Customer Focus*, Sept. 1994, Chapter 6 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/aicpa/business/chap6.htm>) .

(75) FAS 131では、財務会計諸概念に関するステートメント第2号 (FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts 2 - Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980) から比較可能性の危険性として、「二つの測定値間の比較可能性を保証するために、その測定値を得るのに目的適合性と信頼性で劣る方法を用いなければならないなら、比較可能性を改善することは目的適合性と信頼性を損ねるかあるいは弱めることになる。過去におけるこの極端な例としては、欧州諸国で行われていた標準化された勘定体系がある。そこでは、企業間比較のためにそれが強制されていたが、目的適合性としばしば信頼性が犠牲にされていた。このような統一が企業間の実際の違いを見えなくすることになるなら、逆に情報の比較可能性に悪影響を及ぼすだろう。(para. 116)」を引用し、特にセグメントの決定方式で企業間での比較可能性を高めるために詳細な規定を設けることと目的適合性の達成が両立することが不可能であると示唆する。*Ibid.*, para. 63-65. 管理アプローチと比較可能性については、広瀬義州「セグメント会計基準の論点」『企業会計』第48巻第4号(1996年4月), 25ページ及び川村義則「マネジメント・アプローチと比較可能性—米国のディスクロージャー基準をめぐる最近の動向」『JICPA ジャーナル』第496号(1996年11月), 74-80ページで検討されているのであわせて参照されたい。

(76) SFAC 2, Summary of Principal Conclusions.

(77) 利点として上げている残りの二つは、「(2)この形のセグメントに関する情報は経営者が用いるために作成されているため、外部報告目的での情報を作成する追加コストが相対的に低くなる、(3)産業という用語は主観的であることが実務から明らかになってきている。既存の内部構造をもとにしたセグメントは今より主観的ではなくなる。」FAS 131, para. 60.

(78) *Ibid.*, para. 3.

(79) *Ibid.*, para. 102.

(80) *Ibid.*, para. 37-38.

(81) *Ibid.*, para. 17.

(82) *Ibid.*, para. 17, 73-74.

(83) FASBでは、この統合基準は「非常に厳格なものとなることを意図しており、分割により情報が増えない場合のみに統合を許す」と公開草案において述べている。FASB, *Exposure Draft - Reporting Disaggregated Information about a Business Enterprise*, Jan. 19, 1996, para. 78.

(84) FAS 131, para. 75.

(85) *Ibid.*, para. 26.

(86) APB Opinion 30, para. 26での異常項目。

(87) FAS 131, para. 27-28.

(88) *Ibid.*, para. 31.

(89) *Ibid.*, para. 91.

(90) *Ibid.*, para. 81-84.

(91) *Ibid.*, para. 32.

(92) FAS 14, para. 13.

(93) IAS 14 (Revised), para. 9.

(94) *Ibid.*, para. 26-27. マトリックス組織形態の場合は、事業別セグメントが基本的開示様式となる。FAS 131においても、このような場合製品・サービスを基礎とする構成単位を業務別セグメントとすることを求めている。FAS 131, para. 15.

(95) IAS 14 (Revised), para. 27b.

(96) *Ibid.*, para. 31-32.

(97) *Ibid.*, para. 33.

- (98) *Ibid.*
- (99) *Ibid.*, para. 34.
- (100) *Ibid.*, para. 35. 10%テストの全てを下回ったセグメントは次の3つのうちからひとつを選択することになる。(a)規模に関わりなく個別に開示する, (b)重要性基準を満たさない他の類似した内部報告セグメントと統合する (para. 9の要素の過半が共通することが条件), (c)セグメントに配分しない財務諸表数値への調整項目とする。para. 36.
- (101) *Ibid.*, para. 35, 39-41. 個別に開示対象とすることを選択しない場合は, 販売側と購入側のセグメントを統合するか, 財務諸表数値への調整項目とする。
- (102) *FAS 131*, para. 96 参照。改訂 IAS 14 で開示を求められているセグメントの負債は, 買掛金及び支払債務, 未払費用, 前受金, 製品保証引当金等であり, 借入金, リース負債等の営業活動以外の財務活動から生じた負債は含まない。*IAS 14 (Revised)*, para. 20.
- (103) IASC, *Draft Statement of Principles Issued for Comment - Reporting Financial Information by Segment*, Sept. 1994. 原則書案については, 米国財務会計基準(連結会計)研究委員会, 前掲注(68), 561-564 ページ参照。
- (104) IASC, *Exposure Draft E51 - Reporting Financial Information by Segment*, Dec. 1995. 公開草案第 51 号については, 西川郁生「国際会計基準における『セグメント別財務情報の報告』の改訂『企業会計』第 48 巻第 4 号 (1996 年 4 月), 50-55 ページ参照。
- (105) 米国財務会計基準(連結会計)研究委員会, 前掲注(68), 562-563 ページ及び「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告—シドニー会議」『JICPA ジャーナル』第 486 号 (1996 年 1 月), 101 ページ。
- IASC がアメリカの基準との調和を図ろうとすることは, アメリカ側の意向とも合致すると考えられる。すなわち, SEC では「自国の基準がグローバルな基準として可能な限り採用されていることを望んでおり, 国際会計基準が米国基準と乖離することをできるだけ避けたいとしている」(鈴木輝夫「最近の国際会計基準策定とその影響」『旬刊経理情報』第 836 号 (1997 年 11 月 20 日), 6 ページ) と思われ, 証券監督者国際機構 (IOSCO) による国際会計基準の受入れを目指す IASC としてはその意向を無視できないからである。国際会計基準と SEC の関係については, 第 3 章及び SEC, *Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets*, Oct. 1997 (<http://www.sec.gov/news/studies/acctgsp.htm>) を参照されたい。
- (106) 「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告—ロンドン会議 JICPA ジャーナル」第 500 号 (1997 年 3 月), 81-82 ページ及び「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告—北京会議」『JICPA ジャーナル』第 507 号 (1997 年 10 月), 88 ページ。
- (107) *IAS 14 (Revised)*, Objective.
- (108) *Ibid.*
- (109) *Ibid.*, para. 30.
- (110) *Ibid.*, para. 15.
- (111) ただし, 両基準とも企業の多くは内部組織を製品・サービス系列あるいは地理的領域で構成しているとみており, 開示対象セグメントは類似することが多いと思われる。ゆえに, 「両者のこうしたアプローチの相違は, 実質的にはさほど大きなものとはいえないという見方もできよう。(中略) FASB 及び IASC における今回の改訂作業を通じて, 報告の目的やそれに基づく基本的なアプローチの差異はともかくとして実質的には両者の調和が図られたという評価も可能 (86 ページ)」であり, 同時にわが国の開示規定も「両基準といくつかの点で相違があるものの全体としてはかなり類似したものとなってきている (91 ページ)」との見解もある (松岡寿史「セグメント情報の開示基準に関する国際比較」『COFRI ジャーナル』第 29 号 (1997 年 12 月 5 日), 81-91 ページ)。しかし, 1998 年 3 月期の有価証券報告書において FAS 131 を採用した SONY の場合, セグメントの構成や開示情報で以前の FAS 14 でのセグメント情報とは大きな断絶があるといわなければならない。
- (112) 実際の企業の利益センター等と事業の種類別セグメントの比較については, 小菅正伸「グループ経営からみたセグメント情報」『企業会計』第 48 巻第 4 号 (1996 年 4 月), 36-38 ページを参照。
- (113) 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第一部二 1(2)。
- (114) SEC の Regulation S-K の定めるところにより株主向け年次報告書の「事業説明 (Operational Review)」(*Code of Federal Regulation*, 17, Part 229, § 229.101(c)(1)) あるいは「経営者の討議と分析 (Management's Discussion & Analysis)」(Part 229, § 229.303(a)) において, セグメント情報で

のセグメント区分に沿って各セグメントの事業活動内容及び構成のかなり詳細な説明が求められた。「事業説明」で求められる事項は細かく(i)から(ix)まであり、株主向け年次報告書では(i)だけでよい。この(i)は、各セグメントの①主たる製品・サービス、②その市場と販売方法及び③過去3年間のいずれかで類似の製品・サービス系列が連結売上高の10%以上の時(連結売上高が5,000万ドル以下の場合15%)はその売上高の額あるいは比率の開示となり、さらに登録届出書(Form S-1)や年次報告書(Form 10-K)では全てが要求されたため、より詳細な情報が入手可能であった。

- (115) 大蔵省は1998年2月20日「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」を公布し、「開示省令」を改正した。これにより、企業集団の業績についての概括的な説明とともに、「事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績についても分析的に記載すること」が求められた。これは、企業会計審議会の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を踏まえたものであり、「企業集団等の概況」で区分された主な事業内容とその位置付けについて事業の種類別セグメント情報との関連を含めて系統的にわかりやすく記載させることを目指している。同時にセグメントごとの業績についても分析的記載が求められている。佐々木潔「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項」『商事法務』第1491号(1998年5月25日)、13-14ページ。
- (116) 有価証券報告書等開示内容検討委員会、前掲注(13)、22ページ。
- (117) 同上、36ページ。
- (118) ただし、会計報告は国内の経済制度、税制、文化という環境的要因と不可分であり、この環境的差異の存在ゆえに国際的に会計基準の差異をなくすことだけで必ずしも会計情報の比較可能性が達成されることに結びつかないことには留意する必要がある。Frederick D. S. Choi and Richard M. Levich, *The Capital Market Effects of International Accounting Diversity*, Dow Jones-Irwin, 1990, pp. 91-92 参照。

参考文献

I 洋書文献

(著者無署名文献については、洋書文献末に Anonymous Article として掲げてある。)

- AICPA, *news letter*, Vol. V, No. 1, Jan.28, 1972.
- AICPA, *1974 Accounting Trends & Techniques*, 1974.
- AICPA Special Committee on Financial Reporting, *Improving Business Reporting - A Customer Focus*, Sept. 1994 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/aicpa/business/chap6.htm>).
- Alcan Aluminium Limited, *Annual Report 1993*.
- Alleman, Raymond H., "Why ITT Likes FAS 52," *Management Accounting*, July 1982.
- APB, *APB Opinion 6 - Status of Accounting Research Bulletins*, Oct. 1965.
- APB, *APB Statement 2 - Disclosure of Supplemental Financial Information by Diversified Companies*, Sept. 1967.
- APB, *APB Opinion 16 - Business Combinations*, Aug. 1970.
- APB, *APB Opinion 20 - Accounting Changes*, July 1971.
- APB, *Exposure Draft - Translating Foreign Operations*, Dec. 20, 1971.
- APB, *APB Opinion 30 - Reporting the Results of Operations-Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions*, June 1973.
- Backer, Morton and Walter B. McFarland, *External Reporting for Segments of a Business*, National Association of Accountants, 1968.
- Bandyopadhyay, Sati P., J. Douglas Hanna, and Gordon Richardson, "Capital Market Effects of U. S. - Canada GAAP Differences," *Journal of Accounting Research*, Vol.32, No.2, Autumn 1994.
- Benston, George J., "The FTC's Line of Business Program : A Benefit-Cost Analysis," in Harvey J. Goldschmid, ed., *Business Disclosure : Government's Need To Know*, McGraw-Hill, 1979.
- Blumberg, P. I., *The Megacorporation in American Society - the Scope of Corporate Power*, Prentice-Hall International, Inc., 1975 (中村瑞穂監訳『巨大株式会社—その権力とアメリカ社会』文眞堂, 1981年)。
- Bock, Betty, "Line of Business Reporting : A Quest for a Snark," *The Conference Board Record*, Nov. 1975.
- Boersema, Jhon and Susan Van Weeden, *Financial Reporting for Segments*, FASB, Aug. 1992.
- Bows, Albert J., Jr., "Problem in Disclosure of Segments of Conglomerate Companies," *Journal of Accountancy*, Dec. 1966.
- Briloff, Abraham J., *Unaccountable Accounting*, Harper & Row, 1972.
- Briloff, Abraham J., *More Debits Than Credits - The Burnt Investor's Guide To Financial Statements*, Harper & Row, 1976 (熊野実夫, 今福愛志, 中根敏晴共訳『現代企業と不正経理』マグローヒル好学社, 1980年)。
- Briloff, Abraham J., *The Truth About Corporate Accounting*, Harper & Row, Publishers, 1981.
- Buckley, John W., Marlene H. Buckley and Tom M. Plank, *SEC Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1980.
- Budge, Harmer H., Chairman, SEC, Letter to Gaylord Nelson, Senator, July 9, 1969.
- Burton, John C., Russel E. Palmer and Robert S. Kay, *Handbook of Accounting and Auditing*, Warren, Gorham & Lamont, 1981.
- CAP, *ARB 4 - Foreign Operations and Foreign Exchange*, Dec. 1939.
- CAP, *ARB 43 - Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins, Chapter 12 Foreign Operations and Foreign Exchange*, June 1953.
- CAP, *ARB 51 - Consolidated Financial Statements*, Aug. 1959.
- Carnall, Wayne E., Associate Director, Accounting Operations Division of Corporation Finance, SEC,

- Remarks before AICPA 24th Annual Conference on Current SEC Developments, "International Reporting Issues in The Division of Corporation Finance," Feb. 16, 1996 (<http://www.sec.gov/news/speeches/spch082.txt>).
- Chatov, Robert, *Corporate Financial Report - Public or Private Control?*, The Free Press, 1975.
- Choi, Frederick D. S. and I. James Czechowicz, "Assessing Foreign Subsidiary Performance: A Multinational Comparison," *Management International Review*, 23, 1983.
- Choi, Frederick D. S. and Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, Prentice-Hall, Inc., 1984.
- Choi, Frederick D. S. and Richard M. Levich, *The Capital Market Effects of International Accounting Diversity*, Dow Jones-Irwin, 1990.
- Choi, Frederick D. S., ed., *Handbook of International Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1991.
- Choi, Frederick D. S. and Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, 2nd ed., Prentice-Hall, Inc., 1992.
- Cohen, Manuel F., Chairman, SEC, Address before the 19th Annual Conference of the Financial Analysts Federation, May 24, 1966.
- Cohen, Manuel F., Chairman, SEC, Address before the 79th Annual Meeting of the American Institute of Certified Public Accountants, Oct. 5, 1966.
- Cooper, Kerry, Donald R. Fraser and R. Malcolm Richards, "The Impact of SFAS # 8 on Financial Management Practices," *Financial Executive*, June 1978.
- Cox, Charles C., Acting Chairman, SEC, Statement Concerning the Internationalization of the Securities Markets before the Subcommittee on Telecommunications and Finance of the Committee on Energy and Commerce, U. S. Congress, House of Representatives, Aug. 5, 1987.
- Dearden, John and John Shank, *Financial Accounting and Reporting*, Prentice-Hall, Inc., 1975.
- Ellenberger, J. S. and Ellen P. Mahar, *Legislative History of the Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934*, Fred B. Rothman & Co., 1973.
- Evans, Thomas G., Martin E. Taylor and Oscar Holzmann, *International Accounting and Reporting*, Macmillan Publishing Company, 1985.
- FASB, *News Release - Financial Accounting Standards Board Places 7 Subjects On Initial Agenda*, April 5, 1973.
- FASB, *News Release - FASB Task Forces Appointed for Foreign Currency Translation, Reporting By Diversified Companies*, May 31, 1973.
- FASB, *News Release - FASB Task Forces Appointed for Foreign Currency Translation, Reporting by Diversified Companies*, May 31, 1973.
- FASB, *News Release - FASB Issues Draft Statement on Disclosure Standards for Foreign Currency Translation*, Oct. 22, 1973.
- FASB, *FAS 1 - Disclosure of Foreign Currency Translation Information*, Dec. 1973.
- FASB, *Discussion Memorandum - Accounting for Foreign Currency Translation*, Feb. 21, 1974.
- FASB, *News Release - Public Hearing on Foreign Currency Translation Announced by FASB ; Analysis of Issues Released*, Feb. 25, 1974.
- FASB, *Discussion Memorandum - Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, May 22, 1974.
- FASB, *FAS 2 - Accounting for Research and Development Costs*, Oct. 1974.
- FASB, *FAS 8 - Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, Oct. 1975.
- FASB, *FAS 11 - Accounting for Contingencies-transition Method*, Dec. 1975.
- FASB, *FAS 13 - Accounting for Lease*, Nov. 1976.
- FASB, *FAS 14 - Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, Dec. 1976.
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts 2 - Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980.
- FASB, *FAS 43 - Accounting for Compensated Absences*, Nov. 1980.
- FASB, *FAS 52 - Foreign Currency Translation*, Dec. 1981.

- FASB, *FASB Public Record - Position papers submitted in respect of Exposure Draft on Foreign Currency Translation*, Part 1 and 2, Feb. 1983.
- FASB, *FASB Public Record - Public Hearing Held on December 17-19, 22, 1980*, Part 2, Feb. 1983.
- FASB, *FAS 73 - Reporting A Change in Accounting for Railroad Track Structures (an amendment of APB Opinion 20)*, Aug. 1983.
- FASB, *FAS 94 - Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries*, Oct. 1987.
- FASB, *Invitation to Comment-Reporting Disaggregated Information by Business Enterprises*, May 3, 1993.
- FASB, "FASB's Plan for International Activities," Jan. 1995 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/fasb/IASC/iascfcb.htm>).
- FASB, *Tentative Conclusions on Financial Reporting for Segments*, Feb. 14, 1995.
- FASB, *Exposure Draft - Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*, Oct. 16, 1995.
- FASB, *Exposure Draft - Reporting Disaggregated Information about a Business Enterprise*, Jan. 19, 1996.
- FASB, *FAS 131 - Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, June 1997.
- FASB, "Consolidation and Related Matters," *Discussion of Board Agenda Projects*, Oct. 1, 1997 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/fasb/tech/consol1.htm>).
- FASB, "Consolidations - Policy and Procedures," *Project Updates*, Nov. 4, 1998 (<http://www.rutgers.edu/Accounting/raw/fasb/project/consol.html>).
- Flegm, Eugene H., *Accounting - How to meet the Challenges of Relevance and Regulation*, A Ronald Press Publication, John Wiley & Sons, 1984.
- FTC, *Economic Report on Corporate Mergers - A Staff Report of Federal Trade Commission*, USGPO, 1969.
- FTC, *Economic Report - Conglomerate Merger Performance : an Empirical Analysis of Nine Corporations*, Staff Report to the Federal Trade Commission, USGPO, Nov. 1972.
- FTC, *Statistical Report - Annual Line of Business Report, 1974*, Report of the Bureau of Economics, USGPO, Sept. 1981.
- FTC, *Statistical Report - Annual Line of Business Report, 1975*, Report of the Bureau of Economics, USGPO, Sept. 1981.
- FTC and SEC, *Quarterly Financial Report for Manufacturing Corporations, First Quarter, 1971*, USGPO, 1972.
- George, Abraham M., "Cash Flow Versus Accounting Exposure to Currency Risk," *California Management Review*, Vol. xx, No. 4, Summer, 1978.
- Gerboth, Dale L., "Research, Intuition, and Politics in Accounting Inquiry," *The Accounting Review*, July 1973.
- Gernon, Helen, S. E. C. Purvis and Michael Diamond, *An Analysis of the Implications of the IASC's Comparability Project*, School of Accounting University of Southern California, 1990 (新井清光他訳『会計基準の国際的調和』中央経済社, 1992年).
- Gerstenberg, R. C., Executive Vice President, General Motors Corporation, Letter to Orval L. DuBois, Secretary, SEC, Nov. 4, 1968.
- Giannotti, John B., "FAS 52 Gives Treasurers the Scope FAS 8 Denied Them," *Euromoney*, April 1982.
- Giannotti, John B. and David P. Walker, "How the New FAS 8 Will Change Exposure Management," *Euromoney*, Nov. 1980.
- Gort, Michael, *Diversification and Integration in American Industry*, Princeton University Press, 1962.
- Gray, Sidney J., "The Future of International Accounting Harmony: Mutual Recognition or Uniformity?" 『国際会計研究学会年報 - 1992年度』(邦訳「会計における国際的調和の将来性 - 相互承認か, 統一化か」『COFRI ジャーナル』第8号, 1992年9月).
- Hanks, Sara, "Globalization of World Financial Markets," in Frederick D. S. Choi, ed., *Handbook of International Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1991.

- Harrigan, Patricia, "The Double Sand-bag in Foreign Exchange Accounting," *Euromoney*, June 1976.
- Hawkins, David F., "The Development of Modern Financial Reporting Practices among American Manufacturing Corporations," *Business History Review*, Autumn 1963.
- Hawkins, David F., *Corporate Financial Reporting - Text and Cases*, Richard D. Irwin, Inc., 1977.
- Heenan, David A. & Howard V. Perlmutter, *Multinational Organization Development*, Addison-Wesley Publishing Company, Inc., 1979 (江夏健一監訳『多国籍企業－国際化のための組織開発』文眞堂, 1982年).
- Horngren, Charles T., "Accounting Principles : Private or Public Sector?," *Journal of Accountancy*, May 1972.
- Horngren, Charles T., "The Marketing of Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, Oct. 1973.
- IASC, *IAS 14 - Reporting Financial Information by Segment*, March 1981.
- IASC, *IAS 27 - Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, April 1989.
- IASC, *Draft Statement of Principles Issued for Comment - Reporting Financial Information by Segment*, Sept. 1994.
- IASC, *Exposure Draft E51 - Reporting Financial Information by Segment*, Dec. 1995.
- IASC, "IASC Board Decideds Way Forward on Financial Instruments," *News Releases*, Nov. 4, 1997 (http://www.iasc.org.uk/frame/cen8_34.htm).
- IASC, *IAS 14 (Revised 1997)- Segment Reporting*, Aug. 1997.
- IASC, "IASC Approves Standard on Financial Instruments to Complete Last Major Project on the IOSCO Core Standadrns Programme," *News Releases*, Dec. 17, 1998 (http://www.iasc.org.uk/news/cen8_59.htm).
- Inco Limited, *1993 Annual Report*.
- ITT, *1979 Annual Report*.
- Kieso, Donald E. and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting*, 9th ed., John Wiley & Sons, Inc., 1998.
- Levitt, Arther, Chairman, SEC, Testimony Concerning the Commission's Authorization Request for Fiscal Year 1997 before the Subcommittee on Telecommunications and Finance of the Committee on Commerce, U. S. Congress, House of Representatives, Feb. 28, 1996 (<http://www.sec.gov/news/testimony/spch086.txt>).
- Little, Royal , "Conglomerates Are Doing Better Than You Think," *Fortune*, May 28, 1984.
- Lorensen, Leonard, *Accounting Research Study 12 - Reporting Foreign Operations of U. S. Companies in U. S. Dollars*, AICPA, 1972.
- MacMillan Bloedel Limited, *Information Circular and Annual Statutory Report 1993*.
- Markham, Josse W., *Conglomerate Enterprise and Public Policy*, Division of Research, Graduate School of Business Administration of Harvard University, 1973.
- Mautz, Robert K., *Financial Reporting by Diversified Companies*, Financial Executives Research Foundation, 1968.
- May, Robert G., and Gary L. Sundem, "Research for Accounting Policy : An Overview," *The Accounting Review*, Oct. 1976.
- McNamar, R. T., "FTC line of business reporting : Fact and Fiction," *Financial Executive*, Aug. 1974.
- Miller, Paul B. and Rodney J. Redding, *The FASB - The People, the Process, and thePolitics*, Richard D. Irwin Inc., 1986 (高橋治彦訳『The FASB 財務会計基準審議会－その政治的メカニズム』同文館, 1989年).
- Miller, Paul B., Rodney J. Redding and Paul R. Bahnson, *The FASB - The People, the Process, and thePolitics*, 4th ed., Irwin, McGraw-Hill, 1998.
- Mintz, Morton, "Financial Reporting at Issue : Debate Creates Strange Alliances," *Washington Post*, Aug. 15, 1965.
- Murphy, T. A., Treasurer, General Motors Corporation, Letter to Orval L. DuBois, Secretary, SEC, March 7, 1969.

- Narver, John C., *Conglomerate, Mergers and Market Competition*, University of California Press, 1967
(江夏健一, 吉海志郎共訳『コングロマリット合併と市場競争』東洋経済新報社, 1971年).
- NCR Corporation, *1982 Annual Report*.
- Nelson, Gaylord, Senator, Letter to Harmer H. Budge, Chairman, SEC, July 9, 1969.
- Nobes, Christopher, "Harmonization of Financial Reporting," in Christopher Nobes and Robert Parker, ed., *Comparative International Accounting*, 3rd ed., Prentice Hall International Ltd., 1991.
- Northern Telecom Limited, *1993 Annual Report*.
- Nugent, Jan, "Big Firms Fight Data Request," *Journal of Commerce*, July 14, 1969.
- Organization for Economic Co-operation and Development, *Economic Outlook* 36, Dec. 1984.
- Pacter, Paul, *Reporting Disaggregated Information*, FASB, Feb. 1993.
- Patz, Dennis H, "The State of the Art in Translation Theory," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 4, No. 3, 1977.
- President Johnson's Task Force on Antitrust Policy, *Report of President Johnson's Task Force on Antitrust Policy ("The Neal Report")* (1968.7.5), the Bureau of National Affairs, Inc., May 21, 1969.
- Previts, Gary J. and Barbara D. Merino, *A History of Accounting in America*, John Wiley and Sons, inc., 1979 (大野功一, 岡村勝義, 新谷典彦, 中瀬忠利共訳『アメリカ会計史—会計の文化的意義に関する史的解釈』同文館, 1983年).
- Price Waterhouse, *Accounting Principles and Practices in Canada and the United States of America 1993*, Price Waterhouse, 1993.
- Rappaport, Alfred and Eugene M. Lerner, *A Framework for Financial Reporting by Diversified Companies*, National Association of Accountants, 1969.
- Roosa, Robert, the International Advisory Committee to the New York Exchange, Inc., Letter to John Wheeler, Secretary, SEC, July 15, 1985.
- Ruder, David S., Chairman, SEC, Testimony Concerning the International Securities Enforcement Cooperation Act of 1988 before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, U. S. Congress, Senate, June 29, 1988.
- Ruder, David S., Chairman, SEC, Statement Concerning the Globalization of the Securities Markets before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, And Urban Affairs, U. S. Congress, Senate, June 15, 1989.
- Salter, Malcolm S. and Wolf A. Weinhold, *Diversification through Acquisition*, The Free Press, 1979.
- Sampson, Clarence, "Facilitation of Multinational Securities Offerings," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 2, 1988.
- Saudagaran, Shahrokh M., "The SEC and the Globalization of Financial Markets," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 5, 1991.
- Saudagaran, Shahrokh M. and Morton B. Solomon, "Worldwide Regulatory Disclosure Requirements," in Frederick D. S. Choi, ed., *Handbook of International Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1991.
- SEC, *Securities Act of 1933, Release No. 4922, Securities Exchange Act of 1934, Release No. 8397 - Notice of Proposed Amendments to Forms S-1, S-7, 10*, Sept. 4, 1968.
- SEC, *Securities Act of 1933, Release No. 4988, Securities Exchange Act of 1934, Release No. 8650 - Adoption of Amendments to Forms S-1, S-7, and 10*, July 14, 1969.
- SEC, *Accounting Series Release No. 150 - Statement of Policy on the Establishment and Improvement of Accounting Principles and Standards*, Dec. 20, 1973.
- SEC, *Accounting Series Release No. 236 - Industry Segment Reporting-Adoption of Disclosure Regulation and Amendments of Disclosure Forms and Rules*, Dec. 23, 1977.
- SEC, *Securities Exchange Act of 1934 Release No. 34-16371 - Rules, Registration and Annual Report Form for Foreign Private Issuers*, Nov. 29, 1979.
- SEC, *International Series Release No. 2 - Memorandum of understanding with the Government of*

- Switzerland, Aug. 31, 1982.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6437 - Adoption of Foreign Issuer Integrated Disclosure System*, Nov. 19, 1982.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6568 - Facilitation of Multinational Securities Offerings*, Feb. 28, 1985.
- SEC, *Securities Exchange Act of 1934 Release No. 34-21958 - Request for Comments on Issues Concerning Internationalization of the World Securities Markets*, April 18, 1985.
- SEC, *International Series Release No. 4 - Memorandum of understanding with the United Kingdom*, Sept. 23, 1986.
- SEC, *International Series Release No. 6 - Memorandum of understanding with Ontario, Quebec and British Columbia*, Jan. 7, 1988.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6807 - Regulation of International Securities Markets*, Nov. 14, 1988.
- SEC, *International Series Release No. 1 - Policy Statement of the United States Securities and Exchange Commission*, Nov. 1988.
- SEC, *International Series Release No. 5 - Memorandum of understanding with Japan*, May 23, 1989.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6841 - Multijurisdictional Disclosure*, July 24, 1989.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6879 - Multijurisdictional Disclosure and Modifications to the Current Registration and Reporting System for Canadian Issuers*, Oct. 16, 1990.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6902 - Multijurisdictional Disclosure and Modifications to the Current Registration and Reporting System for Canadian Issuers*, June 21, 1991.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-6997, 34-32232, IS-539 - Amendments to the Multijurisdictional disclosure systems for Canadian Issuers*, April 27, 1993.
- SEC, *Securities Act of 1933 Release No. 33-7025, 34-33134, IS-604 - Amendments to the Multijurisdictional disclosure systems for Canadian Issuers*, Nov. 3, 1993.
- SEC, *1996 Annual Report* (<http://www.sec.gov/asec/annrep96/cont96.htm>).
- SEC, *Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets*, Oct. 1997 (<http://www.sec.gov/news/studies/acctgsp.htm>).
- Seilder, Lee J., "The Financial Accounting Standards Board: Goldfish in a Pool of Sharks," *The Accountant's Magazine*, Oct. 1973.
- Sherer, F. M., *Industrial Market Structure and Economic Performance*, Rand McNally College Publishing Company, 1970.
- Skousen, K. Fred, "Standard for Reporting by Lines of Business," *Journal of Accountancy*, Feb. 1970.
- Skousen, K. Fred, "Chronicle of Events Surrounding the Segment Reporting Issue," *Journal of Accounting Research*, Autumn 1970.
- Solomons, David, "The Politicization of Accounting : The Impact of politics on Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, Nov. 1978.
- Solomons, David, *Making Accounting Policy*, Oxford University Press, 1986.
- Sutton, Michael H., SEC Chief Accountant, Remarks before Seymour Jones Distinguished Lecture Series, Leonard M. Stern School of Business, New York University, "The Role of Financial Reporting in US Capital Markets," Nov. 25, 1996 (<http://www.sec.gov/news/speeches/spch131.txt>).
- Tay, J. S. W. and R. H. Parker, "Measuring International Harmonization and Standardization," *ABACUS*, Vol. 26, No. 1, 1990.
- Tenneco Inc., *1979 Annual Report*.
- Tenneco Inc., *1985 Annual Report*.
- The Staff of the Cabinet Committee on Price Stability, *Study Paper Number 2 : Industrial Structure and Competition Policy*, Dec. 1968.
- U. S. Congress, House of Representatives, *Investigation of Conglomerate Corporations - A Report by the Staff of the Antitrust Subcommittee of the Committee on the Judiciary, 92d Congress, USGPO*,

- 1971.
- U. S. Congress, House of Representatives, *Globalization of Securities Markets - Hearing before the Subcommittee on Telecommunications and Finance of the Committee on Energy and Commerce* (1987.8.5), USGPO, 1988.
- U. S. Congress, House of Representatives, *Departments of Commerce, Justice, and State, the Judiciary, and Related Agencies Appropriations for 1990 - Hearings before a Subcommittee of the Committee on Appropriations*, USGPO, 1989.
- U. S. Congress, Senate, *Economic Concentration - Hearings before the Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary*, Part 1 (1964), Part 2 (1965), Part 4 (1965), Part 5 (1966), Part 8 (1970), USGPO.
- U. S. Congress, Senate, *Role of Giant Corporations in the American and World Economies - Hearings before the Subcommittee on Monopoly of the Select Committee on Small Business*, Part 1A (1969), Part 2 (1972), Part 2A (1972), Part 2B (1973), USGPO.
- U. S. Congress, Senate, *The Internationalization of Capital Markets - Hearings before the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs* (1986.2.26 and 27), USGPO, 1986.
- U. S. Congress, Senate, *The International Securities Enforcement Cooperation Act of 1988 - Hearing before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs* (1988.6.29), USGPO, 1988.
- U. S. Congress, Senate, *Globalization of the Securities Markets and S. 646, the International Securities Enforcement Cooperation Act of 1989 - Hearings before the Subcommittee on Securities of the Committee on Banking, Housing, And Urban Affairs* (1989.6.14 and 15), USGPO, 1990.
- U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *1972 Census of Manufacturers*, Vol. 6, Subject and Special Report Series, USGPO, Nov. 1975.
- U. S. Department of Commerce, *International Direct Investment*, USGPO, 1984.
- Wagner, Robin M. , "Segmented Reporting," *Management Accounting*, April 1976.
- Watt, George C., Richard M. Hammer and Marianne Burge, *Accounting for the Multinational Corporation*, Financial Executives Institute & Dow Jones-Irwin, 1977.
- Watts, Ross L., and Jerold L. Zimmerman, "The Demand for and Supply of Accounting Theories : The Market for Excuses," *The Accounting Review*, April 1979.
- Webster, George R., "Consolidated Accounts," *Journal of Accountancy*, Oct. 1919.
- Werntz, William W., "History of the Accounting Procedure Committee - from the Final Report," *Journal of Accountancy*, Nov. 1959.
- Willey, Russell W., "The FASB Is in Danger of Making Changes for the Worse," *Euromoney*, April 1981.
- Wilson, Woodrow, Address to the Congress, Jan. 20, 1914.
- Woodside, Byron D. , "Government Account ant Relations," *Journal of Accountancy*, Sept. 1964.
- Xerox Corporation, *1981 Annual Report*.
- Xerox Corporation, *1982 Annual Report*.
- Xerox Corporation, *1984 Annual Report*.
- Xerox Corporation, *1985 Annual Report*.
- Xerox Corporation, *1986 Annual Report*.
- Zeff, Stephen A., "Developing Accounting Principles : A Summary Review and Analysis of the U. S. Experience," *Journal of Contemporary Business*, Spring 1973.
- Anonymous Article, "Accounting Problems Arising from Devaluation of Foreign Currencies," *The Journal of Accountancy*, Jan. 1950.
- Anonymous Article, "APB Gives Partial Approval to SEC Disclosure Proposal," *Journal of Accountancy*, April 1969.
- Anonymous Article, "APB Comments on SEC Proposal on Product Line Reporting," *Journal of Accountancy*, Dec. 1969.
- Anonymous Article, "Accounting: A Crisis over Fuller Disclosure," *Business Week*, April 22, 1972.

- Anonymous Article, "Recommendations of the Study on Establishment of Accounting Principles," *Journal of Accountancy*, May 1972.
- Anonymous Article, "AICPA Directors Urge Adoption of Wheat Study Proposals," *Journal of Accountancy*, May 1972.
- Anonymous Article, "AICPA Adopts Wheat Report on Accounting Standards Board," *Journal of Accountancy*, June 1972.
- Anonymous Article, "Financial Accounting Foundation Appointees," *Journal of Accountancy*, Aug. 1972.
- Anonymous Article, "Paper Shuffling and Economic Reality," *Journal of Accountancy*, Jan. 1973.
- Anonymous Article, "AAA Meets in Quebec," *Journal of Accountancy*, Oct. 1973.
- Anonymous Article, "Garret Backs FASB," *Journal of Accountancy*, Nov. 1973.
- Anonymous Article, "FTC Drops 1973 LOB Inquiry in Favor of 1974 Effort," *Journal of Accountancy*, June 1976.
- Anonymous Article, "Will the New FASB Make Exposure Bearable?," *Euromoney*, Jan. 1981.
- Anonymous Article, "The Role of U. S. Standard Setters in International Harmonization of Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, Sept. 1991.

II 和書文献

- 上妻義直「セグメント会計基準の問題点」『企業会計』第48巻第4号（1996年4月）。
- 新井清光「会計基準の国際的調和とわが国の対応」『企業会計』第46巻第1号（1994年1月）。
- 新井清光「会計基準の国際的調和の方向と問題点」『JICPA ジャーナル』第462号（1994年1月）。
- 新井武広「証券市場の現況と会計基準の国際的調和への要望」『企業会計』第46巻第1号（1994年1月）。
- 石井薫「アメリカ会計原則制定主体の認識（一）」『三田経済学研究』第16号（1977年9月）。
- 井尻雄士「アメリカ会計の発展事情—政治の中で育つ会計の道」『会計』第125巻第1号（1984年1月）。
- 伊藤邦雄・醍醐聡・田中建二編集『事例研究 現代の企業決算』中央経済社（1991年）。
- 伊藤敏「米国会計実践におけるセグメンタル・リポーティング」『企業会計』第29巻第10号（1977年10月）。
- 井戸一元「イギリスにおける状況法の特質」『国際会計研究会年報—1995年度』。
- 稲垣富士男『連結財務諸表詳解』中央経済社，1975年。
- 井上伊知郎「為替媒介通貨及び介入通貨の変更について(1)」『産業経済研究（久留米大）』第25巻第4号（1985年3月）。
- 井上伊知郎「為替媒介通貨及び介入通貨の変更について(2)」『産業経済研究（久留米大）』第26巻第3号（1985年12月）。
- 井上達男『アメリカ外貨換算会計論』同文館，1996年。
- 上野善晴「第五回証券局・SEC 定期会合の概要」『商事法務』第1241号（1991年2月15日）。
- 遠藤博志「E32『財務諸表の比較可能性』に対する経団連のコメントについて」『旬刊経理情報』第576号（1990年1月10日）。
- 遠藤博志「有価証券報告書等の開示内容の見直しに関する経済界の意見」『旬刊経理情報』第642号（1992年1月1日）。
- 大蔵省『金融システム改革（日本版ビッグバン）とは』（<http://www.mof.go.jp/big-bang/bb1.htm>）。
- 岡田依里「国際会計基準 E32『財務諸表の比較可能性』の検討」『旬刊経理情報』第582

号 (1990年3月10日)。

奥村茂次「アメリカ系多国籍企業の現況－1977年センサスの分析」『季刊経済学研究 (大阪市大)』第5巻第1号 (1982年6月)。

小野武美『企業会計の政治経済学－会計規制と会計政策の動態分析』白桃書房, 1996年。

角田伸広「IOSCOにおける国際会計基準に係る議論の概要」『企業会計』第46巻第1号 (1994年1月)。

片山覚「FASBステートメント No. 14 企業のセグメント別財務報告」『企業会計』第29巻第3号 (1977年3月)。

亀井正義『多国籍企業論』ミネルヴァ書房, 1985年。

神田秀樹「会計基準の国際的調和と商法」『企業会計』第46巻第1号 (1994年1月)。

甲斐田和紀「セグメント情報の記載要領の改正について」『旬刊経理情報』第753号 (1995年5月20日)。

川村義則「マネジメント・アプローチと比較可能性－米国のディスクロージャー基準をめぐる最近の動向」『JICPA ジャーナル』第496号 (1996年11月)。

企業会計審議会「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について (中間報告)」 (1986年10月31日)。

企業会計審議会「セグメント情報の開示に関する意見書」 (1988年5月26日)。

企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」 (1997年6月6日)。

企業会計編集室「グローバル・キャピタル・マーケット－発展する会計とディスクロージャー基準」『企業会計』第46巻第2号 (1994年2月)。

企業財務制度研究会『ディスクロージャー制度の国際的なハーモニゼーション等について (COFRI レポート No.2)』企業財務制度研究会, 1990年。

岸田雅雄「会計基準の国際的調和と証券取引法の諸問題」『企業会計』第46巻第1号 (1994年1月)。

木下徳明「国際会計基準とわが国の会計課題」『企業会計』第41巻第8号 (1989年8月)。

河内山潔「アメリカ・カナダ間の財務諸表の相互承認－カナダにおける規制を中心として」『産研論集 (関西学院大学)』20号 (1993年3月)。

国際会計研究学会「公開シンポジウム－国際会計基準の形成とその問題点」『国際会計研究学会年報－1992年度』。

国際会計研究学会「公開シンポジウム－会計基準の国際化と日米間協力」『国際会計研究学会年報－1993年度』。

小菅正伸「グループ経営からみたセグメント情報」『企業会計』第48巻第4号 (1996年4月)。

佐々木潔「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項」『商事法務』第1491号 (1998年5月25日)。

柴健次『外貨換算会計論』大阪府立大学経済研究叢書第65冊, 1987年。

JICPA ジャーナル編集委員会「IASC 代表団に聞く」『JICPA ジャーナル』第409号 (1989年8月)。

JICPA ジャーナル編集委員会「国際会計基準公開草案第32号をめぐる」『JICPA ジャーナル』第409号 (1989年8月)。

JICPA ジャーナル編集委員会「資料－IAS E32『財務諸表の比較可能性』に対する日本公認会計士協会公式意見」『JICPA ジャーナル』第412号 (1989年11月)。

JICPA ジャーナル編集委員会「官庁情報」『JICPA ジャーナル』第446号 (1992年9月)。

JICPA ジャーナル編集委員会「国際会計基準 (IAS) セミナーの報告」『JICPA ジャーナル』第455号 (1993年1月)。

JICPA ジャーナル編集委員会「リチャード C・ブリーデン前 SEC 委員長に聞く」『JICPA ジャーナル』第462号 (1994年1月)。

JICPA ジャーナル編集委員会「会計基準の国際的調和のゆくえ」『JICPA ジャーナル』第464号 (1994年3月)。

JICPA ジャーナル編集委員会「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告－シドニー会議」

『JICPA ジャーナル』第 486 号 (1996 年 1 月)。
JICPA ジャーナル編集委員会「国際会計基準委員会 (IASC) 事務総長, カームズバーグ卿の訪日と講演について」『JICPA ジャーナル』第 500 号 (1997 年 3 月)。
JICPA ジャーナル編集委員会「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告ーロンドン会議 JICPA ジャーナル』第 500 号 (1997 年 3 月)。
JICPA ジャーナル編集委員会「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告ー北京会議」『JICPA ジャーナル』第 507 号 (1997 年 10 月)。
『JICPA NEWS』第 386 号 (1987 年 12 月)。
白鳥栄一「国際会計基準の現状」『企業会計』第 46 巻第 1 号 (1994 年 1 月)。
白鳥庄之介「米国連結財務諸表発達小史」『一橋論叢』第 48 巻第 2 号 (1962 年)。
旬刊経理情報編集部「IASC『金融商品ー認識と測定』を基準化」『旬刊経理情報』第 874 号 (1999 年 1 月 10 日/20 日号)。
証券取引審議会報告書「社債発行市場の在り方について」(1986 年 12 月 12 日)。
商事法務編集部「日米構造問題協議フォローアップ会合, 第 1 次年次報告書をまとめる」『商事法務』第 1251 号 (1991 年 6 月 5 日)。
商事法務編集部「資料ー日米構造問題協議フォローアップ・第 1 回年次報告」『商事法務』第 1251 号 (1991 年 6 月 5 日)。
商事法務編集部「資料ー日米構造問題協議フォローアップ第 2 回年次報告」『商事法務』第 1298 号 (1992 年 9 月 15 日)。
末尾一秋「開示情報としての有用性と制度化への視点」『企業会計』第 29 巻第 10 号 (1977 年 10 月)。
末尾一秋『事業別財務情報会計』森山書店, 1979 年。
末尾一秋編著『セグメント会計』同文館, 1987 年。
鈴木輝夫「最近の国際会計基準策定とその影響」『旬刊経理情報』第 836 号 (1997 年 11 月 20 日)。
鈴木三也編『新しいディスクロージャー制度』財務詳報社, 1989 年。
染谷恭次郎編著『国際会計論』東洋経済新報社, 1984 年。
孫徳榮「米国とカナダとの多国間管轄開示制度」『旬刊経理情報』第 665 号 (1992 年 9 月 20 日)。
孫徳榮「北米証券行政官協会における多国間管轄開示制度の承認」『企業会計』第 45 巻第 10 号 (1993 年 10 月)。
孫徳榮「米国とカナダの多国間管轄開示制度における問題点」『龍谷大学経営学論集』第 34 巻第 2 号 (1994 年 8 月)。
武田隆二『情報会計論』中央経済社, 1971 年。
武田隆二『連結財務諸表』国元書房, 1977 年。
田中良三「セグメント別報告書の生成過程とその背景」『商学討究』第 27 巻第 1 号 (1976 年 7 月)。
田辺三夫「米国財務会計基準書第 14 号」『会計ジャーナル』第 9 巻第 6 号 (1977 年 6 月)。
通商産業省『通商白書ー昭和 61 年版』太蔵省印刷局, 1986 年 6 月。
寺田達史「金融システム改革における企業会計・ディスクロージャーの整備」『旬刊経理情報』第 828 号 (1997 年 8 月 20 日 / 9 月 1 日)。
道垣内正人「日米構造問題協議の法的位置づけ」『商事法務』第 1258 号 (1991 年 8 月 5 日)。
徳賀芳弘「会計基準の調和化への若干の疑問ー会計基準の調和化と会計の調和化」『JICPA ジャーナル』第 446 号 (1992 年 9 月)。
徳永忠昭「国際会計基準公開草案第 32 号『財務諸表の比較可能性』の趣旨と概要」『企業会計』第 41 巻第 8 号 (1989 年 8 月)。
徳永忠昭「E32『財務諸表の比較可能性』に関する米国アナリスト協会の会議報告」『JICPA ジャーナル』第 415 号 (1990 年 2 月)。
徳永忠昭「E32『趣旨書』の確定経緯と主要決定事項」『旬刊経理情報』第 600 号 (1990 年 10 月 1 日)。

中川隆進「ディスクロージャー制度をめぐる展望」『商事法務』第 1238 号（1991 年 1 月 5 日）。

中島省吾「国際会計基準・監査基準の変遷とそのこれからの役割」『企業会計』第 41 巻第 8 号（1989 年 8 月）。

中田信正「会計基準の国際的調和と税法上の諸問題」『企業会計』第 46 巻第 1 号（1994 年 1 月）。

中地宏『趣旨書』確定で会計基準の国際的調和にどう対応するか『旬刊経理情報』第 600 号（1990 年 10 月 1 日）。

中根敏晴「合併会計の再検討」『長崎造船大学研究報告』第 13 巻第 1 号（1972 年 4 月）。

中根敏晴「買収会計の再検討」『長崎造船大学研究報告』第 14 巻第 2 号（1973 年 10 月）。

中村萬次『会計政策論—アメリカ独占体の会計政策』ミネルヴァ書房，1969 年。

西川郁生「国際会計基準における『セグメント別財務情報の報告』の改訂」『企業会計』第 48 巻第 4 号（1996 年 4 月）。

西川郁生「最近の国際会計基準委員会の動向及び今後の見通しについて」『COFRI ジャーナル』第 29 号（1997 年 12 月 5 日）。

『日本経済新聞』1987 年 3 月 13 日。

『日本経済新聞』1989 年 11 月 7 日。

『日本経済新聞』1992 年 8 月 4 日。

『日本経済新聞』1993 年 4 月 26 日。

『日本経済新聞』1993 年 11 月 1 日。

蛭木実「部門別財務情報の公開とその有用性について—米国における多角経営企業の部門別外部報告会計を中心として」『彦根論叢』第 169・170 号（1974 年 11 月）。

蛭木実「部門別外部報告会計の発展とその問題点」『彦根論叢』第 172 号（1975 年 3 月）。

日本公認会計士協会「セグメント情報の開示に関する会計手法について（中間報告）」（1989 年 11 月 7 日）。

日本公認会計士協会「セグメント情報の開示に関する会計手法」（1995 年 4 月 1 日）。

荻茂生・川本修司「FASB 基準書第 131 号『企業のセグメントおよび関連情報の開示』について」『旬刊経理情報』第 844 号（1998 年 2 月 20 日）。

原信『為替リスク』有斐閣選書 R，1983 年。

畑山紀「アメリカ連結納税制度の初期における展開の過程」『経理研究』第 28 号（1978 年）。

早川豊「米国における 1960 年代後半の買収活動と会計」『経済学研究（北海道大学）』第 30 巻第 3 号（1980 年 11 月）。

早川豊『米国企業会計制度の研究』北大図書刊行会，1982 年。

平松朗「日米構造協議と証取法上のディスクロージャー（1）」『旬刊経理情報』第 613 号（1991 年 2 月 20 日）。

平松朗「日米構造協議と証取法上のディスクロージャー（2）」『旬刊経理情報』第 614 号（1991 年 3 月 1 日）。

平松朗「改正省令に基づくセグメント情報の充実について」『旬刊経理情報』第 691 号（1993 年 7 月 1 日）。

平松一夫『国際会計の新動向—会計・開示基準の国際的調和』中央経済社，1994 年。

広瀬義州「会計基準の調和化をめぐる諸問題（上）」『商事法務』第 1297 号（1992 年 9 月 5 日）。

広瀬義州「会計基準の調和化をめぐる諸問題（下）」『商事法務』第 1298 号（1992 年 9 月 15 日）。

広瀬義州『会計基準論』中央経済社，1995 年。

広瀬義州「セグメント会計基準の論点」『企業会計』第 48 巻第 4 号（1996 年 4 月）。

福田秀俊「日米構造協議と系列ディスクロージャー」『JICPA ジャーナル』第 428 号（1991 年 3 月）。

米国財務会計基準（連結会計）研究委員会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』

財団法人企業財務制度研究会，1995年11月。

ホワイトヘッド，チャールズ・K「米国資本市場の国際化の動向」『商事法務』第1368号（1994年10月5日）。

前田貞芳「セグメント別財務情報の開示の意義と限界－FASBの見解の分析を通じて」『税経通信』（1982年1月）。

松井泰則「米国セグメント会計の展開－FASB/CICAの審議経過をふまえて」『企業会計』第48巻第4号（1996年4月）。

松岡寿史「セグメント情報の開示基準に関する国際比較」『COFRI ジャーナル』第29号（1997年12月5日）。

松下満雄「日米構造問題協議と経済制度調整」『ジュリスト』第965号（1990年10月15日）。

港監査法人編『アメリカの証券市場・資金調達』中央経済社，1987年。

嶺輝子『外貨換算会計の研究－アメリカを中心として』多賀出版，1992年。

宮崎義一『寡占』岩波新書，1972年。

向伊知郎「カナダ会計基準の特質－アメリカ会計基準との比較を中心として」『国際会計研究学会年報－1993年度』。

向伊知郎『カナダ会計制度研究－イギリスおよびアメリカの影響』税務経理協会，1998年。

武藤英輔「日本版ビック・バンのグランドデザイン」『旬刊経理情報』第821号（1997年6月10日）。

村山徳五郎『「国際会計基準」の新様相』『JICPA ジャーナル』第405号（1989年4月）。

森川八州男「アメリカ会計法制の動向〔下〕一近年におけるSEC開示制度の改正」『企業会計』第35巻第10号（1983年10月）。

森川八洲男編著『会計基準の国際的調和』白桃書房，1998年。

森信茂樹「SECとの第6回定期協議の概要について」『旬刊経理情報』第659号（1992年7月10日）。

森本哲也・若林弘樹「米国SECの外国企業をめぐる規制緩和策の概要（上）」『商事法務』第1340号（1993年12月5日）。

森本哲也・若林弘樹「米国SECの外国企業をめぐる規制緩和策の概要（下）」『商事法務』第1341号（1993年12月15日）。

藪中三十二「日米構造問題協議－その今日的意義・特色及び法的位置づけ」『ジュリスト』第965号（1990年10月15日）。

山田正喜子『ロビイング－米国議会のパワーポリティクス』日本経済新聞社，1982年，7ページ。

有価証券報告書等開示内容検討委員会『開示内容の改善に向けての調査研究』財団法人企業財務制度研究会，1994年3月。

吉川満「米国SEC規則144Aと最近の動向（上）」『公社債月報』第442号（1993年6月）。

吉川満「米国SEC規則144Aと最近の動向（中）」『公社債月報』第443号（1993年7月）。

吉川満「米国SEC規則144Aと最近の動向（下）」『公社債月報』第454号（1994年6月）。

米山祐司「セグメント別財務報告をめぐる米国会計基準設定構造の特質」『経済学研究（北海道大学）』第34巻第3号（1984年12月）。

米山祐司「外貨表示財務諸表換算会計の再編過程－アメリカ多国籍企業の海外子会社の連結問題」『経済学研究（北海道大学）』第36巻第3号（1986年12月）。

米山祐司「セグメント情報の日米比較」『社会科学研究（釧路公立大学）』第2号第2分冊（1990年6月）。

米山祐司「日米におけるセグメント情報の制度化」『JICPA ジャーナル』第451号（1993年2月）。

米山祐司「アメリカにおけるセグメント情報の制度化」『会計史学会年報－1992年』第11号（1993年3月）。

米山祐司「開示制度の国際的調和における相互承認の可能性－アメリカとカナダの多法域

間開示制度をもとに」『社会科学研究（釧路公立大学）』第7号（1995年3月）。

米山祐司「アメリカ証券取引委員会と会計の国際的調和」『産業経理』第57巻第3号（1997年10月）。

米山祐司「セグメント情報の国際的調和」『社会科学研究（釧路公立大学）』第10号（1998年3月）。

米山祐司「新しいセグメント情報と国際的調和の動向」『税経通信』第53巻第9号（1998年6月）。

ロス，ルイ『現代米国証券取引法』商事法務研究会，1989年。

渡辺剛「SEC 多国間管轄開示制度の概要と問題点－会計基準の調和化の視点から」『企業会計』第45巻第6号（1993年6月）。

渡邊康良「セグメント別リポーティングの課題」『企業会計』第29巻第9号（1977年9月）。

索引

(和文見出項目はヘボン式のローマ字のつづりによる。*印は略語表を参照)

[A]	
AAA*	31
AcSB*	116,123
Adams	19
アグリゲート集中	10-11
AIA*	2,8,9,46
AICPA*	2,18,21,30-32,48,88
Alaska Pipeline 法	29
Alcan Aluminium	68,92-93
American Can	7
American Tobacco	7
アメリカ会計基準への調整	3,69,72-73,75, 85-96,
アメリカ公認会計士会	9
APB*	2,6-7,9-10,17-18,21-23,30-32,47,51-54
— Opinion	2,10,18,52
— Opinion 2	17
— Opinion 4	17
— Opinion 6	46-47,53
— Opinion 16	17
— Statement 2	22
ARB*	2,9
— ARB 4	46
— ARB 43	46-47,53
— ARB 51	10
Arkus-Duntov	19
Armour	27
Armstrong	31
ARS*	10,52
— ARS 12	54
ASR*	9-10
— ASR 4	9,18,31
— ASR 96	17
— ASR 150	31
— ASR 236	35
— ASR 244	36
— Item 17	69,72,86,88,90-91
— Item 18	69,72,86-88,91
Avis	27
[B]	
Backer	21
買収	8,10-13,15-19,24-27
Bell Canada Enterprise	68
Big Eight 会計事務所	31-32,56,58
Blough	9
ボーラ＝オマホニー法案	9
Briloff	45
British Telecommunications	68
Budge	25
ブリティッシュ・コロンビア州	70,72
[C]	
CAP*	2,6,9-10,18,31,46
CASB	18
Celler-Kefauver 法	13,19,26
Clayton 法	13
Cohen	19-20
Congress of Accountants	8
Consolidated Cigar	27
[D]	
Dickinson	8
Dicksee	8
Dirlam	19-20
独占小委員会（上院中小企業特別委員会） ..	25
Dreyfus	19
Du Pon	7,29
[E]	
EC 共同フロート	50
エクスポージャー	56-61
— ロングポジション	56-57
— ショートポジション	56-57
EMS*	50-51
Ernst & Whinney	58
[F]	
FAF*	31
FASB*	2,3,7,10,18,22,30-32,34-35,37,45-46, 51-56,58-59,114,116-119,123-124
— FAS*	2

— FAS 1	53	業務別セグメント (FAS 131)	116-119,121-122
— FAS 8	45-46,52-60		
— FAS 14	22,30-32,34-37,100,105-109, 112-120,124	[H]	
— FAS 18	35	廃止事業	113,115,119
— FAS 21	35	反トラスト独占小委員会 (上院司法委員会)	18-21,25-26
— FAS 52	45,55-56,58-61,62,93	反トラスト政策調査班 (Johnson 大統領)	24
— FAS 106	92-95	反トラスト小委員会 (下院司法委員会)	25
— FAS 109	92-95	Hart	19-20,25
— FAS 131	100,116-124	Heenan	61-62
— 概念フレームワーク	4,117,123	変動相場制	2,45-46,48,50-51,53,55,60
— 解釈指針	31,75	Hepworth	47
FEI*	21-23,29,31,56	Hertz	27
Ford	27	比較可能性	71-75,80-81,87,89,91,96-97, 107-108,113,115,117,123
Fortune	37	広瀬	80-81
FRB*	8	北米証券行政官協会	88
FTC*	7-8,11,13-14,18,24-30,34	本国主義	55-56,58-60,62
振替価格	30,35,108,119,123	標準産業分類 (SIC*)	13,27-28,30,34,106
		— 2 桁産業中分類	13-14,27
[G]		— 3 桁産業小分類	13-14,28
外貨表示財務諸表換算会計	2,45-46,48,55,60	— 4 桁産業細分類	13-16,27-28
— 貨幣・非貨幣法	47-48,52,54-55	— 5 桁品目群分類	13-16
— 決算日レート法	47-48,55-57,59-61		
— 流動・非流動法	46-48,56-57	[I]	
— テンポラル法	47,54-61	IASC*	1,3-4,68,73-75,81,96-97,116,123-124
— 決算日レート	46-48,52,54-59,61	— E32	73-74
— 取得日レート	46-48,54,56,58	— フレームワーク	123
GAO*	29	— 比較可能性改善プロジェクト	73-74
合併	8-9,12-13,16-20,25-27,37	— IAS*	1,3-4,68,71,73-75,80-81,95-97,100
— 合併態様	11-13	— IAS 7	70,75,96
— 合併運動	2,6-8,10-11,17,22,26,30	— 旧 IAS 14	100,105-109,111,113,116,120,123-124
— 第1次合併運動	6-7	— 改訂 IAS 14	100,116,120-124
— 第2次合併運動	6	— 補足的開示様式	120,122
— 第3次合併運動	7,10,18	— 基本的開示様式	120,122
— コングロマリット合併	2,10-13,17,19,26	— IAS 21	75,96
— 地域拡大	11-13	— IAS 22	75,96
— 純粋	11-13	— 趣旨書	73
— 商品拡大	11-13	IBM	62
— 水平合併	7,11-13	ICAEW*	47
— 垂直合併	7,11-13	ICAS*	47
Garret	31	イギリス貿易産業省	70,73
General Electric (GE)	7-8,29,34	IMF*	51
General Motors (GM)	8,23-24,27,29,34	Inco	93-94
現地主義	55-62	International Harvester	7
議事項目	32	IOSCO*	1,3-4,68,70-71,73-75,81,97
Gray	80		
Gulf & Western	27		

— Form S-1	22,32,35-36,102-103	U. S. Steel	7-8,28
— Form S-7	22,32,36,102-103		
セグメント情報	2-4,6-7,10,17-25,27-28,30-37, 69,72,89,97,100-106,108-109, 113-117,119-120,122-125	[W]	
製品系列	19-20,23-25,27,30,32-33,36,106,124	Wall Street Journal	25
戦時超過利得税	9	Washington Post	20,25
戦時歳入法	9	Wheat 委員会	30-31
Sherman 法	8	White Consolidated Industries	27
司法省反トラスト局	24	Williams 法	87
信頼性	20,87,104,113,117,123	Wilson	27
質的特性	117,123	Woodside	18
証券法 (33 年法)	2,9,20,22,35,69-70,82-85,87-90	[X]	
証券監督者三極会議	73	XEROX	113-115
証券取引法 (34 年法)	2,9,19-20,22,35,69-71, 85-88	[Y]	
証券取引法 (日本)	101-102,104,125	有価証券報告書	73,101,103,125
証券取引審議会	101,104	有価証券届出書	101,103
所在地別セグメント	103-111	優先株式	81,83-84,86-90,92,95
主任会計官	9,18	[Z]	
—主任会計官室	9	財務アナリスト	11,21-22,31
取得原価主義	54-56,60	—財務アナリスト連盟	20,31
修正再表示	108,113-115,123	属性	54
相互承認	3,71-74,80-81,96-97		
South Puerto Rico Sugar	27		
Standard Oil	7		
	[T]		
多国間証券公募	1,3,68,71,74,91		
適格機関投資家	70		
TENNECO	113-115		
地域別セグメント	32-35,103,105-108,111-115, 120-123		
特別専門委員会	32-34,53		
トラスト	2,8,13,18-19,24-27		
討議資料	32-35,53		
統合基準	117-118,120-121		
統一会計	8		
投資銀行家協会	8		
投資税額控除	1,17-18,30		
Trublood 委員会	31		
Turner	19		
	[U]		
U. S. Rubber	7		